官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（五六）　二
○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（五七）　三六
○公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（五八）　三六
○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律（五九）　三〇
○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（六〇）　三五
○防災庁設置法（六一）　三八
○防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（六二）　四一
〔政　令〕
○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二七）　四四
○電波法関係手数料令の一部を改正する政令（一二八）　四四
○社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（一二九）　五二
〔条　約〕
○日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定（一六）　五二
〔府　令〕
○投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六二）　五六
〔省　令〕
○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一四）　五九
〔法規的告示〕
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（内閣府八一）　六一
○委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一部を改正する件（総務二六四）　六三
〔その他告示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委三一）　六三
○日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二三八）　六六
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一〇〇三～一〇一四）　六六
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二四）　六六
〔官庁報告〕
官庁事項
受託中小企業振興法第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定めた件（経済産業省）　六七
〔公　告〕
諸事項
官庁　六七
公示送達関係
裁判所　六七
破産、免責、再生関係
特殊法人等　七七
独立行政法人都市再生機構、地方公共団体情報システム機構令和七年度財務諸表、阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　七九
地方公共団体　八〇
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　八〇
会社その他　八〇
会社決算公告　八〇

◇個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（法律第五十六号）（個人情報保護委員会）

第１　個人情報の保護に関する法律の一部改正

1　定義

(1)　「連絡可能個人関連情報」とは、特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる一定の記述等が含まれる個人関連情報をいうものとする。（第二条第八項関係）

(2)　「統計作成等」とは、統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいうものとする。（第二条第十三項関係）

(3)　「特定生体個人情報」とは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した個人識別符号のうち、特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるものを変換したものが含まれる個人情報をいうものとする。（第十六条第五項関係）

(4)　「学術研究機関等」は、病院その他の医療の提供を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者が含まれるものとする。（第十六条第九項関係）

2　個人情報取扱事業者等の義務等

(1)　個人情報取扱事業者は、人の生命等の保護のために必要がある場合及び公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合については、本人の同意を得ることが困難であるときのみならず、本人の同意を得ないこと

について相当の理由があるときも、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供することができるものとする。（第十八条第三項第二号、第三号、第二十条第二項第二号、第三号、第二十七条第一項第二号、第三号関係）

⑵　個人情報取扱事業者は、本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報等の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供することができるものとする。（第十八条第三項第七号、第二十条第二項第七号、第二十七条第一項第八号関係）

⑶　特定生体個人情報の取扱いに係る規律

イ　個人情報取扱事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、一定の場合を除き、その利用目的等の事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならないものとする。（第二十一条の二関係）

ロ　個人情報取扱事業者は、一定の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合に、本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨の規律により特定生体個人情報を第三者に提供することはできないものとする。（第二十七条第二項関係）

ハ　本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報が取り扱われているときは、一定の場合を除き、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができるものとし、個人情報取扱事業者は、当該請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならないものとする。（第三十五条第七項、第八項関係）

⑷　漏えい等が発生した場合に、本人への通知が困難な場合に加えて、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合も、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることができるものとする。（第二十六条第二項関係）

⑸　一定の場合にあらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することができる旨の規律に係る確認義務

イ　個人情報取扱事業者は、一定の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合に、本人の同意を得ないで当該本人が識別される個人データを第三者に提供することができる旨の規律により個人データを第三者に提供するときは、一定の場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該第三者における当該個人データの利用目的等の事項の確認を行わなければならないものとする。（第二十七条第七項関係）

ロ　個人情報取扱事業者からイの確認を求められた第三者は、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならないものとする。（第二十七条第八項関係）

ハ　個人情報取扱事業者は、イの確認を行った場合は、イの事項に関する記録を作成しなければならないものとする。（第二十九条第一項関係）

⑹　統計作成等を目的とする場合の特例

イ　個人情報取扱事業者は、統計作成等を行う目的又はロによる提供を行う目的で現に公開されている要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合であって、インターネットの利用等の方法により統計作成等の内容等の事項を公表しているときは、当該現に公開されている要配慮個人情報を本人の同意を得ないで取得することができるものとする。（第三十条の二第一項関係）

ロ　個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人情報又は個人関連情報を統計作成等を行う目的で取り扱う必要がある場合であって、当該個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者及び当該第三者が、インターネットの利用等の方法により統計作成等の内容等の事項を公表しており、当該第三者との間の書面（電磁的記録を含む。）による合意により、当該提供がこの規定によるものである旨が明確に定められているときは、一定の場合を除き、当該個人情報又は個人関連情報を当該第三者に提供することができるものとする。（第三十条の二第五項、第三十一条の三第一項関係）

ハ　イによる取得又はロによる提供に関して、統計作成等の内容等の事項は一定期間、継続して公表しなければならないものとする。（第三十条の二第二項、第六項、第三十一条の三第二項関係）

ニ　イにより取得された要配慮個人情報等又はロにより提供された個人情報等若しくは個人関連情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第三十条の二第四項、第九項、第三十一条の三第五項関係）

ホ　イにより取得された要配慮個人情報等又はロにより提供された個人情報等若しくは個人関連情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、当該要配慮個人情報等、個人情報等又は個人関連情報等を第三者に提供してはならないものとする。（第三十条の二第十項、第十一項、第三十一条の三第六項、第七項関係）

ヘ　その他、イによる取得又はロによる提供に関して公表している事項を変更するとき等についての規定を整備する。（第三十条の二第三項、第七項、第八項、第十二項～第十四項、第三十一条の三第三項、第四項、第八項～第十項関係）

⑺　委託を受けた個人情報取扱事業者等に係る規律

イ　他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から個人情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた個人情報取扱事業者は、一定の場合を除き、その取扱いを委託された個人情報を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第三十条の三関係）

ロ　他の個人情報取扱事業者等又は行政機関等から、個人情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた個人情報取扱事業者等が行う当該個人情報等の取扱いについては、当該委託に係る契約において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報等の取扱いの方法として個人情報保護委員会規則で定める事項等が定められている場合であって、当該取扱いが当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲内において当該契約の定めに従って行われるときは、この法律の一部の規定は適用しないものとする。（第五十八条の二関係）

⑻　連絡可能個人関連情報等の不適正な取扱いの禁止

イ　個人関連情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならないものとするとともに、偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならないものとする。（第三十一条の二関係）

ロ　イは、仮名加工情報取扱事業者による特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる一定の記述等が含まれる仮名加工情報の取扱い及び匿名加工情報取扱事業者による当該記述等が含まれる匿名加工情報の取扱いについて準用するものとする。（第四十二条第四項、第四十六条の二関係）

⑼　十六歳未満の者の個人情報等に係る規律

イ　十六歳未満の本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、一定の場合を除き、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができるものとし、個人情報取扱事業者は、当該請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならないものとする。（第三十五条第九項、第十項関係）

ロ　個人情報取扱事業者等が十六歳未満の者の個人情報等を取り扱う場合においては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第四十条の二関係）

ハ　個人情報取扱事業者等は、未成年者に関する個人情報等の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、未成年者である本人の法定代理人は、開示等の請求等又はこの法律の規定の同意をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならないものとする。（第五十八条の三関係）

3　行政機関等の義務等

⑴　漏えい等が発生した場合に、本人への通知が困難な場合に加えて、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合も、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることができるものとする。（第六十八条第二項関係）

⑵　統計作成等を目的とする場合の特例

イ　行政機関の長等は、専ら統計作成等の目的のために保有個人情報を提供するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができるものとする。（第六十九条第二項第四号関係）

ロ　2⑹イにより取得された要配慮個人情報等を取り扱う行政機関の長等は、一定の場合を除き、当該要配慮個人情報等を、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第七十二条の三第一項関係）

ハ　2⑹ロにより個人情報又は個人関連情報の提供を受けた行政機関の長等は、インターネットの利用等の方法により、一定期間、統計作成等の内容等の事項を継続して公表しなければならないものとする。（第七十二条の三第二項、第六項関係）

ニ　2⑹ロにより提供された個人情報等又は個人関連情報等を取り扱う行政機関の長等は、一定の場合を除き、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第七十二条の三第五項、第九項関係）

ホ　2⑹イにより取得された要配慮個人情報等又は2⑹ロにより提供された個人情報等若しくは個人関連情報等を取り扱う行政機関の長等は、一定の場合を除き、当該要配慮個人情報等、個人情報等又は個人関連情報等を第三者に提供してはならないものとする。（第七十二条の三第十項関係）

ヘ　その他、2⑹ロによる提供に関して公表している事項を変更するとき等についての規定を整備する。（第七十二条の三第三項、第四項、第七項、第八項、第十一項、第十二項関係）

⑶　個人情報取扱事業者又は他の行政機関等から個人情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた行政機関等は、一定の場合を除き、その取扱いを委託された個人情報を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第七十一条の二関係）

⑷　十六歳未満の者の個人情報等に係る規律

イ　行政機関等が十六歳未満の者の個人情報を取り扱う場合においては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第七十一条の三関係）

ロ　行政機関の長等は、未成年者に関する個人情報等を取り扱うときは、その年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、未成年者である本人の法定代理人は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又はこの法律の規定の同意をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならないものとする。（第百二十五条の二関係）

⑸　連絡可能個人関連情報等の不適正な取扱いの禁止

イ　行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならないものとするとともに、偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならないものとする。（第七十二条の二関係）

ロ　イは、行政機関の長等による特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる一定の記述等が含まれる仮名加工情報の取扱い、行政機関の長等による当該記述等が含まれる行政機関等匿名加工情報の取扱い及び行政機関等から当該行政機関等匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合における当該行政機関等匿名加工情報の取扱い並びに行政機関の長等による当該記述等が含まれる匿名加工情報の取扱いについて準用するものとする。（第七十三条第六項、第百二十一条の二、第百二十三条第五項関係）

4　個人情報取扱事業者等の監督

⑴　勧告及び措置命令

イ　個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等に対して、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に加えて、違反行為に係る事実の本人に対する通知又は公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置をとるべき旨を勧告又は命令することができるものとする。（第百四十八条第一項～第三項関係）

ロ　個人情報保護委員会は、勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対して当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるものとするとともに、個人の重大な権利利益を害する事実があるときのみならず、個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているため緊急に措置をとる必要があると認めるときも、個人情報取扱事業者等に対して勧告を行うことなく命令することができるものとする。（第百四十八条第二項、第三項関係）

⑵　取扱関係役務提供者等に対する要請

イ　個人情報保護委員会は、⑴の命令（以下「措置命令」という。）を受けた個人情報取扱事業者等が当該措置命令に従わない場合において、当該個人情報取扱事業

者等が当該措置命令に係る違反行為に係る個人情報等の取扱いのために用いる役務を提供する取扱関係役務提供者（個人情報取扱事業者等との契約に基づき個人情報取扱事業者等がその個人情報等の取扱いのために用いる役務を提供する者をいう。）があるときは、当該取扱関係役務提供者に対して、当該違反行為に係る個人情報等の取扱いの停止、当該役務の提供の停止その他の当該違反行為を中止させるために必要な措置をとるべき旨を要請することができるものとする。（第百四十八条の二第一項関係）

ロ　個人情報保護委員会は、措置命令をした場合であって、当該違反行為が特定電気通信による個人情報等を含む情報の送信であるときは、当該特定電気通信による情報の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者に対して、特定電気通信による当該情報の流通を防止する措置をとるべき旨を要請することができるものとする。（第百四十八条の二第三項関係）

ハ　取扱関係役務提供者又は特定電気通信役務提供者は、イ又はロによる要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該措置命令を受けた個人情報取扱事業者等に生じた損害については、賠償の責めに任じないものとする。（第百四十八条の二第二項、第四項関係）

⑶　課徴金納付命令

イ　個人情報取扱事業者が、個人情報を利用して違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある第三者に対して個人情報を提供する等の行為（以下「課徴金対象行為」という。）をした場合において、当該課徴金対象行為又は当該課徴金対象行為をやめることの対価として金銭等を得たときは、個人情報保護委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、当該金銭等に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないものとし、当該個人情報取扱事業者が、当該課徴金対象行為が行われた期間を通じて、当該課徴金対象行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合又は課徴金対象行為に係る個人情報若しくは個人データの本人の数が千人を超えないときその他個人の権利利益を害する程度が大きくない場合として政令で定めるときは、課徴金の納付を命ずることができないものとする。（第百四十八条の三第一項、第二項関係）

ロ　イの命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関して、課徴金の算定基礎の推計、課徴金の額の加算及び減額、課徴金の納付義務、課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与、課徴金納付命令の執行等についての規定の整備をする。（第百四十八条の四～第百四十八条の十七関係）

⑷　公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個人情報保護委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことにより行うこととし、これと併せて、その旨を記載した書面を個人情報保護委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を個人情報保護委員会の事務所に設置した電子計算機を利用して閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。（第百六十三条第二項関係）

5　罰則

⑴　行政機関等の職員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときに係る罰則、個人情報取扱事業者等が個人情報データベース等を不正に提供等したときに係る罰則及び行政機関等の職員等が保有個人情報を不正に提供等したときに係る罰則の法定刑を引き上げる。（第百七十六条、第百七十八条、第百七十九条関係）

⑵　個人情報取扱事業者等が個人情報データベース等を不正に提供等したときに係る罰則及び行政機関等の職員等が保有個人情報を不正に提供等したときに係る罰則について、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とする。（第百七十八条、第百七十九条関係）

⑶　自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は本人、個人情報を保有する者その他の者に損害を加える目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は個人情報を保有する者の管理を害する行為により、個人情報を取得したときについて、所要の罰則を定める。（第百八十条関係）

6　その他所要の改正を行う。

第２　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

1　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

⑴　人の生命等の保護のために必要がある場合については、本人の同意を得ることが困難であるときのみならず、本人の同意を得ないことについて相当の理由があるときも、本人の同意を得ないで、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用し、又は特定個人情報を提供することができるものとする。（第十九条第十六号、第三十条第一項関係）

⑵　個人情報の保護に関する法律の特例等に係る規定の整備をする。（第三十条、第三十一条関係）

⑶　勧告及び命令

イ　個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関して、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に加えて、違反行為に係る事実の本人に対する通知又は公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置をとるべき旨を勧告又は命令することができるものとする。（第三十四条関係）

ロ　個人の重大な権利利益を害する事実があるときのみならず、個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているため緊急に措置をとる必要があると認めるときも勧告を行うことなく命令することができるものとする。（第三十四条第三項関係）

⑷　取扱関係役務提供者等に対する要請

イ　個人情報保護委員会は、命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、当該命令を受けた者が当該命令に係る違反行為に係る特定個人情報の取扱いのために用いる役務を提供する取扱関係役務提供者（当該命令を受けた者との契約に基づき当該命令を受けた者がその特定個人情報の取扱いのために用いる役務を提供する者をいう。）があるときは、当該取扱関係役務提供者に対して、当該違反行為に係る特定個人情報の取扱いの停止、当該役務の提供の停止その他の当該違反行為を中止させるために必要な措置をとるべき旨を要請することができるものとする。（第三十四条の二第一項関係）

ロ　個人情報保護委員会は、命令をした場合であって、当該違反行為が特定電気通信による特定個人情報を含む情報の送信であるときは、当該特定電気通信による情報の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者に対して、特定電気通信による当該情報の流通を防止する措置をとるべき旨を要請することができるものとする。（第三十四条の二第三項関係）

ハ　取扱関係役務提供者又は特定電気通信役務提供者は、イ又はロによる要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該命令を受けた者に生じた損害については、賠償の責めに任じないものとする。（第三十四条の二第二項、第四項関係）

⑸　十六歳未満である従業者等の退職等があった場合において使用者等から他の使用者等に対して当該従業者等に関する特定個人情報を提供するとき、人の生命等の保護のために必要がある場合において十六歳未満の者の特定個人情報を提供するとき又は個人番号利用事務等実施者が十六歳未満の

者の特定個人情報の漏えい等が生じた旨を通知するときにおいては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第四十三条の二関係）

⑹　個人番号利用事務等に従事する者等が、個人番号を不正に提供等したときに係る罰則について、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とする。（第四十九条関係）

⑺　その他所要の改正を行う。

第３　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正

１　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

⑴　認定匿名加工医療情報作成事業者が認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する医療情報を取り扱う場合等についての個人情報の保護に関する法律の適用について定める。（第十九条、第三十条、第三十五条、第四十六条、第四十七条関係）

⑵　医療情報取扱事業者が十六歳未満の者の医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定仮名加工医療情報作成事業者に提供する場合においては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第五十六条の二、第五十八条関係）

⑶　主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者、認定医療情報等取扱受託事業者、匿名加工医療情報取扱事業者、連結可能匿名加工医療情報利用者又は医療情報取扱事業者に対し、違反を是正するために必要な措置に加えて、違反に係る事実の本人に対する通知又は公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命令することができるものとする。（第六十一条関係）

⑷　罰則

イ　認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者又は認定医療情報等取扱受託事業者の役員等が正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された医療情報データベース等を提供したときに係る罰則、認定匿名加工医療情報作成事業者の役員等が匿名加工医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則、認定仮名加工医療情報作成事業者の役員等が仮名加工医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則、認定仮名加工医療情報利用事業者の役員等が提供仮名加工医療情報を不正に提供等したときに係る罰則及び認定医療情報等取扱受託事業者の役員等が医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則の法定刑を引き上げる。（第六十八条、第六十九条関係）

ロ　認定匿名加工医療情報作成事業者の役員等が匿名加工医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則、認定仮名加工医療情報作成事業者の役員等が仮名加工医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則、認定仮名加工医療情報利用事業者の役員等が提供仮名加工医療情報を不正に提供等したときに係る罰則及び認定医療情報等取扱受託事業者の役員等が医療情報等を不正に提供等したときに係る罰則について、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときのみならず、本人その他の者に損害を加える目的で提供したときも罰則の対象とする。（第六十九条関係）

⑸　その他所要の改正を行う。

第４　附則

１　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内にて政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　この法律の施行に伴う経過措置等について定める。

３　その他関係法律について所要の改正を行う。

―――――――――――――

◇情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五十七号）（内閣官房）

第１　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正

１　公的基礎情報データベースの共同整備等に関する規定の整備

国の行政機関と他の行政機関等による公的基礎情報データベースの共同整備等に関する規定を整備する。（第十九条第二項第六号、第二十一条関係）

２　国等データ活用事業の認定制度の創設

⑴　内閣総理大臣は、国の行政機関等の保有するデータを活用する国の行政機関等以外の者による事業であって、手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの（以下「国等データ活用事業」という。）に関する指針を定めるもの等とする。（第二十六条関係）

⑵　国等データ活用事業計画の認定等に関する規定を整備する。（第二十七条、第二十八条関係）

⑶　認定国等データ活用事業者は、主務大臣に対し、認定国等データ活用事業を実施するために必要なデータであって国の行政機関等の保有するものの提供を求めることができるもの等とする。（第二十九条、第三十条関係）

⑷　認定国等データ活用事業者は、認定国等データ活用事業の実施に関し必要があると認めるときは、地方公共団体等の長に対し、必要な協力を求めることができるものとする。（第三十一条第一項関係）

⑸　主務大臣は、認定国等データ活用事業の円滑かつ確実な実施を図るため、認定国等データ活用事業者に対し、必要な援助を行うものとする。（第三十二条関係）

⑹　国等データ活用事業に関して独立行政法人情報処理推進機構等が行う業務等を定める。（第三十一条第二項、第三十三条関係）

⑺　主務大臣は、認定国等データ活用事業者に対し、認定国等データ活用事業計画の実施状況について報告を求めることができるものとする。（第三十四条関係）

⑻　⑺の報告をせず、又は虚偽の報告をした者等に対する罰則を設ける。（第三十九条～第四十一条関係）

３　その他

その他所要の改正を行う。

第２　情報処理の促進に関する法律の一部改正

１　独立行政法人情報処理推進機構の理事の定員の追加

独立行政法人情報処理推進機構に、役員として、理事三人以内を置くことができるものとする。（第四十二条第二項関係）

２　独立行政法人情報処理推進機構の業務の追加

独立行政法人情報処理推進機構は、認定国等データ活用事業者に対する必要な協力の業務等を行うものとする。（第四十七条第一項第二十二号関係）

第３　附則

１　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の準備行為を定める。（附則第二条関係）

３　その他関係法律について所要の改正を行う。

―――――――――――――

◇公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（法律第五十八号）（総務省）

第１　公職選挙法の一部改正

１　電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る規制の廃止（第百四十二条の四及び第百四十二条の五第二項関係）

インターネット等を利用する方法による選挙運動又は当選を得させないための活動に使用する文書図画の頒布に係る規制のうち、電子メールを利用する方法による文書図画の頒布に係る送信主体の制限等の規制を廃止し、現行のウェブサイト等を利用する方法による文書図画の頒布に係る規制に統一する。

2　インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務（新第百四十二条の五関係）

人工知能関連技術を利用して作成され又は改変された画像又は映像（その改変の内容が社会通念に照らして軽微であるもの又は実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものを除く。）が掲載された次に掲げる文書図画をインターネット等を利用する方法により頒布する者は、当該画像又は映像が人工知能関連技術を利用して作成され又は改変されたものである旨が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

⑴　選挙運動のために使用する文書図画

⑵　当選を得させないための活動に使用する文書図画であって、選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に頒布されるもの

3　選挙に関しインターネット等を利用する者の責務（第百四十二条の七新第一項関係）

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にして選挙の公正を害することがないようにしなければならない。

第２　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正

1　大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置（新第二十七条の二関係）

⑴　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通のうち、法令に違反する情報の流通、虚偽の情報の流通、事実をゆがめた情報の流通その他の選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならない。

⑵　総務大臣は、⑴に基づき大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

⑶　総務大臣は、⑵の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2　大規模特定電気通信役務提供者の公表事項の追加（第二十八条新第五号関係）

大規模特定電気通信役務提供者が毎年一回公表しなければならない事項に、１⑴の措置の実施状況を追加する。

3　その他

大規模特定電気通信役務提供者の指定等に関し所要の規定の整備を行う。

第３　施行期日等

1　施行期日（附則第一条関係）

この法律は、令和九年三月一日から施行する。ただし、３の一部及び４は、公布の日から施行する。

2　適用区分（附則第二条関係）

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

3　経過措置（附則第三条から第六条まで関係）

大規模特定電気通信役務提供者の指定、罰則等に関し、所要の経過措置を設ける。

4　検討（附則第八条関係）

⑴　インターネットを利用する方法による在外投票の導入については、在外投票における郵便等投票の状況を踏まえつつ、選挙の公正を確保する観点から、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかの確認を確実に行うための手段に係る事項、選挙人が投票に用いる電子計算機の映像面において公職の候補者に関し表示すべき事項及びその表示の方法その他の必要な事項について、この法律の公布後一年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

⑵　選挙運動のためにする街頭演説その他公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）をいう。）が実施する演説を妨げる行為に対応するための施策の在り方については、政治活動の自由に配慮しつつ、当該演説が選挙人の意思決定等のための重要な機会であることに鑑み、その機会を保障する観点から、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

◇科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律（法律第五十九号）（内閣府本府）

1　研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備の規定の追加

国の施策として、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備、実用化に必要な研究開発に対する支援並びに成果活用事業者等の交流の促進のために必要な施策を講じることを追加する。（第三十四条の三の二関係）

2　先端技術研究成果活用推進機構

⑴　目的及び法人格

先端技術研究成果活用推進機構（以下「機構」という。）は、特定先端技術に関する実用化研究開発に対する支援を行うとともに、成果活用事業者、支援事業者等の交流の促進等を行うことにより、特定先端技術研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境を整備し、もって我が国のイノベーション創出の活性化に寄与することを目的とする法人とする。（第四十七条及び第四十八条関係）

⑵　設立、役員等及び評議員会

イ　発起人は、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならないものとし、機構は設立の登記をすることにより成立するものとする。（第五十六条第一項及び第五十八条第二項関係）

ロ　役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置くとともに、理事長及び監事は主務大臣が任命し、理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命するものとし、業務の運営に関する重要事項を審議する評議員会を置くものとする。（第五十九条、第六十一条及び第七十二条関係）

⑶　業務

機構は、特定先端技術に関し、実用化研究開発を行う者に対する支援、実用化研究開発の実施及びその成果の普及等、支援事業者に対する資金の貸付け及び出資、機構が所有し、又は使用する施設又は設備の供用、成果活用事業者等の交流を促進するための事業、必要な情報の提供等、研修並びに国内外の調査研究及びその成果の普及等の業務を行うこととする。（第七十七条第一項関係）

⑷　財務及び会計

イ　機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。（第八十五条第一項関係）

ロ　機構は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならないものとする。（第八十七条第一項関係）

ハ　機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者からの資金の借入れ、又は機構債の発行をすることができるものとし、借入金の現在額及び機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えてはならないものとする。（第八十八条第一項及び第三項関係）

⑸　監督等

イ　機構は主務大臣が監督し、主務大臣は機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができるものとする。（第九十二条関係）

ロ　主務大臣は、役員等に関する事項については内閣総理大臣、それ以外の事項については内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣とする。（第九十六条第一項関係）

ハ　内閣総理大臣は、機構が行う業務の用に供させるため必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、別表第四に掲げる土地その他政令で定める行政財産を機構に貸し付けることができるものとする。（第九十七条第一項関係）

3　その他

その他規定の整備をする。

4　施行期日等

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律の経過措置等について定める。

⑶　この法律の施行状況等に関する検討規定を設ける。（附則第六条関係）

⑷　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（法律第六十号）（厚生労働省）

第１　労働者災害補償保険法の一部改正

1　遺族補償年金における支給要件等に関する事項

⑴　遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金（以下「遺族補償年金等」という。）を受けることができる遺族の要件について、夫が六十歳以上であること又は厚生労働省令で定める障害の状態にあることという要件を削る。（第十六条の二第一項関係）

⑵　遺族補償年金等について、遺族の人数が一人であり、当該遺族が五十五歳以上又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻である場合の額の特例を廃止し、遺族の人数が一人である場合の額を一律で給付基礎日額の百七十五日分とする。（第十六条の三第四項、別表第一関係）

2　特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体に関する事項

⑴　特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が労働者災害補償保険の適用を受けることにつき政府が承認するための要件として、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十三条第一項に規定する業務であって労働者災害補償保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に関する活動に係る業務その他の労働者災害補償保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができる団体として厚生労働省令で定める要件に適合するものであることを定める。（第三十五条第一項関係）

⑵　政府は、⑴の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）の労働者災害補償保険に係る保険関係に係る業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該承認団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとするとともに、承認団体がこの命令に違反したときは、当該承認団体についての保険関係を消滅させることができるものとする。（第三十五条第四項、第五項関係）

3　労働者災害補償保険法第二十九条第一項各号に掲げる事業であって労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族に対して行われるものとして政令で定める事業の実施に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。（第三十八条第一項関係）

4　療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者葬祭給付、複数事業労働者介護給付、療養給付、休業給付、葬祭給付及び介護給付を受ける権利について、これらの保険給付の原因である事故に係る疾病が、その性質上、労働者災害補償保険法第十二条の八第二項に規定する災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該保険給付を受ける権利の消滅時効の期間を二年から五年に延長する。（第四十二条第一項関係）

5　その他所要の改正を行う。

第２　船員保険法の一部改正

1　遺族年金を受けることができる遺族の要件及び額について、第１の１に準じた改正を行う。（第三十五条第一項、第九十八条第一項関係）

2　休業手当金を受ける権利の消滅時効の期間について、第１の４に準じた改正を行う。（第百四十二条第一項関係）

3　その他所要の改正を行う。

第３　石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正

1　特別遺族年金を受けることができる遺族の要件について、第１の１の⑴に準じた改正を行う。（第六十条第一項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第４　労働基準法の一部改正

1　災害補償の請求権の消滅時効の期間について、第１の４に準じた改正を行う。（第百十五条第二項関係）

2　その他所要の改正を行う。

第５　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正

政令で定める事業について、当分の間、労働者災害補償保険の適用事業としない暫定措置を廃止する。（附則第十二条関係）

第６　施行期日等

1　施行期日

この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑴　３の一部　公布の日

⑵　第５及び３の一部　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

2　検討規定

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第十二条関係）

3　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

◇防災庁設置法（法律第六十一号）（内閣官房）

1　設置

内閣に、防災庁を置く。（第二条関係）

2　任務

防災庁は、次に掲げることを任務とする。（第三条関係）

⑴　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二の基本理念（⑵において「基本理念」という。）にのっとり、防災（災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興をいう。以下同じ。）に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

⑵　基本理念にのっとり、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

3　所掌事務

⑴　防災庁は、２の⑴の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。（第四条第一項関係）

イ　防災のための施策に関する基本的な方針及び計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

ロ　イに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

ハ　関係行政機関が講ずる防災のための施策の実施の推進に関すること。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

⑵　防災庁は、２の⑵の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。（第四条第二項関係）

イ　災害対策基本法第二章に規定する防災に関する組織の設置及び運営並びに同法第二条第七号に規定する防災計画に関すること。

ロ　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。）の救援に関すること。

ハ　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の激甚災害及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

ニ　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

ホ　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関すること。

ヘ　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項の台風常襲地帯及び同法第二条第一項に規定する災害防除事業の指定に関すること。

ト　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定並びに同法第三条第一項の火山災害警戒地域、同法第十三条第一項の避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項の降灰防除地域の指定に関すること。

チ　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

リ　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

ヌ　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

ル　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

ヲ　防災に関する関係行政機関の事務の調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

ワ　防災に関する技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及及び活用の促進に関すること。

カ　所掌事務に係る国際協力に関すること。

ヨ　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修及び研究を行うこと。

タ　イからヨまでに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

レ　イからタまでに掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防災庁に属させられた事務

4　組織の構成

⑴　防災庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、防災に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならないものとする。（第五条第一項関係）

⑵　防災庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならないものとする。（第五条第二項関係）

5　防災庁の長及び防災庁に置かれる特別な職

⑴　防災庁の長

イ　防災庁の長は、内閣総理大臣とする。（第六条第一項関係）

ロ　内閣総理大臣は、防災庁に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、３の⑵の事務を分担管理する。（第六条第二項関係）

ハ　内閣総理大臣は、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する等内閣総理大臣の権限について所要の規定を整備する。（第七条関係）

⑵　防災大臣

イ　防災庁に、防災大臣を置く。（第八条第一項関係）

ロ　防災大臣は、国務大臣をもって充てる。（第八条第二項関係）

ハ　防災大臣は、内閣総理大臣を助け、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。（第八条第三項関係）

ニ　防災大臣の関係行政機関の長に対する資料の提出請求権、勧告権及び求報告権並びに内閣総理大臣に対する意見具申権について所要の規定を整備する。（第八条第四項～第七項関係）

⑶　副大臣、大臣政務官、大臣補佐官及び事務次官

防災庁に、副大臣一人、大臣政務官一人及び事務次官一人を置くとともに、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができるものとする等副大臣、大臣政務官、大臣補佐官及び事務次官の職務等について所要の規定を整備する。（第九条～第十二条関係）

6　防災庁に置かれる職

防災庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置くものとする等防災庁に置かれる職について所要の規定を整備する。（第十三条関係）

7　中央防災会議

防災庁に、防災に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関として、災害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところにより、中央防災会議を置く。（第十四条関係）

8　施設等機関

防災庁には、３の⑵の所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）を置くことができるものとする。（第十五条関係）

9　防災局

⑴　防災庁に、地方機関として、防災局を置く。（第十六条第一項関係）

⑵　防災局は、防災庁の所掌事務のうち、３の⑴のロからニまで及び３の⑵（ヨを除く。）に掲げる事務の全部又は一部を分掌するものとする。（第十六条第二項関係）

⑶　防災局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び組織は、政令で定めるものとする。（第十六条第三項関係）

10　政令への委任

４から９までに定めるもののほか、防災庁の組織に関し必要な事項は、政令で定めるものとする。（第十七条関係）

11　雑則

⑴　職員及び組織上の名称について所要の規定を整備する。（第十八条関係）

⑵　政令で設置される組織その他これらに準ずる主要な組織の新設、改正及び廃止の状況に関する国会への報告その他について所要の規定を整備する。（第十九条関係）

12　附則

⑴　この法律は、一部の規定を除き、令和八年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　所掌事務の特例について定める。（附則第二条、第三条関係）

⑶　この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第四条～第六条関係）

◇防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第六十二号）（内閣官房）

第１　災害対策基本法の一部改正（第八条関係）

1　災害対策の基本理念として、次の内容を追加する。

⑴　災害に備えるための措置の改善を図る際、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価を踏まえること。

⑵　被災者を援護する際、全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにすること。

2　中央防災会議の所掌事務として、防災に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすることを追加する。

3　特定災害又は非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害の復旧及び災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、特定災害復旧復興本部又は非常災害復旧復興本部を設置することができるものとするほか、これらの本部の組織及び所掌事務並びに本部長の権限について定める。

4　その他所要の改正を行う。

第2　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正（第二十条関係）

1　中央防災会議は、防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を変更しなければならないものとする。

2　国は、指定公共機関、地方防災会議等に対し、南海トラフ地震防災対策推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

3　その他所要の改正を行う。

第3　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正（第二十五条関係）

1　中央防災会議は、防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画を変更しなければならないものとする。

2　国は、指定公共機関、地方防災会議等に対し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

3　その他所要の改正を行う。

第4　大規模災害からの復興に関する法律の一部改正（第三十三条関係）

1　復興対策本部が所掌事務として行う総合調整の対象に、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する特定大規模災害からの復興のための施策を追加する。

2　復興対策本部長は、当該本部の所管区域における特定大規模災害からの復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができるものとする。

3　その他所要の改正を行う。

第5　防災庁設置法の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備を行う。（第一条～第七条、第九条～第十九条、第二十一条～第二十四条、第二十六条～第三十二条、第三十四条～第四十五条、附則第九条、第十条関係）

1　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）
2　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）
3　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）
4　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）
5　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
6　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）
7　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）
8　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）
9　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）
10　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）
11　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）
12　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）
13　行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）
14　行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）
15　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）
16　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）
17　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）
18　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）
19　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）
20　環境基本法（平成五年法律第九十一号）
21　高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）
22　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）
23　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）
24　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）
25　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）
26　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）
27　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）
28　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）
29　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）
30　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）
31　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）
32　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）
33　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）
34　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）
35　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）
36　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）
37　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）
38　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）
39　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）
40　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
41　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）
42　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）
43　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）
44　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）
45　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）
46　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）
47　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）
48　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）
49　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）
50　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）

51　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）
52　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）
53　官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）
54　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）
55　食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）
56　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）
57　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）
58　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）
59　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）
60　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）
61　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）
62　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）
63　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）
64　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

第６　この法律は、一部の規定を除き、防災庁設置法の施行の日から施行するほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第一条～第八条関係）

◇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十七号）（法務省）

１　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部改正

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

２　施行期日

この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。（附則関係）

◇電波法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第二百二十八号）（総務省）

１　無線局の落成後の検査等に係る手数料の額を見直すとともに、電子情報処理組織を利用する方法により船舶局無線従事者証明の申請等を行う場合の手数料の額の特例を定める等をする。（本則関係）

２　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他所要の経過措置を定める。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十九号）（厚生労働省）

第１　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正

１　社会福祉士試験の受験に係る手数料の額を二万四千三百円とする。（第十二条第一項関係）

２　介護福祉士試験の受験に係る手数料の額を二万五百十円とする。（第十二条第二項関係）

第２　精神保健福祉士法施行令の一部改正

精神保健福祉士試験の受験に係る手数料の額を二万八千九百十円とする。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、令和八年七月十八日から施行する。

◇日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定（条約第十六号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

１　この協定は、自衛隊とニュージーランド国防軍との間における、双方の参加を得て行われる訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること等を定める。（第一条関係）

２　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、１に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができること等を定める。（第二条関係）

３　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならないこと、物品又は役務を受領した締約国政府は、当該物品又は役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した締約国政府の部隊以外の者に移転してはならないことを定める。（第三条関係）

４　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

５　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供が、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること等を定める。（第五条関係）

６　この協定の規定が日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するニュージーランド国防軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと、両締約国政府がこの協定の実施に関し相互に緊密に協議すること等を定める。（第六条関係）

７　この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されること等を定める。（第七条関係）

法律

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第五十六号

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条」を「第四十条の二」に、「第四十六条」を「第四十六条の二」に、「第一款　個人情報取扱事業者等の監督（第百四十六条―第百四十八条の二）」を「第一目　報告及び立入検査（第百四十六条―第百四十八条の三）　第二目　措置命令等（第百四十九条・第百五十条）　第三目　課徴金納付命令等（第百五十一条―第百五十二条）　第四目　雑則（第百五十三条―第百五十六条）」に、「第百八十五条」を「第百八十六条」に改める。

第二条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　この法律において「連絡可能個人関連情報」とは、次に掲げる記述等が含まれる個人関連情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより次に掲げる記述等を特定することができることとなるものを含む。）をいう。

一　住居、勤務先その他の特定の個人が所在し、又は所在していた場所の所在地（特定の個人に対する郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第四十一条第八項及び第七十三条第四項において「信書便」という。）による送付、電報の送達又は特定の個人への訪問に利用することができるものに限る。）

二　電話番号（特定の個人に対する電話又はファクシミリ装置を用いた送信に利用することができるものに限る。）

三　電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第三号に規定する電子メールアドレスをいい、特定の個人に対する同条第一号に規定する電子メールの送信に利用することができるものに限る。）

四　電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この号において同じ。）を利用する者又は電気通信設備を識別することができるように付された符号（特定の個人に対する電気通信（同条第一号に規定する電気通信をいう。）を利用した情報の伝達に利用することができるものに限る。）

五　その他特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として個人情報保護委員会規則で定めるもの

第二条に次の一項を加える。

13　この法律において「統計作成等」とは、統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。

第七条第二項第六号中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十六条第二項中「及び第六章から第八章まで」を「、第六章及び第八章」に改め、同条第八項中「団体」の下に「（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（第五十八条第二項において「病院」という。）その他の医療の提供を目的とする機関又は団体を含む。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「、第六章及び第七章」を「及び第六章」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「、第六章及び第七章」を「及び第六章」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「、第六章及び第七章」を「及び第六章」に改め、「第四十一条第一項」の下に「及び第四十二条第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　この章において「特定生体個人情報」とは、特定生体個人識別符号（第二条第二項第一号に該当する個人識別符号のうち、特別の技術又は多額の費用を要しない方法により取得することができる身体の一部の特徴に係る情報であって当該情報が取得されていることを本人が容易に認識することができないものとして政令で定めるものを変換したものをいう。第二十一条の二第一項第四号及び第三十五条第七項において同じ。）が含まれる個人情報をいう。

第十八条第三項第二号及び第三号中「とき」の下に「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を加え、同項に次の一号を加える。

七　本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

第二十条第二項第二号及び第三号中「とき」の下に「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を加え、同項第六号中「から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、」を「と共同して学術研究を行う場合であって、当該学術研究機関等から」に改め、「（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）」を削り、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該要配慮個人情報の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

八　第三十条の二第五項本文の規定により提供を受ける場合又は第三十一条の三第一項本文の規定により提供を受けた個人関連情報を要配慮個人情報として取得する場合

第二十一条の次に次の一条を加える。

（特定生体個人情報の取扱いに際しての利用目的等の通知等）

第二十一条の二　個人情報取扱事業者は、特定生体個人情報を取り扱うに当たっては、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一　当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。第二十七条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二　特定生体個人情報を取り扱うこと。

三　特定生体個人情報の利用目的

四　特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号に変換される身体の一部の特徴に係る情報の内容

五　第三十七条第一項に規定する開示等の請求等に応じる手続（第三十八条第一項の規定により手数料を徴収する場合は、その手数料の額を含む。）

六　その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

２　前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一　前項の規定による措置を講ずることにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二　前項の規定による措置を講ずることにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、前項の規定による措置を講ずることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　その他前三号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

第二十六条第二項ただし書中「場合」の下に「又は本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」を加える。

第二十七条第一項第二号及び第三号中「とき」の下に「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を加え、同項第六号中「当該個人情報取扱事業者が」を削り、「場合であって」を「当該個人情報取扱事業者が第三者と共同して学術研究を行う場合であって、当該第三者に対し」に改め、「（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）」を削り、同項に次の一号を加える。

八　本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人データの取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合

第二十七条第二項ただし書中「要配慮個人情報」の下に「若しくは特定生体個人情報」を加え、同項第一号中「（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）」を削り、同条に次の二項を加える。

７　個人情報取扱事業者は、第二項本文の規定により個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において同じ。）に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの全部が、当該個人情報取扱事業者が当該個人データを取得した時点において本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されていたものである場合又はこれに準ずる場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、この限りでない。

一　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該第三者における当該個人データの利用目的

８　個人情報取扱事業者から前項の規定による確認を求められた第三者は、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

第二十八条第一項中「この条及び第三十一条第一項第二号において」を削り、「この条及び同号」を「この節」に、「並びに同号」を「並びに第三十一条第一項第二号」に改める。

第二十九条第一項中「（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）」を削り、「事項」の下に「（第二十七条第七項の規定による確認が行われた場合にあっては、当該事項及び同項第二号に掲げる事項）」を加え、同項ただし書中「が第二十七条第一項各号」を「が同条第一項各号」に改める。

第三十条の次に次の二条を加える。

（個人情報に係る統計作成等の特例）

第三十条の二　個人情報取扱事業者は、統計作成等を行う目的（以下この項及び第五項並びに第三十一条の三第一項において「統計作成等目的」という。）又は第五項本文の規定による提供を行う目的で現に公開されている要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的又は当該提供を行う目的である場合に限る。）であって、インターネットの利用その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称、取得した要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容又は同項本文の規定による提供を行う目的で当該要配慮個人情報を取り扱う旨その他個人情報保護委員会規則で定める事項を公表しているときは、第二十条第二項の規定にかかわらず、当該現に公開されている要配慮個人情報を本人の同意を得ないで取得することができる。

２　前項の規定により要配慮個人情報を取得した個人情報取扱事業者（次項及び第四項並びに第七十二条の三第一項において「特例要配慮個人情報取得者」という。）は、前項の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該要配慮個人情報又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工した生存する個人に関する情報を取り扱っている期間、同項に規定する事項（当該事項を次項本文の規定により変更した場合又は同項ただし書の場合にあっては、変更後の当該事項）を継続して公表しなければならない。

３　特例要配慮個人情報取得者は、前項の規定により公表している事項を変更するときは、あらかじめ、第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法により、その旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。ただし、当該特例要配慮個人情報取得者の氏名又は名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、当該変更をした後、速やかに、同項の個人情報保護委員会規則で定める方法によりその旨及び当該変更の内容を公表すれば足りる。

４　第一項の規定により取得された要配慮個人情報又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工した生存する個人に関する情報（第六項に規定する提供統計作成等用個人情報等であるものを除く。以下「統計作成等用要配慮個人情報等」という。）を取り扱う個人情報取扱事業者は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（以下この章において「法令に基づく場合等」という。）を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める行為を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る特例要配慮個人情報取得者が第二項の規定により当該統計作成等用要配慮個人情報等を用いて行おうとする統計作成等の内容又は同項本文の規定による提供を行う目的で当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を取り扱う旨を公表している場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該提供

二　当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る特例要配慮個人情報取得者が第二項の規定により当該統計作成等用要配慮個人情報等を用いて行おうとする統計作成等の内容及び次項本文の規定による提供を行う目的で当該要配慮個人情報を取り扱う旨を公表している場合　当該公表されている内容の統計作成等及び当該提供

５　個人情報取扱事業者は、第三者（個人情報取扱事業者又は行政機関の長等（第六十三条に規定する行政機関の長等をいう。第九項第二号、第十二項並びに第三十一条の三第五項第二号及び第八項において同じ。）（これらの者が外国にある者である場合にあっては、個人情報、仮名加工情報及び個人関連情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いについてこの章の規定により個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第十三項及び第三十一条の三第九項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制（第十三項及び第三十一条の三第九項において「基準適合体制」という。）を整備している者に限る。第十二項及び第三十一条の三第八項において同じ。）である者に限る。以下この項、次項並びに第三十一条の

三第一項及び第二項において同じ。）が個人情報（統計作成等用要配慮個人情報等を含む。以下この項から第七項まで及び第十三項並びに第七十二条の三第二項及び第三項において同じ。）を統計作成等目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的である場合に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するときは、第十八条及び第二十七条第一項の規定にかかわらず、当該個人情報を本人の同意を得ないで当該第三者に提供することができる。ただし、当該個人情報が他の個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者からこの項本文又は第三十一条の三第一項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一　当該個人情報取扱事業者及び当該第三者が、インターネットの利用その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人情報取扱事業者及び当該第三者の氏名又は名称、行おうとする統計作成等の内容その他個人情報保護委員会規則で定める事項を公表していること。

二　当該第三者との間の書面（電磁的記録を含む。）による合意により、当該提供がこの項本文の規定によるものである旨が明確に定められていること。

6　前項本文の規定により個人情報の提供を受けた第三者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条及び第七十二条の三第五項第一号において「特例個人情報受領者」という。）は、前項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人情報又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工した生存する個人に関する情報（以下「提供統計作成等用個人情報等」という。）を取り扱っている期間、同号に規定する事項（当該事項を次項本文の規定により変更した場合又は第八項の場合にあっては、変更後の当該事項）を継続して公表しなければならない。

7　特例個人情報受領者は、第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該特例個人情報受領者及び同項本文の規定により当該特例個人情報受領者に対する個人情報の提供を行った個人情報取扱事業者の双方が前項の規定により公表されている事項を変更する旨及び当該変更の内容をあらかじめ公表する場合に限り、当該事項を変更することができる。ただし、当該特例個人情報受領者の氏名又は名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、この限りでない。

8　前項ただし書の場合においては、特例個人情報受領者は、当該変更をした後、速やかに、第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該変更をした旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。

9　提供統計作成等用個人情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人情報等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該提供統計作成等用個人情報等に係る第五項本文の規定による提供が特例個人情報受領者に対して行われたものである場合　当該特例個人情報受領者が第六項の規定により公表している内容の統計作成等

二　当該提供統計作成等用個人情報等に係る第五項本文の規定による提供が行政機関の長等に対して行われたものである場合　当該行政機関の長等が第七十二条の三第二項の規定により公表している内容の統計作成等

10　統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「は、前各項」とあるのは「（個人情報取扱事業者又は第六十三条に規定する行政機関の長等（これらの者が次条第一項に規定する外国にある者である場合にあっては、第三十条の二第五項に規定する基準適合体制を整備している者に限る。）である者に限る。）は、第三十条の二第十項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「同条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあるのは「第三十条の二第四項に規定する法令に基づく場合等又は第二十七条第五項各号のいずれか」と、前条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「次条第四項に規定する法令に基づく場合等又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

一　法令に基づく場合等

二　当該個人情報取扱事業者が、第一項の規定により要配慮個人情報を取得し、かつ、第二項の規定により第五項本文の規定による提供を行う目的で当該要配慮個人情報を取り扱う旨を公表している場合であって、当該個人情報取扱事業者が当該要配慮個人情報に係る統計作成等用要配慮個人情報等を同項本文の規定により提供するとき。

11　統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等（これらのうち個人データであるものを除く。次項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

12　第二十七条第五項及び第六項の規定は、統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等の提供を受ける者（個人情報取扱事業者又は行政機関の長等である者に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十条の二第十一項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

13　第五項本文の規定により個人情報を基準適合体制を整備している外国にある第三者に提供し、又は統計作成等用要配慮個人情報等若しくは提供統計作成等用個人情報等を当該第三者に提供した個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該必要な措置に関する情報を公表しなければならない。この場合においては、第二十八条第三項の規定は、適用しない。

14　第二十三条から第二十五条までの規定は個人情報取扱事業者による統計作成等用要配慮個人情報等又は提供統計作成等用個人情報等（これらのうち個人データであるものを除く。）の取扱いについて、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第五項本文の規定により個人情報取扱事業者が統計作成等用要配慮個人情報等（第三十一条第一項に規定する個人関連情報であるものに限る。）を特例個人情報受領者に提供する場合（当該特例個人情報受領者が当該統計作成等用要配慮個人情報等を個人データとして取得することが想定される場合に限る。）について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と読み替えるものとする。

（受託者である個人情報取扱事業者の義務）

第三十条の三　他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から個人情報の取扱いの全部又は一部の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等を除くほか、その取扱いを委託された個人情報（当該個人情報取扱事業者において個人関連情報となるものを除く。）を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

（連絡可能個人関連情報の不適正な取扱いの禁止）

第三十一条の二　個人関連情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならない。

2　個人関連情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならない。

（個人関連情報の第三者提供に係る統計作成等の特例）

第三十一条の三　個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報を統計作成等目的で取り扱う必要がある場合（当該個人関連情報を取り扱う目的の全部が統計作成等目的である場合に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するときは、第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事項について確認することをしないで当該個人関連情報を当該第三者に提供することができる。ただし、当該個人関連情報が個人情報取扱事業者又は他の個人関連情報取扱事業者から第三十条の二第五項本文又はこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一　当該個人関連情報取扱事業者及び当該第三者が、インターネットの利用その他の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人関連情報取扱事業者及び当該第三者の氏名又は名称、行おうとする統計作成等の内容その他個人情報保護委員会規則で定める事項を公表していること。

二　当該第三者との間の書面（電磁的記録を含む。）による合意により、当該提供がこの項本文の規定によるものである旨が明確に定められていること。

2　前項本文の規定により個人関連情報の提供を受け個人データとして取得した第三者（個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条及び第七十二条の三第九項第一号において「特例個人関連情報受領者」という。）は、前項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人関連情報又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工した生存する個人に関する情報（以下「提供統計作成等用個人データ等」という。）を取り扱っている期間、同号に規定する事項（当該事項を次項本文の規定により変更した場合又は第四項の場合にあっては、変更後の当該事項）を継続して公表しなければならない。

3　特例個人関連情報受領者は、第一項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該特例個人関連情報及び同項本文の規定により当該特例個人関連情報受領者に対する個人関連情報の提供を行った個人関連情報取扱事業者の双方が前項の規定により公表されている事項を変更する旨及び当該変更の内容をあらかじめ公表する場合に限り、当該事項を変更することができる。ただし、当該特例個人関連情報受領者の氏名又は名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、この限りでない。

4　前項ただし書の場合においては、特例個人関連情報受領者は、当該変更をした後、速やかに、第一項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該変更をした旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。

5　提供統計作成等用個人データ等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人データ等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該提供統計作成等用個人データ等に係る第一項本文の規定による提供が特例個人関連情報受領者に対して行われたものである場合　当該特例個人関連情報受領者が第二項の規定により公表している内容の統計作成等

二　当該提供統計作成等用個人データ等に係る第一項本文の規定による提供が行政機関の長等に対して行われたものである場合　当該行政機関の長等が第七十二条の三第六項の規定により公表している内容の統計作成等

6　提供統計作成等用個人データ等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人データ等である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「は、前各項」とあるのは「（個人情報取扱事業者又は第六十三条に規定する行政機関の長等（これらの者が次条第一項に規定する外国にある者である場合にあっては、第三十条の二第五項に規定する基準適合体制を整備している者に限る。）である者に限る。）は、第三十一条の三第六項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「同条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）」とあるのは「第三十条の二第四項に規定する法令に基づく場合等又は第二十七条第五項各号のいずれか」と、第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「次条第四項に規定する法令に基づく場合等又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。

7　提供統計作成等用個人データ等を取り扱う個人情報取扱事業者は、第三十一条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人データ等（個人データであるものを除く。次項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

8　第二十七条第五項及び第六項の規定は、提供統計作成等用個人データ等の提供を受ける者（個人情報取扱事業者又は行政機関の長等である者に限る。）について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第三十一条の三第七項」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。

9　第一項本文の規定により個人関連情報を基準適合体制を整備している外国にある第三者に提供した個人関連情報取扱事業者又は提供統計作成等用個人データ等を当該第三者に提供した個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、当該必要な措置に関する情報を公表しなければならない。この場合においては、第二十八条第三項の規定は、適用しない。

10　第二十三条から第二十五条までの規定は個人情報取扱事業者による提供統計作成等用個人データ等（個人データであるものを除く。）の取扱いについて、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第一項本文の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を特例個人関連情報受領者に提供する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは、「漏えい」と読み替えるものとする。

第三十二条第一項第三号中「次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求」を「第三十七条第一項に規定する開示等の請求等」に、「第三十八条第一項」に、「の額を定めたとき」を「を徴収する場合」に改める。

第三十三条第二項中「場合その他の」を「ことその他の事情により」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは第十九条」を「、第十九条、第二十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項」に改め、同条第二項ただし書中「場合その他の」を「ことその他の事情により」に改め、同条第三項中「又は第二十八条」を「、第二十八条、第三十条の二第十項又は第三十一条の三第六項」に改め、同条第四項ただし書及び第六項ただし書中「場合その他の」を「ことその他の事情により」に改め、同条第七項中「若しくは第五項」を「、第五項、第七項若しくは第九項」に改め、「保有個人データ」の下に「若しくは特定生体個人情報」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。

7　本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される特定生体個人情報（保有個人データに含まれるものに限る。）が取り扱われているときは、次に掲げる場合を除き、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

一　当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報に含まれる特定生体個人識別符号を作成した場合

二　当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の同意を得て当該特定生体個人情報を取得した場合

三　当該個人情報取扱事業者が法令に基づいて当該特定生体個人情報を取り扱う場合

四　当該個人情報取扱事業者が人の生命、身体又は財産の保護のために当該特定生体個人情報を取り扱う必要がある場合
五　当該個人情報取扱事業者が公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために当該特定生体個人情報を取り扱うことが特に必要である場合
六　当該個人情報取扱事業者が国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者による法令の定める事務の遂行に対して協力するために当該特定生体個人情報を取り扱う必要がある場合
七　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該特定生体個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該特定生体個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
八　学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から当該特定生体個人情報を取得した場合又は学術研究機関等から当該特定生体個人情報を取得した情報を変換して作成した特定生体個人識別符号が当該特定生体個人情報に含まれる場合であって、当該特定生体個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該特定生体個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
九　当該個人情報取扱事業者が当該特定生体個人情報を取り扱うことが当該本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該特定生体個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
十　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

8　個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該特定生体個人情報の利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要することその他の事情により利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

9　十六歳未満の本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、次に掲げる場合を除き、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
一　当該個人情報取扱事業者があらかじめ当該本人の法定代理人の同意を得て当該保有個人データを取得した場合
二　当該個人情報取扱事業者が法令に基づいて当該保有個人データを取り扱う場合
三　当該個人情報取扱事業者が人の生命、身体又は財産の保護のために当該保有個人データを取り扱う必要がある場合
四　当該個人情報取扱事業者が公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために当該保有個人データを取り扱うことが特に必要である場合
五　当該個人情報取扱事業者が国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者による法令の定める事務の遂行に対して協力するために当該保有個人データを取り扱う必要がある場合
六　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該保有個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該保有個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
七　学術研究機関等と共同して学術研究を行う当該個人情報取扱事業者が当該学術研究機関等から当該保有個人データを取得した場合であって、当該保有個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該保有個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
八　当該個人情報取扱事業者が当該保有個人データを取り扱うことが当該本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報取扱事業者が当該保有個人データを取り扱うことが当該保有個人データの取得の状況からみて十六歳未満の本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合
九　当該保有個人データが、当該個人情報取扱事業者が当該保有個人データを取得した時点において、当該本人の法定代理人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されていたものである場合
十　当該本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該個人情報取扱事業者が当該営業に関して当該保有個人データを取得したとき。
十一　当該本人が、当該個人情報取扱事業者に対し自らが十六歳以上であることを信じさせるために詐術を用いていた場合
十二　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

10　個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要することその他の事情により利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、十六歳未満の本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第三十六条中「前条第七項」を「前条第十一項」に改める。

第三十七条第一項中「若しくは第五項」を「、第五項、第七項若しくは第九項」に、「この条及び第五十四条第一項」を「この章」に改め、同条第二項中「保有個人データ」の下に「若しくは特定生体個人情報」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人その他政令で定める代理人は、本人に代わって開示等の請求等をすることができる。

第三十九条第一項及び第三項中「若しくは第五項」を「、第五項、第七項若しくは第九項」に改める。

第四十条第一項中「、個人情報」の下に「、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等及び提供統計作成等用個人データ等」を加える。

第四章第二節に次の一条を加える。

（十六歳未満の者の個人情報等の取扱いに関する読替規定）

第四十条の二　個人情報取扱事業者が十六歳未満の者の個人情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該個人情報についての第十八条、第二十条第二項、第二十一条、第二十一条の二第一項、第二十六条第二項、第二十七条、第二十八条、第三十条の二第一項及び第五項、第三十二条第一項並びに第三十五条第七項の規定の適用については、これらの規定（第十八条第三項第七号、第二十条第二項第七号、第二十一条第二項及び第四項第一号、第二十六条第二項ただし書、第二十七条第一項第八号及び第二項、第二十八条第三項並びに第三十五条第七項各号列記以外の部分及び第九号の規定を除く。）中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」と、第十八条第三項第七号、第二十条第二項第七号、第二十七条第一項第八号及び第三十五条第七項第九号中「本人の意思に反しないため本人」とあるのは「本人」と、第二十一条第二項及び第四項第一号中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、第二十六条第二項ただし書中「本人へ」とあるのは「本人の法定代理人へ」と、第二十七条第二項中「本人の」とあるのは「本人又はその法定代理人の」と、「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、「又は本人」とあるのは「又は本人の法定代理人」と、第二十八条第三項中「本人」とあるのは「本人又はその法定代理人」とする。

一　当該個人情報取扱事業者が、当該個人情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合
二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該個人情報取扱事業者が当該営業に関して当該個人情報を取得したとき。
三　本人に法定代理人がない場合又は当該個人情報取扱事業者が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

２　個人関連情報取扱事業者が十六歳未満の者に関する個人関連情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該個人関連情報についての第三十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「本人の」とあるのは「本人の法定代理人の」と、同項第二号中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」とする。

一　当該個人関連情報取扱事業者が、当該個人関連情報が十六歳未満の者に関するものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　当該個人関連情報に係る者の法定代理人が当該者の営業を許可していた場合であって、当該個人関連情報取扱事業者が当該営業に関して当該個人関連情報を取得したとき。

三　当該個人関連情報に係る者に法定代理人がない場合又は当該個人関連情報取扱事業者が当該個人関連情報に係る者に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

第四十一条第一項中「及び第六章」を「次条第三項及び第四項、第五十四条第一項並びに第五十八条第二項を除く。）」に改め、同条第四項中「第二十一条」の下に「及び前条第一項」を加え、「同条第一項」を「第二十一条第一項」に、「とする」を「と、前条第一項中「第二十条第二項、第二十一条」とあるのは「第二十条第二項」と、「第二十一条第二項及び第四項第一号」とあるのは「第二十条第二項第七号」と、「本人」と、第二十一条第二項及び第四項第一号中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」とあるのは「本人」とする」に改め、同条第六項中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（」を「同条第一項各号又は第五項各号のいずれか（」に、「あり、及び」を「あるのは「法令に基づく場合又は同条第五項各号のいずれか」と、」に改め、同条第八項中「民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する」を削る。

第四十二条第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に改め、同条第三項中「、第四十条」を削り、「規定は、」を「規定は」に、「の取扱い」を「（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）の取扱い」に、「準用する」を「、第四十条の規定は仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて、それぞれ準用する」に改め、同条に次の一項を加える。

４　第三十一条の二の規定は、仮名加工情報取扱事業者による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる仮名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱いについて準用する。

第四十三条第一項中「及び第六章」を「第六項、第四十六条、第四十六条の二及び第五十四条第一項を除く。）」に改める。

第四十四条中「この節」を「この条から第四十六条まで」に改める。

第四章第四節に次の一条を加える。

（連絡等が可能な匿名加工情報の不適正な取扱いの禁止）

第四十六条の二　第三十一条の二の規定は、匿名加工情報取扱事業者による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる匿名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱いについて準用する。

第四十七条第一項中「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下この章において「個人情報取扱事業者等」という。）の個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報（以下この章において「個人情報等」という。）」を「個人情報取扱事業者等（個人関連情報取扱事業者を除く。以下この節において同じ。）の個人情報等（個人関連情報にあっては、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等及び提供統計作成等用個人データ等であるものに限る。以下この節において同じ。）」に改める。

第五十四条第一項中「又は」を「、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等若しくは提供統計作成等用個人データ等に係る統計作成等の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項又は」に改める。

第五十七条第一項中「及び個人関連情報取扱事業者」を削り、「個人情報等及び個人関連情報」を「個人情報等」に改め、同条第三項中「個人情報取扱事業者等」の下に「（個人関連情報取扱事業者を除く。）」を、「個人データ」の下に「、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等」を、「、個人情報等」の下に「（個人関連情報にあっては、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等及び提供統計作成等用個人データ等であるものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第五十八条の見出しを「（別表第二に掲げる法人等についての適用の特例）」に改め、同条第二項第一号中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号において「病院」という。）及び同条第二項」を「病院及び医療法第一条の五第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（取扱いの方法が契約により定められている受託個人情報取扱事業者等についての適用の特例）

第五十八条の二　他の個人情報取扱事業者等又は行政機関等から、個人情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた個人情報取扱事業者等（以下この条において「受託個人情報取扱事業者等」という。）が行う当該個人情報等（第一号及び第二号において「受託個人情報等」という。）の取扱いについては、当該他の個人情報取扱事業者等又は行政機関等（同号において「委託者」という。）と当該受託個人情報取扱事業者等との当該委託に係る契約において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項が定められている場合であって、当該取扱いが当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲内において第一号に掲げる事項に係る当該契約の定めに従って行われるときは、第二節から第四節まで（第二十三条から第二十六条まで、第三十一条の二第十四項、第三十条の三、第三十一条の三第十項、第四十条の二第一項、第四十一条第二項及び第九項、第四十二条第三項、第四十三条第二項及び第六項並びに第四十六条を除く。）及び次条第一項の規定は適用せず、第三十条の二第十四項、第三十一条の三第十項、第四十一条第九項、第四十二条第三項、第四十三条第六項及び第四十六条の規定の適用については、第三十条の二第十四項及び第三十一条の三第十項中「までの規定は」とあるのは「までの規定は、」と、第三十条の二第十四項中「、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第五項本文の規定により個人情報取扱事業者が統計作成等用要配慮個人情報等（第三十一条第一項に規定する個人関連情報であるものに限る。）を特例個人情報受領者に提供する場合（当該特例個人情報受領者が当該統計作成等用要配慮個人情報等を個人データとして取得することが想定される場合に限る。）について、それぞれ準用する」とあり、及び第三十一条の三第十項中「、第二十九条第一項本文及び第二項の規定は第一項本文の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を特例個人関連情報受領者に提供する場合について、それぞれ準用する」とあるのは「準用する」と、第四十一条第九項中「仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データ」とあるのは「仮名加工情報である個人データ」と、「第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条まで」とあるのは「第二十六条」と、第四十二条第三項中「並びに前条第七項及び第八項の規定は」とあるのは「の規定は、」と、「ついて、第四十条の規定は仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて、それぞれ」とあるのは「ついて」と、「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」とあるのは「、漏えい」と、第四十三条第六項中「措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置」とあり、及び第四十六条中「措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置」とあるのは「措置」とする。

一　受託個人情報等の取扱いの方法（受託個人情報等の安全管理のための措置に係る事項及び個人の権利利益の保護に支障を及ぼすおそれのない事項を除く。）として個人情報保護委員会規則で定める事項

二　受託個人情報取扱事業者等が、受託個人情報等について第二十六条第一項に規定する事態が生じ、又は受託個人情報等が当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超え、若しくは前号に掲げる事項に係る契約の定めに違反して取り扱われたことを知ったときは、速やかに、委託者に対してその旨を報告すること。

三　その他個人情報保護委員会規則で定める事項

（未成年者の個人情報等の取扱いに関する個人情報取扱事業者等の責務等）

第五十八条の三　個人情報取扱事業者等は、未成年者に関する個人情報等の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　未成年者である本人の法定代理人は、開示等の請求等（十六歳未満の本人の法定代理人にあっては、開示等の請求等又は第三十五条第九項第一号、第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第二項各号列記以外の部分、第二十七条第一項各号列記以外の部分、第二十八条第一項若しくは第三十五条第七項第一号若しくは第二号若しくは第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十一条第一項第一号の同意）をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない。

第六十条第三項中「の全部又は一部（」を「統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等であるものを除く。第二号及び第三号並びに第五節において同じ。）の全部又は一部（」に改める。

第六十三条中「第二条第八項第五号」を「第二条第九項第五号」に改める。

第六十八条第二項第一号中「場合」の下に「又は本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」を加える。

第六十九条第二項第四号中「統計の作成」を「統計作成等」に改める。

第七十一条第一項中「（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第十六条第三項に規定する個人データ」を「個人データ（第十六条第三項に規定する個人データをいう。第七十二条の三第六項において同じ。）」に、「同条第二項」を「個人情報取扱事業者（第十六条第二項」に、「が講ずべき」を「をいう。次条並びに第七十二条の三第三項及び第十項において同じ。）が講ずべき」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（取扱いの委託を受けた個人情報に係る義務）

第七十一条の二　個人情報取扱事業者又は他の行政機関等から個人情報の取扱いの全部又は一部の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた行政機関等は、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。）を除くほか、その取扱いを委託された個人情報（当該行政機関等において個人関連情報となるものを除く。）を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

（十六歳未満の者の個人情報の取扱いに関する読替規定）

第七十一条の三　行政機関等が十六歳未満の者の個人情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該個人情報についての第六十二条、第六十八条第二項、第六十九条第二項及び第七十一条の規定の適用については、第六十二条及び第六十八条第二項中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、同項第一号中「本人へ」とあるのは「本人の法定代理人へ」と、第六十九条第二項第一号中「本人の」とあるのは「本人の法定代理人の」と、「本人に」とあるのは「本人若しくはその法定代理人に」と、第七十一条第一項及び第二項中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」と、同条第三項中「本人」とあるのは「本人又はその法定代理人」とする。

一　行政機関の長等が、当該個人情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該行政機関等が当該営業に関して当該個人情報を取得したとき。

三　本人に法定代理人がない場合又は行政機関の長等が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

第七十二条の次に次の二条を加える。

（連絡可能個人関連情報の不適正な取扱いの禁止）

第七十二条の二　行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならない。

2　行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならない。

（統計作成等の特例に係る義務）

第七十二条の三　特例要配慮個人情報取得者から提供（二以上の段階にわたる提供を含む。）を受けた統計作成等用要配慮個人情報等を取り扱う行政機関の長等は、第六十九条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める行為を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該特例要配慮個人情報取得者が第三十条の二第二項の規定により当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容を公表している場合（第三号に掲げる場合を除く。）　当該公表されている内容の統計作成等

二　当該特例要配慮個人情報取得者が第三十条の二第二項の規定により同条第五項本文の規定による提供を行う目的で当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を取り扱う旨を公表している場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該提供

三　当該特例要配慮個人情報取得者が第三十条の二第二項の規定により当該統計作成等用要配慮個人情報等に係る要配慮個人情報を用いて行おうとする統計作成等の内容及び同条第五項本文の規定による提供を行う目的で当該要配慮個人情報を取り扱う旨を公表している場合　当該公表されている内容の統計作成等及び当該提供

2　第三十条の二第五項本文の規定により個人情報の提供を受けた行政機関の長等は、同項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人情報に係る提供統計作成等用個人情報等を取り扱っている期間、同号に規定する事項（当該事項を次項本文の規定により変更した場合又は第四項の場合にあっては、変更後の当該事項）を継続して公表しなければならない。

3　前項に規定する行政機関の長等は、第三十条の二第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該行政機関の長等及び同項本文の規定により当該個人情報の提供を行った個人情報取扱事業者の双方が前項の規定により公表されている事項を変更する旨及び当該変更の内容をあらかじめ公表する場合に限り、当該事項を変更することができる。ただし、当該行政機関の長等の名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、この限りでない。

4　前項ただし書の場合においては、第二項に規定する行政機関の長等は、当該変更をした後、速やかに、第三十条の二第五項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該変更をした旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。

5　提供統計作成等用個人情報等を取り扱う行政機関の長等は、第六十九条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人情報等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該提供統計作成等用個人情報等に係る第三十条の二第五項本文の規定による提供が特例個人情報受領者に対して行われたものである場合　当該特例個人情報受領者が同条第六項の規定により公表している内容の統計作成等

二　当該提供統計作成等用個人情報等に係る第三十条の二第五項本文の規定による提供が行政機関の長等に対して行われたものである場合　当該行政機関の長等が第二項の規定により公表している内容の統計作成等

６　第三十一条の三第一項本文の規定により個人関連情報の提供を受け個人データとして取得した行政機関の長等は、同項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により、当該個人関連情報に係る提供統計作成等用個人データ等を取り扱っている期間、同号に規定する事項（当該事項を次項本文の規定により変更した場合又は第八項の場合にあっては、変更後の当該事項）を継続して公表しなければならない。

７　前項に規定する行政機関の長等は、第三十一条の三第一項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該行政機関の長等及び同項本文の規定により当該個人関連情報の提供を行った第十六条第八項に規定する個人関連情報取扱事業者の双方が前項の規定により公表されている事項を変更する旨及び当該変更の内容をあらかじめ公表する場合に限り、当該事項を変更することができる。ただし、当該行政機関の長等の名称その他個人情報保護委員会規則で定める事項を変更するときは、この限りでない。

８　前項ただし書の場合においては、第六項に規定する行政機関の長等は、当該変更をした後、速やかに、第三十一条の三第一項第一号の個人情報保護委員会規則で定める方法により当該変更をした旨及び当該変更の内容を公表しなければならない。

９　提供統計作成等用個人データ等を取り扱う行政機関の長等は、第六十九条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該提供統計作成等用個人データ等を、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

一　当該提供統計作成等用個人データ等に係る第三十一条の三第一項本文の規定による提供が特例個人関連情報受領者に対して行われたものである場合　当該特例個人関連情報受領者が同条第二項の規定により公表している内容の統計作成等

二　当該提供統計作成等用個人データ等に係る第三十一条の三第一項本文の規定による提供が行政機関の長等に対して行われたものである場合　当該行政機関の長等が第六項の規定により公表している内容の統計作成等

10　統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等を取り扱う行政機関の長等は、第六十九条の規定にかかわらず、法令に基づく場合等を除くほか、当該統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等を第三者（当該統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等の取扱いの委託を受けた個人情報取扱事業者又は行政機関の長等を除く。）に提供してはならない。

11　行政機関の長等は、その取り扱う統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等（これらのうち保有個人情報であるものを除く。以下この項において同じ。）の漏えいの防止その他統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

12　第一項、第五項及び前三項の規定は行政機関の長等から統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について、第七十条の規定は行政機関の長等が統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等又は提供統計作成等用個人データ等（これらのうち保有個人情報であるものを除く。）を提供する場合について、それぞれ準用する。

第七十三条第四項中「民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

６　第七十二条の二の規定は、行政機関の長等による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる仮名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱いについて準用する。

第七十六条第二項中「よる代理人」の下に「その他政令で定める代理人」を加え、「及び」を「、第百二十五条の二第二項及び」に改める。

第九十条第二項中「及び」を「、第百二十五条の二第二項及び」に改める。

第九十八条第一項第一号中「第六十三条」の下に「、第七十一条の二若しくは第七十二条の三第一項、第五項若しくは第九項」を加え、同項第二号中「又は第七十一条第一項」を「、第七十一条第一項、第七十一条の二又は第七十二条の三第十項」に改め、同条第二項中「この節」の下に「、第百二十五条の二第二項」を加える。

第百九条第一項中「以下この節」の下に「（第百二十一条の二を除く。）」を加える。

第百二十一条第二項中「次条」を「第百二十二条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（連絡等が可能な行政機関等匿名加工情報の不適正な取扱いの禁止）

第百二十一条の二　第七十二条の二の規定は、行政機関の長等による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる行政機関等匿名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱い及び行政機関等から当該行政機関等匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における当該行政機関等匿名加工情報の取扱いについて準用する。

第百二十二条中「前条第三項」を「第百二十一条第三項」に改める。

第百二十三条に次の一項を加える。

５　第七十二条の二の規定は、行政機関の長等による第二条第八項各号に掲げる記述等が含まれる匿名加工情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該記述等を特定することができることとなるものを含む。）の取扱いについて準用する。

第百二十五条第一項及び第二項中「第百八十条」を「第百七十九条」に、「第百八十一条」を「第百八十二条」に改め、同条第三項中「第六十三条」の下に「、第七十一条の二若しくは第七十二条の三第一項、第五項若しくは第九項」を加え、「若しくは第十九条」を「、第十九条、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項」に、「又は第七十一条第一項」を「、第七十一条第一項、第七十一条の二又は第七十二条の三第十項」に、「又は第二十八条」を「、第二十八条、第三十条の二第十項若しくは第十一項又は第三十一条の三第六項若しくは第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（未成年者の個人情報等の取扱いに関する行政機関の長等の責務等）

第百二十五条の二　行政機関の長等は、未成年者に関する個人情報等を取り扱うときは、その年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　未成年者である本人の法定代理人は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（十六歳未満の本人の法定代理人にあっては、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項の同意）をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない。

第百二十八条中「個人情報」の下に「、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等、提供統計作成等用個人データ等」を加える。

第百三十二条第二号中「個人情報の」を「個人情報、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等及び提供統計作成等用個人データ等の」に、「個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報」を「個人情報等」に改め、「並びに個人情報」の下に「、統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等、提供統計作成等用個人データ等」を加える。

第六章第二節第一款中第百四十六条の前に次の目名を付する。

第一目　報告及び立入検査

第百四十六条の見出しを削り、同条第一項中「同じ。）」の下に「及びこの款」を加え、「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「」、「」という。）」及び「個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「」を削り、「取扱い」の下に「その他必要な事項」を加え、同条の次に次の目名を付する。

第二目　措置命令等

第百四十八条の見出し中「命令」を「措置命令」に改め、同条第一項を次のように改める。

委員会は、個人情報取扱事業者等が第四章第二節から第四節まで（第十七条、第二十七条第八項、第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十七条を除く。）の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置又は当該違反行為に係る事実の本人に対する通知若しくは公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置（次項及び第三項において「是正措置等」という。）をとるべき旨を勧告することができる。

第百四十八条第二項中「措置」を「是正措置等」に、「の侵害が切迫している」を「が害されるおそれがある」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者等が第四章第二節から第四節まで（第十七条、第二十一条、第二十一条の二、第二十七条第三項、第六項（第三十条の二第十二項、第三十一条の三第八項又は第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第七項及び第八項、第二十八条第二項、第二十九条（第一項本文及び第二項の規定を第三十条の二第十四項又は第三十一条の三第十項において準用する場合を含む。）、第三十条（第二項から第四項までの規定を第三十一条第三項において準用する場合を含む。）、第三十条の二第二項、第三項及び第六項から第八項まで、第三十一条の三第二項から第四項まで、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条、第四十三条第三項及び第四項並びに第四十四条を除く。）の規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があり、又は個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、是正措置等をとるべきことを命ずることができる。

第百四十八条第四項中「よる命令」を「よる命令（以下「措置命令」という。）」に、「その命令」を「その措置命令」に改め、同条の次に次の一条、一目及び目名を加える。

第三目　課徴金納付命令等

（個人情報の違法な取扱い等に対する課徴金納付命令）

第百四十八条の三　個人情報取扱事業者が、次に掲げる行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（当該個人情報取扱事業者が、当該違反行為が行われた期間を通じて、当該違反行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合を除く。）において、代金、報酬、利用料、手数料その他名目のいかんを問わず、当該違反行為又は当該違反行為をやめることの対価として金銭その他の財産上の利益（以下この条において「金銭等」という。）を得たときは、委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、当該金銭等に相当する額として政令で定める方法により算定した額（次条において「第一項対価額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該違反行為に係る個人情報又は個人データ（第十六条第三項に規定する個人データをいう。第三号において同じ。）の本人の数が千人を超えないときその他個人の権利利益を害する程度が大きくない場合として政令で定めるときは、その納付を命ずることができない。

一　個人情報の提供であって、当該個人情報を利用して違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある第三者に対して行うもの

二　第三者の求めにより行う個人情報の利用であって、当該第三者が当該個人情報の利用を通じて違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある場合に行われるもの

三　第二十七条第一項（第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反する個人データの提供

四　第三十条の二第四項若しくは第九項又は第三十一条の三第五項の規定に違反する個人情報の取扱い

五　第三十条の二第十項若しくは第十一項又は第三十一条の三第六項若しくは第七項の規定に違反する個人情報の提供

2　個人情報取扱事業者が、第二十条第一項の規定に違反して個人情報を取得し、当該個人情報を利用した場合（当該個人情報取扱事業者が、当該取得及び利用が行われた期間を通じて、当該取得及び利用を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合を除く。）において、当該利用又は当該利用をやめることの対価として金銭等を得たときは、委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、当該金銭等に相当する額として政令で定める方法により算定した額（次条において「第二項対価額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該利用に係る個人情報の本人の数が千人を超えないときその他個人の権利利益を害する程度が大きくない場合として政令で定めるときは、その納付を命ずることができない。

（課徴金の算定基礎の推計）

第百四十八条の四　前条各項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）をする場合において、当該個人情報取扱事業者が当該課徴金納付命令に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第百四十六条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求に応じなかったときは、委員会は、当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項対価額又は第二項対価額を、当該個人情報取扱事業者若しくはこれと取引を行う他の事業者又は当該課徴金納付命令に係る課徴金対象行為（前条第一項に規定する違反行為又は同条第二項に規定する取得及び利用をいう。以下同じ。）に係る事業と同種の事業を行う他の事業者若しくはこれと取引を行う他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、個人情報保護委員会規則で定める合理的な方法により推計して、課徴金納付命令をすることができる。

4　特定電気通信役務提供者は、前項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該措置命令を受けた個人情報取扱事業者等に生じた損害については、賠償の責めに任じない。

第三目　課徴金納付命令等

（個人情報の違法な取扱い等に対する課徴金納付命令）

第百四十八条の三　個人情報取扱事業者が、次に掲げる行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（当該個人情報取扱事業者が、当該違反行為が行われた期間を通じて、当該違反行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合を除く。）において、代金、報酬、利用料、手数料その他名目のいかんを問わず、当該違反行為又は当該違反行為をやめることの対価として金銭その他の財産上の利益（以下この条において「金銭等」という。）を得たときは、委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、当該金銭等に相当する額として政令で定める方法により算定した額（次条において「第一項対価額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該違反行為に係る個人情報又は個人データ（第十六条第三項に規定する個人データをいう。第三号において同じ。）の本人の数が千人を超えないときその他個人の権利利益を害する程度が大きくない場合として政令で定めるときは、その納付を命ずることができない。

一　個人情報の提供であって、当該個人情報を利用して違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある第三者に対して行うもの

二　第三者の求めにより行う個人情報の利用であって、当該第三者が当該個人情報の利用を通じて違法な行為又は不当な差別的取扱いを行うことが想定される状況にある場合に行われるもの

三　第二十七条第一項（第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反する個人データの提供

四　第三十条の二第四項若しくは第九項又は第三十一条の三第五項の規定に違反する個人情報の取扱い

五　第三十条の二第十項若しくは第十一項又は第三十一条の三第六項若しくは第七項の規定に違反する個人情報の提供

2　個人情報取扱事業者が、第二十条第一項の規定に違反して個人情報を取得し、当該個人情報を利用した場合（当該個人情報取扱事業者が、当該取得及び利用が行われた期間を通じて、当該取得及び利用を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合を除く。）において、当該利用又は当該利用をやめることの対価として金銭等を得たときは、委員会は、当該個人情報取扱事業者に対し、当該金銭等に相当する額として政令で定める方法により算定した額（次条において「第二項対価額」という。）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該利用に係る個人情報の本人の数が千人を超えないときその他個人の権利利益を害する程度が大きくない場合として政令で定めるときは、その納付を命ずることができない。

（課徴金の算定基礎の推計）

第百四十八条の四　前条各項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）をする場合において、当該個人情報取扱事業者が当該課徴金納付命令に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実について第百四十六条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求に応じなかったときは、委員会は、当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第一項対価額又は第二項対価額を、当該個人情報取扱事業者若しくはこれと取引を行う他の事業者又は当該課徴金納付命令に係る課徴金対象行為（前条第一項に規定する違反行為又は同条第二項に規定する取得及び利用をいう。以下同じ。）に係る事業と同種の事業を行う他の事業者若しくはこれと取引を行う他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、個人情報保護委員会規則で定める合理的な方法により推計して、課徴金納付命令をすることができる。

2　取扱関係役務提供者は、前項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該措置命令を受けた個人情報取扱事業者等に生じた損害については、賠償の責めに任じない。

3　委員会は、措置命令をした場合であって、当該違反行為が特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下この項において同じ。）による個人情報等を含む情報の送信であるときは、当該特定電気通信による情報の流通に係る同条第三号に規定する特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者（同条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）に対して、特定電気通信による当該情報の流通を防止する措置をとるべき旨を要請することができる。

（過去に課徴金納付命令を受けたことがある者についての課徴金の額の加算）

第百四十八条の五　委員会は、第百四十八条の三各項の規定により課徴金納付命令をする場合において、当該個人情報取扱事業者が、当該課徴金納付命令に係る課徴金対象行為に係る事案について報告徴収等（第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査をいう。以下この条、第百四十八条の七第四項及び第百四十九条第一項において同じ。）が最初に行われた日（当該報告徴収等が行われなかったときは、当該個人情報取扱事業者が当該事案について第百四十八条の十第一項の規定による通知を受けた日）から遡り十年以内に、当該各項の規定による課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがあり、かつ、当該課徴金納付命令の日以後において当該課徴金対象行為をしていた者であるときは、当該各項の規定による額に代えて、当該額の一・五倍に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告等による課徴金の額の減額）

第百四十八条の六　委員会は、第百四十八条の三各項の規定により課徴金納付命令をする場合において、当該個人情報取扱事業者が当該課徴金納付命令に係る課徴金対象行為に該当する事実を個人情報保護委員会規則で定めるところにより委員会に報告したときは、当該各項の規定により計算した課徴金の額（前条に規定する者にあっては、同条の規定により計算した課徴金の額）に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があったことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（課徴金の納付義務等）

第百四十八条の七　課徴金納付命令を受けた者は、第百四十八条の三から前条までの規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2　第百四十八条の三から前条までの規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3　課徴金対象行為をした個人情報取扱事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした課徴金対象行為とみなして、第百四十八条の三からこの条までの規定を適用する。

4　課徴金対象行為をした個人情報取扱事業者が法人である場合において、当該法人が当該課徴金対象行為に係る事案について報告徴収等が最初に行われた日（当該報告徴収等が行われなかったときは、当該法人が当該課徴金対象行為について第百四十八条の十第一項の規定による通知を受けた日。以下この項において「調査開始日」という。）以後においてその一若しくは二以上の子会社等（個人情報取扱事業者の子会社若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該個人情報取扱事業者と親会社が同一である他の会社をいう。以下この項において同じ。）に対して当該課徴金対象行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社に限る。）が当該課徴金対象行為に係る事案についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該課徴金対象行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下この項において「特定事業承継子会社等」という。）がした課徴金対象行為とみなして、第百四十八条の三からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第百四十八条の三第一項中「当該個人情報取扱事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第百四十八条の七第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この条及び第百四十八条の七第一項において同じ。）に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、同条第二項中「当該個人情報取扱事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第一項中「者は」とあるのは「特定事業承継子会社等は、課徴金納付命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

5　前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

6　第三項及び第四項の場合において、第百四十八条の四から前条までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　課徴金対象行為がなくなった日から七年を経過したときは、委員会は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与）

第百四十八条の八　委員会は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

（弁明の機会の付与の方式）

第百四十八条の九　弁明は、委員会が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（次条第一項において「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2　弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第百四十八条の十　委員会は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　納付を命じようとする課徴金の額

二　課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為

三　弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2　委員会は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、同項第三号に掲げる事項及び委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を個人情報保護委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を委員会の掲示場に掲示し、又は公示事項を委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことができる。この場合においては、当該措置をとった日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第百四十八条の十一　前条第一項の規定による通知を受けた者（次項及び第四項において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2　代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

3　代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4　代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

（課徴金納付命令の方式等）

第百四十八条の十二　課徴金納付命令は、文書によって行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納期限を記載しなければならない。

2　課徴金納付命令は、その名宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

3　第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

（納付の督促）

第百四十八条の十三　委員会は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2　委員会は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3　前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（課徴金納付命令の執行）

第百四十八条の十四　前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、委員会の命令で、課徴金納付命令を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2　課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従ってする。

3　委員会は、課徴金納付命令の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（課徴金等の請求権）

第百四十八条の十五　破産法（平成十六年法律第七十五号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第百四十八条の十三第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

（行政手続法の適用除外）

第百四十八条の十六　委員会がする課徴金納付命令その他のこの目の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（規則への委任）

第百四十八条の十七　この目に定めるもののほか、課徴金納付命令に関し必要な事項は、個人情報保護委員会規則で定める。

第四目　雑則

第百四十九条第一項中「前三条」を「第百四十六条から第百四十八条の三まで」に、「個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査」を「報告徴収等」に、「又は命令」を「、措置命令、要請又は課徴金納付命令」に改める。

第百五十条第一項中「又は同条第二項」を「、措置命令、第百四十八条の二第一項」に、「命令」を「要請又は課徴金納付命令」に改める。

第百六十一条第一項中「若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令」を「、措置命令」に改め、同条第二項中「第百四十八条第二項若しくは第三項」を「措置命令」に改め、「（平成五年法律第八十八号）」を削る。

第百六十二条中「前条」を「この法律（この法律に基づく政令又は個人情報保護委員会規則を含む。第百六十四条において同じ。）」に改める。

第百六十三条第一項第二号中「（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「旨を」の下に「個人情報保護委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」を加え、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第百六十四条中「第百六十一条」を「この法律」に、「、同法」を「、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

第百七十一条中「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に、「として取得されることとなる個人関連情報又は」を「に係る統計作成等用要配慮個人情報等、提供統計作成等用個人情報等若しくは提供統計作成等用個人データ等、」に改め、「若しくは匿名加工情報」の下に「、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は国内にある特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる連絡可能個人関連情報」を加える。

第百七十六条中「二年」を「三年」に、「百万円」を「百五十万円」に改める。

第百七十八条を削る。

第百七十九条中「第百八十四条第一項」を「第百八十五条第一項」に、「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第百七十八条とする。

第百八十条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「一年」を「二年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第百七十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百八十条　自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は本人、個人情報を保有する者その他の者に損害を加える目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人情報を保有する者の管理を害する行為により、個人情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第百八十五条第一号中「第三十条第二項」を「第二十七条第八項、第三十条第二項」に改め、同条を第百八十六条とする。

第百八十四条第一項中「掲げる」の下に「規定の」を加え、同項第一号中「第百七十九条」を「第百八十一条」に改め、同項第二号中「第百八十二条」を「第百八十条及び第百八十三条」に、「同条」を「各本条」に改め、同条を第百八十五条とする。

第百八十三条中「、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条まで」を「から第百八十条まで及び第百八十二条」に、「これらの条」を「これらの規定（第百八十条第二項を除く。）」に改め、同条を第百八十四条とし、第百八十二条を第百八十三条とし、第百八十一条を第百八十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第百八十一条　措置命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第二項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同条第四項中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

第十九条第十六号中「とき」の下に「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を加える。

第二十九条の四第二項中「除く」の下に「。第四十三条の二第二項において同じ」を加える。

第三十条第一項中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十二項第三号」に、「及び第八十八条」を「、第七十二条の三及び第八十八条」に改め、同項の表第六十九条第二項第一号の項中「であるとき」の下に「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」を加え、同項の次に次のように加える。

第七十一条の二	
第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号	法令に基づく場合及び人命の救助、災害の他非常の事態への対応のため緊急の必要があるとき（第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。）
	本人の法定代理人の同意があるとき、又は本人若しくはその法定代理人に提供するとき
	人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合）
	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の法定代理人の同意があり、又は本人の法定代理人の同意を得ることが困難であるときその他本人の法定代理人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき

第三十条第一項の表第九十八条第一項第一号の項を次のように改める。

第九十八条第一項第一号	若しくは第七十一条の二
、第七十一条の二若しくは第七十二条の三第一項、第五項若しくは第九項	又は第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第十項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき

第三十条第一項の表第九十八条第一項第二号の項中「又は第七十一条第一項」を「、第七十一条第一項、第七十一条の二又は第七十二条の三第十項」に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「第七十一条の二又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に改め、同表第百二十五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第一号の項中「第十八条若しくは第十九条」を「第十八条、第十九条、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項」に、「若しくは第十九条若しくは第三十条の三」に改め、同表第百二十五条第三項の規定により読み替えて適用する第九十八条第一項第二号の項中「又は第二十八条」を「、第二十八条、第三十条の二第十項若しくは第十一項又は第三十一条の三第六項若しくは第七項」に改め、同表に次のように加える。

第百二十五条の二第一項	若しくは第七十一条第	、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは同法第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第四号若しくは第十六号

第三十条の三

法令に基づく場合等	人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合
若しくは第三十条の三	、第三十条の二第四項若しくは第九項、第三十条の三若しくは第三十一条の三第五項

第三十五条第一項

第三十条第二項の表第三十五条第三項の項中「又は第二十八条」を「、第二十八条、第三十条の二第十項又は第三十一条の三第六項」に改め、同表に次のように加える。

第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項	あらかじめ本人の法定代理人の同意を得ないで、前条	前条
第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項	あらかじめ本人の法定代理人の同意を得ないで、承継前	承継前
第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第三項第二号	、本人の法定代理人	又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第二項の規定により読み替えて適用する第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第三項第二号若しくは同法第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第四号若しくは第十六号	、本人の法定代理人の同意があり、又は本人の法定代理人
第五十八条の三第二項	又は第三十五条第九項第一号、第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第一項若しくは第二十条第二項、第四十条の二第一項若しくは第三十五条第七項第一号若しくは第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する第三十一条第一項第一号	法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。）	人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合

第三十一条第一項中「第七十条」の下に「、第七十二条の三」を加え、同項の項の次に次のように加える。

第七十一条の二	、訂正請求又は利用停止請求	又は訂正請求
第百二十五条の二第二項	、訂正請求若しくは利用停止請求又は第七十一条第一項若しくは第七十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項	若しくは訂正請求又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第十六号

第三十一条第一項の表第八十九条第五項の項中「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、同表に次のように加える。

第三十一条第二項中「第七十条」の下に「、第七十二条の三」を加え、同項の表第六十九条第一項の項の次に次のように加える。

第七十一条の二	法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第五項の規定に基づく場合）第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。）	人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第五項の規定に基づく場合）

第三十一条第二項の表第九十七条の項中「（平成二十五年法律第二十七号）」を削り、同表に次のように加える。

第百二十五条の二第二項	、訂正請求又は利用停止請求	又は訂正請求
	、訂正請求若しくは利用停止請求又は第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項	若しくは訂正請求又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第十六号

第三十一条第三項中「第七十六条」を「第七十一条の二、第七十一条の三、第七十六条」に改め、「、第九十七条」の下に「、第百二十五条の二」を加え、「及び第六十七条から第六十九条第一項まで」を「、第六十七条から第六十九条第一項まで、第七十一条の二及び第七十一条の三」に改め、同項の表第六十九条第一項の項の次に次のように加える。

第七十一条の二	法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合）第七十二条の三において「法令に基づく場合等」という。）	人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合（独立行政法人等にあっては、当該場合及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第五項の規定に基づく場合）

第三十一条第三項の表に次のように加える。

第百二十五条の二第二項	、訂正請求又は利用停止請求	又は訂正請求
	、訂正請求若しくは利用停止請求又は第七十一条の三の規定により読み替えて適用する第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項	若しくは訂正請求又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第十六号

第三十四条第一項中「措置」の下に「又は当該違反行為に係る事実の本人に対する通知若しくは公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置（以下この条において「是正措置等」という。）」を加え、同条第二項中「措置」を「是正措置等」に改め、同条第三項中「あるため」を「あり、又は個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているため」に、「当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置」を「是正措置等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（取扱関係役務提供者等に対する要請）

第三十四条の二　委員会は、前条第二項又は第三項の規定による命令を受けた者（以下この条において「違反者」という。）が当該命令に従わない場合において、当該違反者が当該命令に係る違反行為に係る特定個人情報の取扱いのために用いる役務を提供する取扱関係役務提供者（当該違反者から特定個人情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた者その他の当該違反者との契約に基づき当該違反者がその特定個人情報の取扱いのために用いる役務を提供する者をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該取扱関係役務提供者に対して、当該違反行為に係る特定個人情報の取扱いの停止、当該役務の提供の停止その他の当該違反行為を中止させるために必要な措置をとるべき旨を要請することができる。

2　取扱関係役務提供者は、前項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該命令を受けた違反者に生じた損害については、賠償の責めに任じない。

3　委員会は、前条第二項又は第三項の規定による命令をした場合であって、当該違反行為が特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下この項において同じ。）による特定個人情報を含む情報の送信であるときは、当該特定電気通信による情報の流通に係る同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者（同法第二条第四号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）に対して、特定電気通信による当該情報の流通を防止する措置をとるべき旨を要請することができる。

4　特定電気通信役務提供者は、前項の規定による要請を受けて当該要請に係る措置を講じた場合において、当該命令を受けた違反者に生じた損害については、賠償の責めに任じない。

第三十六条中「前三条」を「第三十三条から前条まで」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

（十六歳未満の者の特定個人情報に関する読替規定）

第四十三条の二　次の各号のいずれかに該当する場合を除き、十六歳未満の者の特定個人情報についての第十九条（第四号及び第十六号（第二十一条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定の適用については、第十九条第四号中「同意」とあるのは「法定代理人の同意」と、同条第十六号中「本人」とあるのは「本人の法定代理人」とする。

一　当該特定個人情報を提供する者が、当該特定個人情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該特定個人情報を提供する者が当該営業に関して当該特定個人情報を取得したとき。

三　本人に法定代理人がない場合又は当該特定個人情報を提供する者が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

２　次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人番号利用事務等実施者が十六歳未満の者の特定個人情報を取り扱う場合における当該特定個人情報についての第二十九条の四第二項の規定の適用については、同項中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、同項ただし書中「本人へ」とあるのは「本人の法定代理人へ」とする。

一　当該個人番号利用事務等実施者が、当該特定個人情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該個人番号利用事務等実施者が当該営業に関して当該特定個人情報を取得したとき。

三　本人に法定代理人がない場合又は当該個人番号利用事務等実施者が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

第四十九条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に改める。

第五十一条第一項中「窃取」の下に「若しくは損壊」を、「侵入」の下に「、有線電気通信の傍受」を加える。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正）

第三条　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」を「第五十六条の二」に改める。

第十九条第三項中「第四十三条の規定は、」を「第二十一条の二及び第三十五条第七項から第十項までの規定は認定匿名加工医療情報作成事業者が認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する医療情報を取り扱う場合について、同法第四十三条の規定は」に、「場合」を「場合について、同法第四十六条の二の規定は認定匿名加工医療情報作成事業者が認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報を取り扱う場合」に改める。

第三十五条第五項中「個人情報の保護に関する法律」の下に「第二十一条の二及び第三十五条第七項から第十項までの規定は認定仮名加工医療情報作成事業者が認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する医療情報を取り扱う場合について、同法」を加える。

第四十六条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条に次の一項を加える。

３　個人情報の保護に関する法律第二十一条の二及び第三十五条第七項から第十項までの規定は、認定医療情報等取扱受託事業者が認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する医療情報を取り扱う場合については、適用しない。

第四十七条第三項中「規定は、」を「規定は」に、「場合」を「場合について、同法第四十六条の二の規定は認定医療情報等取扱受託事業者が認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する匿名加工医療情報を取り扱う場合」に改める。

第四十八条第二項中「第四十六条」を「第四十六条第一項及び第二項」に改める。

第六章第一節に次の一条を加える。

（十六歳未満の者の医療情報に関する読替規定）

第五十六条の二　医療情報取扱事業者が十六歳未満の者の医療情報を取り扱う場合（次に掲げる場合を除く。）における当該医療情報についての第五十二条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項の規定の適用については、第五十二条第一項中「又はその」とあるのは「若しくはその法定代理人又は本人の」と、同項及び同条第二項中「本人に」とあるのは「本人の法定代理人に」と、第五十三条第一項中「を受けた本人又はその」とあるのは「に係る本人若しくはその法定代理人又は本人の」とする。

一　当該医療情報取扱事業者が、当該医療情報が十六歳未満の者のものであることを知らないことについて正当な理由がある場合

二　本人の法定代理人が当該本人の営業を許可していた場合であって、当該医療情報取扱事業者が当該営業に関して当該医療情報を取得したとき。

三　本人に法定代理人がない場合又は当該医療情報取扱事業者が本人に法定代理人がないと信ずるに足りる相当な理由がある場合

第五十八条中「第五十六条まで」を「第五十六条の二まで」に、「及び第五十六条第一号」を「、第五十六条第一号及び第五十六条の二」に改める。

第六十一条の見出しを「（命令）」に改め、同条第一項中「必要な措置」を「に必要な措置又は当該違反に係る事実の本人に対する通知若しくは公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置（以下この条において「是正措置等」という。）」に改め、同条第二項から第四項まで、第六項及び第七項中「当該違反を是正するため必要な措置」を「是正措置等」に改め、同条第八項中「、第五十三条第一項若しくは第三項」を「（これらの規定を第五十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五十三条第一項（第五十六条の二（第五十八条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定、第五十三条第三項」に、「規定に」を「規定（これらの規定を第五十八条において読み替えて準用する第五十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に」に、「当該違反を是正するため必要な措置」を「是正措置等」に改める。

第六十八条中「二年」を「三年」に、「百万円」を「百五十万円」に改める。

第六十九条中「図る」を「図り、若しくは本人その他の者に損害を加える」に、「一年」を「二年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十三条及び第十六条の規定　公布の日

二　附則第十七条の規定　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第四十六号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三　第一条中個人情報の保護に関する法律の目次の改正規定（「第百八十五条」に改める部分に限る。）、同法第百二十五条第一項及び第二項の改正規定、同法第百六十三条第二項及び第三項の改正規定、同法第百七十六条の改正規定、同法第百七十八条を削る改正規定、同法第百七十九条の改正規定、同条を同法第百七十八条とする改正規定、同法第百八十条の改正規定、同条を同法第百七十九条とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百八十五条第一号の改正規定、同条を同法第百八十六条とする改正規定、同法第百八十四条第一項の改正規定、同条を同法第百八十五条とする改正規定、同法第百八十三条の改正規定並びに同条を同法第百八十四条とし、同法第百八十二条を同法第百八十三条とし、同法第百八十一条を同法第百八十二条とし、同条の前に一条を加える改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十九条の改正規定及び同法第五十一条第一項の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第六十八条の改正規定及び同法第六十九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定　公布の日から起算して六月を経過した日

（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「第三号改正後個人情報保護法」という。）第百六十三条第二項及び第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後にする公示送達について適用し、第三号施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。

第三条　第三号施行日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間における第三号改正後個人情報保護法第百八十一条及び第百八十六条の規定の適用については、第三号改正後個人情報保護法第百八十一条中「措置命令」とあるのは「第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令」と、第三号改正後個人情報保護法第百八十六条第一号中「第二十七条第八項、第三十条第二項」とあるのは「第三十条第二項」とする。

第四条　第一条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次条第二項において同じ。）による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）第二十一条の二第一項各号に掲げる事項に相当する事項について、施行日前に、本人に通知されているときは、当該通知は、同項の規定により行われたものとみなす。

2　施行日前になされた新個人情報保護法第十六条第五項に規定する特定生体個人識別符号に相当する符号の作成又は同項に規定する特定生体個人情報に相当する情報の取得に関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第三十五条第七項第一号又は第二号（これらの規定を第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の同意に相当するものであるときは、当該各号の同意があったものとみなす。

第五条　施行日前になされた本人の法定代理人による個人情報（個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）又は同条第七項に規定する個人関連情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が新個人情報保護法第三十五条第九項第一号、新個人情報保護法第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第二項各号列記以外の部分、第二十七条第一項各号列記以外の部分、第二十八条第一項若しくは第三十五条第七項第一号若しくは第二号、新個人情報保護法第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第三十一条第一項第一号又は新個人情報保護法第七十一条の三の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項の同意に相当するものであるときは、当該各規定の同意があったものとみなす。

2　施行日前になされた第一条の規定による改正前の個人情報の保護に関する法律（以下「旧個人情報保護法」という。）第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第二項各号列記以外の部分、第二十七条第一項各号列記以外の部分若しくは第二十八条第一項の規定、旧個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定又は旧個人情報保護法第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項の規定による本人の同意があるときは、それぞれ新個人情報保護法第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第十八条第一項若しくは第二項、第二十条第二項各号列記以外の部分、第二十七条第一項各号列記以外の部分若しくは第二十八条第一項の規定、新個人情報保護法第四十条の二第二項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第三十一条第一項第一号の規定又は新個人情報保護法第七十一条の三の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第六十九条第二項第一号若しくは第七十一条第一項の規定による当該本人の法定代理人の同意があったものとみなす。

第六条　新個人情報保護法第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第二十一条の二第一項各号若しくは第二十七条第二項各号に掲げる事項又は同条第五項第三号に規定する事項に相当する事項について、施行日前に、本人の法定代理人に通知されているときは、当該通知は、当該各規定により行われたものとみなす。

2　施行日前に旧個人情報保護法第二十七条第二項又は第五項第三号の規定による本人への通知がなされているときは、それぞれ新個人情報保護法第四十条の二第一項の規定により読み替えて適用する新個人情報保護法第二十七条第二項又は第五項第三号の規定による当該本人の法定代理人への通知があったものとみなす。

第七条　新個人情報保護法第百四十八条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に行われた新個人情報保護法に違反する行為について適用し、施行日前に行われた旧個人情報保護法に違反する行為については、なお従前の例による。

第八条　新個人情報保護法第百四十八条の三から第百四十八条の十六までの規定は、施行日以後に行われた新個人情報保護法第百四十八条の四に規定する課徴金対象行為について適用する。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前になされた本人の法定代理人による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第九項に規定する特定個人情報の提供に関する同意がある場合において、その同意が第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同法（以下「新番号利用法」という。）第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する新番号利用法第十九条第四号又は第十六号（新番号利用法第二十一条の二第五項第七項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。次項において同じ。）の同意に相当するものであるときは、当該各規定の同意があったものとみなす。

2　施行日前になされた第二条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「旧番号利用法」という。）第十九条第四号又は第十六号（旧番号利用法第二十一条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）及び第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による本人の同意があるときは、それぞれ新番号利用法第四十三条の二第一項の規定により読み替えて適用する新番号利用法第十九条第四号又は第十六号の規定による当該本人の法定代理人の同意があったものとみなす。

第十条　新番号利用法第三十四条の規定は、施行日以後に行われた新番号利用法に違反する行為について適用し、施行日前に行われた旧番号利用法に違反する行為については、なお従前の例による。

（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（以下「新匿名加工医療情報等法」という。）第五十六条の二の規定により読み替えて適用する新匿名加工医療情報等法第五十二条第一項各号に掲げる事項若しくは同条第二項に規定する事項又は新匿名加工医療情報等法第五十八条において読み替えて準用する新匿名加工医療情報等法第五十六条の二の規定により読み替えて適用する新匿名加工医療情報等法第五十七条第一項各号に掲げる事項若しくは同条第二項に規定する事項について、施行日前に、本人の法定代理人に通知されているときは、当該通知は、当該各規定により行われたものとみなす。

2　施行日前に第三条の規定による改正前の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（以下「旧匿名加工医療情報等法」という。）第五十二条第一項若しくは第二項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する新匿名加工医療情報等法第五十六条の二の規定により読み替えて準用する新匿名加工医療情報等法第五十二条第一項若しくは第二項又は新匿名加工医療情報等法第五十六条の二の規定により読み替えて適用する新匿名加工医療情報等法第五十七条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて準用する新匿名加工医療情報等法第五十二条第一項若しくは第二項又は新匿名加工医療情報等法第五十六条の二の規定により読み替えて適用する新匿名加工医療情報等法第五十七条第一項若しくは第二項の規定による本人への通知がなされているときは、それぞれ新匿名加工医療情報等法第五十六条の二の規定により読み替えて準用する新匿名加工医療情報等法第五十二条第一項若しくは第二項又は新匿名加工医療情報等法第五十六条の二の規定により読み替えて適用する新匿名加工医療情報等法第五十七条第一項若しくは第二項の規定による当該本人の法定代理人への通知があったものとみなす。

第十二条　新匿名加工医療情報等法第六十一条（第九項を除く。）の規定は、施行日以後に行われた新匿名加工医療情報等法に違反する行為について適用し、施行日前に行われた旧匿名加工医療情報等法に違反する行為については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十四条　政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（統計法の一部改正）

第十五条　統計法（平成十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第四号中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条中「ごとに」を「を目途として」に改める。

（民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十七条　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第三号中「（平成十五年法律第五十七号）」の下に「第三十七条第三項及び」を加える。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

法律第五十七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第一条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十条」を「―第二十一条」に、「第二十一条―第二十四条」を「第二十二条―第三十四条」に、「第六章　雑則　（第二十五条―第二十八条）」を「第六章　雑則　（第三十五条―第三十八条）」に、「第七章　罰則　（第二十九条―第四十一条）」に改める。

第六条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第十九条第二項第五号中「独立行政法人情報処理推進機構」の下に「（以下「情報処理推進機構」という。）」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　国の行政機関（第三条第二号イに掲げるものをいう。以下同じ。）と他の行政機関等（同号イ及びロに掲げるものを除く。第二十一条第一項において同じ。）による公的基礎情報データベースの共同での整備及び改善（同項において「共同整備等」という。）の推進に関する事項

第二十条第二項中「独立行政法人情報処理推進機構」を「情報処理推進機構」に改める。

第二十八条を第三十八条とする。

第二十七条の見出しを「（主務大臣等）」に改め、同条中「この法律」を「第二章」に改め、同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

前章における主務大臣は、国等データ活用事業を所管する大臣及び内閣総理大臣とする。ただし、第二十九条第一項から第十四項まで及び第三十条第二項にあっては、国等データ活用事業を所管する大臣とする。

第二十七条に次の一項を加える。

3　前章における主務省令は、第一項に定める主務大臣の発する命令とする。

第二十七条を第三十七条とし、第二十六条を第三十六条とし、第二十五条の前の見出しを削り、同条を第三十五条とし、同条の前に見出しとして「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」を付する。

第二十四条第二項を次のように改める。

2　第二十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による金銭の保管について準用する。

第二十四条第三項を削り、第五章中同条を第二十五条とし、同章に次の九条を加える。

（国等データ活用事業指針）

第二十六条　内閣総理大臣は、国の行政機関等（第三条第二号ロ及びチに掲げるものであるものを除く。第二十九条第一項及び第十五項において同じ。）の保有するデータを活用する国の行政機関等以外の者による事業であって、手続等に関連する民間事業者の業務の処理が改善されることを通じて国民の利便性の向上が図られるもの（以下「国等データ活用事業」という。）に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「国等データ活用事業指針」という。）を定めるものとする。

2　国等データ活用事業指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　国等データ活用事業について重点的に実施すべき分野に関する事項

二　国等データ活用事業の方法、データの安全管理の方法その他国等データ活用事業に関する事項

3　内閣総理大臣は、情報通信技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、国等データ活用事業指針を変更するものとする。

4　内閣総理大臣は、国等データ活用事業指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係する国の行政機関の長（当該国の行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該国の行政機関。次条第五項、第二十九条及び第三十条第二項において同じ。）に協議するものとする。

5　内閣総理大臣は、国等データ活用事業指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（国等データ活用事業計画の認定）

第二十七条　国等データ活用事業を実施しようとする者は、その実施しようとする国等データ活用事業に関する計画（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「国等データ活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　二以上の者が国等データ活用事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して国等データ活用事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3　国等データ活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国等データ活用事業の目標

二　国等データ活用事業により改善を図ろうとする民間事業者の業務の処理の内容

三　国等データ活用事業の内容及びその実施時期

四　データの安全管理の内容

五　その他国等データ活用事業の実施に関し必要な事項

4　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その国等データ活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　国等データ活用事業指針に照らし適切なものであること。

二　当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　前項第四号に掲げる事項が内閣総理大臣が定める基準に適合するものであること。

5　主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、関係する国の行政機関の長に対し意見を求め、又は当該申請に係る国等データ活用事業計画が前項各号のいずれにも適合するかどうかについての書面による調査若しくは実地の調査を行うことができる。

6　主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、当該国等データ活用事業計画に係る国等データ活用事業において用いられるデータに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報が含まれるときは、個人情報保護委員会に協議しなければならない。

（国等データ活用事業計画の変更等）

第二十八条　前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る国等データ活用事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、前条第一項の認定を受けた国等データ活用事業計画（前項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下この条及び第三十四条において「認定国等データ活用事業計画」という。）に係る国等データ活用事業（以下「認定国等データ活用事業」という。）を行う者（以下「認定国等データ活用事業者」という。）が認定国等データ活用事業計画に従って国等データ活用事業を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定国等データ活用事業計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定国等データ活用事業者に対して、当該認定国等データ活用事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（国の行政機関等に対するデータの提供の求め）

第二十九条　認定国等データ活用事業者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、認定国等データ活用事業を実施するために必要なデータであって国の行政機関等の保有するものの提供を求めることができる。

2　前項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するものとする。

一　当該データが、認定国等データ活用事業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであること。

二　当該データの提供が、他の法令に違反し、又は違反するおそれがあるものでないこと。

三　当該データを提供することにより、公益を害し、又はその所掌事務若しくは事業の遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3　前項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを自ら保有する場合において、当該求めについて同項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

4　第二項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを次の各号に掲げる者が保有する場合において、当該求めについて同項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該各号に定める者に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

一　当該主務大臣の所管する公共機関等（第三条第三号ロに掲げるもののうち、同条第二号チに掲げるものであるものを除いたものをいう。以下この条及び次条において同じ。）　当該公共機関等

二　他の国の行政機関　当該国の行政機関の長

三　他の国の行政機関の長の所管する公共機関等　当該国の行政機関の長

5　第二項に規定する主務大臣は、当該求めに係るデータを前項各号に掲げる者が保有する場合において、当該求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該各号に定める者に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を当該求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

6　第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定による要請を受けた国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、主務大臣にその旨を通知するものとする。

7　前項に規定する国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

8　第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定による要請を受けた国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該データを保有するその所管する公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を主務大臣に通知するものとする。

9　前項に規定する国の行政機関の長は、当該要請に係る求めについて第二項第一号に掲げる事由に該当しないと認めるときは、遅滞なく、前項に規定する公共機関等に対して当該データの提供を要請しない旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。

10　第四項（第一号に係る部分に限る。）又は第八項の規定による要請を受けた公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、遅滞なく、当該求めに係るデータを当該求めをした認定国等データ活用事業者に提供するとともに、当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長にその旨を通知するものとする。

11　前項の規定による通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。

12　第十項に規定する公共機関等は、当該要請に係る求めについて第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当しないと認めるときは、遅滞なく、当該求めに応じた提供を行わない旨及びその理由を当該要請を行った主務大臣又は国の行政機関の長に通知するものとする。

13　前項の規定による通知を受けた国の行政機関の長は、その旨を主務大臣に通知するものとする。

14　第七項から第九項まで及び前二項の規定による通知を受けた主務大臣は、遅滞なく、その通知の内容を当該通知に係る第一項の規定による求めをした認定国等データ活用事業者に通知するものとする。

15　国の行政機関等は、第一項の規定による求め又は第四項若しくは第八項の規定による要請を受けたときは、積極的なデータの提供に努めなければならない。

（手数料）

第三十条　前条第二項又は第六項の規定によりデータの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

2　前条第二項の規定によりデータの提供を行う主務大臣又は同条第六項の規定によりデータの提供を行う国の行政機関の長は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3　前条第十項の規定によりデータの提供を受ける認定国等データ活用事業者は、当該公共機関等の定めるところにより、当該提供に係る手数料を当該公共機関等に納めなければならない。

4　前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第一項の手数料の額を参酌して、当該公共機関等が定める。

5　前条第十項の規定によりデータの提供を行う公共機関等は、当該データを一定の開示の実施の方法により一般の利用に供することが適当であると認めるときは、当該公共機関等の定めるところにより、第三項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（地方公共団体等に対する協力の求め等）

第三十一条　認定国等データ活用事業者は、認定国等データ活用事業の実施に関し必要があると認めるときは、地方公共団体等の長（地方公共団体等（第三条第二号ハ及びホに掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の長（当該地方公共団体等が合議制の機関である場合にあっては、当該地方公共団体等）をいう。次項において同じ。）に対し、当該地方公共団体等の保有するデータの提供その他の必要な協力を求めることができる。

2　前項の規定による求めを受けた地方公共団体等の長は、当該求めに係るデータの提供を行うために必要があると認めるときは、情報処理推進機構に対し、技術的助言、情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

（主務大臣による援助）

第三十二条　主務大臣は、認定国等データ活用事業の円滑かつ確実な実施を図るため、認定国等データ活用事業者に対し、必要な指導、助言、あっせんその他の援助を行うものとする。

（情報処理推進機構等の行う業務等）

第三十三条　情報処理推進機構は、認定国等データ活用事業者の依頼に応じて、その国等データ活用事業の実施に当たってのデータの安全管理に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2　主務大臣は、第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）の調査を、情報処理推進機構その他データの安全管理に関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該調査を確実に実施することができるものとして政令で定める法人（次項及び第四項において「情報処理推進機構等」という。）に行わせることができる。

3　主務大臣は、認定国等データ活用事業者においてデータの安全の確保に係る重大な事態が生じた場合において、必要があると認めるときは、情報処理推進機構等に、その原因究明のための調査を行わせることができる。

4　情報処理推進機構等は、前二項の調査を行ったときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、当該調査の結果を主務大臣に通知しなければならない。

5　第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

6　第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員又は職員であって当該委託に係る調査に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告の徴収）

第三十四条　主務大臣は、認定国等データ活用事業者に対し、認定国等データ活用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

第二十三条を第二十四条とし、第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とする。

第四章に次の一条を加える。

（公的基礎情報データベースの共同整備等に関する金銭の保管）

第二十一条　国の行政機関は、当該国の行政機関と他の行政機関等による公的基礎情報データベースの共同整備等の推進を図るために、当該共同整備等のために必要な役務の提供の条件に関する契約を当該役務の提供を行う事業者と締結した場合であって、当該契約において当該他の行政機関等が当該事業者に支払うべき当該提供に係る対価について当該国の行政機関が当該他の行政機関等から納付を受けた上で当該国の行政機関から当該事業者に引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた対価その他の当該共同整備等に関する金銭を保管することができる。

2　前項の規定による金銭の保管に関し必要な手続については、デジタル庁令で定める。

3　内閣総理大臣は、前項のデジタル庁令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

本則に次の一章を加える。

第七章　罰則

第三十九条　第三十三条第五項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十条　第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第二条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「二人」を「三人」に改める。

第四十七条第一項第二十二号中「の規定による協力」を「及び第三十一条第二項の規定による協力並びに同法第三十三条第一項から第四項までに規定する業務」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（国等データ活用事業指針に関する準備行為）

第二条　内閣総理大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十六条（第三項を除く。）の規定の例により、国等データ活用事業指針（同条第一項に規定する国等データ活用事業指針をいう。以下同じ。）を定め、公表することができる。この場合において、その定められ、公表された国等データ活用事業指針は、施行日以後は、同条第一項、第二項及び第四項の規定により定められ、同条第五項の規定により公表されたものとみなす。

（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第三条　我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第四条第二項第十八号イ」を「第四条第二項第十九号イ」に改める。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第四条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二十五号を第二十六号とし、第二十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十一号中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同項第十八号イ及びハ中「第十五号」を「第十六号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第十八号イ」を「第十九号イ」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二十六条第一項に規定する国等データ活用事業の促進に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（復興庁設置法の一部改正）

第五条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の項中「第二十七条」を「第三十七条第二項」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第五十八号

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律

（公職選挙法の一部改正）

第一条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条の三の見出し中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改め、同条第一項中「ウェブサイト等を利用する方法（」及び「）のうち電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）を利用する方法を除いたものをいう。以下同じ」を削り、同条第二項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改め、同条第三項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改め、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第二十六号）」を加え、「。以下同じ」を削り、「（以下」を「（次条において」に改める。

第百四十二条の四を削る。

第百四十二条の五第一項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改め、同条第二項を削り、同条を第百四十二条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（インターネット等を利用する方法により人工知能関連技術を利用して作成された画像等が掲載された文書図画を頒布する者の表示義務）

第百四十二条の五　人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第五十三号）第二条に規定する人工知能関連技術をいう。以下この条において同じ。）を利用して作成され又は改変された画像又は映像（その改変の内容が社会通念に照らして軽微であるもの又は実際に撮影されたものと誤認されるおそれのないものを除く。）が掲載された次に掲げる文書図画をインターネット等を利用する方法により頒布する者は、当該画像又は映像が人工知能関連技術を利用して作成され又は改変されたものである旨が、当該文書図画に係る電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

一　選挙運動のために使用する文書図画

二　当選を得させないための活動に使用する文書図画であつて、選挙の期日の公示又は告示の日からその選挙の当日までの間に頒布されるもの

第百四十二条の六第三項及び第四項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改める。

第百四十二条の七の見出しを「（選挙に関しインターネット等を利用する者の責務）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にして選挙の公正を害することがないようにしなければならない。

第百九十七条の二第二項及び第二百一条の四第六項中「ウェブサイト等を利用する方法」を「インターネット等を利用する方法」に改める。

第二百四十三条第一項中第三号の二を削り、第三号の三を第三号の二とする。

第二百四十四条第一項第二号の二及び第二号の三を削る。

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正）

第二条　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「権利の侵害等があった場合について」を「発生する権利の侵害等への対処のため」に改め、「図る」の下に「等の」を加える。

第四条第二号中「第百四十二条の五第一項」を「第百四十二条の四」に改める。

第二十条第一項中「必要性」の下に「その他この章の規定に基づく措置を講ずる必要性」を加え、同項第三号中「侵害」の下に「等」を加える。

第二十七条中「次条第三号」を「第二十八条第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置）

第二十七条の二　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通のうち、法令に違反する情報の流通、虚偽の情報の流通、事実をゆがめた情報の流通その他の選挙の公正を害するおそれのある情報の流通による悪影響を軽減するため、当該大規模特定電気通信役務の特性に応じ、必要な措置を講じなければならない。

2　総務大臣は、前項の規定に基づき大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定めるものとする。

3　総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二十八条第三号中「前条」を「第二十七条」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　前条第一項の規定による措置の実施状況

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年三月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条　第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第四条において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（大規模特定電気通信役務提供者の指定に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二十条第一項の規定による指定を受けている大規模特定電気通信役務提供者に係る当該指定は、第二条の規定による改正後の同法（次条において「新法」という。）第二十条第一項の規定による指定とみなす。

（指針に関する経過措置）

第四条　総務大臣は、施行日前においても、新法第二十七条の二の規定の例により、大規模特定電気通信役務提供者が講ずべき措置に関してその適切かつ有効な実施に資するために必要な指針を定め、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された指針は、施行日において、新法第二十七条の二の規定により定められ、公表された指針とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第七条　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第百九十九条のうち特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二十八条第二号の改正規定中「改め」の下に「、同条第三号中「第二十七条」を「第二十八条」に改め」を加え、同法第二十七条を同法第二十八条とし、同法第二十六条を同法第二十七条とする改正規定中「第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。

第百九十九条のうち特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二十五条の改正規定の前に次のように加える。

第二十七条中「第二十八条第三号」を「第二十九条第三号」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

（検討）

第八条　在外選挙人名簿に登録されている選挙人の衆議院議員又は参議院議員の選挙におけるインターネットを利用する方法による投票の導入については、公職選挙法第四十九条の二第一項第二号の規定による投票の状況を踏まえつつ、選挙の公正を確保する観点から、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかの確認を確実に行うための手段に係る事項、選挙人が投票に用いる電子計算機の映像面において公職の候補者に関し表示すべき事項及びその表示の方法その他の必要な事項について、この法律の公布後一年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

２　選挙運動のためにする街頭演説その他公職の候補者等（公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）をいう。）が実施する演説を妨げる行為に対応するための施策の在り方については、政治活動の自由に配慮しつつ、当該演説が選挙人の意思決定等のための重要な機会であることに鑑み、その機会を保障する観点から、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第五十九号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究等（第四十七条・第四十七条の二）」を

「第六章　先端技術研究成果活用推進機構
第一節　総則（第四十七条―第五十三条）
第二節　設立（第五十四条―第五十八条）
第三節　役員等（第五十九条―第七十一条）
第四節　評議員会（第七十二条―第七十六条）
第五節　業務（第七十七条―第八十三条）
第六節　財務及び会計（第八十四条―第九十一条）
第七節　監督（第九十二条・第九十三条）
第八節　雑則（第九十四条―第九十八条）
第七章　研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究等（第九十九条・第百条）」

に、「第七章」を「第八章」に、「主務大臣」を「通則法主務大臣」に、「第四十八条」を「第百一条」に、「第八章」を「第九章」に、「第四十九条―第五十一条」を「第百二条―第百四条」に、「第九章」を「第十章」に、「第五十二条」を「第百五条―第百九条」に改める。

第二条第十六項中「主務大臣（」を「通則法主務大臣（」に、「第四十八条及び第五十二条」を「第百一条及び第百七条第二号」に改める。

第三条第一項第五号中「人材が」を「主体が相互に連携を図りながら協力して」に改める。

第二十七条の二第一項中「第四十八条第一項」を「第百一条第一項」に改める。

第二十七条の三中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改める。

第三十四条の三の次に次の一条を加える。

（研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備）

第三十四条の三の二　国は、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出のためには、基礎的な研究開発の成果を実用化につなげることができるようにすることが重要であることに鑑み、当該研究開発の成果を実用するために必要な研究開発に対する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

３　国は、研究者等、成果活用事業者（研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者をいう。以下同じ。）及び成果活用事業者を支援する者が、相互に連携を図りながら協力して、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展に向けた活動を主体的かつ積極的に行うことができるよう、これらの者の間の交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

第三十四条の四の見出しを「（研究開発法人及び大学等の研究開発の成果に係る成果活用事業者への支援）」に改め、同条第一項中「国は」の下に「、前条に規定する施策のほか」を加え、「を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）」を「に係る成果活用事業者」に改める。

第三十四条の六第二項及び第三項中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改める。

第五十二条第二号中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改め、同条を第百七条とし、第九章中同条の前に次の二条を加える。

第百五条　第七十条（第七十六条及び第七十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百六条　第九十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第九章を第十章とする。

第八章中第五十一条を第百四条とし、第五十条を第百三条とし、第四十九条を第百二条とし、同章を第九章とする。

第四十八条中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改め、第七章中同条を第百一条とする。

第七章の章名中「主務大臣」を「通則法主務大臣」に改め、同章を第八章とする。

第六章中第四十七条の二を第百条とし、第四十七条を第九十九条とし、同章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章　先端技術研究成果活用推進機構

第一節　総則

（機構の目的）

第四十七条　先端技術研究成果活用推進機構（以下「機構」という。）は、特定先端技術に関する実用化研究開発に対する支援を行うとともに、特定先端技術に関する研究開発を行う者、成果活用事業者及び支援事業者の交流の促進等を行うことにより、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境を整備し、もって我が国におけるイノベーション創出の活性化に寄与することを目的とする。

２　前項の「特定先端技術」とは、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な分野における技術であって、これらの技術に関する研究開発の成果を実用化し、広く普及させた場合に経済社会の大きな変化を創出する可能性があるものをいう。

３　第一項の「実用化研究開発」とは、基礎的な研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発をいう。

４　第一項の「支援事業者」とは、成果活用事業者に対し、研究開発の成果を活用した事業活動の実施のために必要な助言、資金供給その他の支援を行う者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合並びに外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。）をいう。

（法人格）

第四十八条　機構は、法人とする。

（数）

第四十九条　機構は、一を限り、設立されるものとする。

（資本金）

第五十条　機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

２　機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

３　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

（名称）

第五十一条　機構は、その名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いなければならない。

２　機構でない者は、その名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いてはならない。

（登記）

第五十二条　機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

２　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第五十三条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二節　設立

（発起人）

第五十四条　機構を設立するには、第四十七条第二項に規定する特定先端技術（以下この章において「特定先端技術」という。）に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備に関して専門的な知識と経験を有する者三人以上が発起人になることを必要とする。

（定款の作成等）

第五十五条　発起人は、速やかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

２　前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　資本金及び出資に関する事項
五　役員に関する事項
六　評議員会に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　財務及び会計に関する事項
九　定款の変更に関する事項
十　公告の方法

（設立の認可等）

第五十六条　発起人は、前条第一項の規定による募集が終わったときは、速やかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

２　主務大臣は、機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

３　前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者及び監事となるべき者は、機構の成立の時において、第六十一条第一項の規定により、それぞれ理事長及び監事に任命されたものとする。

（事務の引継ぎ）

第五十七条　発起人は、設立の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

２　前条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

（設立の登記）

第五十八条　第五十六条第二項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

２　機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三節　役員等

（役員）

第五十九条　機構に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第六十条　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

２　理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

３　監事は、機構の業務を監査する。

４　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第六十一条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

２　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第六十二条　役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
三　この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

（役員の解任）

第六十四条　主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2　主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第六十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。

一　破産手続開始の決定を受けたとき。

二　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

三　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第六十五条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（監事の兼職禁止）

第六十六条　監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第六十七条　機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

（代理人の選任）

第六十八条　理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第六十九条　機構の職員は、理事長が任命する。

（役員等の秘密保持義務）

第七十条　機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第七十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節　評議員会

（設置）

第七十二条　機構に、第七十七条に規定する業務の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2　評議員会は、第七十七条に規定する業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　評議員会は、前項に規定するもののほか、第七十七条に規定する業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第七十三条　評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。

（評議員）

第七十四条　評議員は、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境の整備に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

2　評議員の任期は、二年とする。ただし、評議員が欠けた場合における補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第七十五条　理事長は、評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

一　破産手続開始の決定を受けたとき。

二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

三　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四　職務上の義務違反があるとき。

（評議員の秘密保持義務等）

第七十六条　第七十条及び第七十一条の規定は、評議員について準用する。

第五節　業務

（業務の範囲）

第七十七条　機構は、第四十七条第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　特定先端技術に関する第四十七条第三項に規定する実用化研究開発（以下この項において「実用化研究開発」という。）を行う者に対して、次に掲げる支援を行うこと。

イ　特定先端技術のうち直ちに実用化することが困難なものに関する実用化研究開発に対する助成

ロ　機構が所有し、又は使用する施設又は設備を当該実用化研究開発を行う者の利用に供すること。

二　特定先端技術のうち直ちに実用化することが困難なものに関する基礎的な研究開発の成果を保有する国内外の研究者を招へいして当該特定先端技術に関する実用化研究開発を行い、並びにその成果の普及及び活用の促進を行うこと。

三　第四十七条第四項に規定する支援事業者（以下この章において「支援事業者」という。）に対し、特定先端技術に関する研究開発の成果に係る成果活用事業者の支援を行うために必要となる資金の貸付け及び出資を行うこと。

四　機構が所有し、又は使用する施設又は設備を、第一号に掲げる業務により支援を受けた者の実用化研究開発又は第二号に掲げる業務により実施する実用化研究開発の成果に係る成果活用事業者及び前号の資金の貸付け又は出資を受けた支援事業者の利用に供すること。

五　特定先端技術に関する研究開発を行う者、成果活用事業者及び支援事業者の交流を促進するための事業を行うこと。

六　前号に規定する者に対し、研究開発の計画的な管理、研究開発の成果を有効に活用した事業活動及びその効果的な支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の技術的援助を行うこと。

七　研究開発の計画的な管理、研究開発の成果を有効に活用した事業活動及びその効果的な支援を行うために必要となる専門的な知識及び技能の向上を図るための研修を行うこと。

八　国内外の特定先端技術に関する研究開発、当該研究開発の成果を活用した事業活動及び当該事業活動に対する支援の動向に関する調査研究を行い、並びにその成果を普及すること。

九　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、機構が所有し、又は使用する土地又は施設若しくは設備を一般の利用に供することができる。

（関係機関との連携）

第七十八条　機構は、前条第一項に規定する業務を円滑に遂行するため、国内外の研究開発機関又は研究開発等を支援するための業務を行う機関との連携を組織的に推進するよう努めるものとする。

（業務の委託）

第七十九条　機構は、主務大臣の認可を受けて、第七十七条に規定する業務の一部を委託することができる。

2　第七十条の規定は、前項の規定による委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

（業務方法書）

第八十条　機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

（機構が従うべき基準）

第八十一条　主務大臣は、特定資金貸付等業務（機構が第七十七条第一項第三号に掲げる業務により支援事業者に対して行う資金の貸付け又は出資をいう。以下同じ。）の対象となる支援事業者及び当該特定資金貸付等業務の内容を決定するに当たって機構が従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「特定資金貸付等基準」という。）を定めるものとする。

2　主務大臣は、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展の状況並びに経済事情の変動により必要が生じたときは、特定資金貸付等基準を変更するものとする。

3　主務大臣は、特定資金貸付等基準を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（特定資金貸付等対象等の決定）

第八十二条　機構は、特定資金貸付等業務を行うときは、特定資金貸付等基準に従って、その対象となる支援事業者及び当該特定資金貸付等業務の内容（以下この条及び次条において「特定資金貸付等対象等」という。）を決定しなければならない。

2　機構は、特定資金貸付等対象等を決定するときは、あらかじめ、主務大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、特定資金貸付等業務に係る資金の貸付け又は出資の額が一定の額以下である場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

3　機構は、前項ただし書に規定する場合において、特定資金貸付等対象等を決定したときは、速やかに、主務大臣にその旨及びその内容を報告しなければならない。

（特定資金貸付等対象等の決定の撤回）

第八十三条　機構は、次に掲げる場合には、速やかに、特定資金貸付等対象等の決定を撤回しなければならない。

一　当該決定に係る支援事業者が特定先端技術に関する研究開発の成果に係る成果活用事業者の支援を行わないとき。

二　当該決定に係る支援事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

2　機構は、前項の規定により特定資金貸付等対象等の決定を撤回したときは、直ちに、当該決定に係る支援事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

第六節　財務及び会計

（事業年度）

第八十四条　機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第八十五条　機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　主務大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（財務諸表等）

第八十六条　機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3　機構は、第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第八十七条　機構は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　機構は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3　機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第七十七条に規定する業務に要する費用に充てることができる。

4　機構は、政令で定める事業年度（第二号及び第三号において「中間事業年度」という。）に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額を控除してなお残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

一　第一項の規定による積立金の額に相当する金額

二　中間事業年度以前において第五十条第三項の規定による出資を受けた額から業務に要する費用に充てられた額を控除して得た額に相当する金額

三　中間事業年度の翌事業年度以降において業務に要すると見込まれる費用として主務大臣の承認を受けた金額

5　主務大臣は、前項第三号の承認をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（借入金及び先端技術研究成果活用推進機構債）

第八十八条　機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は先端技術研究成果活用推進機構債（以下この条及び次条において「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2　主務大臣は、前項の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機構債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める額を超えることとなってはならない。

4　第一項の規定による機構債の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　機構は、主務大臣の認可を受けて、機構債の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、機構債に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）

第八十九条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項に規定する借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

（余裕金の運用）

第九十条　機構は、次に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

二　主務大臣の指定する金融機関への預金

三　その他主務省令で定める方法

（主務省令への委任）

第九十一条　この章に定めるもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第七節　監督

（監督）

第九十二条　機構は、主務大臣が監督する。

２　主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第九十三条　主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第八節　雑則

（定款の変更）

第九十四条　定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（解散）

第九十五条　機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

２　前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

（主務大臣等）

第九十六条　機構に係るこの章及び第百八条における主務大臣は、次のとおりとする。

一　役員、職員及び評議員に関する事項については、内閣総理大臣

二　前号に規定する事項以外の事項については、内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣

２　機構に係る主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（行政財産の貸付け）

第九十七条　内閣総理大臣は、機構が行う第七十七条に規定する業務の用に供させるため必要があると認めるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、別表第四に掲げる土地その他政令で定める行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を機構に貸し付けることができる。

２　国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は、前項の規定による貸付けについて準用する。

（主務省令への委任）

第九十八条　この章に定めるもののほか、この章の規定の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

本則に次の二条を加える。

第百八条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　第六章の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第五十二条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三　第七十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四　第八十二条第二項の規定に違反して主務大臣に通知をしなかったとき。

五　第八十六条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

六　第九十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七　第九十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第百九条　第五十一条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第九十七条関係）

一　東京都目黒区中目黒二丁目十六番三　所在
　宅地　一万三千二百六十八・一八平方メートル

二　東京都目黒区中目黒二丁目十六番五　所在
　宅地　二百十八・一四平方メートル

三　東京都目黒区中目黒二丁目二十四番　所在
　山林　三百二十七平方メートル

四　東京都目黒区中目黒二丁目二十四番二　所在
　宅地　二百三十一・〇二平方メートル

五　東京都目黒区中目黒二丁目三十一番十二　所在
　宅地　一千百七十七・〇二平方メートル

六　東京都目黒区中目黒二丁目三十一番十三　所在
　宅地　二百八十一・七二平方メートル

七　東京都目黒区中目黒二丁目二百八十三番二十八　所在
　宅地　一千五十二・一六平方メートル

八　東京都目黒区中目黒二丁目三百三番一　所在
　宅地　四百五十五・二七平方メートル

九　東京都目黒区中目黒二丁目三百四番　所在
　宅地　三百十二・六八平方メートル

十　東京都目黒区中目黒二丁目三百五番一　所在
　宅地　二千百四十一・五七平方メートル

十一　東京都渋谷区恵比寿南三丁目四十八番一　所在
　宅地　三千百九十一・六五平方メートル

十二　東京都渋谷区恵比寿南三丁目四十八番八　所在
　公衆用道路　五百六十平方メートル

十三　東京都渋谷区恵比寿南三丁目四十八番十　所在
　宅地　三千九百七十一・八九平方メートル

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条第一項第五号の改正規定、第三十四条の三の次に一条を加える改正規定及び第三十四条の四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にその名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いている者については、この法律による改正後の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「新法」という。）第五十一条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条　機構の最初の事業年度は、新法第八十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第四条　機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第八十五条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後十年を目途として、新法の施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国立国会図書館法の一部改正）

第七条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一使用済燃料再処理・廃炉推進機構の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「及び日本学術会議」を「、日本学術会議及び先端技術研究成果活用推進機構」に改める。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第九条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（所得税法の一部改正）

第十条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（法人税法の一部改正）

第十一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（登録免許税法の一部改正）

第十二条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十五の項の次に次のように加える。

十五の二　先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第七十七条第一項（業務の範囲）の業務の用に供する建物の所有権の取得登記	第三欄の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

（消費税法の一部改正）

第十三条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表全国社会保険労務士会連合会の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十四条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十五条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国立大学法人の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第十六条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一新関西国際空港株式会社の項の次に次のように加える。

先端技術研究成果活用推進機構	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の一部改正）

第十七条　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条から第六条までを削る。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
経済産業大臣　赤澤　亮正

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

第十六条の二第一項ただし書中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を「配偶者」に改め、同項第一号中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を削り、同項第四号中「夫、」を削る。

第十六条の三第四項を削る。

第十六条の四第一項中「の一」を「のいずれか」に改め、同項第六号中「夫、」を削り、同条第二項中「の一」を「のいずれか」に改める。

第三十五条第一項中「申請をし、」の下に「徴収法第三十三条第一項に規定する業務であつてこの保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に関する活動に係る業務その他のこの保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができる団体として厚生労働省令で定める要件に適合するものとして」を加え、同条第三項中「の団体」を「の承認を受けた団体（以下「承認団体」という。）」に、「団体に」を「承認団体に」に改め、同条第四項中「第一項の団体が」を「承認団体が、」に、「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は前項の規定による命令に違反したとき」を加え、「団体に」を「承認団体に」に改め、同条第五項中「第一項の団体」を「承認団体」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

政府は、承認団体においてこの保険に係る保険関係に係る業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該承認団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十八条第一項中「保険給付」の下に「又は第二十九条第一項各号に掲げる事業であつてこの保険の適用事業に係る労働者及びその遺族に対して行われるものとして政令で定める事業の実施」を加える。

第四十二条第一項中「、障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したとき」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これらの保険給付（二次健康診断等給付を除く。）の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第十二条の八第二項に規定する災害補償の事由若しくは同条第四項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか、第二十条の三第一項、第二十条の四第一項、第二十条の七第一項若しくは第二十条の九第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか又は第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十二条の五第一項若しくは第二十四条第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該保険給付を受ける権利については、この項本文中「二年」とあるのは、「五年」とする。

第四十二条第一項の次に次の一項を加える。

障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第四十六条及び第四十八条第一項中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改める。

第五十一条中「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に、「団体の」を「承認団体の」に改め、同条第一号中「場合」を「とき。」に改め、同条第二号中「当該職員の」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改める。

第五十三条中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、同条第一号中「場合」を「とき。」に改め、同条第二号中「当該職員の」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改める。

第五十四条第一項中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に、「又は団体」を「又は承認団体」に改める。

別表第一の遺族補償年金の項中「一五三日分。ただし、五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、給付基礎日額の一七五日分とする。」を「一七五日分」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第二条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項ただし書中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）」を「配偶者」に改め、同項第一号中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、」を削り、同項第四号中「夫、」を削る。

第九十八条第一項第一号中「百五十三日（五十五歳以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、百七十五日）」を「百七十五日」に改める。

第九十九条第一項第六号中「夫、」を削る。

第百四十二条第一項中「よる給付を受ける権利は、」を「よる給付を受ける権利は」に改め、「、その他の保険給付を受ける権利はこれらを行使することができる時から五年を経過したとき」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、休業手当金の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第八十五条第一項に規定する休業手当金を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該休業手当金を受ける権利については、この項本文中「二年」とあるのは、「五年」とする。

第百四十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する保険給付以外の保険給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によって消滅する。

附則第四条第一項及び第二項中「夫、」を削る。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正）

第三条　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第二号中「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」を「配偶者」に改め、同号イ中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）」を削り、同号ニ及び同項第三号ホ中「夫、」を削る。

第七十三条第一項中「第三十三条第三項の」を「第三十三条第三項に規定する」に、「第三十五条第一項に規定する団体」を「第三十五条第三項に規定する承認団体」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第四条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百十五条中「この法律の規定による災害補償」を削り、「（賃金」を「（この法律の規定による災害補償」に改め、同条に次の一項を加える。

この法律の規定による災害補償の請求権は、これを行使することができる時から二年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。ただし、この法律の規定による災害補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条、第七十九条又は第八十条に規定する災害補償の事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該災害補償の請求権については、この項本文中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

第百四十三条第三項中「第百十五条」を「第百十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正）

第五条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十一条及び第十七条の規定　公布の日

二　第五条並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十二条及び第二十三条の規定　公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前において支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金における遺族の範囲及び順位、受給権の消滅並びに支給の停止に係る規定（附則第十五条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。同条において「昭和四十年労災保険法改正法」という。）附則第四十三条第一項、附則第二十一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号。同条において「昭和四十八年労災保険法改正法」という。）附則第五条第一項又は附則第二十四条の規定による改正前の雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の適用については、なお従前の例による。

２　施行日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。

第三条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三十五条第一項の承認を受けている団体は、施行日に、第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下「新労災保険法」という。）第三十五条第一項の承認を受けたものとみなす。

２　この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定による承認の申請は、新労災保険法第三十五条第一項の規定による承認の申請とみなす。

第四条　施行日前にされた新労災保険法第三十八条第一項の政令で定める事業に相当する事業の実施に係る処分又はその不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。

第五条　施行日前に生じた新労災保険法第四十二条第一項ただし書の政令で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　施行日前において支給すべき事由が生じた船員保険法の規定による遺族年金における遺族の範囲及び順位、受給権の消滅並びに支給の停止に係る規定の適用については、なお従前の例による。

２　施行日前の期間に係る船員保険法の規定による遺族年金の額については、なお従前の例による。

第七条　施行日前に生じた第二条の規定による改正後の船員保険法第百四十二条第一項ただし書の政令で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする船員保険法の規定による休業手当金を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日前に労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が生じた石綿による健康被害の救済に関する法律第二条第二項に規定する死亡労働者等の遺族に係る同法の規定による特別遺族年金における遺族の範囲及び順位並びに受給権の消滅に係る規定の適用については、なお従前の例による。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　施行日前に生じた第四条の規定による改正後の労働基準法第百十五条第二項ただし書の政令で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする労働基準法の規定による災害補償の請求権の消滅時効については、なお従前の例による。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第五条の規定による改正前の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十二条第二項の任意適用事業に該当する事業（附則第十八条の規定による改正前の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「第二号改正前昭和四十四年整備法」という。）第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」という。）が成立している事業を除く。）が労働者災害補償保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至った場合における労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条の規定の適用については、同条中「開始された」とあるのは、「同項の適用事業に該当するに至つた」とする。

（政令への委任）

第十一条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十三条　国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（附則第十九条及び第二十三条において「第二号施行日」という。）前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者（労働者災害補償保険法第七条第一項第二号に規定する複数事業労働者をいう。附則第十九条及び第二十三条において同じ。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤（同項第三号に規定する通勤をいう。附則第十九条及び第二十三条において同じ。）による負傷若しくは疾病であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについて、附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により保険給付を行うこととなった場合における第二号改正前昭和四十四年整備法第十九条第一項の特別保険料に係る延滞金の徴収に関する前条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第七条第二号の規定による端数計算については、なお従前の例による。

（昭和四十年労災保険法改正法の一部改正）

第十五条　昭和四十年労災保険法改正法の一部を次のように改正する。

附則第四十三条第一項中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次項において同じ。）」を削り、「の一」を「のいずれか」に、「の一（第六号を除く。）」を「第六号を除く。）のいずれか」に改め、同条第二項中「、夫」を削る。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第十六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十六条中「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、「第三十五条第一項に規定する団体」を「第三十五条第三項に規定する承認団体（第四十八条において単に「承認団体」という。）」に、「団体の」を「承認団体の」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「場合」を「とき。」に改め、同条第四号中「当該職員の」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改める。

第四十七条第一号及び第二号中「場合」を「とき。」に改め、同条第三号中「当該職員の」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改める。

第四十八条第一項中「労災保険法第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改め、同条第二項中「労災保険法第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に、「又は団体」を「又は承認団体」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十七条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次条及び附則第十九条において「昭和四十四年整備法」という。）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）」を削る。

第十八条　昭和四十四年整備法の一部を次のように改正する。

第五条から第八条まで　削除

第八条の二を削る。

第十四条中「旧労災保険法」を「第二条の規定による改正前の労災保険法（以下「旧労災保険法」という。）」に改め、同条第一号中「労災保険に係る保険関係及び」を「徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係及び徴収法第四条に規定する」に改める。

第十六条第二項を削る。

第十七条から第二十条までを次のように改める。

第十七条から第二十条まで　削除

第二十一条第一項中「新労災保険法」を「第二条の規定による改正後の労災保険法」に改め、同条第二項を削る。

第二十六条の見出し及び同条第二項中「労災保険」を「労働者災害補償保険」に改める。

（昭和四十四年整備法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第二号施行日前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについては、第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条から第二十条までの規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第十八条の三第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による事業主の申請が第二号施行日以後に行われたときは、これらの規定中「労災保険に係る保険関係の成立後」とあるのは、「当該申請の時」とする。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第二十条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第百四十二条中「並びに」の下に「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十号）附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十八条の規定による改正前の」を加える。

（昭和四十八年労災保険法改正法の一部改正）

第二十一条　昭和四十八年労災保険法改正法の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」を削り、「の一」を「のいずれか」に、「の一（第六号を除く。）」を「（第六号を除く。）のいずれか」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第三項第一号イ中「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第一項の特別保険料（以下この節において「労災保険の特別保険料」という。）を含む。」を削る。

第百二条第一項中「、同項第三号の二」を「及び同項第三号の二」に改め、「及び労災保険の特別保険料の額」を削る。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第二号施行日前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であって、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについて、附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により保険給付を行うこととなった場合における第二号改正前昭和四十四年整備法第十九条第一項の特別保険料に関する前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第九十九条第三項及び第百二条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

（雇用保険法等の一部改正）

第二十四条　雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」を削り、「の一」を「のいずれか」に、「の一（第六号を除く。）」を「（第六号を除く。）のいずれか」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎

防災庁設置法をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十一号

防災庁設置法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　防災庁の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第三章　組織
第一節　通則（第五条）
第二節　防災庁の長及び防災庁に置かれる特別な職（第六条―第十二条）
第三節　防災庁に置かれる職（第十三条）
第四節　中央防災会議（第十四条）
第五節　施設等機関（第十五条）
第六節　防災局（第十六条）
第七節　雑則（第十七条）
第四章　雑則（第十八条・第十九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、防災庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章　防災庁の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条　内閣に、防災庁を置く。

（任務）

第三条　防災庁は、次に掲げることを任務とする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条の二の基本理念（次号において「基本理念」という。）にのっとり、防災（災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興をいう。以下同じ。）に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。

二　基本理念にのっとり、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

（所掌事務）

第四条　防災庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。

一　防災のための施策に関する基本的な方針及び計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

三　関係行政機関が講ずる防災のための施策の実施の推進に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

2　防災庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一　災害対策基本法第二章に規定する防災に関する組織の設置及び運営並びに同法第二条第七号に規定する防災計画に関すること。

二　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。）の救援に関すること。

三　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の激甚災害及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

四　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

五　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関すること。

六　台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項の台風常襲地帯及び同法第二条第一項に規定する災害防除事業の指定に関すること。

七　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定並びに同法第三条第一項の火山災害警戒地域、同法第十三条第一項の避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項の降灰防除地域の指定に関すること。

八　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

九　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

十　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

十一　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

十二　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四条第一項に規定する復興推進計画の認定、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する復興特区支援利子補給金の支給、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十三　防災に関する関係行政機関の事務の調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

十四　防災に関する技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及及び活用の促進に関すること。

十五　所掌事務に係る国際協力に関すること。

十六　政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修及び研究を行うこと。

十七　前各号に掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

十八　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防災庁に属させられた事務

3　前二項の規定にかかわらず、第一項各号並びに前項第十二号から第十四号まで及び第十七号に掲げる事務のうち内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第十八号に規定する原子力防災のみに係るものについては、防災庁の所掌事務としない。

第三章　組織

第一節　通則

（組織の構成）

第五条　防災庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、防災に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2　防災庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

第二節　防災庁の長及び防災庁に置かれる特別な職

（防災庁の長）

第六条　防災庁の長は、内閣総理大臣とする。

2　内閣総理大臣は、防災庁に係る事項についての内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分担管理する。

（内閣総理大臣の権限）

第七条　内閣総理大臣は、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2　内閣総理大臣は、防災庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、防災庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、防災庁の命令として防災庁令を発することができる。

4　防災庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5　内閣総理大臣は、防災庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6　内閣総理大臣は、防災庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

7　内閣総理大臣は、第三条第二号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

（防災大臣）

第八条　防災庁に、防災大臣を置く。

2　防災大臣は、国務大臣をもって充てる。

3　防災大臣は、内閣総理大臣を助け、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。

4　防災大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

5　防災大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。

6　防災大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

7　防災大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

（副大臣）

第九条　防災庁に、副大臣一人を置く。

2　防災庁に、前項の副大臣のほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3　副大臣は、防災大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。

4　各副大臣の行う前項の職務の範囲については、防災大臣の定めるところによる。

5　副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6　副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（大臣政務官）

第十条　防災庁に、大臣政務官一人を置く。

2　防災庁に、前項の大臣政務官のほか、デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

3　大臣政務官は、防災大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4　各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、防災大臣の定めるところによる。

5　大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

6　前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

（大臣補佐官）

第十一条　防災庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。

2　大臣補佐官は、防災大臣の命を受け、特定の政策に係る防災大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、防災大臣を補佐する。

3　大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

4　内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、防災大臣の意見を聴くものとする。

5　大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

6　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

7　常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（事務次官）

第十二条　防災庁に、事務次官一人を置く。

2　前項の事務次官は、防災大臣を助け、庁務を整理し、防災庁の各部局及び機関の事務を監督する。

第三節　防災庁に置かれる職

第十三条　防災庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。

2　防災庁には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職を置くことができる。

3　前二項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

第四節　中央防災会議

第十四条　防災庁に、防災に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関として、災害対策基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところにより、中央防災会議を置く。

第五節　施設等機関

第十五条　防災庁には、第四条第二項に規定する所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）を置くことができる。

第六節　防災局

第十六条　防災庁に、地方機関として、防災局を置く。

2　防災局は、防災庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号から第四号まで及び第二項各号（第十六号を除く。）に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

3　防災局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び組織は、政令で定める。

第七節　雑則

（政令への委任）

第十七条　前各節に定めるもののほか、防災庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　雑則

（職員）

第十八条　防災庁に、防災事務官、防災技官その他所要の職員を置く。

2　防災事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

3　防災技官は、命を受け、技術をつかさどる。

（国会への報告等）

第十九条　政府は、第十三条第三項又は第十五条の規定により政令で設置される組織（同項の規定により設置される第十三条第二項の職を除く。）その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2　政府は、少なくとも毎年一回防災庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第六条の規定　公布の日

二　第十六条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（所掌事務の特例）

第二条　防災庁は、第三条第二号の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる事項の認可に関すること。

イ　設立

ロ　会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任

ハ　取締役及び監査役の選任及び解任の決議

ニ　定款の変更の決議

ホ　合併、分割及び解散の決議

二　関係行政機関の事務の調整に関すること。

第三条　第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第十三号及び第十七号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）からの復興に関するもの並びに同項第十二号に掲げる事務については、防災庁の所掌事務としない。

２　前条の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条（第一号イ及びロ並びに第二号（第一号イ及びロに係る部分に限る。）を除く。）に掲げる事務については、防災庁の所掌事務としない。

（同意等に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣がした同意その他の行為（当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定により防災庁の長である内閣総理大臣がした同意その他の行為とみなす。

２　この法律の施行の際現に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣に対してされている協議（当該協議に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。）は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定により防災庁の長である内閣総理大臣に対してされた協議とみなす。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に効力を有する内閣府設置法第七条第三項の内閣府令（この法律の施行後に防災庁が所掌する事務に係るものに限る。）は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、第七条第三項の防災庁令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　高市　早苗

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十二号

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（財政法等の一部改正）

第一条　次に掲げる法律の規定中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改め、「、デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

一　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条

二　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項

三　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第二条第四号

四　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第三号

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十五条中「デジタル庁、」の下に「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項若しくは防災庁設置法」に改める。

（災害救助法等の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

一　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第三項及び第六項、第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条第二項

二　活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第三項及び第四項、第七条並びに第八条第一項

三　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）附則第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第四条

四　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第十一条第三項及び第十二条

（国家公務員法の一部改正）

第四条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第四項並びに第二十五条第一項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第五十五条第一項中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

第六十一条の七第一項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第六十一条の八第一項中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正）

第五条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第五項中「第四条第三項若しくは」を「第四条第三項、」に改め、「第四条第二項」の下に「若しくは防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項」を加える。

（地方交付税法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

一　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第五条第四項

二　行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）第二条第一項第一号

三　行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第一項及び第二条

四　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第三条

五　重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号イ

六　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第四項第一号

（原子力基本法の一部改正）

第七条　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

（災害対策基本法の一部改正）

第八条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）」を「第五節　登録被災者援護協力団体（第三十三条の二―第三十三条の十一）」に、「第四節　災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）」を「第五節　登録被災者援護協力団体（第三十三条の二―第三十三条の十一）」に改める。

特定災害復旧復興本部及び非常災害復旧復興本部等（第二十八条の七―第二十八条の十五）を「第六節　特定災害復旧復興本部及び非常災害復旧復興本部等（第二十八条の七―第二十八条の十五）」に、「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第一条中「災害復旧」の下に「、災害からの復興」を加える。

第二条第二号中「及び災害の復旧」を「並びに災害の復旧及び災害からの復興（以下「復旧復興」という。）」に改め、同条第三号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加え、同条第九号中「及び第二十八条の六第二項」を「、第二十八条の六第二項及び第二十八条の十二第六項第二号」に改める。

第二条の二第三号中「科学的知見及び」を「災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価並びに」に改め、同条第五号中「踏まえ」の下に「全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにする等」を加え、同条第六号中「災害復旧及び災害からの復興」を「復旧復興」に改める。

第三条第二項中「災害復旧」を「復旧復興」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第三項中「あたつては」を「当たつては」に改め、同条第四項中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七条第二項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第十一条第一項中「内閣府」を「防災庁」に改め、同条第二項第二号中「内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣（以下「防災担当大臣」という。）」を「防災大臣」に改め、同項第三号中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　防災に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

第十二条第五項第一号を次のように改める。

一　防災大臣

第十二条第五項第二号中「防災担当大臣」を「防災大臣」に、「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改める。

第十四条第二項第四号中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第二十三条の三第一項中「、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第二十三条の四第一項中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同条第五項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第二十四条第一項中「、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第二十五条第四項中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同条第六項第二号中「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改め、同条第七項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第二十八条の二第一項中「、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第二十八条の三第四項中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同条第六項第三号を次のように改める。

三　防災庁の事務次官

第二十八条の三第七項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第三十三条の二第一項、第二項、第三項第二号ロ及びホ、第四項第一号、第五項第四号並びに第六項、第三十三条の五並びに第三十三条の七第一項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　特定災害復旧復興本部及び非常災害復旧復興本部等

（特定災害復旧復興本部の設置）

第二十八条の七　特定災害（第二十三条の三第一項の規定により特定災害対策本部が設置されたものに限る。）が発生した場合において、当該特定災害に係る復旧復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、特定災害復旧復興本部を設置することができる。

2　第二十三条の三第二項の規定は、特定災害復旧復興本部について準用する。

（特定災害復旧復興本部の組織）

第二十八条の八　特定災害復旧復興本部の長は、特定災害復旧復興本部長とし、防災大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

2　特定災害復旧復興本部長は、特定災害復旧復興本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　特定災害復旧復興本部に、特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部員その他の職員を置く。

4　特定災害復旧復興副本部長は、特定災害復旧復興本部長を助け、特定災害復旧復興本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害復旧復興副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ特定災害復旧復興本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

5　特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部員その他の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6　特定災害復旧復興本部に、当該特定災害復旧復興本部の所管区域にあつて当該特定災害復旧復興本部長の定めるところにより当該特定災害復旧復興本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、特定災害現地復旧復興本部を置くことができる。

7　第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、特定災害現地復旧復興本部について準用する。

8　特定災害現地復旧復興本部に、特定災害現地復旧復興本部長及び特定災害現地復旧復興本部員その他の職員を置く。

9　特定災害現地復旧復興本部長は、特定災害復旧復興本部長の命を受け、特定災害現地復旧復興本部の事務を掌理する。

10　特定災害現地復旧復興本部長及び特定災害現地復旧復興本部員その他の職員は、特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部員その他の職員のうちから、特定災害復旧復興本部長が指名する者をもつて充てる。

（特定災害復旧復興本部の所掌事務）

第二十八条の九　特定災害復旧復興本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特定災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二　所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する特定災害に係る復旧復興の総合調整に関すること。

三　第一号の方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四　次条の規定により特定災害復旧復興本部長の権限に属する事務

五　前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（特定災害復旧復興本部長の権限）

第二十八条の十　特定災害復旧復興本部長は、当該特定災害復旧復興本部の所管区域における特定災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2　特定災害復旧復興本部長は、特定災害現地復旧復興本部が置かれたときは、前項の規定による権限の一部を特定災害現地復旧復興本部長に委任することができる。

3　特定災害復旧復興本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（非常災害復旧復興本部の設置）

第二十八条の十一　非常災害（第二十四条第一項の規定により非常災害対策本部が設置されたものに限る。）が発生した場合において、当該非常災害に係る復旧復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、非常災害復旧復興本部を設置することができる。

2　第二十三条の三第二項の規定は、非常災害復旧復興本部について準用する。

（非常災害復旧復興本部の組織）

第二十八条の十二　非常災害復旧復興本部の長は、非常災害復旧復興本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。

2　非常災害復旧復興本部長は、非常災害復旧復興本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　非常災害復旧復興本部に、非常災害復旧復興副本部長、非常災害復旧復興本部長その他の職員を置く。

4　非常災害復旧復興副本部長は、内閣官房長官、防災大臣その他の国務大臣をもつて充てる。

5　非常災害復旧復興副本部長は、非常災害復旧復興本部長を助け、非常災害復旧復興本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害復旧復興副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害復旧復興本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6　非常災害復旧復興本部長は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　非常災害復旧復興本部長及び非常災害復旧復興副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二　副大臣、大臣政務官、防災庁の事務次官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7　非常災害復旧復興副本部長及び非常災害復旧復興本部員以外の非常災害復旧復興本部の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8　非常災害復旧復興本部に、当該非常災害復旧復興本部の所管区域にあつて当該非常災害復旧復興本部長の定めるところにより当該非常災害復旧復興本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、非常災害現地復旧復興本部を置くことができる。

9　第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、非常災害現地復旧復興本部について準用する。

10　非常災害現地復旧復興本部に、非常災害現地復旧復興本部長及び非常災害現地復旧復興本部員その他の職員を置く。

11　非常災害現地復旧復興本部長は、非常災害復旧復興本部長の命を受け、非常災害現地復旧復興本部の事務を掌理する。

12　非常災害現地復旧復興本部長及び非常災害現地復旧復興本部員その他の職員は、非常災害復旧復興副本部長、非常災害復旧復興本部員その他の職員のうちから、非常災害復旧復興本部長が指名する者をもつて充てる。

（非常災害復旧復興本部の所掌事務）

第二十八条の十三　非常災害復旧復興本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　非常災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二　所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する非常災害に係る復旧復興の総合調整に関すること。

三　第一号の方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四　次条の規定により非常災害復旧復興本部長の権限に属する事務

五　前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（非常災害復旧復興本部長の権限）

第二十八条の十四　非常災害復旧復興本部長は、当該非常災害復旧復興本部の所管区域における非常災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2　非常災害復旧復興本部長は、前項の規定による権限の全部又は一部を非常災害復旧復興副本部長に委任することができる。

3　非常災害復旧復興本部長は、非常災害現地復旧復興本部が置かれたときは、第一項の規定による権限の一部を非常災害現地復旧復興本部長に委任することができる。

4　非常災害復旧復興本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（著しく異常かつ激甚な非常災害に係る復旧復興の組織）

第二十八条の十五　著しく異常かつ激甚な非常災害（第二十八条の二第一項の規定により緊急災害対策本部が設置されたものに限る。）に係る復旧復興を推進するための組織については、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の定めるところによる。

第四十条第二項第二号及び第三項並びに第四十二条第二項第二号及び第三項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第四十二条の二第二項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第四十九条第一項、第四十九条の二第一項及び第四十九条の三中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第四十九条の五、第四十九条の九、第五十二条第一項、第六十一条の四第四項及び第六項から第八項まで、第六十一条の五第六項、第十項、第十一項及び第十四項、第六十一条の六第五項、第七項、第九項及び第十項、第六十四条第九項、第八十六条の八第五項、第七項、第九項及び第十項、第八十六条の九第九項、第十三項、第十五項及び第十八項、第八十六条の十一並びに第八十六条の十五第一項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章　復旧復興

第八十七条（見出しを含む。）中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第九十条の三第二項第八号及び第九十条の四第二項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第百十一条中「デジタル庁令」の下に「、防災庁令」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第百十一条の二　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

第百十六条第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（消費者基本法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「及びデジタル大臣」を「、デジタル大臣及び防災大臣」に改める。

一　消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二十八条第三項第二号

二　環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十六条第三項

三　高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第十六条第三項

（交通安全対策基本法の一部改正）

第十条　交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第五十五条」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加える。

第十五条第三項第四号中「及びデジタル大臣」を「、デジタル大臣及び防災大臣」に改める。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正）

第十一条　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第八号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第十条第一項中「、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第十一条第六項第三号を次のように改める。

三　防災庁の事務次官

第十一条第六項第四号中「内閣府副大臣」を「防災副大臣」に改める。

第三十九条第一号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

（国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正）

第十二条　国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「内閣府」を「内閣府　防災庁」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第十三条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第五条第六項中「及びデジタル大臣」を「、デジタル大臣及び防災大臣」に改める。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第十四条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「令和三年法律第三十六号」の下に「）第七条第三項、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号」を、「デジタル庁設置法第七条第五項」の下に「、防災庁設置法第七条第五項」を、「機関、デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加える。

一　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第二条第一号イ

二　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項第一号

（環境影響評価法の一部改正）

第十六条　環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十七条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第三条中「前条第一項第四号及び第五号」を「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

（原子力災害対策特別措置法の一部改正）

第十八条　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を加え、同条第七項第三号中「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

第二十八条第一項の表第二条第二号の項中

災害の	原子力災害の

を

災害からの	原子力災害からの

に改め、同表第四十条第二項第二号の項、第四十条第三項の項、第四十二条第二項第二号の項、第四十二条第三項の項、第四十九条第一項の項、第四十九条の二第一項の項及び第四十九条の三の項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第十九条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる防災庁

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第二十条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　中央防災会議は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。

第五条第一項中「）は同条第九号」を「。第六条の二において同じ。）は同法第二条第九号」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村長。第六条の二において「地方防災会議等」という。）」に改め、「協議会」の下に「（第六条の二において「石油コンビナート等防災本部等」という。）」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（指定公共機関等への援助）

第六条の二　国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第八条第一項第九号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第九条第六項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第十一条及び第十二条第八項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十二条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。

一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十七条

二　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条

（構造改革特別区域法等の一部改正）

第二十二条　次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

一　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十九条

二　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第三十条

三　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十九条

四　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十七条第三項

五　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第三十九条

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十三条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第八項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第六十三条中「第二条第八項第四号及び第五号」を「第二条第八項第五号から第七号まで」に改める。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正）

第二十四条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加える。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第二十五条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　中央防災会議は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。

第五条第一項中「指定公共機関（以下この項及び第八条において」を「指定公共機関（以下」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に、「）は」を「。次条において同じ。）は」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村長。次条において「地方防災会議等」という。）」に改め、「協議会」の下に「（次条において「石油コンビナート等防災本部等」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（指定公共機関等への援助）

第五条の二　国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第六条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第七条第一項第八号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第八条第六項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第十条及び第十一条第八項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十二条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第二十六条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁

第五十二条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第二十七条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第二十九条第一号中「第二条第一項第四号若しくは第五号」を「第二条第一項第五号から第七号まで」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第二十八条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項及び第五十六条第三項中「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」を「内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第二十九条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」を「内閣府令（告示を含む。）・防災庁令（告示を含む。）・主務省令」に、「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に改める。

第四条第一項及び第六条第一項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

第十二条第九項中「内閣府」を「防災庁」に改める。
第十三条第七項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。
第三十五条及び第三十六条中「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に改める。
第四十四条第一項、第三項、第五項及び第八項、第四十六条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第七項並びに第四十七条第七項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。
第四十八条第二項ただし書中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に改める。
第四十九条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に改め、同条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令・環境省令」に改める。
第五十三条第五項並びに第五十四条第四項及び第九項中「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。
第五十五条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に改める。
第五十六条第三項中「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。
第六十四条第二項、第四項及び第五項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。
第八十七条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律の一部改正）

第三十条　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第三号、第五十八条、第六十二条第二項第二号、第六十三条第一項及び第六十五条中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第三十一条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条中「復興庁又は」を「防災庁、復興庁又は」に、「復興庁令」を「防災庁令（告示を含む。）、復興庁令」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第三十二条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加える。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

第三十三条　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、」に改める。

第五条第六項第二号中「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改める。

第六条第一項第二号中「長並びに」を「長」に改め、「執行機関」の下に「並びに指定公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。次条において同じ。）及び指定地方公共機関（同法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。次条において同じ。）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　次条の規定により本部長の権限に属する事務

第六条第二項中「次条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（本部長の権限）

第六条の二　本部長は、当該本部の所管区域における特定大規模災害からの復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部長は、前項の規定による権限の全部又は一部を副本部長に委任することができる。

3　本部長は、復興現地対策本部が置かれたときは、第一項の規定による権限の一部を復興現地対策本部長に委任することができる。

4　本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第十条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第七項並びに第十一条第七項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第十二条第二項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改め、同条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に改める。

第十三条第二項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に改め、同条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「防災庁令・国土交通省令・環境省令」に改める。

第十七条第四項並びに第十八条第四項及び第九項中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

第十九条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「防災庁令・農林水産省令」に改める。

第二十条第三項中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。

第二十八条第二項、第四項及び第五項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第五十七条の二　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正）

第三十四条　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同号ロ中「二」を「ホ」に改め、同号中ヘをチとし、ホをトとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第四号ハ中「ホ」を「ト」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　防災庁（への政令で定める施設等機関を除く。）

（首都直下地震対策特別措置法の一部改正）

第三十五条　首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項、第二十一条第三項第八号及び第八項、第二十四条第一項、第二十六条第一項並びに第三十一条第七項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第四十条中「政令」を「国土交通省令」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第三十六条　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同条第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第三条第一項中「前条第四号及び第五号」を「前条第五号から第七号まで」に改める。

（情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部改正）

第三十七条　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に、「及び各省」を「、防災庁及び各省」に改める。

第十四条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。

（官報の発行に関する法律の一部改正）

第三十八条　官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は」を「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第七条第五項又は」に改める。

（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部改正）

第三十九条　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第二条第二項第二号中「前項第四号及び第五号」を「前項第五号から第七号まで」に改める。

（食料供給困難事態対策法の一部改正）

第四十条　食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第四十一条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第十七条」を「・第十七条」に改める。

第三条第二項中「災害」を「原子力災害」に改める。

第四条第一項第十七号の二中「第三項第七号の九」を「第三項第十号」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八　原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。次号において同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

第四条第一項第十九号中「災害」を「原子力災害」に、「防災」を「原子力防災」に改め、同条第三項第八号から第十一号までを削り、同項第七号の十中「防災」を「原子力防災」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号の九を第十号とし、第七号の八を第九号とし、第七号の七を第八号とし、第十二号から第十四号の二までを削り、第十四号の二の二を第十二号とし、第十四号の二の三を第十三号とし、第十四号の三から第十四号の四の二までを削り、同項第十四号の五中「第四条第九項」を「第四条第一項」に改め、「調整に関すること」の下に「（原子力防災に関するものに限る。）」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十五号中「第七号の十」を「第十一号」に、「防災」を「原子力防災」に改める。

第五条第二項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第九条の二を削る。

第十条中「第九条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第二項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第十六条の二を削る。

第十八条第二項の表中央防災会議の項を削る。

第四十条の四第一項中「第七号の九」を「第十号」に改める。

第四十条の六第一項中「第七号の八」を「第九号」に改める。

附則第二条第三項を削る。

附則第二条の二第一項中「第三項第七号の十」を「第三項第十一号」に改め、「第三項及び」を削り、「第四条第三項第十四号の五」を「第四条第三項第十四号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第二条の三中「デジタル庁」を「防災庁」に改める。

附則第三条の二第一項中「復興庁設置法」の下に「（平成二十三年法律第百二十五号）」を加える。

（デジタル庁設置法の一部改正）

第四十二条　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「内閣府」の下に「、防災庁」を加える。

第九条第二項及び第十条第二項中「他省」を「防災庁又は他省」に改める。

第十五条第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

（復興庁設置法の一部改正）

第四十三条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。

第九条第二項及び第十条第二項中「府省」の下に「又は防災庁」を加える。

第十四条第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。

附則第三条第一項の表財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「デジタル庁設置法」に改め、同表国家公務員法の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の項中「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）」を「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）」に改め、同表国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の項から行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）の項までの規定中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の項中「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に、「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に、「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）の項中「デジタ

ル大臣」を「防災大臣」に改め、同表特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の項中「デジタル庁設置法」に、「デジタル庁並びに」を「防災庁並びに」に、「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の項中「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）」を「防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）」に、「各府省及びデジタル庁」を「及び防災庁の事務」に、「各府省、デジタル庁及び復興庁」を「及び防災庁、デジタル庁及び復興庁」に改め、同表武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の項及び公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の項第三欄中「内閣府令・」を「防災庁令」に改め、同項第四欄中「内閣府令・復興庁令・」を「復興庁令」に改め、同表新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の項中「内閣府」を「防災庁」に改め、同表情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の項及び食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表に次のように加える。

防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）	第五条第二項及び第九条第二項	デジタル庁、復興庁

附則第三条第二項中「三　デジタル庁設置法（令和八年法律第六十一号）」を「四　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）」に、「たるデジタル庁」を「たる防災庁」に、「三の二」を「四の二」に改め、同条第三項中「、第十八条」を削り、「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令（告示を含む。）・主務省令」に、「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に、「内閣府」を「防災庁」に、「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に、「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令・国土交通省令・環境省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令・環境省令」に、「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第四十四条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

（総務省設置法の一部改正）

第四十五条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号中「第五条第二項及び」を「第五条第二項、」に、「の規定」を「及び防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第五条第二項の規定」に、「及びデジタル庁の」を「、デジタル庁及び防災庁の」に改め、同項第十号中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第八条の規定　公布の日

二　第八条中災害対策基本法第百十一条の次に一条を加える改正規定、第二十条中南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第二十三条を同法第二十三条とし、同法第二十一条の次に一条を加える改正規定、第二十五条中日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第二十二条を同法第二十三条とし、同法第二十一条の次に一条を加える改正規定、第三十三条中大規模災害からの復興に関する法律第五十七条の次に一条を加える改正規定及び第三十五条中首都直下地震対策特別措置法第四十条の改正規定　防災庁設置法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（処分等に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条　旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令、防災庁設置法第七条第三項の防災庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の災害対策基本法（以下この条において「旧災害対策基本法」という。）第十一条第一項の規定により内閣府に置かれている中央防災会議（次項において「旧中央防災会議」という。）、旧災害対策基本法第二十三条の三第一項の規定により内閣府に設置されている特定災害対策本部（次項において「旧特定災害対策本部」という。）、旧災害対策基本法第二十四条第一項の規定により内閣府に設置されている非常災害対策本部（次項において「旧非常災害対策本部」という。）及び旧災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定により内閣府に設置されている緊急災害対策本部（次項において「旧緊急災害対策本部」という。）は、それぞれ、第八条の規定による改正後の災害対策基本法（以下この条において「新災害対策基本法」という。）第十一条第一項の規定により防災庁に置かれる中央防災会議（次項において「新中央防災会議」という。）、新災害対策基本法第二十三条の三第一項の規定により防災庁に設置することができる特定災害対策本部（次項において「新特定災害対策本部」という。）、新災害対策基本法第二十四条第一項の規定により防災庁に設置することができる非常災害対策本部（次項において「新非常災害対策本部」という。）及び新災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定により防災庁に設置することができる緊急災害対策本部（次項において「新緊急災害対策本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧中央防災会議の委員（旧災害対策基本法第十二条第五項第二号の規定により任命された委員に限る。）又は専門委員、旧特定災害対策本部の特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員、旧非常災害対策本部の非常災害対策本部員その他の職員及び旧緊急災害対策本部の緊急災害対策本部員（旧災害対策基本法第二十八条の三第六項第四号の規定により

任命された緊急災害対策本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、新災害対策基本法第十二条第五項第二号又は第七項、第二十三条の四第五項、第二十五条第六項各号及び第七項並びに第二十八条の三第六項第四号及び第七項の規定により、新中央防災会議の委員又は専門委員、新特定災害対策本部の特定災害対策本部長、特定災害対策本部員その他の職員、新非常災害対策本部の非常災害対策本部員その他の職員及び新緊急災害対策本部の緊急災害対策本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に第十一条の規定による改正前の大規模地震対策特別措置法（次項において「旧大規模地震対策特別措置法」という。）第十条第一項の規定により内閣府に設置されている地震災害警戒本部（次項において「旧地震災害警戒本部」という。）は、第十一条の規定による改正後の大規模地震対策特別措置法（次項において「新大規模地震対策特別措置法」という。）第十条第一項の規定により防災庁に設置される地震災害警戒本部（次項において「新地震災害警戒本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この法律の施行の際現に旧地震災害警戒本部の地震災害警戒本部員（旧大規模地震対策特別措置法第十一条第六項第四号の規定により任命された地震災害警戒本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に新大規模地震対策特別措置法第十一条第六項第四号及び第七項の規定により新地震災害警戒本部の地震災害警戒本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に第三十三条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律（次項において「旧大規模災害復興法」という。）第四条第一項の規定により内閣府に設置されている復興対策本部（次項において「旧復興対策本部」という。）は、第三十三条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律（次項において「新大規模災害復興法」という。）第四条第一項の規定により防災庁に設置することができる復興対策本部（次項において「新復興対策本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この法律の施行の際現に旧復興対策本部の本部員（旧大規模災害復興法第五条第六項第二号の規定により任命された本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に新大規模災害復興法第五条第六項第二号及び第七項の規定により新復興対策本部の本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「若しくはデジタル庁設置法」を「、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法」に改める。

一　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十条の二

二　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十八条

三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第二十一条

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第五項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

政　令

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百二十七号

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和八年法律第五十二号）の施行に伴い、この政令を制定する。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令（平成二十六年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第八号」を「第二条第十一号」に改め、同条第一号中「及び次号」を「及び同号」に改める。

附　則

この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月二十一日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

電波法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百二十八号

電波法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一の項中「四五、四〇〇」を「四七、四〇〇」に、「六七、七〇〇」を「七一、三〇〇」に、「九五、八〇〇」を「一〇一、六〇〇」に、「一二一、〇〇〇」を「一二八、七〇〇」に改め、同表二の項中「二六、一〇〇」を「二七、二〇〇」に、「四〇、一〇〇」を「四三、九〇〇」に、「五七、六〇〇」を「六〇、五〇〇」に改め、同表三の項中「二六、一〇〇」を「二七、二〇〇」に改め、同表四の項中「五一、九〇〇」を「五六、四〇〇」に、「二〇一、九〇〇」を「二二五、八〇〇」に、「三七二、〇〇〇」を「四〇八、四〇〇」に、「四四三、一〇〇」を「四八五、一〇〇」に、「五五三、一〇〇」を「六〇一、七〇〇」に、「六七四、九〇〇」を「七四八、五〇〇」に、「八六三、一〇〇」を「九六〇、七〇〇」に改め、同表五の項中「五二、二〇〇」を「五六、四〇〇」に、「二〇二、三〇〇」を

「二二四、七〇〇」に、「三六九、一〇〇」を「四一四、四〇〇」に、「五五二、四〇〇」を「六〇五、四〇〇」に、「七一一、五〇〇」を「八六一、六〇〇」に、「一、一六四、六〇〇」に、「一、三九六、五〇〇」を「一、五四五、七〇〇」に改め、同表六の項中「三三、九〇〇」を「三五、八〇〇」に、「五三、九〇〇」を「五七、三〇〇」に、「八三、一〇〇」を「八八、八〇〇」に改め、同表七の項中「二一、九〇〇」を「二二、八〇〇」に、「三一、三〇〇」を「三三、〇〇〇」に、「三三、九〇〇」を「三五、八〇〇」に、「四九、二〇〇」を「五二、三〇〇」に、「六四、六〇〇」を「六八、九〇〇」に、「一〇〇、四〇〇」を「一〇七、三〇〇」に、「一八八、一〇〇」を「二〇一、五〇〇」に、「三二四、八〇〇」を「三四八、三〇〇」に改め、同条第二項の表一の項中「一一、三〇〇」を「一二、一〇〇」に、「一六、八〇〇」を「一八、〇〇〇」に、「二三、九〇〇」を「二六、六〇〇」に、「三〇、二〇〇」を「三二、四〇〇」に改め、同表二の項中「六、七〇〇」を「七、二〇〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一〇、八〇〇」に、「一四、七〇〇」を「一五、七〇〇」に改め、同表三の項中「六、七〇〇」を「七、二〇〇」に改め、同表四の項中「一三、一〇〇」を「一四、五〇〇」に、「四八、二〇〇」を「五三、七〇〇」に、「八九、九〇〇」を「九九、六〇〇」に、「一一六七、三〇〇」を「一三、五〇〇」を「一二五、四〇〇」に、「一四〇、二〇〇」を「一五五、六〇〇」に改め、同表五の項中「一三、一〇〇」を「一四、五〇〇」に、「五〇、〇〇〇」を「五五、九〇〇」に、「九〇、一〇〇」を「一〇〇、七〇〇」に、「一三九、五〇〇」を「一五五、九〇〇」に、「一七六、〇〇〇」を「一九七、〇〇〇」に、「二六〇、〇〇〇」を「二八九、七〇〇」に、「三四八、〇〇〇」を「三八五、八〇〇」に改め、同表六の項中「八、六〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一三、六〇〇」を「一五、三〇〇」に、「二一、〇〇〇」を「二三、二〇〇」に改め、同表七の項中「五、六〇〇」を「六、〇〇〇」に、「八、〇〇〇」を「八、六〇〇」に改め、同表八の項中「八、六〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一二、〇〇〇」を「一四、一〇〇」に、「一六、二〇〇」を「一八、二〇〇」に、「二五、九〇〇」を「二七、八〇〇」に、「四九、一〇〇」を「五五、六〇〇」に改め、同表九の項中「一〇、六〇〇」を「一二、四〇〇」に、「一八、二〇〇」を「二〇、〇〇〇」に、「二二、五〇〇」を「二五、九〇〇」に、「三八、一〇〇」を「四一、二〇〇」に改め、同表十の項中「一二、四〇〇」を「一五、一〇〇」に改め、同表七の項中「七、八〇〇」を「九、五〇〇」に改め、同表八の項中「一二、四〇〇」を「一五、一〇〇」に、「一七、二〇〇」を「二〇、三〇〇」に改め、同項の乙表一の項中「七、一〇〇」を「七、六〇〇」に、「九、六〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一三、八〇〇」を「一四、八〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一八、四〇〇」に改め、同表二の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に、「五、八〇〇」を「五、九〇〇」に、「七、五〇〇」を「八、四〇〇」に改め、同表三の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に改め、同表四の項中「六、九〇〇」を「七、五〇〇」に、「二六、〇〇〇」を「二八、三〇〇」に、「四、九〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同表五の項中「六、六〇〇」を「七、五〇〇」に、「二六、二〇〇」を「二七、八〇〇」に、「四五、九〇〇」を「五、九〇〇」に、「六八、六〇〇」を「七三、〇〇〇」に、「八七、九〇〇」を「九〇〇」に改め、同表六の項中「四、三〇〇」を「四、八〇〇」に、「六八、一〇〇」を「七、六〇〇」に改め、同条第一項ただし書中「二八六、二〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に改め、同項の甲表一の項中「一七、五〇〇」を「二〇、一〇〇」に改め、同表二の項及び三の項中「一一、六〇〇」を「一三、八〇〇」に改め、同表四の項中「七、七〇〇」を「九、七〇〇」に、「三〇、七〇〇」を「三五、三〇〇」に、「五一、〇〇〇」を「五五、六〇〇」に改め、同表五の項中「一〇、六〇〇」を「一二、四〇〇」に、「六四、一〇〇」を「七〇、八〇〇」に改め、同表六の項中「一二、四〇〇」を「一五、一〇〇」に改め、同表七の項中「七、八〇〇」を「九、五〇〇」に改め、同表八の項中「一二、四〇〇」を「一五、一〇〇」に、「一七、二〇〇」を「二〇、三〇〇」に改め、同項の乙表一の項中「七、一〇〇」を「七、六〇〇」に、「九、六〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一三、八〇〇」を「一四、八〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一八、四〇〇」に改め、同表二の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に、「五、八〇〇」を「五、九〇〇」に、「七、五〇〇」を「八、四〇〇」に改め、同表三の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に改め、同表四の項中「六、九〇〇」を「七、五〇〇」に、「二六、〇〇〇」を「二八、三〇〇」に、「四、九〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同表五の項中「六、六〇〇」を「七、五〇〇」に、「二六、二〇〇」を「二七、八〇〇」に、「四五、九〇〇」を「五、九〇〇」に、「六八、六〇〇」を「七三、〇〇〇」に、「八七、九〇〇」を「九〇〇」に改め、同表六の項中「四、三〇〇」を「四、八〇〇」に、「六八、一〇〇」を「七、六〇〇」に改め、同条第五項中「二、五五〇円」を「二、七〇〇円」に改める。

第四条第一項ただし書中「二八六、二〇〇円」を「三〇六、〇〇〇円」に改め、同項の甲表一の項中「一七、五〇〇」を「二〇、一〇〇」に改め、同表二の項及び三の項中「一一、六〇〇」を「一三、八〇〇」に改め、同表四の項中「七、七〇〇」を「九、七〇〇」に、「三〇、七〇〇」を「三五、三〇〇」に、「五一、〇〇〇」を「五五、六〇〇」に改め、同表五の項中「一〇、六〇〇」を「一二、四〇〇」に、「六四、一〇〇」を「七〇、八〇〇」に改め、同表六の項中「一二、四〇〇」を「一五、一〇〇」に改め、同表七の項中「七、八〇〇」を「九、五〇〇」に改め、同表八の項中「一二、四〇〇」を「一五、一〇〇」に、「一七、二〇〇」を「二〇、三〇〇」に改め、同項の乙表一の項中「七、一〇〇」を「七、六〇〇」に、「九、六〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一三、八〇〇」を「一四、八〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一八、四〇〇」に改め、同表二の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に、「五、八〇〇」を「五、九〇〇」に、「七、五〇〇」を「八、四〇〇」に改め、同表三の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に改め、同表四の項中「六、九〇〇」を「七、五〇〇」に、「二六、〇〇〇」を「二八、三〇〇」に、「四、九〇〇」を「五、五〇〇」に改め、同表五の項中「六、六〇〇」を「七、五〇〇」に、「二六、二〇〇」を「二七、八〇〇」に、「四五、九〇〇」を「五、九〇〇」に、「六八、六〇〇」を「七三、〇〇〇」に、「八七、九〇〇」を「九〇〇」に改め、同表六の項中「四、三〇〇」を「四、八〇〇」に、「六八、一〇〇」を「七、六〇〇」に改め、同条第五項中「二、五五〇円」を「二、七〇〇円」に改める。

第五条の表一の項中「一、二〇〇」を「一、三五〇」に改め、同表二の項中「一、三〇〇」に改める。

第十条第一項の表一の項中「七四〇、四〇〇」を「八一八、七〇〇」に改め、同表二の項中「一、六五二、一〇〇」を「一、八二四、〇〇〇」に改め、同表三の項中「九五四、一〇〇」を「一、〇五四、三〇〇」に改め、同表四の項中「一、一三九、三〇〇」を「一、二五八、五〇〇」に、「一、二〇〇」を「八六五、八〇〇」に改め、同表五の項中「一、二九六、一〇〇」を「一、八二四、〇〇〇」に改め、同条第二項中「七四〇、四〇〇」を「八一八、七〇〇」に、「七四〇、三〇〇」を「八二三、八〇〇」に、「九五四、一〇〇」を「一、〇五四、三〇〇」に、「九五四、〇〇〇」を「一、〇五四、一〇〇」に、「一三九、三〇〇」を「一、二五八、五〇〇」に、「一、二〇〇」を「八六五、八〇〇」に、「一、一三五、二〇〇」を「一、二五八、三〇〇」に、「七八三、二〇〇」を「八六五、八〇〇」に、「七四〇、〇〇〇」を「八一八、七〇〇」に、「七五四、七〇〇」を「八三四、四〇〇」に、「一、三五二、八〇〇」を「一、四九四、〇〇〇」に、「八三四、二〇〇」を「一、一九五、七〇〇」に、「七五四、五〇〇」を「八三四、二〇〇」に、「一、一九五、五〇〇」を「一、八四〇、一〇〇」に、「八二八、五〇〇」を「九二八、六〇〇」に、「八六八、六〇〇」を「九六〇、〇〇〇」に、「八〇二、二〇〇」を「九二八、九〇〇」に、「七二六、二〇〇」を「八六八、五〇〇」に、「一、三六七、二〇〇」を「一、五〇九、八〇〇」に、「一、二九六、〇〇〇」を「一、四三一、一〇〇」に改める。

第十一条中「一六、九〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「一六、七〇〇円」を「一九、八〇〇円」に改める。

第十一条の二中「五〇、七〇〇円」を「五七、六〇〇円」に改める。

第十一条の三中「一九、〇〇〇円」を「二一、六〇〇円」に改める。

第十二条中「二一、五〇〇円」を「三一、四〇〇円」に改める。

第十三条の表一の項中「二一、二〇〇」を「二六、〇〇〇」に改め、同表二の項中「一八、八〇〇」を「二三、三〇〇」に改め、同表三の項中「一三、六〇〇」を「一五、〇〇〇」に改め、同表四の項中「一七、四〇〇」を「二〇、〇〇〇」に改め、同表五の項中「一五、三〇〇」を「一八、六〇〇」に改め、同表六の項中「九、六〇〇」を「一二、一〇〇」に改め、同表七の項中「七、四〇〇」を「八、二〇〇」に改め、同表八の項中「七、五〇〇」を「九、二〇〇」に改め、同表九の項から十一の項までの規定中「五、六〇〇」を「六、九〇〇」に改め、同表十二の項中「九、三〇〇」を「一一、〇〇〇」に改め、同表十三の項中「六、四〇〇」を「七、八〇〇」に改め、同表十四の項中「一六、五〇〇」を「一八、八〇〇」に改め、同表十五の項中「一三、七〇〇」を「一六、四〇〇」に改め、同表十六の項中「六、三〇〇」を「七、二〇〇」に改め、同表十七の項及び十八の項中「五、六〇〇」を「六、九〇〇」に改め、同表十九の項中「五、五〇〇」を「六、七〇〇」に改め、同表二十の項中「九、六〇〇」を「一〇、八〇〇」に改め、同表二十一の項中「七、八〇〇」を「九、四〇〇」に改め、同表二十二の項中「五、四〇〇」を「六、〇〇〇」に改め、同表二十三の項中「五、一〇〇」を「五、七〇〇」に改める。

第十五条中「二、四五〇円」を「二、七〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二、五〇〇円）」に改める。

第十六条中「一九、九〇〇円」を「二一、五〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二一、三〇〇円）」に改める。

第十七条中「三、四〇〇円」を「三、七五〇円（電子申請等による場合にあつては、三、六〇〇円）」に改める。

第十八条第二号中「二、八五〇円」を「三、一五〇円（電子申請等による場合にあつては、二、九五〇円）」に改める。

第十九条中「六二、九〇〇円」を「六八、九〇〇円」に改める。

第二十条第一項の表一の項中「二七、五〇〇」を「二九、四〇〇」に、「三八、九〇〇」を「四一、六〇〇」に、「五九、二〇〇」を「七五、〇〇〇」に改め、同表二の項中「一五、四〇〇」を「一六、三〇〇」に、「七〇、〇〇〇」を「七四、九〇〇」に、「三三、〇〇〇」を「三五、三〇〇」に改め、同表三の項中「一五、四〇〇」を「一六、三〇〇」に改め、同表四の項中「二七、〇〇〇」を「二八、八〇〇」に、「一〇二、一〇〇」を「一〇、七〇〇」に、「一八六、六〇〇」を「二〇五、九〇〇」に、「二三五、一〇〇」を「二五七、八〇〇」に、「二七五、四〇〇」を「三〇一、〇〇〇」に、「三四九、四〇〇」を「三八〇、五〇〇」に、「四四三、二〇〇」を「四七五、〇〇〇」に改め、同表五の項中「二七、一〇〇」を「二九、八〇〇」に、「一〇三、一〇〇」を「一一四、三〇〇」に、「一八四、二〇〇」を「一九七、三〇〇」に、「二七三、一〇〇」を「三〇一、一〇〇」に、「三四六、九〇〇」を「三七六、九〇〇」に、「五三四、九〇〇」を「五七六、一〇〇」に、「六九五、九〇〇」を「七四一、九〇〇」に改め、同表六の項中「一七、一〇〇」を「二〇、六〇〇」に、「二六、三〇〇」を「三〇、五〇〇」に、「三三、二〇〇」を「三七、九〇〇」に、「五〇、七〇〇」を「五六、七〇〇」に、「九七、二〇〇」を「一〇六、六〇〇」に、「一四五、六〇〇」を「一五八、六〇〇」に、「一七六、一〇〇」を「一九一、三〇〇」に改め、同条第二項の表一の項中「七、一〇〇」を「七、六〇〇」に、「九、六〇〇」を「一〇、三〇〇」に、「一三、八〇〇」を「一四、八〇〇」に、「一八、四〇〇」を「一九、八〇〇」に改め、同表二の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に、「五、八〇〇」を「六、三〇〇」に改め、同表三の項中「三、七五〇」を「四、〇五〇」に改め、同表四の項中「六、七〇〇」を「八、一〇〇」に、「二六、〇〇〇」を「二七、九〇〇」に、「五九、六〇〇」を「六四、〇〇〇」に、「九三、三〇〇」を「一〇二、一〇〇」に、「一一七三、九〇〇」を「一八六、七〇〇」に改め、同表六の項中「四、一五〇」を「五、四〇〇」に、「六、四〇〇」を「八、一〇〇」に、「八、一〇〇」を「一〇、五〇〇」に、「一二、七〇〇」を「一五、九〇〇」に、「二四、一〇〇」を「二八、四〇〇」に、「三六、八〇〇」を「四二、一〇〇」に、「四四、四〇〇」を「五〇、二〇〇」に改め、同条第三項の表一の項中「一六、六〇〇」を「一七、六〇〇」に改め、同表二の項中「四三、一〇〇」を「四六、一〇〇」に改め、同表三の項中「四三、一〇〇」を「四六、一〇〇」に改め、同表四の項中「五三、二〇〇」を「五六、九〇〇」に改め、同表五の項中「六七、三〇〇」を「七〇、九〇〇」に改め、同表六の項中「一八六、九〇〇」を「九二、七〇〇」に改め、同表七の項中「九九、五〇〇」を「一〇六、二〇〇」に改め、同条第五項中「二、五五〇円」を「二、七〇〇円」に、「四五〇円」を「二、六〇〇円」に改め、同条第七項中「四、七五〇円」を「四、九〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、四五〇円」に、「二、一五〇円」を「二、三〇〇円」に改める。

第二十一条の表を次のように改める。

	測定器その他の設備	較正手数料（単位円）
一	周波数計	
	空洞共振器を用いるもの	一三五、二〇〇
	その他のもの	九〇、九〇〇
二	スペクトル分析器	
	十一万メガヘルツを超える周波数の範囲においてスペクトルを測定するもの	六一九、七〇〇
	その他のもの	一七六、二〇〇
三	電界強度測定器	
	三以上の異なる周波数の範囲において電界強度を測定するもの	三二九、七〇〇
	その他のもの	二六八、三〇〇
四	高周波電力計	
	三以上の異なる周波数の範囲において高周波電力を測定するもの	四三二、〇〇〇
	その他のもの	三二九、七〇〇
五	電圧電流計	一四八、九〇〇
六	標準信号発生器	
	三以上の異なる周波数の範囲において信号を発生するもの	一七六、二〇〇
	その他のもの	一三一、八〇〇
七	周波数標準器	一八三、〇〇〇

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

3　この政令の施行の日から令和九年三月二十八日までの間におけるこの政令による改正後の電波法関係手数料令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令第十五条中「二、七〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二、五〇〇円）」とあるのは「二、七〇〇円」と、新令第十六条中「二一、五〇〇円（電子申請等による場合にあつては、二一、三〇〇円）」とあるのは「二一、五〇〇円」と、新令第十七条中「三、七五〇円（電子申請等による場合にあつては、三、六〇〇円）」とあるのは「三、七五〇円」と、新令第十八条第二号中「三、一五〇円（電子申請等による場合にあつては、二、九五〇円）」とあるのは「三、一五〇円」とする。

総務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　高市　早苗

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百二十九号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第九条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）及び精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一万九千三百七十円」を「二万四千三百円」に改め、同条第二項中「一万八千三百八十円」を「二万五百十円」に改める。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万四千百四十円」を「二万八千九百十円」に改める。

附　則

この政令は、令和八年七月十八日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

条約

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十六号

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

日本国政府及びニュージーランド政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e　それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍が実施する。

第二条

1　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はニュージーランド国防軍により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

3　2の規定については、日本国の自衛隊又はニュージーランド国防軍による武器の提供を含むものと解してはならない。

4　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2　この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a　物品の提供については、

i　受領締約国政府は、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii　提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii　受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b　役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で合意する。

2　いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2　前条1aiii及びbの規定に従って償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1　この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するニュージーランド国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。

2　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3　この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2　1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
茂木敏充
ニュージーランド政府のために
ジュディス・コリンズ

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

外務大臣　茂木　敏充
防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF NEW ZEALAND CONCERNING RECIPROCAL PROVISION OF SUPPLIES AND SERVICES BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND THE NEW ZEALAND DEFENCE FORCE

The Government of Japan and the Government of New Zealand (hereinafter referred to individually as a "Party" and collectively as the "Parties");

Recognising that the establishment of a framework between the Self-Defense Forces of Japan and the New Zealand Defence Force concerning reciprocal provision of supplies and services in the field of logistic support (hereinafter referred to as the "supplies and services") will promote close cooperation between the Self-Defense Forces of Japan and the New Zealand Defence Force;

Understanding that the establishment of the above-mentioned framework will promote more efficient performance of the respective roles of the Self-Defense Forces of Japan and the New Zealand Defence Force in activities that they conduct and will actively contribute to international peace and security;

Have agreed as follows:

Article 1

1. The purpose of this Agreement is to establish basic terms and conditions for the reciprocal provision of supplies and services between the Self-Defense Forces of Japan and the New Zealand Defence Force necessary for the following activities:

a. exercises and training with participation by both the Self-Defense Forces of Japan and the New Zealand Defence Force;

b. United Nations Peacekeeping Operations, internationally coordinated peace and security operations, humanitarian international relief operations, or operations to cope with large scale disasters in the territory of either Party or a third country;

c. protection measures or transportation of nationals of either Party or others, if appropriate, for their evacuation from overseas in case of exigencies of the situation;

d. communication and coordination or other routine activities (including visits of ships or aircraft of the forces of either Party to facilities in the territory of the other Party), with the exception of exercises and training conducted unilaterally by the forces of either Party;

e. any other activity in which the provision of supplies and services is permitted under the laws and regulations of the respective countries.

2. This Agreement sets forth a framework for the provision of supplies and services based on the principle of reciprocity.

3. The request, provision, receipt, and settlement of supplies and services under this Agreement shall be carried out by the Self-Defense Forces of Japan and the New Zealand Defence Force.

Article 2

1. When either Party requests, under this Agreement, the other Party to provide supplies and services necessary for the activities which are set forth in sub-paragraphs a. to e. of paragraph 1 of Article 1 and are conducted by the Self-Defense Forces of Japan or the New Zealand Defence Force, the other Party, within its competence, may provide the supplies and services requested.

2. The supplies and services related to the following categories may be provided under this Agreement: food; water; billeting; transportation (including airlift); petroleum, oils, and lubricants; clothing; communications services; medical services; base operations support (including construction incident to base operations support); storage services; use of facilities; training services; spare parts and components; repair and maintenance services (including calibration services); airport and seaport services; and ammunition.

The supplies and services related to each category are specified in the Annex.

3. Paragraph 2 of this Article shall not be interpreted as to include the provision of weapons by the Self-Defense Forces of Japan or the New Zealand Defence Force.

4. The provision of supplies and services between the Self-Defense Forces of Japan and the New Zealand Defence Force necessary for the activities which are set forth in sub-paragraphs a. to e. of paragraph 1 of Article 1 shall be conducted pursuant to the laws and regulations of the respective countries.

Article 3

1. The use of supplies and services provided under this Agreement shall be consistent with the Charter of the United Nations.

2. The Party that receives supplies and services under this Agreement (hereinafter referred to as the "receiving Party") shall not transfer those supplies and services, either temporarily or permanently, by any means to those outside of the forces of the receiving Party, without prior written consent of the Party who provides them (hereinafter referred to as the "providing Party").

Article 4

1. The settlement procedures for provision of supplies and services under this Agreement shall be as follows:

a. For provision of supplies:

i. The receiving Party shall, subject to sub-paragraph ii., return the supplies in question in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party.

ii. If the supplies provided are consumable or the receiving Party cannot return the supplies in question in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party, the receiving Party shall, subject to sub-paragraph iii., return supplies of the same type and in the same quality and quantity in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party.

iii. If the receiving Party cannot return the supplies of the same type and in the same quality and quantity as the supplies provided in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party, the receiving Party shall reimburse the providing Party in the currency specified by the providing Party.

b. For provision of services, the services provided shall be reimbursed in the currency specified by the providing Party or settled by the provision of services of the same type and equivalent value. The manner of the settlement shall be agreed between the Parties prior to the provision of the services.

2. Consumption taxes shall not be charged by either Party for supplies and services provided under this Agreement to the extent permitted by the laws and regulations of the respective countries.

Article 5

1. The reciprocal provision of supplies and services under this Agreement shall be carried out in accordance with the Procedural Arrangement, as may be modified, which is subordinate to this Agreement and which shall specify procedures and supplementary details of terms and conditions to implement this Agreement. The Procedural Arrangement shall be made between the competent authorities of the Parties.

2. The price of the supplies and the services reimbursed in accordance with paragraph 1.a. iii. and paragraph 1.b. of Article 4 shall be determined pursuant to the relevant provisions set forth in the Procedural Arrangement.

Article 6

1. The provisions of this Agreement shall not apply to any activities conducted by the New Zealand Defence Force acting as a member of the United Nations Forces under the Agreement Regarding the Status of the United Nations Forces in Japan signed on February 19, 1954.

2. The Parties shall closely consult with each other regarding the implementation of this Agreement.

3. Any matter relating to the interpretation or application of this Agreement and the Procedural Arrangement shall be resolved solely through consultation between the Parties.

Article 7

1. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the date on which the Parties exchange diplomatic notes informing each other that their respective internal procedures necessary to give effect to this Agreement have been completed. This Agreement shall remain in force for a period of ten years, and shall thereafter be automatically extended for successive periods of ten years each, unless either Party notifies the other of its intention in writing to terminate this Agreement at least six months before the end of each period of ten years.

2. Notwithstanding the provisions of paragraph 1 of this Article, each Party may terminate this Agreement at any time by giving one year’s written notice to the other Party.

3. This Agreement may be amended by written agreement between the Parties.

4. Notwithstanding the termination of this Agreement, the provisions of Article 3, 4, 5, and paragraph 3 of Article 6 shall remain in force in respect of the reciprocal provision of supplies and services conducted under this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorised by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate, in the Japanese and English languages, both equally authentic, at Tokyo, this nineteenth day of December, 2025.

For the Government of Japan	For the Government of New Zealand
茂木敏充	Judith Collins

Annex

Category	
Food	food, provision of meals, cooking utensils, and the like
Water	water, water supply, equipment necessary for water supply, and the like
Billeting	use of billeting and bathing facilities, beddings, and the like
Transportation (including airlift)	transportation of persons and goods, transport equipment, and the like
Petroleum, oils, and lubricants	petroleum, oils, and lubricants, refuelling, equipment necessary for refuelling, and the like
Clothing	clothing, mending of clothing, and the like
Communications services	use of communication facilities, communication services, communication equipment, and the like
Medical services	medical treatment, medical equipment, and the like
Base operations support (including construction incident to base operations support)	collection and disposal of waste, laundry, electric supply, environmental services, construction, decontamination equipment and services, and the like
Storage services	temporary storage in warehouse or refrigerated storehouse, and the like
Use of facilities	temporary use of buildings, facilities, and land, and the like
Training services	dispatch of instructors, materials
	for educational and training purposes, consumables for training purposes, and the like
Spare parts and Components	spare parts and components of military aircraft, vehicles, and ships, and the like
Repair and Maintenance services (including calibration services)	repair and maintenance, equipment for repair and maintenance, and the like
Airport and seaport services	services for arrival and departure of aircraft and ships, loading and unloading, and the like
Ammunition	ammunition, provision of ammunition, equipment necessary for provision of ammunition, and the like

府　令

○内閣府令第六十二号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百三十一条第五項の規定に基づき、投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
第八十一条　法第百三十一条第五項の規定により投資主に対して行う提供計算書類等（計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに会計監査報告をいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。 ２　法第百三十一条第三項の規定による通知を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類等は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。 一　書面の提供　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法 イ　提供計算書類等が書面をもって作成されている場合　当該書面に記載された事項を記載した書面の提供 ロ　提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供 二　電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による提供　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法 イ　提供計算書類等が書面をもって作成されている場合　当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供 ロ　提供計算書類等が電磁的記録をもって作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供 ３　提供計算書類等を提供する際には、過営業期間事項を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類等の提供をする時における過営業期間事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該営業期間より前の営業期間に係る役員会において承認したものと異なるものとなっているときは、修正後の過営業期間事項を提供することを妨げない。 ４　提供計算書類等に表示すべき事項に係る情報を、法第百三十一条第三項の規定による通知を発出する時から五年間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百十四条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により投資主（その期間内に当該方法による提供計算書類等の提供の請求をした者を除く。）に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。	**第八十一条**　法第百三十一条第五項の規定により投資主に対して行う提供計算書類（計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に関する計算書並びに会計監査報告をいう。以下この条において同じ。）の提供に関しては、この条に定めるところによる。 ２　法第百三十一条第三項の規定による投資主への通知を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。 一　［同上］ イ　提供計算書類が書面をもって作成されている場合　当該書面に記載された事項を記載した書面の提供 ロ　提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の提供 二　［同上］ イ　提供計算書類が書面をもって作成されている場合　当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供 ロ　提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合　当該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供 ３　提供計算書類を提供する際には、過営業期間事項を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類の提供をする時における過営業期間事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該営業期間より前の営業期間に係る役員会において承認したものと異なるものとなっているときは、修正後の過営業期間事項を提供することを妨げない。 ［項を加える。］

５　前項の場合には、執行役員は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを投資主に対して通知しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［項を加える。］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○厚生労働省令第百十四号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第一号、第四十条第二項第二号及び第四十四条、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第十二条第一項並びに精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）第二条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十七日　厚生労働大臣　上野賢一郎

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（厚生労働省令で定める者の範囲） **第一条の三**　法第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　学校教育法による大学において指定科目（ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の科目（以下この号、次号、第五号及び第七号並びに第四項及び第七項において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、学校教育法による大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めたもの 三～七　（略） ２～９　（略） （令第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額） **第六条の二**　（略） ２　令第十二条第一項の厚生労働省令で定める額は、第五条の二の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあつては二万四百六十円とし、前項に規定する場合にあつては二万千七百二十円とする。 （厚生労働省令で定める者の範囲） **第十九条**　法第四十条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　学校教育法による大学において指定科目（ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習の科目（以下この号、次号、第五号及び第七号において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの 三～七　（略）	（厚生労働省令で定める者の範囲） **第一条の三**　法第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　学校教育法による大学において指定科目（相談援助実習指導及び相談援助実習の科目（以下この号、次号、第五号及び第七号並びに第四項及び第七項において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者であつて、その後、学校教育法による大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めたもの 三～七　（略） ２～９　（略） （令第十二条第一項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額） **第六条の二**　（略） ２　令第十二条第一項の厚生労働省令で定める額は、第五条の二の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあつては一万六千二百三十円とし、前項に規定する場合にあつては一万六千八百四十円とする。 （厚生労働省令で定める者の範囲） **第十九条**　法第四十条第二項第二号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　（略） 二　学校教育法による大学において指定科目（相談援助実習指導及び相談援助実習の科目（以下この号、次号、第五号及び第七号において「実習科目」という。）を除く。）を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後、大学等において実習科目を修めたもの 三～七　（略）

様式第五を次のように改める。

様式第五（第24条関係）

（表面）

収入印紙（消印しないこと。）

介護福祉士試験受験申込書

フリガナ 氏名	（姓）	（名）	※　整理番号							
生年月日		年		月		日	性別（※任意選択）	□男　□女		
郵便番号		本籍地（外国籍の場合は、その国籍等）			都道府県		本籍地コード			
フリガナ 現住所	都道府県									
電話番号		受験希望地	都道府県							
勤務先（昼間等の連絡先）	名称		所属							
			電話番号							

受験資格（裏面を参照のこと。）									
□	実務経験＋実務者研修	勤務先名		職種		期間	年　月～　年　月		
		研修機関名					年　月～　年　月		
□	ＥＰＡ介護福祉士候補者＋実務経験	勤務先名		職種			年　月～　年　月		
□	実務経験＋介護職員基礎研修課程＋喀痰吸引等研修	勤務先名		職種			年　月～　年　月		
		研修機関名				修了年月	年　月		
		研修機関名				修了年月（見込み）	年　月		
□	高等学校等	学校名及び専攻科		卒業年月（見込み）		年		月	
□	特例高等学校等＋実務経験（９月以上）	学校名及び専攻科		卒業年月		年		月	
		勤務先名（実務経験）		職種		期間	年　月～　年　月		
□	介護福祉士養成施設等	学校名		卒業年月（見込み）		年		月	

□ 受験資格に係る証明書に代わる受験票の提出	提出する受験票の試験実施回	第		回	提出する受験票の受験番号	

パート合格（合格パートの受験免除）対象者 ※直近で受験した介護福祉士試験の受験票の写しの提出及び試験実施回・受験番号の記載が必要	□ 全パート受験	□ 不合格パートのみ受験				
	前回受験の試験実施回	第		回	受験番号	
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望	□ 有	□ 無				
「ふりがな付き問題用紙」の使用及び試験時間の延長の希望（※外国の国籍を有する方、日本に帰化された方）	□ 有	□ 無				
外国の国籍を有しており、在留資格が右記に該当する方	□特定技能１号	□技能実習				

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

年　月　日

厚生労働大臣
指定試験機関代表者　殿

（裏面）

受験資格、該当要件及び添付書類一覧

区分	受験資格	添付書類
実務経験＋実務者研修	３年以上の実務経験者で実務者研修を修了したもの（法第40条第２項第５号又は施行規則第21条第３号）	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・実務者研修の修了証明書又は修了見込証明書
ＥＰＡ介護福祉士候補者＋実務経験	ＥＰＡ介護福祉士候補者であって３年以上の実務経験者（施行規則第21条第２号）	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
実務経験＋介護職員基礎研修課程＋喀痰吸引等研修	３年以上の実務経験者のうち、介護職員基礎研修課程を修了した者であって、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類の交付を受けたもの（施行規則附則第１条の２）	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・介護職員基礎研修課程を修了したことを証する書類 ・喀痰吸引等研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
高等学校等（専攻科含む）	高等学校若しくは中等教育学校の卒業者若しくは学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者又は高等学校若しくは中等教育学校の専攻科の卒業者（法第40条第２項第４号、施行規則第21条第１号、平成19年改正法附則第５条又は平成20年改正規則附則第３条）	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者であることを証明する書面 ・教科目（科目）及び単位数の履修証明書又は教科目（科目）及び単位数の履修見込証明書
特例高等学校等（専攻科含む）＋実務経験（９月以上）	法附則第２条第１項に規定する高等学校又は中等教育学校の卒業者で９月以上の実務経験を有するもの（法附則第２条第１項各号）	・卒業証明書 ・教科目（科目）及び単位数の履修証明書 ・実務経験証明書又は実務経験見込証明書
介護福祉士養成施設等	・介護福祉士養成施設等（修業年限２年以上）を卒業した者 ・社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で介護福祉士養成施設等（修業年限１年以上）を卒業した者 ・保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士養成施設等（修業年限１年以上）を卒業した者	・卒業証明書若しくは卒業見込証明書 ・教科目（科目）及び単位数の履修証明書又は教科目（科目）及び単位数の履修見込証明書

区分	該当要件	添付書類
パート合格（合格パートの受験免除）対象者	・前年又は前々年の介護福祉士試験において、一つ以上のパートに合格した者	・直近で受験した介護福祉士試験の受験票の写し ※パート合格の有無に関わらず、直近のものとする

備考

1　該当する□は、☑と記入すること。

2　指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

3　学校教育法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者は、卒業年月に代えて、同項の規定による大学への入学年月を記載すること。

4　第10回以降の介護福祉士試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であって、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。）については、当該受験票の提出をもって実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。

5　実務経験証明書にあっては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあっては、学校等の長が発行したものであること。

6　実務経験見込証明書の提出をもって申し込む者は、実務経験後、遅滞なく、実務経験証明書を提出すること。

7　実務者研修の修了見込証明書の提出をもって申し込む者は、当該実務者研修修了後、遅滞なく、実務者研修の修了証明書を提出すること。

8　喀痰吸引等研修を修了する見込みであることを証する書類の提出をもって申し込む者は、当該喀痰吸引等研修修了後、遅滞なく、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を提出すること。

9　卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもって申し込む者は、卒業後、遅滞なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。

（精神保健福祉士法施行規則の１部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額） **第七条の二**　（略） ２　令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあっては二万二千九百五十円とし、前項に規定する場合にあっては二万三千三百円とする。	（令第二条の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額） **第七条の二**　（略） ２　令第二条の厚生労働省令で定める額は、第六条の規定により精神保健福祉士試験の科目を免除された場合にあっては一万八千八百二十円とし、前項に規定する場合にあっては一万九千五百二十円とする。

附　則

この省令は、令和八年七月十八日から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第八十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（令和五年内閣府告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和八年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務について適用することとしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年七月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
都道府県が行う補助金等の交付に関する事務		
補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［略］		
（項）　母子保生対策費 （目）　妊娠出産子育て支援交付金 （項）　母子家庭等対策費 （目）　母子家庭等対策費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別を含む。）に係るものに限る。）	［略］	［略］

改正前		
都道府県が行う補助金等の交付に関する事務		
補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［同上］		
［同上］	［同上］	［同上］

（目）　児童扶養手当給付費負担金（都道府県に係るものを除く。） （項）　妊婦のための支援給付費 （目）　妊婦のための支援給付事業費補助金 （目）　妊婦のための支援給付交付金 （項）　乳児等のための支援給付費 （目）　乳児等のための支援給付交付金	
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（項）　妊婦のための支援給付費 （目）　妊婦のための支援給付交付金 （目）　妊婦のための支援給付事業費補助金	
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百六十四号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第六十四号の規定を実施するため、昭和二十八年郵政省告示第七百六十三号（委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から施行する。

令和八年七月十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　委託による無線局の周波数の測定（以下「委託測定」という。）とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条第一項に規定する免許人又は同法第二十七条の二十二に規定する登録人（以下「免許人等」という。）の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。ただし、電波の規正の通告に対し措置する場合を除く。	一　委託による無線局の周波数の測定（以下「委託測定」という。）とは、免許人又は電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二十六の登録人（以下「免許人等」という。）の依頼により、その無線局の発射する電波の周波数を測定することをいう。ただし、電波の規正の通告に対し措置する場合を除く。
［二～六　略］	［二～六　同上］
七　委託測定を実施した場合は、手数料を徴収するものとする。ただし、免許人等の責めに帰すことのできない事由による測定不能の場合を除く。	七　委託測定を実施した場合は、手数料を徴収するものとする。ただし、免許人等の責めに帰すことのできない事由による測定不能の場合を除く。
2　委託測定の手数料は、一件について一、一〇〇円とする。	2　委託測定の手数料は、一件について一、〇五〇円とする。
［3　略］	［3　同上］
［八　略］	［八　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○国家公安委員会告示第三十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和八年七月十七日　　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第５章　自動車や一般原動機付自転車の運転の方法	**第５章**　自動車や一般原動機付自転車の運転の方法
第４節　安全な速度と車間距離	**第４節**　安全な速度と車間距離
1　安全な速度	1　安全な速度
⑴　自動車を運転する場合は、標識（付表３⑴25、25の２）や標示（付表３⑵６）によつて示されている最高速度を超えて運転してはいけません。標識や標示で指定されていないときは、主として地域住民の日常生活に利用される生活道路のような、中央線などがない一般道路（注８）では時速30キロメートル、それ以外の一般道路では時速60キロメートルを超えて運転してはいけません（高速自動車国道については、第７章第２節２を参照）。	⑴　自動車を運転する場合は、標識（付表３⑴25、25の２）や標示（付表３⑵６）によつて示されている最高速度を超えて運転してはいけません。標識や標示で指定されていないときは、時速60キロメートルを超えて運転してはいけません（高速自動車国道については、第７章第２節２を参照）。
⑵　［略］	⑵　［同左］
⑶　決められた速度の範囲内であつても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考え、特に生活道路においては、歩行者が優先という意識を持つて、安全な速度で走りましょう。	⑶　決められた速度の範囲内であつても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で走りましょう。
［２～４　略］	［２～４　同左］
第９節　オートマチック車などの運転	**第９節**　オートマチック車などの運転
1　［略］	1　［同左］
2　先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転	2　先進安全自動車（ＡＳＶ）の運転
先進安全自動車（ＡＳＶ）（注９）は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。	先進安全自動車（ＡＳＶ）（注８）は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。
［削る。］	注８　先進安全自動車（ＡＳＶ）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ＡＣＣ（定速走行・車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。
3　［略］	3　［同左］
注８　中央線などがない一般道路……次のもの以外の一般道路をいいます。 ⑴　高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの ⑵　自動車専用道路 ⑶　中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路 ⑷　道路の構造や柵などの工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている道路	［加える。］

注９　先進安全自動車（ＡＳＶ）……先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ＡＣＣ（定速走行・車間距離制御システム）等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

第７章　高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注10）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上時速50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため時速50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

注10　［略］

用語のまとめ

［注１～注７　略］

注８　中央線などがない一般道路……次のもの以外の一般道路をいいます。

⑴　高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

⑵　自動車専用道路

⑶　中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路

⑷　道路の構造や柵などの工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている道路

注９・注10　［略］

付表３　標識・標示の種類と意味

⑴　標識

ア　規制標識

種　　類	番号	表示する意味	色
［略］			
許可車両専用 	30の２	路線バス、貸切バスなどであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上

［加える。］

第７章　高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注９）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

注９　［同左］

用語のまとめ

［注１～注７　同左］

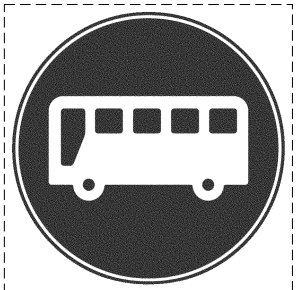
［加える。］

注８・注９　［同左］

付表３　標識・標示の種類と意味

⑴　標識

ア　規制標識

種　　類	番号	表示する意味	色
［同左］			
許可車両専用 	30の２	路線バス、貸切バスなどであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上

○

許可車両専用 	30の３	タクシーであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
許可車両専用 	30の４	トラックであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
許可車両（組合せ）専用 	30の５	標示板に表示された自動車であつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
［略］			

［イ～オ　略］

(2)　［略］

△

○

許可車両専用 	30の３	タクシーであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
許可車両専用 	30の４	トラックであつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
許可車両（組合せ）専用 	30の５	標示板に表示された自動車であつて、道路管理者の許可を受けたものが停留することができる施設の指定	同上
［同左］			

［イ～オ　同左］

(2)　［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から施行する。ただし、付表3(1)アの改正規定は、公布の日から施行する。

○外務省告示第二百三十八号

令和七年十二月十九日に東京で署名された日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定について、両締約国政府が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告することにより、同協定は、その第七条１の規定に従い、令和八年八月十五日に効力を生ずる。

令和八年七月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月五日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22624号
2　登録年月日　平成25年９月４日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　スイート　ムーン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

○農林水産省告示第千四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月六日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第26999号
2　登録年月日　平成30年９月５日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　グリーンオアシス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社向山蘭園
山梨県甲州市塩山熊野274番地

○農林水産省告示第千五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月九日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第21010号
2　登録年月日　平成23年９月８日
3　農林水産植物の種類
Callistephus chinensis (L.) Nees
4　登録品種の名称　TA535
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第21012号
2　登録年月日　平成23年９月８日
3　農林水産植物の種類
Callistephus chinensis (L.) Nees
4　登録品種の名称　TA537
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第21013号
2　登録年月日　平成23年９月８日
3　農林水産植物の種類
Callistephus chinensis (L.) Nees
4　登録品種の名称　TA538
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

1　登録番号　第21033号
2　登録年月日　平成23年９月８日
3　農林水産植物の種類
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.
4　登録品種の名称　Sunsenebabubai
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第25376号
2　登録年月日　平成28年９月６日
3　農林水産植物の種類
Vitis L.
4　登録品種の名称　有明のしずく
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂中幸宏
熊本県荒尾市本井手875番地２

1　登録番号　第30405号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　シューメロン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第30407号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀こらん
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第30408号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　秀かんらい
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第30410号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　シューチェリオ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第30424号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresh20129
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第30429号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresh20523
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第30433号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresh20866
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第30436号
2　登録年月日　令和６年９月６日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　BARLEMSA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

○農林水産省告示第千六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月十日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第23593号
2　登録年月日　平成26年９月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Amaltec
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands

1　登録番号　第23594号
2　登録年月日　平成26年９月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Vanitec
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands

1　登録番号　第23604号
2　登録年月日　平成26年９月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ザンムガッバーナ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Zonneveldslaan 15, 2235SC Valkenburg ZH, The Netherlands

○農林水産省告示第千七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月十一日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第18399号
2　登録年月日　平成21年９月10日
3　農林水産植物の種類
Impatiens walleriana Hook. f.
4　登録品種の名称　SILTE ROSSA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Schwarzwaldallee 215, 4058 Basel, Switzerland

1　登録番号　第18435号
2　登録年月日　平成21年９月10日
3　農林水産植物の種類
Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　ハナマンテン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２

○農林水産省告示第千八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月十二日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第23553号
2　登録年月日　平成26年９月11日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORBOFANI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
WKORDES' SOEHNE ROSENSCHULEN GMBH & CO KG.
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop Rosenstrasse 54, Germany

1　登録番号　第23559号
2　登録年月日　平成26年９月11日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORSCAMER
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
WKORDES' SOEHNE ROSENSCHULEN GMBH & CO KG.
25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop Rosenstrasse 54, Germany

○農林水産省告示第千九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第19776号
2　登録年月日　平成22年９月13日
3　農林水産植物の種類
Gossypium hirsutum L.
4　登録品種の名称　ハダス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ガヾ　サリ
イスラヒル国　20600　ヨクネアム　モシャバ
レブ　アミ　バジャン
イスラヒル国　20600　ヨクネアム　モシャバ

1　登録番号　第21096号
2　登録年月日　平成23年９月13日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　月姫
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
福岡県
福岡県福岡市博多区東公園７番７号

1　登録番号　第25395号
2　登録年月日　平成28年９月13日
3　農林水産植物の種類
Schlumbergera Lem.
4　登録品種の名称　千代香
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
早野公春
埼玉県本庄市寿３―５―36

1　登録番号　第29862号
2　登録年月日　令和５年９月15日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　レモンフィズ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
雪印種苗株式会社
北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号

○農林水産省告示第千十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月十八日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第28118号
2　登録年月日　令和２年９月17日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　インユアハート
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
雪印種苗株式会社
北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号

1　登録番号　第28141号
2　登録年月日　令和２年９月17日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　Balendluim
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

1　登録番号　第28142号
2　登録年月日　令和２年９月17日
3　農林水産植物の種類
Verbena L.
4　登録品種の名称　Balendpibi
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

1　登録番号　第30443号
2　登録年月日　令和６年９月17日
3　農林水産植物の種類
Gloriosa L.
4　登録品種の名称　シキブ２
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
小澤只嗣
愛知県碧南市平七町１丁目30番地１

○農林水産省告示第千十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月二十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第23705号
2　登録年月日　平成26年９月24日
3　農林水産植物の種類
Prunus persica (L.) Batsch
4　登録品種の名称　へにみなみ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
水口章義
長野県松本市波田6494―３

○農林水産省告示第千十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第21967号
2　登録年月日　平成24年９月25日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　SANTEC
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
デュメンオレンジジャパン株式会社
静岡県浜松市中区平田町60番地

1　登録番号　第22010号
2　登録年月日　平成24年９月25日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIAMOROSSA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands

○農林水産省告示第千十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第22677号
2　登録年月日　平成25年９月26日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera209
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・ヒッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○農林水産省告示第千十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和七年九月三十日に消滅したものとみなされる。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号　第23623号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Rostec Darkpink
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands

1　登録番号　第23624号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Rostec Yellow
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Floritec Breeding B.V.
van Hemessenkade 7, 2481BG Woubrugge, The Netherlands

1　登録番号　第23638号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIMIQUEL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第23643号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DELIBARCA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第23646号
2　登録年月日　平成26年９月29日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　春の美々
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○海上保安庁告示第二十四号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月十七日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型回転翼航空機（最大着陸重量2,500kgを超え15,000kg以下のもの）	（略）	（略）	（略）
	ＭＨ805	アエロスパシアル式ＡＳ332Ｌ１型	ＪＡ6805
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
中型回転翼航空機（最大着陸重量2,500kgを超え15,000kg以下のもの）	（略）	（略）	（略）
	ＭＨ805 ＭＨ806	アエロスパシアル式ＡＳ332Ｌ１型 同	ＪＡ6805 ＪＡ6806
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年七月十七日から施行する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第３条第１項の規定に基づき、振興基準を次のように定める。

令和８年６月24日

経済産業大臣　赤澤　亮正

振興基準

本基準は、受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」である。

本基準の目的は、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注の在り方等を示し、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければならない。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要がある。

このため、委託事業者は、直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、その提供する製品やサービス等の価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきである。更に、需要者（顧客）も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれる。

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し、発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて、協議・交渉を申し入れるなど、法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれる。また、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の自助努力を行うべきである。

本基準は、中小受託事業者又は委託事業者の事業を所管する省庁（以下「事業所管省庁」という。）の担当大臣その他関係行政機関の長が、法の目的を達成するために行う指導、助言及び勧奨の根拠となる考え方を示すとともに、事業所管省庁が業種別に策定する「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「業種別ガイドライン」という。）の策定又は改定に当たり参照されるものである。また、本基準は、事業者団体等による「自主行動計画」の策定又は改定に当たり主要な要素の一つとして参照されるものである。更に、委託事業者及び中小受託事業者の望ましい取引慣行の遵守等を事業者の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」のひな形の作成又は改定に当たり参照されることが期待される。

第１　中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

１　中小受託事業者の努力

中小受託事業者は、生産年齢人口の減少、経済の国際化の一層の進展等に適切に対応するため、働き方を見直し、魅力ある職場づくりに努めるとともに、脱炭素化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の課題にも適切に対応できるよう、技術開発、施設・設備の投資、他の事業者との連携等により、技術の向上、生産性の向上及び製品・役務等の品質の改善に努めるものとする。

２　委託事業者の努力

委託事業者は、中小受託事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、中小受託事業者の要請に応じ、中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上並びに経営管理及び人事・労務管理の改善に際し、助言、研修、従業員の派遣等の協力を行うほか、中小受託事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努めるものとする。また、中小受託事業者の脱炭素化、情報化等を支援し、他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を超えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。その際、脱炭素化に伴うコストは、サプライチェーン全体で負担し、中小受託事業者のみに負担が寄せられないように配慮する。

第２　発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項

１　基本契約の締結

委託事業者及び中小受託事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。

２　契約条件の明確化及び書面等の交付

委託事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、中小受託事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日、仕様変更時の追加料金・算定方法等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。

３　発注の手続事務の円滑化等

委託事業者は、中小受託事業者に対する発注手続及び支給材、設備貸与等に関する手続の事務の円滑化及び明確化に努めるものとする。

また、委託事業者は、中小受託事業者の労働時間の短縮のため、中小受託事業者の要請に応じ、生産又は配送システムの見直し等の取組を共同して行うよう努めるものとする。

４　発注分野の明確化

⑴　委託事業者は、中小受託事業者が長期的な需要見通しの下に経営方針を立てることができるよう、中小受託事業者に対する発注分野（※）をできる限り具体的に定め、提示するものとする。

その際、中小受託事業者は、委託事業者から提示された情報の秘密を保持するものとする。

※委託事業者自らがどのような物品を製造、修理若しくは販売し、どのような情報成果物を作成し、又はどのような役務を提供するのかを明らかにした上で、中小受託事業者に何を発注するのかを指し示す具体的内容をいう。

⑵　委託事業者は、⑴の規定により提示した発注分野を、できる限り変更しないよう努めるものとする。

委託事業者は、自らの都合により、やむを得ず発注分野を変更しようとするときは、中小受託事業者に対し、その経営に著しい影響を及ぼさないよう、相当期間前に当該変更の内容を明示するものとする。

５　長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

委託事業者は、継続的な取引関係を有する中小受託事業者が、安定的かつ合理的な生産又は提供を行うことができるよう、発注計画期間を長期化し、かつ、これに沿った発注を行うよう努めるものとする。

６　発注の安定化、リードタイムの確保等

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の発注量の大幅な変動をできる限り回避するものとし、特に、発注量を委託事業者の生産量又は提供量の変動の増減率以上に変動させないよう努めるものとする。

⑵　委託事業者は、発注量をできる限り平準化させるものとするほか、将来の発注に関する事前情報の精度の向上、物品等の標準化及び規格の整理統合に努めるものとする。

⑶　委託事業者は、中小受託事業者に発注するときは、中小受託事業者の生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を十分に考慮して発注するものとする。

⑷　委託事業者は、発注予定数量を中小受託事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合には、その費用負担の軽減に配慮しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

７　納期及び納入頻度の適正化等

⑴　納期及び納入頻度は、中小受託事業者にとって無理がなく、かつ、労働時間の短縮が可能なものとなるよう、委託事業者及び中小受託事業者が協議して決定するものとする。その際、委託事業者の都合により、多頻度小口配送等を要請する場合には、その必要なコストは委託事業者が負担するものとする。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者の労働時間短縮等の働き方改革の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等を抑制するとともに、中小受託事業者の納入事務の軽減に協力するものとする。

委託事業者の都合により、中小受託事業者が残業、休日出勤等により対応せざるを得ない短納期発注、週末発注等を行う場合には、委託事業者はその追加コストを負担するものとする。

⑶　委託事業者は、発注後における発注内容の変更、追加発注、支給材（委託事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、あらかじめ定めた納期が中小受託事業者にとって無理なものとなった場合には、中小受託事業者の不利益にならないよう、その納期を変更する等の措置を講ずるものとする。

８　設計図、仕様書等の明確化による発注内容の明確化

⑴　委託事業者は、契約後に不当なやり直しや受領拒否が生じないよう、発注に際して中小受託事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確にするものとする。

⑵　委託事業者は、既に契約締結し、発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、中小受託事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮して変更するものとし、かつ、その変更による追加コストは委託事業者が負担するものとする。

９　取引停止の予告

委託事業者は、継続的な取引関係を有する中小受託事業者との取引を停止し、又は大幅に取引量を減少しようとする場合には、中小受託事業者の経営に著しい影響を与えないよう最大限の配慮をする観点から、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

10　知的財産の保護及び取引の適正化

⑴　委託事業者及び中小受託事業者は、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」（以下「知財取引指針」という。）に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、知財取引指針附属資料「契約書ひな形」の活用を推奨する。また、委託事業者は、知財取引指針に問題となり得る事例として掲げられている行為を行わないものとする。

⑵　中小受託事業者は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。

⑶　委託事業者は、中小受託事業者が秘密として管理する情報について、事前の承諾を得ることなく取得し、又は開示を強要してはならないものとする。

⑷　委託事業者及び中小受託事業者は、知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、委託事業者は、中小受託事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結するものとする。

〔取扱いを明確にすべき事項〕

①　知的財産権等に係る対価の決定方法

②　知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続

③　秘密保持義務等の期間

⑸　委託事業者は、中小受託事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、中小受託事業者に対し譲渡を求めることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求めないものとする。

11　取引の適正化のための体制整備

委託事業者は、調達に係る責任者から担当者に至るまで、受託取引を行う上で必要な関係法令等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第25号）、本基準及びパートナーシップ構築宣言（パートナーシップ構築宣言を行っている委託事業者に限る。）に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施する体制を整備するものとする。また、適切な価格転嫁・取引適正化に取り組んだ調達部門等の担当者が、正当に評価される人事評価制度の整備に努めるものとする。

第３　中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

⑴　中小受託事業者は、管理能力の向上、事務量の軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、必要なセキュリティ対策と併せて、次の事項に積極的に対応するよう努めるものとする。

①　情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（業務のデジタル化推進を含む。）

②　中小企業共通ＥＤＩ（電子データ交換）等による電子受発注

③　電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀ＥＤＩシステム等の活用）

⑵　委託事業者は、⑴の中小受託事業者による取組を支援するため、中小受託事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ、ソフトウェア及びデータベースの提供、オペレータの研修、セキュリティ対策の助言及び支援並びに国及び地方公共団体による情報化支援策の情報提供等の協力を行うものとする。

⑶　委託事業者は、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、⑷に掲げる事項に留意しつつ、中小受託事業者に電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけるものとする。また、自社並びにその子会社及び関連会社において中小受託事業者との取引に用いている自社の電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムの共通化に努めつつ、業界、企業系列等を越えたサプライチェーンで共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努めるものとする。

⑷　委託事業者は、中小受託事業者に対し電子受発注等を行う場合には、次の事項に留意して、これを行うものとする。

①　中小受託事業者に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行うこと。

②　電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、中小受託事業者の自主的な判断を十分に尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③　中小受託事業者に対し、正当な理由なく、自らの指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。

④　中小受託事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。

⑤　自らが負担すべき費用を中小受託事業者に負担させないこと。

⑥　中小受託事業者が不測の不利益を被ることがないよう、委託事業者及び中小受託事業者双方の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる書面等により明確に定めておくこと。

⑦　その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

第４　対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

１　中小受託事業者に対する威圧的交渉の禁止

委託事業者は、中小受託事業者に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議等を行うに当たっては、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等の相当範囲を超えた言動により、当該中小受託事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加えることを通じ、中小受託事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとする。

２　対価の決定の方法の改善

⑴　取引対価は、合理的な算定方式に基づき、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、委託事業者及び中小受託事業者が十分に協議して決定するものとする。

その際、委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性や十分な協議を欠く対価の決定を行わないものとする。

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

①　目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褄の合う内容の見積り又は提案を要請すること。

②　過度に詳細な見積りを要請し、それを中小受託事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。

③　もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、委託事業者が意図する取引対価を中小受託事業者に押し付けること。

④　競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、委託事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、中小受託事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めるものとする。

⑵　委託事業者及び中小受託事業者は、毎年９月及び３月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に１回以上の協議を行うものとする。委託事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。また、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、中小受託事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。その際、業界慣行に基づく一方的な対価の決定や、従前の対価からの一方的な減額を行ってはならないほか、委託事業者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（令和７年公正取引委員会事務総長通達第13号。以下「取適法運用基準」という。）に違反行為事例として掲げられている「拒否等により委託事業者が協議に応じない例」、「詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例」、「中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例」を行わないことを徹底する。

⑶　委託事業者及び中小受託事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年11月29日　内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。

⑷　委託事業者は、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

⑸　委託事業者は、協賛金、協力金、陳列応援の要請、センターフィーの提供要請、試作品又はサンプルの作成要請その他名目のいかんを問わず、中小受託事業者に対し金銭、役務その他の経済上の利益の提供を要請する場合には、あらかじめ負担額及びその算出根拠、使途、対価を含めた提供の条件等を明確にした上で、中小受託事業者の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。また、委託事業者は、取引対価の決定の際、取引の対象となる物品・役務に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。なお、知的財産権等に係る取引においては、特定の対価設定方法を当然の前提とせず、知財取引指針の基本的な対応方針や実践例において掲げられている対価設定方法を参照するよう努めるものとする。

⑹　委託事業者及び中小受託事業者は、⑴から⑸までに掲げるもののほか、品質又は性能、仕様の変更、発注数量又は納入頻度の多寡（量産時と量産期間終了後の変化を含む。）、納期の長短、受託取引に係る代金（以下「代金」という。）の支払方法、諸経費（運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係るコスト、環境対応コスト等）、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。

⑺　委託事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、合理性又は十分な協議を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないものとする。また、委託事業者及び中小受託事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定するものとする。

〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕

①　具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。

②　原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。

③　口頭で削減幅等を示唆した上で、中小受託事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕

①　コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。

②　中小受託事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。

⑻　委託事業者及び中小受託事業者双方は、それぞれ取引対価の協議の記録を保存するものとする。

⑼　委託事業者は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「代金を据え置くことによる買いたたき」等の、取適法で禁止する買いたたきを行わないことを徹底する。

この場合において、買いたたきとは、「中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱うものとする。

①　従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額

②　当該給付に係る労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額

なお、以下のような方法で取引対価を決定することは、取適法上の買いたたきに該当するおそれがあることに留意するものとする。

①　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

②　労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で中小受託事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

３　代金の支払方法の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に対する発注に係る物品等の受領後、代金をできる限り速やかに支払うものとする。また、当該受領をした日（以下「受領日」という。）から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底する。

⑵　代金の支払は、取適法上、手形による支払が禁止されていることに鑑み、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。なお、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む場合には、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者は、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引いてはならないものとする。

⑶　一括決済方式（※）及び電子記録債権（以下「ファクタリング等」という。）により代金を支払う場合には、当該ファクタリング等の現金化に係る手数料等のコストについて、中小受託事業者の負担としないようにする等、委託事業者の受領日から60日以内において定める支払期日までに、中小受託事業者が代金の額を満額取得できるようにするものとする。

※委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、委託事業者が当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

⑷　⑵及び⑶の取組は、サプライチェーンの川下側にあって川上側に与える影響の大きい委託事業者から率先して実施し、業種間をまたぐ取組を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。とりわけ、業種全体で取組が遅れている業種に属する委託事業者、各業種において主導的な立場にある委託事業者、自社の属する業種内の他の事業者と比べて特に取組が遅れている委託事業者等は、率先して支払条件の見直し（手形の利用禁止、ファクタリング等のサイトの短縮、現金による支払への切替え等）を進めるものとする。

⑸　委託事業者は、代金の支払方法として一括決済方式を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

①　一括決済方式への加入及び脱退については、中小受託事業者に強要しないこと。

②　一括決済方式に加入した中小受託事業者に対し、支払条件を従来と比べ実質的に不利となるよう変更しないこととし、及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、一括決済方式に加入しない中小受託事業者に対し、それを理由として、不当に取引条件の設定又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③　その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

⑹　委託事業者は、代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

①　電子記録債権による支払方法の選択については、中小受託事業者の自主的な判断を十分尊重すること。

②　電子記録債権の活用によって見込まれる代金の支払又は受取に係る費用、手続事務等の軽減の効果について、十分な情報提供の取組を進めること。

③　その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守すること。

⑺　建設、大型機器の製造その他発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、委託事業者は、前払比率及び期中払比率をできる限り高めるよう努めるものとする。

4　納品の検査の方法の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に発注をしようとする場合には、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。

⑵　委託事業者は、⑴の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品に係る目的物等の検査を行うものとする。なお、検査の実施にかかわらず当該目的物を自己の支配下に置いた日を受領日とする。

⑶　委託事業者は、自ら納品された物品等の検査を行い、又は委任して中小受託事業者に物品等の検査を行わせ、当該検査を合格とした場合であって、その後、委託事業者の納入先等からの指摘により当該物品等の引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなったときは、当該物品等の不具合の有無及びその原因を明らかにし、その引取り、やり直し又は損害賠償に必要となる人員の手当、金銭の支払等について、委託事業者がすべてを負担せず中小受託事業者にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認するものとする。委託事業者は、中小受託事業者にも当該負担を求めることとなる場合には、委託事業者、中小受託事業者それぞれが当該物品等に係る納品により得た取引対価を勘案しつつ、中小受託事業者と十分に協議を行い、委託事業者及び中小受託事業者双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に中小受託事業者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させないものとする。

5　支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に支給材を支給しようとする場合には、以下に掲げる行為に留意しつつ、支給材の保管の方法及び契約不適合がある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給の時期並びに対価の決定方法その他支給について必要な事項を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。

〔支給材に関する望ましくない事例〕

①　生産終了後長期間にわたり、支給材を保管させること。

②　残材の買取りについて明確な取決めをせず、負担を一方的に押し付けること。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者に設備等を貸与しようとする場合には、⑴の支給材と同様、必要な事項を、あらかじめ中小受託事業者と協議して定めるものとする。

6　型等に係る取引条件の改善

⑴　委託事業者は、中小受託事業者に型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等をいう。以下同じ。）を保管させる場合、あらかじめ覚書を締結する等、型等の保管費用の支払等に係る明示的な合意に努めるものとする。

⑵　委託事業者は、部品等の製造委託に関し、以下に掲げる行為を始めとし、取適法運用基準にも違反行為事例として掲げられている、型等の無償保管要請を行わないことを徹底する。

〔型等の保管に関する望ましくない事例〕

①　型等を用いて製造する製品の発注を１年間以上行わないにもかかわらず、中小受託事業者に当該型等を無償で保管させること。

②　中小受託事業者から型等の廃棄や引取り等の希望を伝えられているにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該型等を無償で保管させること。

③　型等を用いて製造する製品について今後１年間の具体的な発注時期を示せない状態になっているにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該型等を無償で保管させること。

④　型等を用いて製品が製造された後、当該型等を改めて使用する予定がないにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者に当該型等を無償で保管させること。

⑶　委託事業者は、型等の保管費用について、中小受託事業者からの請求の有無にかかわらず、保管期間に応じて支払う必要がある点に留意するものとする。

7　働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

⑴　委託事業者は、自らの取引に起因して、中小受託事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、中小受託事業者と取引を行うものとする。

⑵　委託事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担するものとする。

⑶　大企業である委託事業者による働き方改革の中小受託事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、委託事業者は、中小受託事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

〔委託事業者による中小受託事業者へのしわ寄せ等の不利益となる事例〕

①　適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更

②　無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額

③　委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延

④　委託事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請

⑤　過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発送又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送

⑥　納期又は工期の特定時期への過度な集中

第５　中小受託事業者の連携の推進に関する事項

１　振興事業計画

委託事業者、中小受託事業者及び当該中小受託事業者から委託を受ける中小受託事業者等は、中小受託事業者の技術の向上、生産性の向上、製品の改善等によってさらにその先の中小受託事業者等への価格転嫁を含めたサプライチェーン全体での共存共栄を図るものとし、その際、法第５条第１項の振興事業計画の活用も検討するよう努めるものとする。また、振興事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

⑴　振興事業計画の目標

中小受託事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の受託中小企業の振興に関する事業であること。

⑵　振興事業の実施時期

振興事業の実施時期は、原則として１年以上３年以内とすること。

⑶　振興事業に必要な資金の額及び調達方法

株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

２　特定連携事業

法第２条第７項の特定中小受託事業者が法第８条第１項の特定連携事業計画を作成するに当たっては、以下の内容を満たすものとする。

⑴　特定連携事業の目標

特定委託事業者以外の者との取引を開始又は拡大し、特定受託取引（※）への依存の状態を改善すること。

なお、特定受託取引への依存の状態の改善とは、３～５年以内の計画期間内に、特定委託事業者への取引依存度が年１％以上低下することをいう。

※長期にわたり特定の委託事業者に依存して行われている受託取引であって、おおむね総売上高の20％以上を占めている取引をいう。

⑵　特定連携事業の内容

①　組織体制

複数の中小受託事業者その他の事業者で構成する連携体（以下単に「連携体」という。）が１つの事業体として活動できるよう、明確な目的及び事業方針を参加事業者間で共有し、事業目標を定めていること。また、参加事業者間で規約等を策定し、対内的な役割分担、対外的な取引関係における責任体制の在り方等を明確化すること。

②　中核となる者の存在

参加事業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して事業活動を行うため、連携体内でリーダーシップを発揮し、事業連携の核となる者が存在すること。

③　知識連携及び取引連携の組合せ

ノウハウの共有及び向上に向けた活動（知識連携）並びに取引先開拓に向けた活動（取引連携）を組み合わせた活動であり、活動による個々の中小受託事業者における効果が目的等において明確となっていること。

④　特定委託事業者以外の者の課題等に対応した製品又は役務の提供

課題解決型ビジネスを実施するものであり、以下のいずれかの内容を行うものであること。

イ　連携においては、ノウハウ等の向上に向けた活動及び受注獲得の活動を組み合わせて、それらが相互に作用しつつ、事業活動を行うこと。

ロ　市場及び顧客との情報交換を実施し、取引先の課題及びニーズを把握していること。

ハ　自社及び連携体メンバーの強み及び弱みを分析し、技術、ノウハウ等の組み合わせによる相乗効果を発揮して、課題解決の幅を拡大していること。

ニ　顧客に対して企画及び提案を実施する等、顧客の課題及びニーズに対応した製品又は役務を提供すること。

⑤　その他留意事項

イ　特定連携事業計画は、特定中小受託事業者が主体的に参画する必要があること。

ロ　新たな事業活動は、個々の中小企業者にとって新たな事業活動である場合には、既に他の事業者において採用されている技術、方式等を活用する場合であっても、原則として該当すること。

第６　中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

１　一般的留意事項

委託事業者は、中小受託事業者の自主的な事業の運営を尊重するものとし、中小受託事業者が行う取引先の開拓、変更等及び仕入先との間における取引対価の決定等（以下「取引先の開拓等」という。）について、不当に干渉しないものとする。特に、委託事業者への取引依存度の高い特定中小受託事業者及び小規模事業者である中小受託事業者が自主的に行う取引先の開拓等については、特段の事情がない限り干渉しないものとする。

2　自然災害等への対応に係る留意事項

⑴　自然災害等への備えに係る留意点

委託事業者及び中小受託事業者は、自然災害、サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化等の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の策定、ひいては事業継続計画（ＢＣＰ：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ：ＢＣＰ等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

⑵　自然災害等が発生した場合に係る留意点

①　中小受託事業者が留意する事項

委託事業者及び中小受託事業者双方の責めに帰すことができない自然災害等により被害が生じた場合には、中小受託事業者は、その事実の発生後、速やかに委託事業者に通知するよう努めるものとする。

②　委託事業者が留意する事項

イ　自然災害等による中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意するものとする。

ロ　自然災害等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めるものとする。

3　事業承継に向けた取組

⑴　中小受託事業者は、事業承継計画の策定、事業承継・引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業承継に向けた計画的な取組を行うものとする。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者の事業承継の意向及び状況の把握に努めるものとし、サプライチェーン全体の機能維持のため、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促す等、中小受託事業者の事業承継に関し積極的な役割を果たすものとする。具体的には、中小受託事業者と対話した上で、その実態に応じ、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。

第７　受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

1　受託取引の紛争に関する協議及び紛争解決のあっせん

⑴　委託事業者は、中小受託事業者から取引条件の改善、代金支払等受託取引の紛争に関する協議の申出があった場合には、協議に応じるものとする。

⑵　委託事業者は、受託取引の紛争に関する協議において、中小受託事業者から、受託中小企業振興協会が行う紛争解決のあっせん等、裁判外紛争処理手続の利用の申出があった場合には、手続の活用について応諾するものとする。

⑶　中小受託事業者は、必要に応じて受託中小企業振興協会が行う紛争解決のあっせん等を活用すること等により、紛争の円滑な解決に努めるものとする。

2　受託取引に係る紛争の未然防止の体制整備

委託事業者は、中小受託事業者が取引上の問題に関し、取引への影響を考慮して申し出ることが難しいという実情を十分に踏まえ、以下のような体制の整備に努めるものとする。

⑴　中小受託事業者が取引条件について不満、問題等を抱えていないか定期的な聞き取りを行う等、中小受託事業者が申出をしやすい環境を整備すること。

⑵　調達担当部署と異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、中小受託事業者からの相談、苦情の申告等に応じること。また、当該相談窓口を設けていること等に関し、定期的に中小受託事業者に通知すること。

第８　受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

1　業種別ガイドライン及び自主行動計画

⑴　業種に応じて受託取引の実態、取引慣行等は異なることから、委託事業者及び中小受託事業者は、適正な取引条件及び取引慣行を確立するため、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努めるものとする。その際、委託事業者は、マニュアル、社内ルール等を整備することにより、業種別ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

⑵　事業者団体等は、委託事業者及び中小受託事業者の間の個々の取引の適正化を促すとともに、サプライチェーン全体の取引の適正化を図るため、本基準及び業種別ガイドラインに基づく活動内容等を踏まえた「自主行動計画」を策定し、それに基づく取組結果を継続的にフォローアップするとともに、当該フォローアップの結果を踏まえ、「自主行動計画」を定期的に改定するよう努めるものとする。委託事業者の取組はサプライチェーン全体に大きな影響を与えることから、委託事業者は、こうした事業者団体等の取組に対し積極的に協力するものとする。また、「自主行動計画」を策定していない事業者団体等は、その策定に努めるものとする。

2　パートナーシップ構築宣言

⑴　委託事業者は、受託中小企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。

⑵　パートナーシップ構築宣言を行った委託事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、中小受託事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。

3　計算書類等の信頼性確保

中小受託事業者は、取引先の拡大、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化等のため、「中小企業の会計に関する基本要領」（平成24年２月１日　中小企業の会計に関する検討会）又は「中小企業の会計に関する指針」（平成17年８月１日　日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会）に拠った、信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めるものとする。

4　報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化

⑴　中小受託事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供又は債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、中小受託事業者の円滑な資金調達を推進するため、委託事業者は、中小受託事業者との間における基本契約の締結の際に債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）第２条第１項に規定する金融機関等並びに委託事業者及び中小受託事業者双方で適切と確認した相手先に対しては、債権の譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとする。

⑵　委託事業者は、中小受託事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、当該申出を十分尊重して対応するとともに、当該申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないものとする。

⑶　委託事業者は、債権譲渡禁止特約を解除していない場合であっても、中小受託事業者からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾（対抗要件の具備）に適切に応じるよう努めるものとする。

5　支援施策の活用

委託事業者及び中小受託事業者は、取適法に関する講習会又はシンポジウムに積極的に参加するよう努めるとともに、「知財取引指針」附属資料「契約書ひな形」、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」をはじめとする、価格交渉その他の取引適正化に関するハンドブック、事例集等の活用を推奨する。また、中小受託事業者は、取引かけこみ寺における窓口相談又は弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

6　受託取引の機会の創出の促進

⑴　法第15条第１項の規定により受託中小企業取引機会創出事業の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の事業活動が、受託中小企業の取引先の拡大等受託中小企業の振興を図るために重要であることに鑑み、発注者は、認定事業者による取引先の開拓、変更等について不当に干渉すること等により、認定事業者の事業遂行を妨げないものとする。

⑵　認定事業者の事業活動は、中小企業者及び当該中小企業者に対する発注者の間に入り、当該中小企業者が有する技術、生産能力等の強みを踏まえ、適正な取引対価等の取引条件で当該中小企業者に対し再委託をすることであることに鑑み、認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者の強みを自ら把握するよう努めるものとする。

⑶　認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者と提携契約等を締結する際は、他の事業者との取引を制限すること等、不当に中小企業者の取引の機会を減少させるような条件の取引を行わないものとする。

⑷　認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者が当該再委託をした行為の一部について更なる再委託を認める場合においても、適正な取引の確保に努めるものとする。

⑸　認定事業者は、その事業活動を通じて受託中小企業の取引の機会の創出が適正に行われるよう、次の事項に留意しつつ事業を行うものとする。

①　発注者から委託を受けた行為につき再委託をする中小企業者を決定した場合において、再委託をしなかった中小企業者から理由の説明を求められたときは、原則として当該中小企業者に再委託をしないこととした理由を示すこと。

②　提携契約等を締結している中小企業者に対し、取引機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

⑹　認定事業者との取引が中小企業者の経営において重要な役割を担い、影響力を持ち得るものであることに鑑み、認定事業者は、取引条件の書面等による明示及びその交付、中小企業者と共同して行う電子受発注及び電子的な決済等の導入に向けた努力、取引対価の適切な決定その他の本基準が示す内容のうち、委託事業者のよるべき事項を踏まえて取引を行うものとする。

⑺　認定事業者は、中小企業者との取引に当たり、取引対価と別に手数料等を設定し、又は変更する場合においては、中小企業者の不利益となる価格設定となることのないよう、中小企業者と十分に協議して決定するものとする。

附　則

１．この基準は、公布の日から施行する。

２．令和７年10月１日付け20251001中第５号は廃止する。

公　　告

諸　　事　　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第７号

東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を令和８年10月21日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

令和８年７月17日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

１　縦覧開始の日　令和８年８月19日
（縦覧期間２週間）

２　縦覧時間　午前９時30分から
午後５時30分まで

３　縦覧場所　東京都中央区八重洲１丁目３番７号八重洲ファーストフィナンシャルビル18階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部都心業務部

地方公共団体情報システム機構令和７年度財務諸表公告

「地方公共団体情報システム機構法」第31条第３項の規定により、令和７年度財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書）を下記のとおり公告します。

令和８年７月17日

東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長　椎橋　章夫

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	649,221,244,902
未収金	52,149,468,048
前払金	1,935
貯蔵品	9,924
流動資産合計	701,370,724,809

固定資産	
有形固定資産※１	
建物	2,563,685,456
備品	5,939,312,316
リース資産	2,316,160,776
有形固定資産合計	10,819,158,548
無形固定資産※２	
電話加入権	3,043,850
ソフトウェア	45,100
リース資産	264,905,724
無形固定資産合計	267,994,674
投資その他の資産	
投資有価証券	200,000,000
保証金	697,467,782
投資その他の資産合計	897,467,782
固定資産合計	11,984,621,004
資産合計	713,355,345,813
負債の部	
流動負債	
未払金	401,557,909,717
未払法人住民税等	70,000
預り金	25,928,925
賞与引当金	202,006,760
役員賞与引当金	7,854,540
リース債務	1,052,903,876
流動負債合計	402,846,673,818
固定負債	
長期前受金	275,795,874,229
退職給付引当金	1,018,239,117
役員退職引当金	12,902,400
住基ネット再構築平準化等積立金	8,739,447,634
リース債務	1,216,807,868
資産除去債務	711,153,414
固定負債合計	287,494,424,662
負債合計	690,341,098,480
純資産の部	
地方公共団体出資金	134,000,000
利益剰余金	
積立金	12,406,964,038
公的個人認証サービス事業財政調整積立金	942,097,778
システム開発積立金	6,949,366,347
システム運用積立金	2,581,819,170
利益剰余金合計	22,880,247,333
純資産合計	23,014,247,333
負債純資産合計	713,355,345,813

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

科　目	金　額
営業収益	
事業負担金収入	313,930,200
自治体中間サーバー関連交付金	13,907,856,859
地方公共団体負担金収入	4,402,517,010
負担金収入	994,805,688
事業収入	14,537,736,478
情報提供手数料	6,098,058,572
ＩＣカード販売	47,235,100
符号生成住民票コード提供手数料	280,493,020
発行手数料	1,349,376,800
情報開示手数料	2,840
補助金等収入	388,132,539,421
長期前受金取崩収入	4,942,649,456
住基ネット再構築平準化等積立金取崩収入	1,792,880,000
セキュリティ強化積立金取崩収入	1,200,000,000
次期システム更改積立金取崩収入	380,000,000
営業収益合計	438,380,081,444
営業費用	
事業費※１	432,742,484,069
一般管理費※２	1,093,027,446
営業費用合計	433,835,511,515
営業利益	4,544,569,929

営業外収益	
受取利息	2,272,372,984
有価証券利息	1,460,206
借上住宅使用料	5,760,000
雑収入	1,610,040
営業外収益合計	2,281,203,230
営業外費用	
支払利息	43,610,464
営業外費用合計	43,610,464
経常利益	6,782,162,695
特別損失	
固定資産除却損※３	2
特別損失合計	2
税金等調整前当期純利益	6,782,162,693
法人住民税	70,000
当期純利益	6,782,092,693

利益の処分に関する書類

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

Ⅰ　処分対象利益		6,782,092,693
当期純利益	6,782,092,693	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	1,984,005,371	
システム開発積立金	4,700,594,322	
システム運用積立金	97,493,000	6,782,092,693

純資産変動計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

区分	金額
出資者資本	
地方公共団体出資金	
当期首残高	134,000,000
当期変動額	0
当期変動額合計	0
当期末残高	134,000,000
利益剰余金	
積立金	
当期首残高	8,141,474,166
当期変動額	
システム開発積立金の積立	△ 2,426,659,601
システム運用積立金の積立	△ 89,943,220
当期純利益	6,782,092,693
当期変動額合計	4,265,489,872
当期末残高	12,406,964,038
公的個人認証サービス事業財政調整積立金	
当期首残高	942,097,778
当期変動額	0
当期変動額合計	0
当期末残高	942,097,778
システム開発積立金	
当期首残高	4,522,706,746
当期変動額	
システム開発積立金の積立	2,426,659,601
当期変動額合計	2,426,659,601
当期末残高	6,949,366,347
システム運用積立金	
当期首残高	2,491,875,950
当期変動額	
システム運用積立金の積立	89,943,220
当期変動額合計	89,943,220
当期末残高	2,581,819,170
利益剰余金合計	
当期首残高	16,098,154,640
当期変動額	
積立金の取崩	△ 2,516,602,821
システム開発積立金の積立	2,426,659,601
システム運用積立金の積立	89,943,220
当期純利益	6,782,092,693
当期変動額合計	6,782,092,693
当期末残高	22,880,247,333

純資産合計	
当期首残高	16,232,154,640
当期変動額	
当期純利益	6,782,092,693
当期変動額合計	6,782,092,693
当期末残高	23,014,247,333

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

科目	金額
Ⅰ　営業活動によるキャッシュ・フロー	
事業負担金収入	313,930,200
交付金収入	13,980,779,000
負担金収入	5,380,362,604
事業収入	21,881,000,692
情報提供等手数料収入	6,359,425,092
補助金等収入	56,065,175,000
デジタル基盤改革支援補助金収入	57,088,473,000
発行手数料収入	873,337,000
その他の営業収入	35,367,403
人件費の支出	△ 3,728,068,206
委託費の支出	△ 83,801,052,251
デジタル基盤改革支援補助金支出	△ 149,671,568,000
その他の営業支出	△ 19,559,338,689
小計	△ 94,782,177,155
利息及び配当金の受取額	2,274,510,680
利息の支払額	△ 42,975,814
法人税等の支払額	△ 70,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 92,550,712,289
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産取得による支出	△ 29,300,725
有価証券売却による収入	100,000,000
資産除去債務の履行による支出	△ 361,118,154
定期預金の預入による支出	△ 601,427,000,000
定期預金の払戻による収入	826,007,000,000
その他投資活動による支出	△ 1,613,000
その他投資活動による収入	297,254,395
投資活動によるキャッシュ・フロー	224,585,222,516
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 1,249,477,725
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,249,477,725
Ⅳ　現金及び現金同等物に係る換算差額	—
Ⅴ　現金及び現金同等物の増減額	130,785,032,502
Ⅵ　現金及び現金同等物期首残高	276,136,212,400
Ⅶ　現金及び現金同等物期末残高	406,921,244,902

重要な会計方針

１　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、償却原価法（定額法）により行っております。

２　棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品の評価は、先入先出法による原価法により行っております。

３　固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法及び定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　８年～50年　　その他　４年～20年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、５年で償却しております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４　引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑵　役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため､役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

⑶　退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑷　役員退職引当金

役員退職引当金は、役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込み額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5　負債性積立金の計上基準

⑴　住基ネット再構築平準化等積立金

本人確認情報処理事業であるシステム再構築及び次期機器更改にあたり、その財源である都道府県の負担金が大きく増加することがないよう、事業計画等を踏まえ、計画的に必要な額を計上しております。

⑵　セキュリティ強化等積立金

公的個人認証サービス事業における次期機器更改に合わせて行うデータベースの暗号化にあたり、その財源である都道府県の負担金が大きく増加することがないよう、事業計画等を踏まえ、計画的に必要な額を計上しておりましたが、当事業年度に取崩したため、残高が０円となっております。

⑶　次期システム更改積立金

総合行政ネットワーク運営事業における次期システム更改に要する経費に充てるため、事業計画等を踏まえ、計画的に必要な額を計上しておりましたが、当事業年度に取崩したため、残高が０円となっております。

6　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３箇月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項等

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

22,200,925,029円

※２　無形固定資産の減価償却累計額

237,096,070円

（損益計算書関係）

※１　事業費の主要な費目と金額は、次のとおりであります。

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
支払補助金	323,879,855,000円
委託費	80,012,748,050
保守料	9,143,104,925
通信運搬費	8,031,332,046
減価償却費	5,597,203,140
人件費	2,453,985,230
賃借料	1,709,306,167

事業費とは、事業の運営に直接必要な経費であり、主な取引は次のとおりであります。

・デジタル基盤改革支援基金事業における支払補助金
・個人番号カード発行等事業における個人番号カード交付申請書受付・発行及び発行管理業務等委託料
・中間サーバー共同化・集約化等事業における次世代地方公共団体情報連携プラットフォームの利用等に係る経費
・個人番号カード発行等事業における個人番号カード用ＩＣカード製造に係る業務委託料

※２　一般管理費の主要な費目と金額は、次のとおりであります。

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
人件費	417,471,307円
賃借料	241,867,600
委託費	240,149,626
役員報酬等	139,670,724
退職給付費用	24,236,860
事務補助職員給料等	11,097,561
減価償却費	7,195,559

一般管理費とは、事業の運営に間接的に必要な経費であり、主な取引は次のとおりであります。

・役員及び管理部門職員の人件費
・役員及び管理部門職員が利用する事務所賃借料
・役員及び管理部門職員が利用する事務系ＬＡＮシステムサービス提供業務委託料

※３　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
建物	1円
備品	1
計	2

（キャッシュ・フロー計算書関係）

1　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
現金及び預金	649,221,244,902円
預入期間が３箇月を超える定期預金	242,300,000,000
現金及び現金同等物	406,921,244,902

2　重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
ファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額	558,926,185円

（リース取引関係）

1　ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

⑴　リース資産の内容

有形固定資産

主として、情報システム機器であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

⑵　リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2　オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１　金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については流動性の高い金融資産により運用しております。

未収金は、そのほとんどが地方公共団体等の公的機関に対する債権であり、信用リスクは低いものと判断しております。保証金は、事務所等の賃貸借契約における保証金であり、賃貸人の信用リスクがあります。

未払金は、そのほとんどが３箇月以内の支払期日であります。リース債務は、設備投資に係る資金調達であります。

２　金融商品の時価等に関する事項

令和８年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的のもの	200,000,000	192,950,000	△ 7,050,000
⑵　保証金	697,467,782	164,204,212	△ 533,263,570
資　　産　　計	897,467,782	357,154,212	△ 540,313,570
⑴　リース債務（※１）	2,269,711,744	2,159,643,595	△ 110,068,149
負　　債　　計	2,269,711,744	2,159,643,595	△ 110,068,149

※１　リース債務については、１年以内の返済予定額を含んでおります。

３　金融商品の時価のレベルごとの内訳などに関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的な観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

⑵　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　　分	時　　価		
	レベル１	レベル２	レベル３
⑴　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的のもの	—	192,950,000	—
⑵　保証金	—	164,204,212	—
資　　産　　計	—	357,154,212	—
⑴　リース債務（※１）	—	2,159,643,595	—
負　　債　　計	—	2,159,643,595	—

（注１）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

⑴　有価証券及び投資有価証券

当機構が保有している地方債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

⑵　保証金

保証金のうち、契約終了までの期間が１年を超えるものについては、リスクフリーレートで割り引く割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

負　債

⑴　リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引く割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（注２）　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報

該当なし

４　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内
現金及び預金	649,221,244,902			
未収金	52,149,468,048			
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的のもの				200,000,000
合　　計	701,370,712,950			200,000,000

５　リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
リース債務	1,052,903,876	739,342,389	414,193,140	45,978,345	17,293,994

（有価証券関係）

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和８年３月31日）

（単位：円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
貸借対照表計上額が時価を超えるもの	地方債	200,000,000	192,950,000	△ 7,050,000
	小　計	200,000,000	192,950,000	△ 7,050,000
合　計		200,000,000	192,950,000	△ 7,050,000

（注３）　地方債の時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

（退職給付関係）

１　採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型の退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２　確定給付型の制度

簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	976,362,592円
退職給付費用	129,786,936
退職給付の支払額	△ 87,910,411
期末における退職給付引当金	1,018,239,117

（負債性積立金関係）

１　住基ネット再構築平準化等積立金の当期の増減額は次のとおりです。

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
期首残高	10,532,327,634円
増加額	0
減少額	△ 1,792,880,000
期末残高	8,739,447,634

システム再構築及び次期機器更改に要する経費に充てるため、平成28年度から令和７年度までに計130.2億円を積立て計42.8億円の取崩しを行いました。令和８年度及び令和９年度に計87.4億円の取崩しを行う予定です。

２　セキュリティ強化等積立金の当期の増減額は次のとおりです。

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
期首残高	1,200,000,000円
増加額	0
減少額	△ 1,200,000,000
期末残高	0

次期システムの構築に合わせて行うデータベースの暗号化に要する経費に充てるため、平成30年度から令和３年度までに計12億円を積立て令和７年度に計12億円の取崩しを行いました。

３　次期システム更改積立金の当期の増減額は次のとおりです。

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
期首残高	380,000,000円
増加額	0
減少額	△ 380,000,000
期末残高	0

次期システム更改に要する経費に充てるため、令和元年度及び令和２年度に計3.8億円を積立て令和７年度に計3.8億円の取崩しを行いました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１　当該資産除去債務の概要

事務所等の不動産賃貸借契約における原状回復義務に伴う債務であります。

ただし、退去時における原状回復費用等の見積り額が保証金の額を超えない物件に関しては、資産除去債務の計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

２　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から50年と見積もり、割引率は算定時の国債利回りである1.08％～1.853％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３　当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
期首残高	700,827,942円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
時の経過による調整額	10,325,472
資産除去債務の履行による減少額	0
期末残高	711,153,414

また、資産除去債務の計上に代えて保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているもののうち、保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の増減は以下のとおりであります。

	当事業年度（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
期首残高	102,850,000円
期中の増減額	0
期末残高	102,850,000

【有価証券明細書】

【債券】

銘柄			券面総額（円）	貸借対照表計上額（円）
投資有価証券	満期保有目的の債券	５年第35回地方公共団体金融機構債券（グリーンボンド）	100,000,000	100,000,000
		５年第36回地方公共団体金融機構債券（グリーンボンド）	100,000,000	100,000,000
合　計			200,000,000	200,000,000

【有形固定資産等明細書】

資産の種類	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（円）	当期償却額（円）	差引当期末残高（円）
有形固定資産							
建物	3,363,296,891	—	151,500	3,363,145,391	799,459,935	200,610,369	2,563,685,456
備品	23,758,892,904	7,761,513	5,047,099	23,761,607,318	17,822,295,002	3,962,986,468	5,939,312,316
リース資産	5,845,440,456	558,926,185	509,035,773	5,895,330,868	3,579,170,092	1,330,531,582	2,316,160,776
有形固定資産計	32,967,630,251	566,687,698	514,234,372	33,020,083,577	22,200,925,029	5,494,128,419	10,819,158,548
無形固定資産							
電話加入権	3,043,850	—	—	3,043,850	—	—	3,043,850
ソフトウェア	3,684,055	—	—	3,684,055	—	3,638,955	45,100
電気通信施設利用権	1,199,700	—	—	1,199,700	1,199,700	—	—
リース資産	500,802,094	—	—	500,802,094	235,896,370	92,808,889	264,905,724
無形固定資産計	508,729,699	—	—	508,729,699	237,096,070	96,447,844	267,994,674

㈱１．当期増加の主な内容は次のとおりであります。

リース資産　情報システム機器　558,926,185円

２．当期減少の主な内容は次のとおりであります。

リース資産　情報システム機器　509,035,773円

【借入金等明細書】

区分	当期首残高（円）	当期末残高（円）	平均利率（％）	返済期限
１年以内に返済予定のリース債務	1,073,680,445	1,052,903,876	1.728	令和８年４月～令和９年３月
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	1,904,260,776	1,216,807,868	1.689	令和９年４月～令和12年３月
合計	2,977,941,221	2,269,711,744	—	—

【引当金明細書】

区分	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（目的使用）（円）	当期減少額（その他）（円）	当期末残高（円）
賞与引当金	184,604,524	202,006,760	184,604,524	0	202,006,760
役員賞与引当金	10,539,930	7,854,540	10,539,930	0	7,854,540
退職給付引当金	976,362,592	129,786,936	87,910,411	0	1,018,239,117
役員退職引当金	19,233,600	9,470,400	15,801,600	0	12,902,400
合計	1,190,740,646	349,118,636	298,856,465	0	1,241,002,817

【資産除去債務明細書】

区分	当期首残高（円）	当期増加額（円）	当期減少額（円）	当期末残高（円）
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	700,827,942	10,325,472	—	711,153,414
合計	700,827,942	10,325,472	—	711,153,414

（事業別財務情報（貸借対照表関係））

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

科　　目	一般事業	本人確認情報処理事業	公的個人認証サービス事業	個人番号カード発行等事業	中間サーバー共同化・集約化等事業	総合行政ネットワーク運営事業	本人確認情報処理事業関連事業	デジタル基盤改革支援基金事業	相殺等	合　　計
資産の部										
流動資産										
現金及び預金	4,135,279,481	19,978,914,951	3,516,339,905	8,111,722,385	13,638,533,473	2,831,465,153	426,956,063	596,582,033,491	0	649,221,244,902
未収金	859,771,713	5,829,694,626	12,696,232,355	32,416,301,800	20,000	75,477,718	273,647,556	0	△ 1,677,720	52,149,468,048
前払金	1,935	0	0	0	0	0	0	0	0	1,935
貯蔵品	9,924	0	0	0	0	0	0	0	0	9,924
流動資産合計	4,995,063,053	25,808,609,577	16,212,572,260	40,528,024,185	13,638,553,473	2,906,942,871	700,603,619	596,582,033,491	△ 1,677,720	701,370,724,809
固定資産										
有形固定資産※１										
建物	332,996,305	795,500,604	565,412,389	601,311,522	118,297,808	150,166,828	0	0	0	2,563,685,456
備品	15,839,895	24,299,916	3,660,367,206	2,232,447,499	2,095,959	3,692,865	475,061	93,915	0	5,939,312,316
リース資産	189,135,118	1,008,253,335	336,799,291	311,378,269	3,390,825	87,381,485	377,525,048	2,297,405	0	2,316,160,776
有形固定資産合計	537,971,318	1,828,053,855	4,562,578,886	3,145,137,290	123,784,592	241,241,178	378,000,109	2,391,320	0	10,819,158,548
無形固定資産※２										
電話加入権	2,705,450	246,800	0	0	0	91,600	0	0	0	3,043,850
ソフトウェア	45,100	0	0	0	0	0	0	0	0	45,100
リース資産	4,724,550	221,134,864	6,079,961	0	0	0	32,966,349	0	0	264,905,724
無形固定資産合計	7,475,100	221,381,664	6,079,961	0	0	91,600	32,966,349	0	0	267,994,674
投資その他の資産										
投資有価証券	200,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	200,000,000
保証金	203,805,782	256,745,000	84,265,000	87,183,000	24,901,000	40,568,000	0	0	0	697,467,782
投資その他の資産合計	403,805,782	256,745,000	84,265,000	87,183,000	24,901,000	40,568,000	0	0	0	897,467,782
固定資産合計	949,252,200	2,306,180,519	4,652,923,847	3,232,320,290	148,685,592	281,900,778	410,966,458	2,391,320	0	11,984,621,004
資産合計	5,944,315,253	28,114,790,096	20,865,496,107	43,760,344,475	13,787,239,065	3,188,843,649	1,111,570,077	596,584,424,811	△ 1,677,720	713,355,345,813
負債の部										
流動負債										
未払金	4,553,298,004	7,095,253,115	12,216,137,824	39,838,152,981	12,896,575,450	1,133,444,658	283,306,871	323,543,418,534	△ 1,677,720	401,557,909,717
未払法人住民税等	70,000	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000
預り金	25,928,925	0	0	0	0	0	0	0	0	25,928,925
賞与引当金	39,271,392	46,015,146	34,440,552	40,525,930	17,239,726	24,514,014	0	0	0	202,006,760

役員賞与引当金	1,087,067	1,312,494	1,321,134	2,295,097	993,599	845,149	0	0	0	7,854,540
リース債務	55,345,942	409,177,228	248,200,470	122,575,459	1,631,766	29,534,226	185,310,701	1,128,084	0	1,052,903,876
他事業勘定	△ 4,261,598,437	△ 2,058,243,775	756,663,557	408,562,258	△ 1,004,613,697	△ 2,238,968,105	13,115,777	8,385,082,422	0	0
流動負債合計	413,402,893	5,493,514,208	13,256,763,537	40,412,111,725	11,911,826,844	△ 1,050,630,058	481,733,349	331,929,629,040	△ 1,677,720	402,846,673,818
固定負債										
長期前受金	0	5,390,480,802	4,229,685,716	2,721,031,580	55,990,992	1,284,784,295	0	262,113,900,844	0	275,795,874,229
退職給付引当金	364,826,361	236,655,505	117,559,914	99,787,847	61,064,116	138,345,374	0	0	0	1,018,239,117
役員退職引当金	1,842,505	2,248,943	2,240,877	3,571,986	1,564,259	1,433,830	0	0	0	12,902,400
住基ネット再構築平準化等積立金	0	8,739,447,634	0	0	0	0	0	0	0	8,739,447,634
リース債務	142,507,465	650,469,225	2,848,241	126,602,768	1,817,389	58,813,857	232,540,625	1,208,298	0	1,216,807,868
資産除去債務	115,350,508	132,539,297	108,076,349	198,378,177	80,593,461	76,215,622	0	0	0	711,153,414
固定負債合計	624,526,839	15,151,841,406	4,460,411,097	3,149,372,358	201,030,217	1,559,592,978	232,540,625	262,115,109,142	0	287,494,424,662
負債合計	1,037,929,732	20,645,355,614	17,717,174,634	43,561,484,083	12,112,857,061	508,962,920	714,273,974	594,044,738,182	△ 1,677,720	690,341,098,480
純資産の部										
地方公共団体出資金	134,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	134,000,000
利益剰余金										
積立金	2,933,897,975	2,949,498,400	583,461,806	198,860,392	1,674,382,004	1,129,880,729	397,296,103	2,539,686,629	0	12,406,964,038
公的個人認証サービス事業財政調整積立金	0	0	942,097,778	0	0	0	0	0	0	942,097,778
システム開発積立金	1,838,487,546	1,938,116,912	1,622,761,889	0	0	1,550,000,000	0	0	0	6,949,366,347
システム運用積立金	0	2,581,819,170	0	0	0	0	0	0	0	2,581,819,170
利益剰余金合計	4,772,385,521	7,469,434,482	3,148,321,473	198,860,392	1,674,382,004	2,679,880,729	397,296,103	2,539,686,629	0	22,880,247,333
純資産合計	4,906,385,521	7,469,434,482	3,148,321,473	198,860,392	1,674,382,004	2,679,880,729	397,296,103	2,539,686,629	0	23,014,247,333
負債純資産合計	5,944,315,253	28,114,790,096	20,865,496,107	43,760,344,475	13,787,239,065	3,188,843,649	1,111,570,077	596,584,424,811	△ 1,677,720	713,355,345,813

（事業別財務情報（損益計算書関係））

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

科　　目	一般事業	本人確認情報処理事業	公的個人認証サービス事業	個人番号カード発行等事業	中間サーバー共同化・集約化等事業	総合行政ネットワーク運営事業	本人確認情報処理事業関連事業	デジタル基盤改革支援基金事業	相殺等	合　　計
営業収益										
事業負担金収入	313,930,200	0	0	0	0	0	0	0	0	313,930,200
自治体中間サーバー関連交付金	0	0	0	0	13,907,856,859	0	0	0	0	13,907,856,859
地方公共団体負担金収入	0	533,358,304	2,186,988,880	0	0	1,682,169,826	0	0	0	4,402,517,010
負担金収入	162,772,500	0	0	0	0	833,567,996	20,252,012	0	△ 21,786,820	994,805,688

事業収入	5,083,250,720	4,255,244,190	0	2,980,043,000	0	0	2,220,103,168	0	△ 904,600	14,537,736,478
情報提供手数料	0	6,095,916,832	2,141,740	0	0	0	0	0	0	6,098,058,572
ＩＣカード販売	0	0	47,235,100	0	0	0	0	0	0	47,235,100
符号生成住民票コード提供手数料	0	280,493,020	0	0	0	0	0	0	0	280,493,020
発行手数料	0	0	0	1,349,376,800	0	0	0	0	0	1,349,376,800
情報開示手数料	0	3,920	0	0	0	0	0	0	△ 1,080	2,840
補助金等収入	0	0	15,113,436,930	48,786,382,980	0	0	0	324,232,719,511	0	388,132,539,421
長期前受金取崩収入	0	418,504,908	2,616,564,829	1,531,904,365	7,949,211	367,726,143	0	0	0	4,942,649,456
住基ネット再構築平準化等積立金取崩収入	0	1,792,880,000	0	0	0	0	0	0	0	1,792,880,000
セキュリティ強化積立金取崩収入	0	0	1,200,000,000	0	0	0	0	0	0	1,200,000,000
次期システム更改積立金取崩収入	0	0	0	0	0	380,000,000	0	0	0	380,000,000
営業収益合計	5,559,953,420	13,376,401,174	21,166,367,479	54,647,707,145	13,915,806,070	3,263,463,965	2,240,355,180	324,232,719,511	△ 22,692,500	438,380,081,444
営業費用										
事業費※１	5,556,916,567	10,298,544,064	19,349,965,129	54,522,423,808	13,431,588,328	3,263,660,373	2,135,366,285	324,232,574,771	△ 48,555,256	432,742,484,069
一般管理費※２	210,904,022	339,013,656	147,727,444	189,248,532	110,395,415	95,738,377	0	0	0	1,093,027,446
営業費用合計	5,767,820,589	10,637,557,720	19,497,692,573	54,711,672,340	13,541,983,743	3,359,398,750	2,135,366,285	324,232,574,771	△ 48,555,256	433,835,511,515
営業利益	△ 207,867,169	2,738,843,454	1,668,674,906	△ 63,965,195	373,822,327	△ 95,934,785	104,988,895	144,740	25,862,756	4,544,569,929
営業外収益										
受取利息	18,096,832	48,693,172	9,675,392	0	9,664,959	7,316,907	0	2,178,925,722	0	2,272,372,984
有価証券利息	1,460,206	0	0	0	0	0	0	0	0	1,460,206
借上住宅使用料	1,920,000	1,200,000	720,000	960,000	480,000	480,000	0	0	0	5,760,000
消費税還付金	0	0	0	0	0	25,862,756	0	0	△ 25,862,756	0
雑収入	891,039	516,712	42,660	80,870	0	78,759	0	0	0	1,610,040
営業外収益合計	22,368,077	50,409,884	10,438,052	1,040,870	10,144,959	33,738,422	0	2,178,925,722	△ 25,862,756	2,281,203,230
営業外費用										
支払利息	5,581,195	17,543,808	5,856,957	6,116,282	1,667,820	1,564,597	5,201,547	78,258	0	43,610,464
営業外費用合計	5,581,195	17,543,808	5,856,957	6,116,282	1,667,820	1,564,597	5,201,547	78,258	0	43,610,464
経常利益	△ 191,080,287	2,771,709,530	1,673,256,001	△ 69,040,607	382,299,466	△ 63,760,960	99,787,348	2,178,992,204	0	6,782,162,695
特別損失										
固定資産除却損※３	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
特別損失合計	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
税金等調整前当期純利益	△ 191,080,288	2,771,709,530	1,673,256,001	△ 69,040,607	382,299,466	△ 63,760,961	99,787,348	2,178,992,204	0	6,782,162,693
法人住民税	70,000	0	0	0	0	0	0	0	0	70,000
当期純利益	△ 191,150,288	2,771,709,530	1,673,256,001	△ 69,040,607	382,299,466	△ 63,760,961	99,787,348	2,178,992,204	0	6,782,092,693

（貸借対照表関係）

長期前受金の内容及び金額

（単位：円）

内　　容	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
符号生成のための住民票コード提供に係る経費	680,586,150	0	140,000,000	540,586,150
住基ネットシステムの機器更改（第４回）	2,250,000,000	450,000,000	100,000,000	2,600,000,000
附票連携システムに係る機器更改	900,000,000	450,000,000	0	1,350,000,000
次期ＬＧＷＡＮシステムの更改（第五次）	1,050,000,000	0	357,912,151	692,087,849
次期ＬＧＷＡＮシステムの更改（第六次）	250,000,000	250,000,000	0	500,000,000
自治体情報システムの標準化・共通化支援	530,408,147,355	55,938,473,000	324,232,719,511	262,113,900,844
次期機器更改に係る施設設備の整備	12,229,099,662	114,937,029	4,344,737,305	7,999,299,386
合　　計	547,767,833,167	57,203,410,029	329,175,368,967	275,795,874,229

負債性積立金の内容及び金額

（単位：円）

内　　容	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
住基ネット再構築平準化等積立金	10,532,327,634	0	1,792,880,000	8,739,447,634
セキュリティ強化等積立金	1,200,000,000	0	1,200,000,000	0
次期システム更改積立金	380,000,000	0	380,000,000	0
合　　計	12,112,327,634	0	3,372,880,000	8,739,447,634

（損益計算書関係）

補助金等の名称並びに交付者、当期の増減額及び残高

（単位：円）

補助金等の名称	交付者	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
マイナンバーカード交付事業費補助金	総務省	0	40,186,079,000	40,186,079,000	0
マイナンバーカード関係システム事業費補助金	デジタル庁	10,940,081,588	23,824,774,000	27,814,138,292	6,950,717,296
デジタル基盤改革支援補助金	総務省	530,408,147,355	55,938,473,000	324,232,719,511	262,113,900,844
合　　計		541,348,228,943	119,949,326,000	※392,232,936,803	269,064,618,140

※補助金等収入との差額の4,100,397,382円については長期前受金取崩収入で計上しております。

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和８年阪神高速公告第20号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を令和８年７月18日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年７月17日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　上松　英司

記

１．記〔１〕５⑯⑥ハを次のように改める。

ハ　割引を実施する期間

令和８年７月18日から令和９年３月28日までの間における土曜日、日曜日及び祝日〔国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日をいう。〕。ただし、８月８日、８月９日、８月11日、８月15日、８月16日、９月19日、９月20日、９月21日、９月22日、９月23日、12月26日、12月27日、１月１日、１月２日及び１月３日を除く。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

北海道釧路市若松町五番六号

株式会社ｆｉｒｅｗｏｒｋｓ

代表清算人　野島　颯友

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

北海道函館市日吉町四丁目三番一五号

合同会社ＬＩＦＩＸ

清算人　稲垣　誠

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

札幌市厚別区厚別西四条二丁目六番八―二号

株式会社うつくしま

代表清算人　中手　聖一

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

北海道旭川市神楽四条十四丁目一番五号

株式会社コンボイ

代表清算人　大谷　泰一

解散公告

当会社は、令和八年五月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

青森県三戸郡五戸町字正場沢二四番地五

ＩＴａｋａＮＷ合同会社

清算人　石田　崇

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

青森県八戸市下長二丁目一一番一四号

管設備工業株式会社

代表清算人　小林　壽樹

解散公告

当社は、令和八年六月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

青森県十和田市大字洞内字井戸頭一四四番地六二六

有限会社ドリームランド

清算人　高渕　繁志

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

岩手県大船渡市盛町字下舘下一番地三〇

株式会社山代

代表清算人　山方　文夫

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

岩手県奥州市江刺愛宕字観音堂沖四〇〇番地一

株式会社パセオ

代表清算人　井筒　玲子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

仙台市宮城野区扇町三丁目八番三四号

株式会社ＳＶサービス

代表清算人　鈴木　勇人

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

宮城県岩沼市中央一丁目四番一九号

有限会社シンコウ設備工業

清算人　森　真弓

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

山形県最上郡戸沢村大字名高一五九三番地三九二

株式会社サンライズ

代表清算人　平瀬　修平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

福島県喜多方市字押切南二丁目一一番地

株式会社ノースウエイ

代表清算人　金子　一弘

解散公告

当法人は、令和八年六月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

福島県大沼郡会津美里町八木沢字伴右エ門前三五〇三番地

特定非営利活動法人Ａｉｚｕ－Ｃｏｍｐｕｆａｒｍ

清算人　芳賀　洋

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字追分五二番地

有限会社本田フェンス

清算人　本田　ナミ

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

栃木県那須郡那須町大字湯本二〇〇番地

那須管財株式会社

代表清算人　大森　園佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目六番地ＤＯＭＰａｒｔⅡ地下一階一一九号

株式会社Ｒａｍｂｕｔ

代表清算人　山岸　徹平

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

埼玉県所沢市星の宮二丁目五番六号

マイクロスター株式会社

代表清算人　星野　建二

解散公告

当社は、令和八年七月三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

埼玉県蕨市塚越七丁目一三番二号ロジュマン・塚越一〇三号

ＪＫ合同会社

代表清算人　鞠　小　平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

千葉県山武市大木四七三番地一

Ｓ＆Ｓ合同会社

清算人　サファエル・アリ・アハマド・ショアイブ

解散公告

当社は、令和八年五月十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

千葉県松戸市本町一番地の九第二日発ビル五階

合同会社アステル

清算人　原　一史

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

千葉市若葉区みつわ台一丁目七番一号

有限会社ミドリ測量

清算人　伊嶋ふみ子

解散公告

当社は、令和八年三月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

千葉県香取郡東庄町笹川い四八番地二

ＧＩＡ　ＫＨＡＮＨ合同会社

清算人　フアン・テイ・オアン

解散公告

当社は、令和八年六月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

千葉県木更津市清見台南二―四―六Ａ一〇二

合同会社ＹＵＫＡＩ

清算人　直井　友紀

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

千葉県千葉市中央区生実町一六七二番地三

株式会社トレクシード

代表清算人　吉山　裕一

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

千葉県千葉市若葉区桜木三丁目二二番一一号

ウィルテック株式会社

代表清算人　冨永　裕子

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都渋谷区神泉町一〇番一五号

株式会社ファニービービー

代表清算人　園田美代子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都世田谷区用賀二丁目二五番二―二〇三号

合同会社ＹＵＩ　ＪＡＰＡＮ

清算人　倉持　信一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都目黒区鷹番三丁目一五番一七号

株式会社Ｓｔｉｃｋ　Ｊａｐａｎ

代表清算人　横須賀翔太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都小平市御幸町一六番地二

シエンタオミクロン株式会社

代表清算人　田中　雅己

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都新宿区西新宿八―一七―二、二三〇二号

株式会社Ｓ＆Ｈ

代表清算人　李　昭栗

解散公告

当社は、令和八年六月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都豊島区西池袋四丁目一五番一五号サンハイム・トシ二〇一号

合同会社プログレ

代表清算人　佐々木健司

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都新宿区原町三丁目八七番地四

株式会社Ｓｍａｒｔ　Ｒｅｃｙｃｌｅ

代表清算人　森　佳宏

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都新宿区大久保二丁目二七―八―三Ｆ

ＦｒｅｅＢａｎｋ株式会社

代表清算人　韓　暁燕

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都中央区日本橋本町四丁目六番七号光洋ビル六階

株式会社アーチャー新社

代表清算人　半田　悟史

解散公告

当社は、令和八年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都北区浮間四丁目一九番二七号メイツ浮間舟渡一〇九

Ｗ　ｃｒｅａｔｅ株式会社

代表清算人　中川　克也

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内

ソーラーゼノンホールディングス一般社団法人

代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和八年七月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都台東区蔵前四丁目一六―六ストーク蔵前Ｍ＆Ｋ四階四一八　厚朴心株式会社

代表清算人　何　静芸

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都港区六本木三丁目三番二二

ＱＵＯＬＩＯ株式会社

代表清算人　戸田　淳子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都世田谷区砧六丁目二五番一号

有限会社アクセスインターナショナル

清算人　平野富士男

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都江戸川区小松川四丁目七三番地

有限会社丸井洋品店

清算人　井上　孝

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都八王子市横山町一〇番一七号

株式会社はぎ企画

代表清算人　萩生田邦雄

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都杉並区梅里二丁目二五番一三号高円寺プラザ二〇三号―Ｂ室

伊豆在日合同会社

清算人　楊　明

解散公告

当社は、令和八年六月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号ＡＯＪ税理士法人内　ソーラーゼノン合同会社

清算人　出澤　愛

解散公告

当社は、令和八年六月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都板橋区新河岸三丁目一四番九―二〇四号

ヘイワ商事株式会社

代表清算人　何　徳偉

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都文京区後楽一丁目七番二七号後楽鹿島ビル六階

一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ

代表清算人　堀井　幹也

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

株式会社K

代表清算人　森　佳宏

解散公告

当社は、令和八年七月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都台東区根岸三丁目二二―一五上野北オフィス二〇五号室

パルニゴーニ合同会社

清算人　パルニゴーニ・ステファノ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目四番五号ワナミビル四F

株式会社東京トータルプランニング

代表清算人　粂古　昌彦

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号―二

合同会社Ｐａｔｃｈ　Ｗｏｒｋｓ

清算人　池田龍太郎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都足立区加賀一丁目一番二号

有限会社三幸建装

清算人　鈴木　敦

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都江戸川区東葛西八丁目二〇番一〇号

有限会社恩田工芸

清算人　恩田篤二郎

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

神奈川県藤沢市下土棚一一〇五番地の二四

株式会社エフ・シー・シー

代表清算人　堀　孝幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

横浜市瀬谷区阿久和東一丁目一番地一三

株式会社ＭＳＩ

代表清算人　岡田美智子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

神奈川県平塚市下吉沢三九一番地の二

株式会社ＨＩＲＯ建業

代表清算人　赤坂　博正

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目一番一号

ＲｉＳｉＮ合同会社

清算人　若林　佑治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都台東区日本堤二丁目一七番七号

有限会社小林箔押工芸

清算人　小林　栄一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目一四番三号

赤兎馬ファイナンス株式会社

代表清算人　周　亮植

解散公告

当社は、令和八年六月二十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

川崎市宮前区犬蔵二丁目二二番一八号

合同会社カイ

清算人　遠藤　尚輝

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目九番六号三〇二

株式会社パクラル

代表清算人　橋野　雅幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

神奈川県相模原市南区西大沼二丁目三八番二〇号

株式会社インプレス

代表清算人　鈴木　公平

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

川崎市高津区新作四丁目一六番二〇号

有限会社野村塗装店

清算人　野村　清

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

石川県小松市金平町ヲ二七番地一

有限会社北陸調製土

清算人　池田　隆夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

山梨県甲府市里吉四丁目一五番一〇号

有限会社イーピーコーポレーション

清算人　北出　桂奈

解散公告

当社は、令和八年六月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

愛知県常滑市字古道五八番地の三

有限会社水上設計室

清算人　水上　昌明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

名古屋市北区八龍町一丁目一九番地

有限会社大八建設

清算人　八木喜三子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

三重県鈴鹿市伊船町二七四九番地の二

株式会社ＴＲＵＳＴ－ＯＮＥ

代表清算人　冨澤　裕司

解散公告

当社は、令和八年六月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

三重県四日市市諏訪栄町二二番六号

有限会社ズズ

清算人　藤井　友子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

大阪府門真市新橋町一二番二〇号局舎ビル三Ｆ

近畿フードシステム株式会社

代表清算人　脇野　薫

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

大阪府八尾市萱振町二丁目七四番地

株式会社勝仁商事

代表清算人　飼鳥　建次

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

大阪府大東市氷野三丁目一三番一〇号

株式会社エムトラスト

代表清算人　宮本　眞希

解散公告

当社は、令和八年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

大阪市西区京町堀一丁目三番一号

有限会社キープ・デザインプロダクツ

清算人　上西美都子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

大阪市中央区博労町二丁目六番六号

グーエンス・インターコム・トレーディング株式会社

代表清算人　林　信之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

大阪府八尾市相生町一丁目三番四号

八尾四条カメラ株式会社

代表清算人　浦岡　政範

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

大阪市西成区北津守四丁目四番七五－二九号

ＳＰＭ国際株式会社

代表清算人　張　　涛

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

神戸市垂水区高丸二丁目五番一号

有限会社環健社

清算人　下土井健城

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

兵庫県洲本市下内膳一三八番地

三共高圧ガスエンジニアリング株式会社

代表清算人　山岡　章浩

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

兵庫県神戸市東灘区住吉台一五番一二号

有限会社サザンクロス

代表清算人　南　志郎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

奈良県生駒郡三郷町立野北三丁目三番三号

有限会社水内エンジニアリング

清算人　水内　一幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

和歌山市内原一〇三二番地七（一〇一）

ネバーランド株式会社

代表清算人　頓花　俊二

解散公告

当社は、令和八年六月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋四九一番地

押本電波有限会社

清算人　押本　昌幸

解散公告

当法人は、令和八年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

島根県出雲市平田町二二四八番地八

一般社団法人チエノワ

代表清算人　野宗　輝邦

解散公告

当社は、株主総会決議により、令和八年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

岡山県津山市宮脇町三一番地

有限会社石川糸店

清算人　石川　喬雄

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

広島県三次市三和町上壱三七一番地二

合同会社アーステック

清算人　日南　勝己

解散公告

当社は解散しました。債権を有する方は当公告掲載翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、お申出が無い時は清算から除斥します。

令和八年七月十七日

広島市安佐南区伴南一丁目二八番一六号

株式会社セイフティーワールド

代表清算人　吉井　清明

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

広島県庄原市東城町戸宇五九六番地

恩田株式会社

代表清算人　恩田　愛子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

広島市南区東本浦町一〇番三〇号

合同会社さち

清算人　草本　泰行

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

愛媛県松山市上野町甲二八二番地二

株式会社新興土木重機

代表清算人　白方　信一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

高知県香美市土佐山田町西本町一丁目五番一一号

有限会社田中電気

清算人　田中ひろみ

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

福岡県糸島市志摩師吉七丁目一番一号

株式会社デリバリーライフ

代表清算人　井上　福三

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

福岡県糸島市二丈深江二〇六七番地一

株式会社フロンティアジャパン

代表清算人　塚本　一明

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

長崎県諫早市原口町六六九番地一

特定非営利活動法人学童保育上山クラブ

清算人　川良　英雄

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

長崎市三和町八五番地　有限会社坂田塗装

清算人　坂田　修

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼七六番地三

株式会社ガマダス

代表清算人　上村　信敏

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

熊本市東区画図町大字重富九六三番地一

合同会社ＹＯＫＡＯＮＬＡＢ

清算人　宮田麻梨子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

鹿児島県伊佐市大口曽木一八三八番地一

有限会社高江組

清算人　高江　忠芳

解散公告

当社は、令和八年六月十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

沖縄県宜野湾市真栄原一丁目二番三二号

渡名喜アパートＢ―一　合同会社誠丸

清算人　照喜名　誠

解散公告

当社は、令和八年六月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

沖縄県那覇市松尾一丁目六番一号

沖教済総合管理株式会社

清算人　平田　修

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

沖縄県那覇市樋川二丁目一四番三八号

有限会社あかコーポレーション

清算人　阿嘉　由美

解散公告

当社は、令和八年七月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

沖縄県沖縄市中央一丁目三三番九号

合同会社朝日商事

清算人　照屋　馨

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十二日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

福島県本宮市本宮字戸崎七一番地

宗教法人顕本教会

福島県郡山市中町一一番七号アオキヤビル四階　うねめ法律事務所

清算人　弁護士　稲葉　裕之

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都荒川区東尾久六丁目一二番三号

医療法人社団緑紋会

清算人　小泉　紋禎

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により、令和八年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月十七日

東京都小金井市前原町一丁目八番一三号

医療法人社団弘歯会

清算人　粕谷　正尚

第二十五期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

流動資産	九一、二二六
固定資産	二〇、九四九
資産の部合計	一一二、一七五

負債及び純資産の部

流動負債	四四、〇六一
（賞与引当金）	（七、六五二）
固定負債	三三、五一七
（退職給付引当金）	（三三、五一七）
負債の部合計	七七、五七九
株主資本	三四、五九六
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	二四、五九六
その他利益剰余金	二、五〇〇
（うち当期純利益）	二二、〇九六
純資産の部合計	（三、一八五）
負債及び純資産の部合計	三四、五九六
	一一二、一七五

令和八年六月二十六日

北海道網走市字嘉多山七〇八番地

株式会社デンソー網走テストセンター

代表取締役　竹村　秀司

第百二十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

流動資産	三、七〇八、〇四六
固定資産	一五、〇一三、二九五
資産の部合計	一八、七二一、三四一

負債及び純資産の部

流動負債	五、三二一、二九七
（賞与引当金）	（二〇八、四四三）
固定負債	六、八八三、四三三
（退職給付引当金）	（五三〇、六三三）
（役員退職慰労引当金）	（一、六五一）
負債の部合計	一二、二〇四、七三一
株主資本	六、五一六、六一〇
資本金	三四九、九九九
資本剰余金	二六一、一九九
その他資本剰余金	二六一、一九九
利益剰余金	五、九〇五、四一〇
その他利益剰余金	二五、〇〇〇
（うち当期純損失）	五、八八〇、四一〇
	（二、四九九、〇五一）
純資産の部合計	六、五一六、六一〇
負債及び純資産の部合計	一八、七二一、三四一

令和八年六月二十九日

埼玉県狭山市柏原五〇〇〇番地

株式会社デンソー三共

代表取締役　高達　誉

第二十六期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

流動資産	四一二、四一一
固定資産	一七九、三六六
資産の部合計	五九一、七七八

負債及び純資産の部

流動負債	二一三、三九六
（賞与引当金）	（四八、四四七）
（役員賞与引当金）	（二、五四三）
固定負債	一、六五〇
（役員退職慰労引当金）	（一、六五〇）
負債の部合計	二一五、〇四六
株主資本	三七六、七三一
資本金	九五、〇〇〇
資本剰余金	九五、〇〇〇
資本準備金	九五、〇〇〇
利益剰余金	一八六、七三一
その他利益剰余金	一八六、七三一
（うち当期純利益）	（五七、七四七）
純資産の部合計	三七六、七三一
負債及び純資産の部合計	五九一、七七八

令和八年六月二十六日

東京都港区新橋四丁目三番一号

新虎安田ビル十三階

株式会社デンソーアイティーラボラトリ

代表取締役　岩崎　弘利

令和七事業年度決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　　（単位・千円）

資産の部

流動資産	六一六、五二八
固定資産	九九三、一六三
資産合計	一、六〇九、六九一

負債及び正味財産の部

流動負債	二一四、四四四
固定負債	八三四、一四八
正味財産	五六一、〇九七
負債及び正味財産計	一、六〇九、六九一

令和八年七月十七日

東京都世田谷区上馬四丁目五番八号

一般財団法人平和協会

代表理事　米谷　俊朗

第二十一期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部　五五、四七七、五七八
負債及び正味財産の部　二五三、五七三
負債の部計　五五、二二四、〇〇五
正味財産の部計　五五、四七七、五七八
負債及び正味財産の部計　令和八年七月十七日

東京都板橋区大和町四四番八号
特定非営利活動法人自立生活センター板橋
理事長　石井　伸一

第百二期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部
流動資産　二二、二七五、二七六
固定資産　一七、四七六、二三六
資産の部合計　三九、七五一、五一三
負債及び純資産の部
流動負債　一一、四二七、〇一五
（賞与引当金）　（一、三一七、九〇四）
（役員賞与引当金）　（二五、七八四）
固定負債　二五、五九二
（役員退職慰労引当金）　（二五、五九二）
負債の部合計　一一、四五二、六〇八
株主資本　二八、二九八、九〇五
資本金　四七八、八八七
資本剰余金　四七六、九六八
資本準備金　四七六、九六八
利益剰余金　二七、三四三、〇四八
利益準備金　一一九、七二一
その他利益剰余金　二七、二二三、三二六
（うち当期純利益）　（五、四一一、二七六）
純資産の部合計　二八、二九八、九〇五
負債及び純資産の部合計　三九、七五一、五一三

令和八年六月二十四日

静岡県湖西市鷲津一三六番地
浜名湖電装株式会社
代表取締役　仲　美雄

第六十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部
流動資産　一一、〇一六、四四九
固定資産　九、六七五、七六四
資産の部合計　二〇、六九二、二一四
負債及び純資産の部
流動負債　四、七五八、四七二
（賞与引当金）　（六三三、八〇三）
（役員賞与引当金）　（八、六二七）
固定負債　一、七三六、七三九
（退職給付引当金）　（一、七〇一、〇七六）
（役員退職慰労引当金）　（三五、六六二）
負債の部合計　六、四九五、二一一
株主資本　一四、一九七、〇〇二
資本金　二九五、〇〇〇
資本剰余金　一九五、〇〇〇
資本準備金　一九五、〇〇〇
利益剰余金　一三、七〇七、〇〇二
利益準備金　七四、〇〇〇
その他利益剰余金　一三、六三三、〇〇二
（うち当期純利益）　（一、〇九四、五四二）
純資産の部合計　一四、一九七、〇〇二
負債及び純資産の部合計　二〇、六九二、二一四

令和八年六月三十日

愛知県常滑市久米字御林二〇〇番地
株式会社デンソーダイシン
代表取締役社長　稲田　嘉宣

第三十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部
流動資産　一、〇七三、〇三六
固定資産　二〇九、三三三
資産の部合計　一、二八二、三七〇
負債及び純資産の部
流動負債　一九〇、四〇一
（賞与引当金）　（七一、四四九）
（役員賞与引当金）　（二、一九八）
固定負債　三七三、一五六
（退職給付引当金）　（三六一、三〇五）
（役員退職慰労引当金）　（一一、八五一）
負債の部合計　五六三、五五八
株主資本　七一八、八一二
資本金　五九、〇〇〇
資本剰余金　五九、〇〇〇
資本準備金　五九、〇〇〇
利益剰余金　六〇〇、八一二
利益準備金　一四、七五〇
その他利益剰余金　五八六、〇六二
（うち当期純利益）　（一四八、八九三）
純資産の部合計　七一八、八一二
負債及び純資産の部合計　一、二八二、三七〇

令和八年六月二十六日

愛知県名古屋市中区錦二丁目一三番一九号
瀧定ビル三階
株式会社デンソーＩＰパートナーズ
代表取締役　加藤　大登

第三十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部
流動資産　一〇五、九六九
固定資産　四一、五六五
資産の部合計　一四七、五三四
負債及び純資産の部
流動負債　六四、八一八
（賞与引当金）　（一五、〇四六）
（役員賞与引当金）　（一、七一一）
固定負債　一一、二〇六
（退職給付引当金）　（一一、二〇六）
負債の部合計　七六、〇二五
株主資本　七一、五〇九
資本金　一〇、〇〇〇
資本剰余金　六一、五〇九
資本準備金　二、五〇〇
その他資本剰余金　五九、〇〇九
利益剰余金　（三六、八八六）
その他利益剰余金　七一、五〇九
（うち当期純利益）　一四七、五三四
純資産の部合計
負債及び純資産の部合計

令和八年六月二十五日

愛知県豊橋市岩崎町字山神一四一番地二
株式会社ハマデン・ピー・エス
代表取締役　森　宗男

第二十七期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部
流動資産　三、二二五、一六五
固定資産　五八三、四八六
資産の部合計　三、八〇八、六五二
負債及び純資産の部
流動負債　一、七〇九、四七七
（賞与引当金）　（四六一、八〇七）
（役員賞与引当金）　（八、一四五）
固定負債　三九二、五四七
（退職給付引当金）　（三六七、三五五）
（役員退職慰労引当金）　（二五、一九二）
負債の部合計　二、一〇二、〇二五
株主資本　一、七〇六、六二七
資本金　四五、〇〇〇
資本剰余金　七五、〇〇〇
資本準備金　四五、〇〇〇
その他資本剰余金　三〇、〇〇〇
利益剰余金　一、五八六、六二七
その他利益剰余金　一、五八六、六二七
（うち当期純利益）　（三〇二、三三九）
純資産の部合計　一、七〇六、六二七
負債及び純資産の部合計　三、八〇八、六五二

第二十四期決算公告

令和八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部
流動資産　一三、〇二六
固定資産　一〇、二五七
資産合計　二三、二八三
負債及び純資産の部
流動負債　九、八二四
（うち賞与引当金）　（三一八）
固定負債　七、九六八
（うち退職給付引当金）　（一、四八二）
（うち役員退職慰労引当金）　（四八）
株主資本　五、四七六
資本金　一〇〇
資本剰余金　二三八
資本準備金　二八
その他資本剰余金　二一〇
利益剰余金　五、一三八
利益準備金　六二
その他利益剰余金　五、〇七六
評価・換算差額等　一三
その他有価証券評価差額金　一三
負債・純資産合計　二三、二八三

令和八年六月二十四日

株式会社デンソーユニティサービス
代表取締役　松下　恭規

損益計算書の要旨　　単位・百万円

（自　令和７年４月　１日
至　令和８年３月31日）

売上高	三〇、〇七〇
売上原価	二七、八五四
売上総利益	二、二一五
販売費及び一般管理費	一、一三六
営業利益	一、〇七九
営業外損益	七八
経常利益	一、一五七
特別損益	四九九
税引前当期純利益	一、六五六
法人税、住民税及び事業税	二三三
法人税等調整額	三一
当期純利益	一、六〇一

令和８年７月17日
岡山県総社市真壁一五九七番地
株式会社アステア
代表取締役　神徳　浩久

第五十三期決算公告

令和８年３月31日現在

貸借対照表の要旨　　単位・百万円

資産の部	
流動資産	二三〇
固定資産	二〇四
資産合計	四三五
負債及び純資産の部	
流動負債	一六一
（うち賞与引当金）	（七）
固定負債	七一
（うち退職給付引当金）	（三三）
株主資本	二〇一
資本金	二〇
資本剰余金	一〇
資本準備金	一〇
利益剰余金	一七一
利益準備金	六
その他利益剰余金	一六五
（うち当期純利益）	（三）
負債・純資産合計	四三五

令和８年７月17日
岡山県小田郡矢掛町上高末一八〇番地の一
株式会社アステア矢掛
代表取締役　段堂　広志

第三十六期決算公告

令和８年３月31日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	八、三七一、四六一
固定資産	七、一六五、八三七
資産の部合計	一五、五三七、二九九
負債及び純資産の部	
流動負債	五、九一三、五〇五
（賞与引当金）	（二九〇、二六一）
固定負債	一、五三一、〇四四
（退職給付引当金）	（一、五二八、六四四）
（役員退職慰労引当金）	（二、四〇〇）
負債の部合計	七、四四四、五五〇
株主資本	八、〇九二、七四九
資本金	一五〇、〇〇〇
利益剰余金	七、九四二、七四九
利益準備金	三七、五〇〇
その他利益剰余金	七、九〇五、二四九
（うち当期純利益）	（一、二一九、二二〇）
純資産の部合計	八、〇九二、七四九
負債及び純資産の部合計	一五、五三七、二九九

令和８年６月二十六日
宮崎県東諸県郡国富町大字木脇四一八八番地
株式会社デンソー宮崎
代表取締役　古賀　裕章

第五十六期決算公告

令和８年３月31日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部	
流動資産	三四九、八六一
固定資産	二一四、六〇五
資産の部合計	五六四、四六七
負債及び純資産の部	
流動負債	一〇八、四四四
（賞与引当金）	（九、四三〇）
（役員賞与引当金）	（四七五）
固定負債	五、九〇八
（役員退職慰労引当金）	（五、九〇八）
負債の部合計	一一四、三五三
株主資本	四五〇、一一三
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	四四〇、一一三
利益準備金	二、五〇〇
その他利益剰余金	四三七、六一三
（うち当期純利益）	（二一、三五五）
純資産の部合計	四五〇、一一三
負債及び純資産の部合計	五六四、四六七

令和８年６月二十六日
沖縄県浦添市字港川四〇九番地
株式会社デンソーサービス沖縄
代表取締役　吉田　義利

決算公告　　令和８年３月31日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
The.Team SME Japan株式会社
（旧商号　Wasserman Japan株式会社）
代表取締役　ファーリ・エジベッツ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	182,314,772
	固定資産	778,877
	合計	183,093,649
負債及び純資産の部	流動負債	103,882,704
	固定負債	0
	株主資本	79,210,945
	資本金	200
	利益剰余金	79,210,745
	その他利益剰余金	79,210,745
	（うち当期純利益）	(14,223,106)
	合計	183,093,649

第 54 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　千葉県東金市小沼田字午開1655番３

千葉園芸プラスチック加工株式会社

代表取締役　江澤　英隆

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	210,405	流動負債	22,700
固定資産	15,168	（うち賞与引当金）	(2,337)
		固定負債	28,099
		（うち退職給付引当金）	(28,099)
		株主資本	174,775
		資本金	60,000
		利益剰余金	114,775
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	99,775
		（うち当期純利益）	(4,000)
資産合計	225,574	負債・純資産合計	225,574

第19期決算公告　令和８年７月17日
札幌市白石区東札幌１条１丁目１番地２
株式会社ほくでんアソシエ
代表取締役社長　見澤　克広
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	278,689
	固定資産	118,121
	資産合計	**396,811**
負債及び純資産の部	流動負債	49,629
	（賞与引当金）	(11,184)
	固定負債	23,675
	株主資本	323,506
	資本金	100,000
	資本剰余金	191,407
	利益剰余金	32,099
	その他利益剰余金	32,099
	（うち当期純損失）	(1,154)
	負債・純資産合計	**396,811**

第１期決算公告　令和８年７月17日
札幌市中央区大通西７丁目１番地１
北海道マザーインベストメント株式会社
代表取締役　荒井　広行
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,231
	固定資産	21,774
	資産合計	**79,006**
負債及び純資産の部	流動負債	4,094
	固定負債	6,441
	株主資本	68,470
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	△11,529
	その他利益剰余金	△11,529
	負債・純資産合計	**79,006**

㊟　当期純損失　11,529千円

第52期決算公告　令和８年６月30日
北海道苫小牧市真砂町25番地１
株式会社出光プランテック北海道
代表取締役　那須　弘明
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	451,713
	固定資産	856
	合計	**452,569**
負債及び純資産の部	流動負債	136,747
	（賞与引当金）	(56,190)
	固定負債	47,129
	退職給付引当金	47,129
	株主資本	268,693
	資本金	10,000
	利益剰余金	258,693
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	256,193
	（うち当期純利益）	(10,869)
	合計	**452,569**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年７月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①寺村商事　②京都府知事⑵第13708号　③寺村佳子　④京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東松ヶ花５番地　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東松ヶ花５番地　寺村商事　寺村佳子

①みすず住販　②大阪府知事⑷52470　③富井正惠　④大阪府柏原市上市１－２－３　602号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府柏原市上市１－２－３　602号　みすず住販　富井正惠

①双日九州株式会社　②福岡県知事⑸015014　③代表取締役社長　泉谷幸児　④福岡県福岡市中央区天神１－４－２エルガーラ５階　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市中央区天神１－４－２エルガーラ５階　双日九州株式会社　代表取締役社長　泉谷幸児

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第七条及び第七条の二第二項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　株式会社ＪＥＲＡ

代表者　代表取締役社長　奥田　久栄

所在地　東京都中央区日本橋二丁目五番一号　日本橋高島屋三井ビルディング二十五階

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画

種類　ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）

出力　約二百六十一万キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域

千葉県袖ケ浦市中袖二―一

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

千葉県袖ケ浦市、市原市及び木更津市

五、方法書の縦覧及び公表の方法並びに期間

(1)　縦覧場所

①　千葉県環境生活部環境政策課（千葉市中央区市場町一―一）

②　君津地域振興事務所地域環境保全課（木更津市貝渕三―一三―三四）

③　袖ケ浦市環境経済部環境管理課（袖ケ浦市坂戸市場一―一）

④　長浦交流センター（袖ケ浦市蔵波五一三―一）

⑤　平川交流センター（袖ケ浦市横田一一五―一）

⑥　根形交流センター（袖ケ浦市下新田一二七七番地）

⑦　平岡交流センター（袖ケ浦市野里一五六三―一）

⑧　袖ケ浦市民会館（袖ケ浦市坂戸市場一五六六）

⑨　市原市環境部環境管理課（市原市国分寺台中央一―一―一）

⑩　市原市姉崎支所（市原市姉崎二一五〇―一）

⑪　市原市有秋支所（市原市有秋台西一―三―二）

⑫　木更津市環境部環境政策課（木更津市潮浜三―一）

⑬　木更津市朝日庁舎行政資料コーナー（木更津市朝日三―一〇―一九）

⑭　岩根地域交流センター（木更津市高柳三―二―一）

⑮　中郷地域交流センター（木更津市井尻七八九）

⑯　木更津市金田出張所（木更津市金田東六―一一―一）

(2)　縦覧期間

令和八年七月十七日（金）から

令和八年八月十七日（月）まで

（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）

(3)　縦覧時間

午前九時～午後五時

（縦覧時間は、各施設の開館時間によります。）

(4)　インターネットによる公表

当社ホームページ

（URL）https://www.jera.co.jp/sustainability/environment/assessment/sodegaura

令和八年七月十七日（金）から

令和八年八月三十一日（月）まで

六、意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函、若しくは、(3)意見書の提出先へ郵送にて提出することができます。

(1)　意見書の記載事項

①　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②　提出の対象である方法書の名称

③　方法書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

(2)　意見書の提出期限

令和八年八月三十一日（月）消印有効

(3)　意見書の提出先

〒一〇三―六一二五

東京都中央区日本橋二丁目五番一号　日本橋高島屋三井ビルディング二十五階

株式会社ＪＥＲＡ　電源立地・環境調査統括部　環境調査部　環境調査第一ユニット宛

※　意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、説明会を開催する日時及び場所

(1)　令和八年七月三十一日（金）午後六時三十分（受付開始午後六時）から午後八時三十分まで

袖ケ浦市民会館大ホール（千葉県袖ケ浦市坂戸市場一五六六）

(2)　令和八年八月一日（土）午後二時三十分（受付開始午後二時）から午後四時三十分まで

長浦交流センター多目的ホール（千葉県袖ケ浦市蔵波五一三―一）

八、お問い合わせ先

株式会社ＪＥＲＡ　電源立地・環境調査統括部　環境調査部　環境調査第一ユニット

電話〇八〇―五五五六（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前九時から午後五時まで）

令和八年七月十七日

東京都中央区日本橋二丁目五番一号　日本橋高島屋三井ビルディング二十五階

株式会社ＪＥＲＡ

代表取締役社長　奥田　久栄

配当公告

岡山県倉敷市福田町古新田八六三番地二八

破産者　株式会社Ｆ管理

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部令和七年（フ）第一〇九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金四一五、三六〇、一八二円

優先債権　金六三、七〇〇円

一、配当することのできる金額

一般債権　金二三、八九二、一八六円

優先債権　金六三、七〇〇円

令和八年七月十七日

岡山市北区南方一丁目二番二四号　安田寛

法律事務所

破産管財人　安田　寛

第26期決算公告

2026年6月12日

青森県八戸市北インター工業団地１丁目８番８号

株式会社東燃ホームガスセンター

代表取締役　小泉　健

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,540
	固定資産	0
	合計	38,540
負債及び純資産の部	流動負債	2,660
	固定負債	0
	株主資本	35,879
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,879
	その他利益剰余金	25,879
	（うち当期純利益）	(2,711)
	合計	38,540

第46期決算公告

2026年6月11日

青森県八戸市北インター工業団地１丁目８番８号

八戸共同酸素株式会社

代表取締役　高橋　雄一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	37,222
	固定資産	0
	合計	37,222
負債及び純資産の部	流動負債	15,514
	固定負債	3,171
	株主資本	18,537
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,637
	その他利益剰余金	9,637
	（うち当期純損失）	(3,024)
	自己株式	△1,100
	合計	37,222

第26期決算公告

2026年6月4日

青森県八戸市北インター工業団地１丁目８番８号

北日本アセチレン株式会社

代表取締役　伊藤　一郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	78,213
	固定資産	3,778
	合計	81,992
負債及び純資産の部	流動負債	29,417
	固定負債	11,863
	株主資本	40,710
	資本金	30,000
	利益剰余金	10,710
	その他利益剰余金	10,710
	（うち当期純損失）	(6,925)
	合計	81,992

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
岩手県釜石市甲子町第10地割159番地２
双葉精密株式会社
代表取締役　仮屋　勝行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,638
	固定資産	—
	合計	90,638
負純資債及産のび部	流動負債	57,533
	（賞与引当金）	(18,690)
	固定負債	68,577
	株主資本	△35,471
	資本金	90,000
	利益剰余金	△125,471
	その他利益剰余金	△125,471
	（うち当期純損失）	(7,118)
	合計	90,638

第 25 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
青森県八戸市北白山台二丁目６番１号
北奥羽広域水道総合サービス株式会社
代表取締役　村上　昇

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	441,866
	固定資産	218,983
	合計	660,850
負純資債及産のび部	流動負債	66,105
	固定負債	111,483
	株主資本	483,261
	資本金	20,000
	利益剰余金	463,261
	その他利益剰余金	463,261
	（うち当期純利益）	(12,480)
	合計	660,850

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月12日
青森県八戸市北インター工業団地１丁目８番８号
八戸東邦プロパン株式会社
代表取締役　小泉　健

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	35,619
	固定資産	160
	合計	35,779
負純資債及産のび部	流動負債	11,851
	固定負債	0
	株主資本	23,928
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,928
	その他利益剰余金	13,928
	（うち当期純利益）	(663)
	合計	35,779

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
仙台市青葉区郷六字出戸７番地４
株式会社ネクスコ・メンテナンス東北
代表取締役社長　小林　正俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,587,080
	固定資産	4,241,144
	資産合計	8,828,224
負純資債及産のび部	流動負債	3,566,553
	固定負債	577,385
	株主資本	4,684,285
	資本金	99,000
	利益剰余金	4,598,785
	利益準備金	24,750
	その他利益剰余金	4,574,035
	（うち当期純利益）	(301,062)
	自己株式	△13,500
	負債・純資産合計	8,828,224

第 50 期決算公告　令和８年６月18日

仙台市若林区六丁目字南97番３
ｅ－ＪＥＣ東日本株式会社
代表取締役　能正　幸夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	885,159
	固定資産	184,918
	合計	1,070,078
負純資債及産のび部	流動負債	327,787
	固定負債	166,138
	株主資本	576,152
	資本金	50,000
	資本剰余金	111,002
	資本準備金	111,002
	利益剰余金	415,149
	利益準備金	1,326
	その他利益剰余金	413,823
	（うち当期純損失）	(37,581)
	合計	1,070,078

第 59 期 決 算 公 告

2026年６月18日
岩手県北上市村崎野14地割453番地５
東北ユーロイド工業株式会社
代表取締役社長　中川　幸光

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	576,356
	固定資産	328,413
	合計	904,769
負純資債及産のび部	流動負債	528,545
	固定負債	196,581
	株主資本	179,644
	資本金	80,000
	利益剰余金	99,644
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	79,644
	（うち当期純利益）	(37,732)
	合計	904,769

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢国有林3014林班ロ小班玉川温泉内
株式会社玉川サービス
代表取締役社長　田口　知明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,438
	固定資産	0
	合計	25,438
負純資債及産のび部	流動負債	13,061
	固定負債	0
	株主資本	12,377
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,377
	その他利益剰余金	2,377
	（うち当期純損失）	(505)
	合計	25,438

第 83 期決算公告　令和８年６月26日

秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢国有林3014林班ロ小班
株式会社玉川温泉
代表取締役社長　畠山　米一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	527,370
	固定資産	1,398,080
	繰延資産	13,051
	合計	1,938,501
負純資債及産のび部	流動負債	215,235
	固定負債	1,050,268
	株主資本	672,998
	資本金	49,400
	利益剰余金	623,598
	利益準備金	19,079
	その他利益剰余金	604,519
	（うち当期純利益）	(107,467)
	合計	1,938,501

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
秋田県秋田市大町三丁目２番41号
株式会社秋田県農協電算センター
代表取締役社長　小松　忠彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	795,357
	固定資産	491,540
	合計	1,286,897
負純資債及産のび部	流動負債	85,887
	固定負債	78,905
	株主資本	1,122,105
	資本金	460,000
	利益剰余金	662,105
	その他利益剰余金	662,105
	（うち当期純利益）	(78,468)
	合計	1,286,897

第 24 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
山形県天童市一日町四丁目１番２号
サンブラン株式会社
代表取締役　山口與左衛門

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	30,534
	固定資産	8,497
	合計	39,031
負純資債及産のび部	流動負債	3,403
	固定負債	0
	株主資本	35,628
	資本金	65,000
	利益剰余金	△29,372
	その他利益剰余金	△29,372
	（うち当期純利益）	(△6,268)
	合計	39,031

第 87 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
山形県酒田市二番町１番８号
荘内証券株式会社
代表取締役社長　田中　隆一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,197
	固定資産	854
	合計	9,051
負純資債及産のび部	流動負債	5,044
	固定負債	183
	株主資本	3,774
	資本金	100
	利益剰余金	3,674
	（うち当期純利益）	(149)
	評価・換算差額等	49
	合計	9,051

第 7 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
山形県最上郡鮭川村大字石名坂40番地４
株式会社もがみＪＡサービス
代表取締役　押切　安雄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	950,678
	固定資産	52,437
	合計	1,003,115
負純資債及産のび部	流動負債	314,197
	固定負債	16,784
	株主資本	672,134
	資本金	40,000
	利益剰余金	632,134
	利益準備金	75,000
	その他利益剰余金	557,134
	（うち当期純利益）	(111,592)
	合計	1,003,115

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
茨城県つくば市片田492
株式会社あおぞら
代表取締役　藤井　邦彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	673,972
	固定資産	1,066,887
	資産合計	1,740,859
負純資産及のび部	流動負債	265,924
	固定負債	427,888
	株主資本	1,047,047
	資本金	27,000
	利益剰余金	1,020,047
	利益準備金	10,115
	その他利益剰余金	1,009,932
	（うち当期純利益）	(30,943)
	負債・純資産合計	1,740,859

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月16日
茨城県鹿嶋市泉川字北本山1501
ミドリ安全鹿島株式会社
代表取締役　梯　　哲也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	197,325
	固定資産	1,035
	合計	198,360
負純資産及のび部	流動負債	150,227
	株主資本	48,132
	資本金	10,000
	利益剰余金	38,132
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	35,632
	（うち当期純利益）	(35,174)
	合計	198,360

第 12 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
福島県いわき市錦町落合16番地
株式会社さんしゃいんクレハ
代表取締役　菊川しのぶ

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,052
	固定資産	6,635
	合計	87,687
負純資産及のび部	流動負債	27,993
	固定負債	0
	株主資本	59,694
	資本金	10,000
	利益剰余金	49,694
	その他利益剰余金	49,694
	（うち当期純利益）	(4,695)
	合計	87,687

第 28 期決算公告

令和８年７月17日
群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬7208番地
第一石鹸株式会社
代表取締役　神谷　哲也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,964
	固定資産	2,452
	合計	11,416
負純資産及のび部	流動負債	4,702
	固定負債	378
	株主資本	6,336
	資本金	100
	利益剰余金	6,236
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	6,211
	（うち当期純利益）	(821)
	評価・換算差額等	0
	合計	11,416

第 31 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
栃木県足利市有楽町835番地
わたらせテレビ株式会社
代表取締役社長　相馬　　稔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	616,381
	固定資産	462,301
	合計	1,078,682
負純資産及のび部	流動負債	79,078
	固定負債	593,572
	株主資本	406,032
	資本金	300,000
	利益剰余金	106,032
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	104,032
	（うち当期純損失）	(26,660)
	合計	1,078,682

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー４階
株式会社ミウラエンパシー
代表取締役　宮内　大介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	182,571
	固定資産	10,261
	資産合計	192,832
負純資産及のび部	流動負債	39,136
	株主資本	153,695
	資本金	100,000
	利益剰余金	53,695
	その他利益剰余金	53,695
	（うち当期純利益）	(29,495)
	負債・純資産合計	192,832

第 47 期 決 算 公 告

2026年７月17日
埼玉県川越市新宿町一丁目10番地１
株式会社小川貿易
代表取締役　本橋　良則

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,749,748
	固定資産	10
	合計	1,749,758
負純資産及のび部	流動負債	1,665,507
	株主資本	84,251
	資本金	10,000
	利益剰余金	74,251
	利益準備金	2,050
	その他利益剰余金	72,201
	（うち当期純利益）	(23,096)
	合計	1,749,758

第 49 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
埼玉県さいたま市浦和区北浦和一丁目７番１号
北浦和ターミナルビル株式会社
代表取締役　小島　文郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	307,144
	固定資産	537,156
	合計	844,300
負純資産及のび部	流動負債	33,502
	固定負債	157,888
	（うち修繕引当金）	(42,558)
	株主資本	652,910
	資本金	80,000
	利益剰余金	572,910
	その他利益剰余金	572,910
	（うち当期純利益）	(10,873)
	合計	844,300

第 1 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
埼玉県比企郡川島町大字出丸下郷53番地１
Ｈｏｎｄａ ＢＪ 株式会社
代表取締役社長　清水　博之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,000
	固定資産	—
	資産合計	3,000
負純資産及のび部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	3,000
	資本金	3,000
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	負債・純資産合計	3,000

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月23日
さいたま市岩槻区大字徳力86番地
新井ポンプ工業株式会社
代表取締役　新井しのぶ

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	213,771
	固定資産	25,939
	資産合計	239,710
負純資産及のび部	流動負債	139,278
	固定負債	9,769
	株主資本	90,663
	資本金	37,000
	利益剰余金	53,663
	利益準備金	9,250
	その他利益剰余金	44,413
	（うち当期純利益）	(22,805)
	負債・純資産合計	239,710

第 14 期決算公告

令和８年６月23日
埼玉県さいたま市北区東大成町２丁目263番地４北原ビル６階
株式会社ＦＪＣＣ衣良品サービス
代表取締役　松永　和明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	567,696
	固定資産	2,584
	資産合計	570,280
負純資産及のび部	流動負債	35,023
	固定負債	27,390
	株主資本	507,867
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	307,867
	その他利益剰余金	307,867
	（うち当期純損失）	(559)
	負債・純資産合計	570,280

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月12日
埼玉県深谷市上野台1351番地
株式会社ＵＡＣＪグリーンネット
代表取締役社長　松本　好弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,470
	固定資産	8,116
	繰延資産	1,298
	合計	101,884
負純資産及のび部	流動負債	41,042
	固定負債	3,853
	株主資本	56,989
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,989
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	44,489
	（うち当期純利益）	(11,831)
	合計	101,884

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
さいたま市中央区上落合二丁目３番３号
与野都市開発株式会社
代表取締役　柳田　雅彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	800,393
	固定資産	1,879,328
	合計	2,679,721
負純資債産及のび部	流動負債	244,924
	固定負債	1,269,215
	株主資本	1,165,582
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	利益剰余金	665,582
	その他利益剰余金	665,582
	（うち当期純利益）	(78,683)
	合計	2,679,721

第 10 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
埼玉県戸田市本町四丁目11番19号
パールステーション301号室
リンクイノベーション株式会社
代表取締役　湯地　諒

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,507
	固定資産	9,762
	資産合計	39,270
負純資債産及のび部	流動負債	7,258
	株主資本	32,011
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,011
	その他利益剰余金	22,011
	（うち当期純利益）	(6,926)
	負債・純資産合計	39,270

第 56 期決算公告

令和８年７月17日
埼玉県熊谷市末広４―14―１
株式会社リケンＮＰＲプレシジョン埼玉
代表取締役　小暮　一行

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	171,427
	固定資産	122,657
	資産合計	294,084
負純資債産及のび部	流動負債	85,110
	（うち賞与引当金）	(27,264)
	固定負債	15,396
	（退職給付引当金）	(12,774)
	株主資本	193,578
	資本金	10,000
	利益剰余金	183,578
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	181,078
	（うち当期純利益）	(27,143)
	負債・純資産合計	294,084

第 29 期 決 算 公 告

令和８年６月22日
東京都豊島区南池袋一丁目16番地15号
西武電設工業株式会社
代表取締役　中谷　誠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,218,760
	固定資産	120,337
	合計	1,339,097
負純資債産及のび部	流動負債	608,855
	（うち賞与引当金）	(37,114)
	固定負債	105,412
	株主資本	624,830
	資本金	50,000
	利益剰余金	574,830
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	562,330
	（うち当期純利益）	(58,331)
	合計	1,339,097

第 22 期決算公告

2026年７月17日
千葉県印旛郡酒々井町柏木字桐ノ木12番の８
京成ハーモニー株式会社
代表取締役社長　本田　哲也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,878
	固定資産	3
	合計	69,882
負純資債産及のび部	流動負債	13,362
	負債合計	13,362
	株主資本	56,519
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,519
	その他利益剰余金	46,519
	（うち当期純損失）	(3,230)
	純資産合計	56,519
	合計	69,882

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
千葉市中央区末広４丁目20番13号
株式会社千葉ケイテクノ
代表取締役　長谷川憲一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,550,742
	固定資産	382,035
	合計	1,932,777
負純資債産及のび部	流動負債	669,317
	固定負債	87,635
	株主資本	1,175,825
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,125,824
	利益準備金	42,664
	その他利益剰余金	1,083,160
	（うち当期純利益）	(139,596)
	合計	1,932,777

第 36 期決算公告

2026年７月17日
東京都立川市錦町三丁目６番６号
株式会社マルリョウ
代表取締役社長　水口　良治

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,047,719
	固定資産	245,291
	合計	1,293,010
負純資債産及のび部	流動負債	587,002
	賞与引当金	1,602
	固定負債	275,591
	退職給付引当金	6,600
	株主資本	430,417
	資本金	100,000
	利益剰余金	330,417
	利益準備金	6,630
	その他利益剰余金	323,787
	（うち当期純利益）	(89,980)
	合計	1,293,010

第 1 期決算公告

令和８年６月19日
東京都港区赤坂５丁目３番６号
株式会社TBS Green Transformation
代表取締役　法　亢順

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	159,907,372
	固定資産	36,389,008
	資産合計	196,296,380
負純資債産及のび部	流動負債	599,690
	株主資本	195,696,690
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	100,000,000
	資本準備金	100,000,000
	利益剰余金	△4,303,310
	その他利益剰余金	△4,303,310
	（うち当期純損失）	(4,303,310)
	負債・純資産合計	196,296,380

第 14 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
東京都千代田区内神田一丁目７番８号
株式会社カブク
代表取締役　西村　欣晃

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	340,814
	固定資産	12,625
	合計	353,439
負純資債産及のび部	流動負債	94,686
	固定負債	308,000
	株主資本	△49,247
	資本金	100,000
	利益剰余金	△149,247
	その他利益剰余金	△149,247
	（うち当期純損失）	(6,865)
	合計	353,439

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月２日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤポムロール株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨
（令和８年４月10日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,000
	資産合計	2,000
負純資債産及のび部	流動負債	5
	負債合計	5
	株主資本	1,994
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 5
	その他利益剰余金	△ 5
	（うち当期純損失）	(5)
	純資産合計	1,994
	負債・純資産合計	2,000

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都港区芝浦一丁目２番３号
グローバルフードソリューション株式会社
代表取締役　立石　雅士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	87,016
	固定資産	2,963,311
	資産合計	3,050,328
負純資債産及のび部	流動負債	39,260
	株主資本	3,011,068
	資本金	50,000
	資本剰余金	3,009,896
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	2,959,896
	利益剰余金	△48,828
	その他利益剰余金	△48,828
	（うち当期純利益）	(3,027,716)
	負債・純資産合計	3,050,328

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
東京都港区高輪２丁目21番１号
au Coincheck Digital Assets株式会社
代表取締役　笠井　道彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	180,564
	固定資産	194,877
	合計	375,441
負純資債産及のび部	流動負債	22,026
	株主資本	353,415
	資本金	100,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	200,000
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	△ 46,584
	その他利益剰余金	△ 46,584
	（うち当期純損失）	(46,584)
	合計	375,441

第２期決算公告

2026年７月17日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
株式会社ＴＥＫＯ　ＬＥＶＥＲＡＧＥ
代表取締役　大澤　智規

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	182,830
	固定資産	32,834
	合計	215,665
負債及び純資産の部	流動負債	78,458
	（賞与引当金）	(31,015)
	（役員賞与引当金）	(8,509)
	株主資本	137,207
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	37,207
	その他利益剰余金	37,207
	（うち当期純利益）	(13,162)
	合計	215,665

第23期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区南平台町５番６号
株式会社ティー・エイチ・プロパティーズ
代表取締役　鳥内　雄高

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,387
	固定資産	2,898
	合計	7,286
負債及び純資産の部	流動負債	65
	固定負債	307
	株主資本	6,912
	資本金	100
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	1,550
	その他資本剰余金	1,450
	利益剰余金	3,812
	その他利益剰余金	3,812
	（うち当期純損失）	(1)
	合計	7,286

第21期決算公告

令和８年６月24日
東京都港区赤坂四丁目９番17号
エムアイティージャパン株式会社
代表取締役　高島　　順

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	722
	固定資産	7
	合計	729
負債及び純資産の部	流動負債	585
	固定負債	65
	株主資本	78
	資本金	10
	利益剰余金	68
	その他利益剰余金	68
	（うち当期純利益）	(23)
	合計	729

第４期決算公告

2026年７月17日
東京都渋谷区神宮前二丁目14番18号
株式会社博報堂キャビン
代表取締役　須之内元也

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	697,231
	固定資産	36,271
	合計	733,502
負債及び純資産の部	流動負債	304,643
	（賞与引当金）	(40,696)
	（役員賞与引当金）	(7,359)
	株主資本	428,859
	資本金	100,000
	利益剰余金	328,859
	その他利益剰余金	328,859
	（うち当期純利益）	(170,680)
	合計	733,502

第27期決算公告

2026年７月17日
東京都港区赤坂三丁目13番16号
株式会社博報堂クリエイティブ・ヴォックス
代表取締役　長島　　慎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	750,819
	固定資産	54,985
	合計	805,805
負債及び純資産の部	流動負債	222,140
	（賞与引当金）	(71,148)
	（役員賞与引当金）	(8,222)
	株主資本	583,664
	資本金	30,000
	利益剰余金	553,664
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	546,164
	（うち当期純利益）	(146,177)
	合計	805,805

第17期決算公告

2026年７月17日
東京都渋谷区桜丘町９番17号
株式会社ハッピーアワーズ博報堂
代表取締役　藤井　一成

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	501,956
	固定資産	38,088
	合計	540,044
負債及び純資産の部	流動負債	188,347
	（賞与引当金）	(41,649)
	（役員賞与引当金）	(18,231)
	株主資本	351,697
	資本金	10,000
	利益剰余金	341,697
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	339,197
	（うち当期純利益）	(126,308)
	合計	540,044

第19期決算公告

令和８年７月17日
東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
丸紅アセットマネジメント株式会社
代表取締役　横山　禎之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,905,168
	固定資産	380,274
	合計	3,285,443
負債及び純資産の部	流動負債	945,939
	固定負債	0
	株主資本	2,339,503
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	2,239,503
	その他利益剰余金	2,239,503
	（うち当期純利益）	(1,926,330)
	合計	3,285,443

第18期決算公告

2026年７月17日
東京都文京区湯島二丁目18番６号
株式会社エクスビジョン
代表取締役社長　山本　哲也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	77,997
	固定資産	46,425
	資産合計	124,422
負債及び純資産の部	流動負債	69,564
	（賞与引当金）	(957)
	株主資本	54,858
	資本金	60,000
	資本剰余金	146,684
	資本準備金	146,684
	利益剰余金	△151,825
	その他利益剰余金	△151,825
	（うち当期純損失）	(89,045)
	負債・純資産合計	124,422

第17期決算公告

令和８年７月17日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目９番11号
株式会社ＪＡ設計
代表取締役社長　谷　健太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	343,181
	固定資産	70,471
	合計	413,652
負債及び純資産の部	流動負債	79,954
	固定負債	93,474
	株主資本	240,224
	資本金	40,000
	利益剰余金	200,224
	利益準備金	6,600
	その他利益剰余金	193,624
	（うち当期純利益）	(13,806)
	合計	413,652

第３期決算公告

令和８年６月23日
東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
株式会社プレミアムビジネスサポート
代表取締役　清水　利昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	221,258
	固定資産	10,057
	資産合計	231,315
負債及び純資産の部	流動負債	116,000
	負債合計	116,000
	株主資本	115,314
	資本金	30,000
	利益剰余金	85,314
	その他利益剰余金	85,314
	（うち当期純利益）	(19,427)
	純資産合計	115,314
	負債・純資産合計	231,315

第９期決算公告

令和８年６月23日
東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
株式会社ＰＷリソース
代表取締役　濵口　裕二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	199,377
	固定資産	12,360
	資産合計	211,737
負債及び純資産の部	流動負債	49,358
	固定負債	11,218
	株主資本	151,160
	資本金	100,000
	資本剰余金	70,000
	資本準備金	70,000
	利益剰余金	△18,839
	その他利益剰余金	△18,839
	（うち当期純利益）	(34,265)
	負債・純資産合計	211,737

第14期決算公告

令和８年６月23日
東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
株式会社ライフセレクト
代表取締役　若月　進也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	329,797
	固定資産	439,303
	資産合計	769,101
負債及び純資産の部	流動負債	343,319
	株主資本	425,781
	資本金	30,000
	資本剰余金	40,366
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	15,366
	利益剰余金	355,415
	その他利益剰余金	355,415
	（うち当期純利益）	(171,803)
	負債・純資産合計	769,101

第２期決算公告

令和８年６月23日
東京都港区南青山二丁目27番25号
ヒューリック南青山ビル６階
株式会社ＪＩＮ
代表取締役　江藤　竜也

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,324
	繰延資産	294
	資産合計	31,619
負債及び純資産の部	流動負債	18,593
	固定負債	90,000
	株主資本	△76,973
	資本金	10,000
	利益剰余金	△86,973
	その他利益剰余金	△86,973
	（うち当期純損失）	(46,461)
	負債・純資産合計	31,619

第５期決算公告

令和８年６月23日
東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
株式会社ウォーターオフグリット
代表取締役　今泉　貴広

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	13,678
	資産合計	13,678
負債及び純資産の部	流動負債	764
	負債合計	764
	株主資本	12,913
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,913
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	413
	（うち当期純損失）	(1,604)
	純資産合計	12,913
	負債・純資産合計	13,678

第１期決算公告

令和８年６月23日
東京都渋谷区神宮前一丁目３番12号
ＭＩＲＡ株式会社
代表取締役　濵口　藍

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,058
	固定資産	13,150
	資産合計	21,208
負債及び純資産の部	流動負債	3,544
	固定負債	10,000
	負債合計	13,544
	株主資本	7,664
	資本金	10,000
	利益剰余金	△2,335
	その他利益剰余金	△2,335
	（うち当期純損失）	(2,335)
	純資産合計	7,664
	負債・純資産合計	21,208

第23期決算公告

令和８年７月17日
東京都江東区豊洲三丁目３番３号
都市再生ファンド運用株式会社
代表取締役　小西　孝久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	288,579
	固定資産	0
	合計	288,579
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	288,579
	資本金	100,000
	利益剰余金	188,579
	利益準備金	14,600
	その他利益剰余金	173,979
	（うち当期純利益）	(345)
	合計	288,579

第29期決算公告

2026年７月17日
千葉県市川市八幡３丁目３番１号
京成フロンティア企画株式会社
代表取締役社長　山田　考一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,080,301
	固定資産	88,036
	合計	2,168,337
負債及び純資産の部	流動負債	1,447,167
	固定負債	125,004
	株主資本	596,166
	資本金	50,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	536,166
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	523,666
	（うち当期純利益）	(36,823)
	合計	2,168,337

第27期決算公告

令和８年６月30日
東京都中央区新川一丁目17番24号
日鉄物産ワイヤ＆ウェルディング株式会社
代表取締役社長　大羽　智之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	13,983,822
	固定資産	1,459,819
	合計	15,443,641
負債及び純資産の部	流動負債	12,317,001
	固定負債	497,238
	株主資本	2,459,508
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,419,985
	利益剰余金	939,523
	利益準備金	4,816
	その他利益剰余金	934,707
	（うち当期純利益）	(223,479)
	評価・換算差額等	169,894
	合計	15,443,641

第35期決算公告

令和８年７月17日
東京都新宿区西新宿３丁目２番11号
株式会社ルミネアソシエーツ
代表取締役社長　文野　誠司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,370,737
	固定資産	544,055
	合計	1,914,792
負債及び純資産の部	流動負債	948,581
	固定負債	378,851
	株主資本	587,360
	資本金	25,000
	資本剰余金	95,713
	その他資本剰余金	95,713
	利益剰余金	466,647
	利益準備金	5,021
	その他利益剰余金	461,626
	（うち当期純利益）	(59,699)
	合計	1,914,792

第７期決算公告

令和８年７月17日
東京都中央区人形町１丁目４番10号
ジャパンウェルスアドバイザーズ株式会社
代表取締役社長　藤田　良樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	357,805
	固定資産	44,793
	資産合計	402,598
負債及び純資産の部	流動負債	178,000
	固定負債	17,877
	株主資本	206,721
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	156,721
	その他利益剰余金	156,721
	（うち当期純利益）	(47,214)
	負債・純資産合計	402,598

第37期決算公告

令和８年７月17日
東京都港区六本木６丁目10番１号
シー・アイ・ビー・シー・ワールド・マーケッツ（ジャパン）インク
日本における代表者　木下　益方

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,051
	固定資産	324
	資産合計	3,375
負債及び純資産の部	流動負債	475
	固定負債	153
	負債合計	628
	資本金及び資本剰余金	4,057
	利益剰余金	△1,310
	純資産合計	2,747
	負債・純資産合計	3,375

第13期決算公告

令和８年６月29日
東京都品川区北品川五丁目１番18号
住友不動産大崎ツインビル東館18階
株式会社ＴＨＳ
代表取締役　丁　艶斌

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	785,702
	固定資産	166,743
	合計	952,445
負債及び純資産の部	流動負債	202,232
	固定負債	443,677
	株主資本	306,536
	資本金	70,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	232,536
	その他利益剰余金	232,536
	（うち当期純利益）	(12,659)
	合計	952,445

第９期決算公告

令和８年６月26日
東京都港区南麻布二丁目13番地
株式会社地方創生テクノロジーラボ
代表取締役　新井　一真

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,199
	固定資産	12,011
	合計	24,210
負債及び純資産の部	流動負債	41,020
	固定負債	20,884
	株主資本	△37,694
	資本金	37,508
	資本剰余金	27,508
	資本準備金	27,508
	利益剰余金	△102,710
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△102,710
	（うち当期純損失）	(7,503)
	合計	24,210

第８期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
Audatex Japan株式会社
代表取締役　スー・チョン・チャン

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	64,200
	固定資産	576
	合計	64,776
負債及び純資産の部	流動負債	26,151
	固定負債	0
	株主資本	38,625
	資本金	1,000
	利益剰余金	37,625
	その他利益剰余金	37,625
	（うち当期純利益）	(17,409)
	合計	64,776

第 11 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

東京都港区虎ノ門一丁目３番１号

ノースホールディングス株式会社

代表取締役　宗雪　敏明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,987
	固定資産	0
	資産合計	3,987
負純資産及び部	流動負債	3,364
	固定負債	756,734
	株主資本	△756,111
	資本金	10,000
	利益剰余金	△766,111
	その他利益剰余金	△766,111
	（うち当期純損失）	(40,613)
	負債・純資産合計	3,987

第 1 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

東京都港区虎ノ門一丁目３番１号

株式会社ＵＮＩＶＡ　ＦＩＴ

代表取締役　八賀晋太朗

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,022
	資産合計	7,022
負純資産及び部	流動負債	3,714
	株主資本	3,308
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,691
	その他利益剰余金	△6,691
	（うち当期純損失）	(6,691)
	負債・純資産合計	7,022

第 1 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

東京都港区虎ノ門一丁目３番１号

株式会社ＵＮＩＶＡ　ＲＢＬ

代表取締役　バクシロヒト

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,863
	資産合計	8,863
負純資産及び部	流動負債	47,997
	株主資本	△39,133
	資本金	10,000
	利益剰余金	△49,133
	その他利益剰余金	△49,133
	（うち当期純損失）	(49,133)
	負債・純資産合計	8,863

第 4 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

東京都港区虎ノ門一丁目３番１号

株式会社リ・ダイニング

代表取締役　鈴木謙太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,211
	固定資産	17,487
	繰延資産	482
	資産合計	31,182
負純資産及び部	流動負債	12,915
	固定負債	5,600
	株主資本	12,666
	資本金	9,000
	利益剰余金	3,666
	その他利益剰余金	3,666
	（うち当期純損失）	(121)
	負債・純資産合計	31,182

第４期決算公告

令和８年７月17日

東京都港区虎ノ門一丁目３番１号

株式会社ユニヴァ・ライゾーマ

代表取締役　作田　陽介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,680
	固定資産	7,797
	資産合計	37,477
負純資産及び部	流動負債	15,705
	固定負債	8,876
	退職給付引当金	953
	株主資本	12,895
	資本金	9,000
	利益剰余金	3,895
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	2,995
	（うち当期純損失）	(299)
	負債・純資産合計	37,477

第 2 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

東京都港区虎ノ門一丁目３番１号

株式会社ユニヴァ・エナジー

代表取締役　小坂　榮成

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,826
	固定資産	5,540
	資産合計	22,366
負純資産及び部	流動負債	62,625
	株主資本	△40,259
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△90,259
	その他利益剰余金	△90,259
	（うち当期純損失）	(89,463)
	負債・純資産合計	22,366

第 31 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

横浜市鶴見区鶴見中央四丁目36番１号

テクノワークス株式会社

代表取締役　羽生　哲朗

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	451,490
	固定資産	852
	合計	452,343
負純資産及び部	流動負債	37,461
	賞与引当金	518
	株主資本	414,881
	資本金	50,000
	利益剰余金	364,881
	その他利益剰余金	364,881
	（うち当期純利益）	(23,366)
	合計	452,343

第 54 期決算公告

令和８年７月17日

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目２番１号

セントラル電子制御株式会社

代表取締役　杉山　茂

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	825,037
	固定資産	116,452
	合計	941,490
負純資産及び部	流動負債	105,763
	（賞与引当金）	(42,900)
	固定負債	6,374
	株主資本	823,744
	資本金	50,000
	利益剰余金	773,744
	利益準備金	11,942
	その他利益剰余金	761,802
	（うち当期純損失）	(82,572)
	評価・換算差額等	5,608
	合計	941,490

第 19 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

東京都中央区京橋二丁目２番１号

アリババ株式会社

代表取締役　岡田　聡良

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	906,613
	固定資産	330,081
	資産合計	1,236,694
負純資産及び部	流動負債	232,212
	賞与引当金	44,136
	固定負債	123,111
	株主資本	881,370
	資本金	100,000
	利益剰余金	781,370
	その他利益剰余金	781,370
	（うち当期純損失）	(661,816)
	負債・純資産合計	1,236,694

第 43 期決算公告

令和８年７月17日

新潟県長岡市東高見１丁目２番地１

株式会社ＪＶＣケンウッド長岡

代表取締役　村松　　純

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,620
	固定資産	1,495
	合計	3,115
負純資産及び部	流動負債	2,123
	固定負債	173
	株主資本	819
	資本金	10
	資本剰余金	842
	資本準備金	3
	その他資本剰余金	839
	利益剰余金	△ 33
	その他利益剰余金	△ 33
	（うち当期純損失）	(51)
	合計	3,115

第 48 期決算公告

令和８年６月30日

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目１番１号

富士通テクノリサーチ株式会社

代表取締役　小林　康秀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	87,775
	固定資産	39,246
	合計	127,021
負純資産及び部	流動負債	262,525
	固定負債	0
	株主資本	△135,504
	資本金	10,000
	利益剰余金	△145,504
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△148,004
	（うち当期純利益）	(12,217)
	合計	127,021

第 16 期決算公告

令和８年６月26日

神奈川県相模原市緑区橋本３―27―６

株式会社ナチュラルライフサポート

代表取締役　橋本健一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,627
	固定資産	18,518
	合計	123,146
負純資産及び部	流動負債	39,898
	（うち賞与引当金）	(5,151)
	固定負債	35,405
	株主資本	47,843
	資本金	3,000
	利益剰余金	44,843
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	44,093
	（うち当期純利益）	(22,750)
	合計	123,146

第77期決算公告　令和８年７月17日
石川県金沢市南町５番20号
丸一繊維株式会社
代表取締役社長　田中　裕之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	60
	固定資産	552
	資産合計	612
負債及び純資産の部	流動負債	289
	固定負債	247
	負債合計	536
	株主資本	76
	資本金	48
	利益剰余金	28
	その他利益剰余金	28
	（うち当期純利益）	(49)
	純資産合計	76
	負債・純資産合計	612

第33期決算公告　令和８年７月17日
石川県金沢市千木町リ100番地
株式会社北陸メディアセンター
代表取締役社長　小林　正明
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	317,743
	固定資産	220,950
	合計	538,694
負債及び純資産の部	流動負債	15,913
	（賞与引当金）	(1,466)
	固定負債	25,629
	（退職給付引当金）	(11,472)
	株主資本	497,151
	資本金	485,057
	利益剰余金	12,094
	利益準備金	1,211
	その他利益剰余金	10,883
	（うち当期純利益）	(2,848)
	合計	538,694

第12期決算公告
令和８年７月17日
新潟県佐渡市河原田諏訪町80番地４
グリーンパーク佐渡株式会社
代表取締役　星　有也
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	271,826
	固定資産	180
	合計	272,006
負債及び純資産の部	流動負債	60,082
	株主資本	211,924
	資本金	200,000
	利益剰余金	11,924
	その他利益剰余金	11,924
	（うち当期純利益）	(3,861)
	合計	272,006

第33期決算公告　2026年６月26日
岐阜県安八郡神戸町大字横井字中新田1528
三菱マテリアルハードメタル株式会社
代表取締役　山本　克
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,846,629
	固定資産	4,204,985
	合計	15,051,614
負債及び純資産の部	流動負債	6,828,640
	固定負債	757,038
	株主資本	7,470,382
	資本金	200,000
	資本剰余金	153,707
	（資本準備金）	(153,707)
	利益剰余金	7,116,674
	（利益準備金）	(50,000)
	（うち当期純利益）	(216,869)
	評価・換算差額等	△ 4,447
	合計	15,051,614

第48期決算公告　令和８年５月28日
山梨県笛吹市石和町四日市場2031番地の24
株式会社サンライフ壽
代表取締役　島津　令子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	250,936
	固定資産	707,751
	繰延資産	2,038
	合計	960,725
負債及び純資産の部	流動負債	148,317
	固定負債	453,685
	株主資本	358,723
	資本金	10,000
	利益剰余金	349,723
	利益準備金	18
	その他利益剰余金	349,705
	（うち当期純利益）	(5,015)
	自己株式	△1,000
	合計	960,725

第24期決算公告
令和８年７月17日
福井市松本上町15―３―１
えちぜん鉄道株式会社
代表取締役　前田　洋一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,025
	固定資産	582
	合計	1,607
負債及び純資産の部	流動負債	1,192
	固定負債	93
	株主資本	322
	資本金	497
	資本剰余金	40
	その他資本剰余金	40
	利益剰余金	△ 215
	その他利益剰余金	△ 215
	（うち当期純利益）	(8)
	合計	1,607

第40期決算公告
2026年６月26日
静岡県藤枝市善左衛門86番地の１
中部大王製紙パッケージ運輸株式会社
代表取締役　山田　貴之
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	87,185
	固定資産	10,891
	合計	98,077
負債及び純資産の部	流動負債	79,714
	固定負債	4,150
	株主資本	14,212
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,212
	（利益準備金）	(2,500)
	（その他利益剰余金）	(1,712)
	（うち当期純利益）	(5,204)
	合計	98,077

第54期決算公告　令和８年６月29日
岐阜県可児市姫ケ丘一丁目３番地
星菱電機株式会社
代表取締役　藤井　健一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	392,434
	固定資産	277,956
	資産合計	670,390
負債及び純資産の部	流動負債	159,350
	賞与引当金	53,600
	修繕引当金	3,257
	固定負債	10,900
	役員退任慰労引当金	10,900
	株主資本	500,140
	資本金	10,000
	利益剰余金	490,140
	（利益準備金）	(2,500)
	（うち当期純利益）	(29,577)
	負債・純資産合計	670,390

第14期決算公告
令和８年７月17日
岐阜市茜部菱野四丁目103番地
株式会社岐阜教弘
代表取締役　七野　武稔
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	107,467
	固定資産	4,117
	合計	111,584
負債及び純資産の部	流動負債	6,501
	株主資本	105,083
	資本金	3,000
	利益剰余金	102,083
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	101,333
	（うち当期純利益）	(14,795)
	合計	111,584

第20期決算公告　令和８年７月17日
名古屋市中区錦一丁目19番24号
中日本エクストール名古屋株式会社
代表取締役社長　三宅　広通
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,287
	固定資産	487
	合計	2,774
負債及び純資産の部	流動負債	1,409
	固定負債	960
	株主資本	405
	資本金	100
	資本剰余金	98
	資本準備金	50
	その他資本剰余金	48
	利益剰余金	207
	その他利益剰余金	207
	（うち当期純利益）	(22)
	合計	2,774

第７期決算公告
令和８年７月17日
静岡県静岡市葵区常磐町２丁目６番８号
Ｔ＆Ｔエナジー株式会社
代表取締役社長　浅倉　智章
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	542,485
	固定資産	2,560
	合計	545,045
負債及び純資産の部	流動負債	252,457
	株主資本	292,588
	資本金	125,000
	資本剰余金	125,000
	資本準備金	125,000
	利益剰余金	42,588
	その他利益剰余金	42,588
	（うち当期純利益）	(78,526)
	合計	545,045

第36期決算公告　2026年６月26日
静岡県浜松市中央区本郷町515番地の１
株式会社東海電業
代表取締役　吉岡　伸
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	200,397
	固定資産	14,677
	合計	215,075
負債及び純資産の部	流動負債	52,282
	（うち賞与引当金）	(24,000)
	固定負債	1,738
	株主資本	161,054
	資本金	10,000
	利益剰余金	151,054
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	148,554
	（うち当期純利益）	(10,008)
	合計	215,075

第81期決算公告

令和８年７月17日
名古屋市中区錦三丁目６番29号
興和冷蔵株式会社
代表取締役　松原　光男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	685,255
	固定資産	1,420,403
	合計	2,105,658
負債及び純資産の部	流動負債	248,883
	固定負債	123,899
	株主資本	1,646,498
	資本金	470,000
	利益剰余金	1,176,498
	利益準備金	117,500
	その他利益剰余金	1,058,998
	（うち当期純利益）	(137,812)
	評価・換算差額等	86,377
	合計	2,105,658

第2期決算公告

令和８年７月17日
名古屋市西区幅下１－４－１
株式会社ＳＤＳ
代表取締役社長　木南　充裕

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	716,410
	固定資産	126,935
	合計	843,346
負債及び純資産の部	流動負債	427,217
	賞与引当金	15,886
	固定負債	391,856
	退職給付引当金	110,486
	株主資本	24,272
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,272
	その他利益剰余金	14,272
	（うち当期純利益）	(△43,320)
	合計	843,346

第1期決算公告

令和８年７月17日
名古屋市西区幅下１－４－１
株式会社ＳＤＳ
代表取締役社長　木南　充裕

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	420,646
	固定資産	124,842
	合計	545,489
負債及び純資産の部	流動負債	477,896
	株主資本	67,592
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,592
	その他利益剰余金	57,592
	（うち当期純利益）	(57,592)
	合計	545,489

第13期決算公告

令和８年６月26日
名古屋市西区上小田井二丁目37番地
株式会社アルファサービス
代表取締役　花井　秀夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	122,446
	固定資産	5,673
	合計	128,120
負債及び純資産の部	流動負債	32,407
	固定負債	5,826
	株主資本	89,887
	資本金	1,000
	利益剰余金	88,887
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	88,637
	（うち当期純利益）	(39,420)
	合計	128,120

第7期決算公告

令和８年６月26日
名古屋市中村区名駅三丁目22番８号
株式会社アルファ１グループ
代表取締役　神田　孝謙

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	184,595
	固定資産	886,472
	合計	1,071,067
負債及び純資産の部	流動負債	126,594
	（うち賞与引当金）	(1,106)
	固定負債	705,250
	株主資本	239,222
	資本金	10,000
	資本剰余金	64,414
	その他資本剰余金	64,414
	利益剰余金	164,808
	その他利益剰余金	164,808
	（うち当期純利益）	(229,135)
	合計	1,071,067

第1期決算公告

令和８年７月17日
愛知県春日井市松河戸町1463番地
株式会社春日井西部学校給食サポート
代表取締役　山本　貴廣

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,756
	固定資産	5,349
	合計	19,106
負債及び純資産の部	流動負債	30
	株主資本	19,075
	資本金	20,000
	利益剰余金	△924
	その他利益剰余金	△924
	（うち当期純損失）	(924)
	合計	19,106

第4期決算公告

令和８年６月15日
名古屋市東区東片端町８番地
株式会社スズケンインベストメント
代表取締役　山本　裕一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,152,373
	固定資産	10,000
	合計	9,162,373
負債及び純資産の部	流動負債	71,000
	固定負債	0
	株主資本	9,091,373
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△908,627
	その他利益剰余金	△908,627
	（うち当期純損失）	(229,426)
	合計	9,162,373

第26期決算公告

令和８年６月26日
愛知県常滑市鯉江本町二丁目25番地
株式会社オービック
代表取締役　鯉江　　渉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	282,198
	固定資産	46,076
	合計	328,274
負債及び純資産の部	流動負債	177,900
	（うち賞与引当金）	(14,270)
	固定負債	39,142
	株主資本	111,231
	資本金	10,000
	利益剰余金	101,231
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	98,731
	（うち当期純利益）	(12,975)
	合計	328,274

第9期決算公告

令和８年６月26日
名古屋中村区名駅三丁目22番８号
株式会社アルファプランニング
代表取締役　神田　孝謙

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	44,050
	固定資産	16,070
	合計	60,121
負債及び純資産の部	流動負債	13,469
	（うち賞与引当金）	(398)
	固定負債	8,410
	株主資本	38,241
	資本金	32,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△18,758
	その他利益剰余金	△18,758
	（うち当期純利益）	(15,623)
	合計	60,121

第79期決算公告

令和８年７月17日
愛知県犬山市字林吾塚50番地
株式会社マンツネパッケージ
代表取締役　**關**野江佐夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	464,547
	固定資産	513,668
	合計	978,216
負債及び純資産の部	流動負債	1,213,671
	固定負債	16,879
	株主資本	△252,334
	資本金	74,145
	資本剰余金	6,425
	利益剰余金	△332,905
	利益準備金	17,640
	その他利益剰余金	△350,545
	（うち当期純利益）	(257,362)
	合計	978,216

第10期決算公告

令和８年６月25日
愛知県安城市三河安城町一丁目11番地２
三河アリーナ株式会社
取締役社長　白井　　博

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,027
	合計	50,027
負債及び純資産の部	流動負債	780
	株主資本	49,247
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	△752
	その他利益剰余金	△752
	（うち当期純損失）	(752)
	合計	50,027

第24期決算公告

令和８年７月17日
愛知県名古屋市千種区今池３丁目５番地13号
株式会社菱和テレコム
代表取締役社長　田巻　信義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,594,922
	固定資産	353,816
	合計	1,948,737
負債及び純資産の部	流動負債	1,151,314
	固定負債	198,839
	株主資本	598,584
	資本金	30,000
	利益剰余金	568,584
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	561,084
	（うち当期純利益）	(90,888)
	合計	1,948,737

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
滋賀県大津市馬場一丁目15番15号
大津紙運輸株式会社
代表取締役　髙井　智之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	375,359
	固定資産	225,374
	合計	600,734
負純資債及産のび部	流動負債	192,878
	固定負債	203,431
	株主資本	204,425
	資本金	25,000
	利益剰余金	179,425
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	174,425
	（うち当期純利益）	(42,064)
	合計	600,734

第 18 期決算公告

令和８年７月17日
滋賀県守山市守山一丁目８番７号
株式会社みらいもりやま21
代表取締役　葭本　勝利

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	121,323
	固定資産	70,361
	資産合計	191,684
負純資債及産のび部	流動負債	47,110
	固定負債	53,787
	株主資本	90,787
	資本金	52,250
	利益剰余金	40,537
	その他利益剰余金	40,537
	（うち当期純利益）	(1,747)
	自己株式	△2,000
	負債・純資産合計	191,684

第 54 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
三重県津市高野尾町三月田65番２
株式会社ＪＡ全農みえサービス
代表取締役社長　西村　一也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,072,555
	固定資産	159,592
	合計	1,232,147
負純資債及産のび部	流動負債	617,209
	固定負債	172,882
	株主資本	442,056
	資本金	70,000
	利益剰余金	372,056
	利益準備金	11,960
	その他利益剰余金	360,096
	（うち当期純利益）	(40,531)
	合計	1,232,147

第 12 期決算公告

令和８年６月23日
大阪府大阪市北区鶴野町１番９号
ヤンマーシンビオシス株式会社
代表取締役社長　土井　義典

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	449,481
	固定資産	279,387
	合計	728,869
負純資債及産のび部	流動負債	341,331
	（内賞与引当金）	(26,946)
	固定負債	50,622
	（内退職給付引当金）	(26,466)
	株主資本	336,915
	資本金	90,000
	資本剰余金	72,068
	利益剰余金	174,846
	その他利益剰余金	174,846
	（内当期純利益）	(22,096)
	合計	728,869

第 1 期決算公告

2026年７月17日
大阪市北区茶屋町１番32号
ヤンマーブランドアセットデザイン株式会社
代表取締役社長　長屋　明浩

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,643
	固定資産	295,411
	資産合計	380,054
負純資債及産のび部	流動負債	415,585
	負債合計	415,585
	株主資本	△ 35,531
	資本金	90,000
	利益剰余金	△ 125,531
	その他利益剰余金	△ 125,531
	（うち当期純損失）	(125,531)
	純資産合計	△ 35,531
	負債・純資産合計	380,054

第 46 期決算公告

令和８年６月11日
大阪市西区土佐堀一丁目３番７号
帝人物流株式会社
代表取締役社長　久米　利明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,726
	固定資産	1,824
	合計	4,551
負純資債及産のび部	流動負債	1,274
	固定負債	138
	株主資本	3,138
	資本金	80
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	3,048
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	3,028
	（うち当期純利益）	(130)
	合計	4,551

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月18日
大阪市西区新町１丁目３番12号
ウツエバルブサービス株式会社
代表取締役社長　石森　浩明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,685,520
	固定資産	1,213,996
	合計	4,899,516
負純資債及産のび部	流動負債	435,466
	固定負債	932,827
	株主資本	3,531,223
	資本金	83,000
	利益剰余金	3,448,223
	利益準備金	20,750
	その他利益剰余金	3,427,473
	（うち当期純利益）	(257,150)
	合計	4,899,516

第 49 期決算公告

令和８年６月23日
大阪府三島郡島本町山崎二丁目１番１号
大阪染工株式会社
代表取締役社長　新居　康司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,474,978
	固定資産	4,205
	合計	17,479,183
負純資債及産のび部	流動負債	6,372,112
	（うち賞与引当金）	(41,195)
	固定負債	256,038
	退職給付引当金	256,038
	株主資本	10,851,032
	資本金	90,000
	利益剰余金	10,761,032
	その他利益剰余金	10,761,032
	（うち当期純利益）	(13,319,380)
	合計	17,479,183

第 45 期決算公告

令和８年６月23日
大阪市中央区北浜２丁目２番22号
株式会社システムアンサー
代表取締役　横満　仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	302,584
	固定資産	50,463
	合計	353,047
負純資債及産のび部	流動負債	120,720
	固定負債	53,826
	負債合計	174,546
	株主資本	178,501
	資本金	30,000
	利益剰余金	148,501
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	141,001
	（うち当期純利益）	(38,275)
	純資産合計	178,501
	合計	353,047

第 23 期決算公告

令和８年７月17日
大阪市中央区城見二丁目１番61号
スマック株式会社
代表取締役　河原　定夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	703,166
	固定資産	193,045
	資産合計	896,212
負純資債及産のび部	流動負債	209,721
	株主資本	686,491
	資本金	95,000
	資本剰余金	29,070
	資本準備金	23,750
	その他資本剰余金	5,320
	利益剰余金	562,421
	利益準備金	6,004
	その他利益剰余金	556,417
	（うち当期純利益）	(102,228)
	負債・純資産合計	896,212

第 38 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
大阪市中央区淡路町４丁目４番11号
アーバネックス淡路町ビル
株式会社大阪ガスクッキングスクール
代表取締役社長　松浦　哲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	216,895
	固定資産	141,948
	合計	358,843
負純資債及産のび部	流動負債	63,892
	固定負債	91,826
	株主資本	203,126
	資本金	90,000
	利益剰余金	113,126
	（利益準備金）	(22,500)
	（その他利益剰余金）	(90,626)
	（うち当期純利益）	(20,163)
	合計	358,843

第 28 期決算公告

令和８年６月24日
大阪市中央区北浜４丁目５番33号
株式会社SEIプロスタッフス
代表取締役　近藤　和之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	179,488
	固定資産	65,199
	合計	244,687
負純資債及産のび部	流動負債	119,150
	固定負債	40,458
	退職給付引当金	38,238
	役員退職慰労引当金	2,220
	株主資本	85,080
	資本金	50,000
	利益剰余金	35,080
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	22,580
	（うち当期純利益）	(15,273)
	合計	244,687

第79期決算公告　令和８年６月26日
大阪市西淀川区姫里２丁目６番26号
新和興業株式会社
代表取締役　佐藤　敏夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,710,089
	固定資産	631,909
	繰延資産	362
	合計	12,342,359
負純資債及産のび部	流動負債	3,088,825
	固定負債	371,564
	株主資本	8,881,970
	資本金	50,000
	利益剰余金	8,831,970
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	8,819,470
	(うち当期純利益)	(586,421)
	合計	12,342,359

第41期決算公告　令和８年７月17日
大阪府守口市河原町10番15号
株式会社トークティ守口
代表取締役　河内　信也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,724
	固定資産	137,914
	有形固定資産	12,860
	無形固定資産	73
	投資その他の資産	124,981
	合計	175,638
負純資債及産のび部	流動負債	3,219
	固定負債	1,387
	株主資本	171,032
	資本金	85,000
	利益剰余金	86,032
	その他利益剰余金	86,032
	(うち当期純利益)	(700)
	合計	175,638

第94期決算公告　令和８年７月17日
大阪府東大阪市七軒家18番15号
大阪銘板株式会社
代表取締役　山口　徹
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,226,184
	固定資産	5,173,726
	資産合計	7,399,910
負純資債及産のび部	流動負債	2,412,570
	固定負債	1,335,539
	負債合計	3,748,109
	株主資本	3,651,801
	資本金	98,000
	資本剰余金	941,273
	利益剰余金	3,686,380
	(うち当期純利益)	(24,028)
	自己株式	△ 1,073,852
	純資産合計	3,651,801
	負債・純資産合計	7,399,910

第28期決算公告　令和８年６月26日
鳥取市五反田町３番地
日本海三菱自動車販売株式会社
取締役社長　前場　秀幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	581,198
	固定資産	287,137
	資産合計	868,335
負純資債及産のび部	流動負債	538,357
	(賞与引当金)	(3,458)
	固定負債	66,435
	株主資本	263,543
	資本金	70,000
	資本剰余金	230,000
	資本準備金	230,000
	利益剰余金	△36,457
	その他利益剰余金	△36,457
	(うち当期純損失)	(12,719)
	負債・純資産合計	868,335

第59期決算公告
令和８年６月30日
和歌山県和歌山市美園町五丁目１番地の１
株式会社農協物流わかやま
代表取締役社長　橋詰　久幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,708,264
	固定資産	607,152
	資産合計	3,315,416
負純資債及産のび部	流動負債	382,935
	固定負債	132,793
	株主資本	2,799,687
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,759,687
	利益準備金	40,700
	その他利益剰余金	2,718,987
	(うち当期純利益)	(225,027)
	負債・純資産合計	3,315,416

第39期決算公告　令和８年６月25日
大阪府高石市高砂２丁目８番地
泉北コンクリート工業株式会社
代表取締役　馬渡　実文
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	434,583
	固定資産	742,904
	資産合計	1,177,487
負純資債及産のび部	流動負債	152,072
	固定負債	386,097
	株主資本	639,318
	資本金	30,000
	利益剰余金	609,318
	利益準備金	1,180
	その他利益剰余金	608,138
	(うち当期純損失)	(70,079)
	負債・純資産合計	1,177,487

第60期決算公告
令和８年７月17日
山口県周南市入舟町７―26
山口汽船株式会社
代表取締役　川口　勉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,986
	固定資産	3,911
	資産合計	113,898
負純資債及産のび部	流動負債	19,517
	賞与引当金	9,900
	その他	9,617
	株主資本	94,380
	資本金	10,000
	利益剰余金	84,380
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	81,880
	(うち当期純利益)	(2,751)
	負債・純資産合計	113,898

第71期決算公告
令和８年７月17日
広島市西区中広町三丁目13番16号
中国機材設備株式会社
代表取締役　堀場　洋
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,666,683
	固定資産	722,202
	合計	3,388,885
負純資債及産のび部	流動負債	802,600
	賞与引当金	116,000
	固定負債	85,435
	退職給付引当金	8,467
	株主資本	2,500,849
	資本金	40,000
	利益剰余金	2,460,849
	その他利益剰余金	2,460,849
	(うち当期純利益)	(135,725)
	合計	3,388,885

第18期決算公告
令和８年７月17日
広島県江田島市能美町鹿川31番地５
鹿川ターミナル株式会社
代表取締役社長　池上　秀雄
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	277,455
	固定資産	142,510
	合計	419,965
負純資債及産のび部	流動負債	288,797
	固定負債	―
	株主資本	131,168
	資本金	50,000
	利益剰余金	81,168
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	68,668
	(うち当期純利益)	(68,668)
	合計	419,965

第８期決算公告　令和８年７月17日
愛媛県西条市朔日市300番地１
株式会社西条学校空調ＰＦＩサービス
代表取締役社長　後藤　裕治
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,744
	固定資産	117
	無形固定資産	96
	投資その他の資産	21
	合計	46,861
負純資債及産のび部	流動負債	17,910
	固定負債	0
	株主資本	28,951
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,951
	その他利益剰余金	18,951
	(うち当期純利益)	(18,951)
	合計	46,861

第67期決算公告　2026年７月17日
香川県香川郡直島町4054番地
マテリアル・エコ・リサイクル株式会社
代表取締役　山田　雅治
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	552,196
	固定資産	511,857
	合計	1,064,053
負純資債及産のび部	流動負債	511,223
	(賞与引当金)	(81,771)
	固定負債	80,009
	(退職給付引当金)	(80,009)
	株主資本	472,821
	資本金	30,000
	利益剰余金	442,821
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	435,321
	(うち当期純利益)	(47,877)
	合計	1,064,053

第１期決算公告　令和８年６月19日
山口県下関市大字石原168番地16
株式会社山口情報処理サービスセンター
代表取締役　中島　弘貴
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,509,338
	固定資産	4,219,829
	合計	5,729,167
負純資債及産のび部	流動負債	221,473
	固定負債	4,000,000
	株主資本	1,507,694
	資本金	80,000
	資本剰余金	1,651,118
	資本準備金	955,620
	その他資本剰余金	695,498
	利益剰余金	△223,423
	その他利益剰余金	△223,423
	(うち当期純損失)	(223,423)
	合計	5,729,167

第 29 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
高知県四万十市佐岡434番地１
高知西南交通株式会社
代表取締役　片岡　孝夫

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	293,479
	固定資産	592,804
	資産合計	886,283
負純資産及び債のび部	流動負債	141,306
	固定負債	161,607
	株主資本	583,370
	資本金	60,000
	利益剰余金	523,370
	その他利益剰余金	523,370
	（うち当期純利益）	(54,916)
	負債・純資産合計	886,283

第 28 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
高知県安芸市千歳町15番26号
高知東部交通株式会社
代表取締役　坂本　泰資

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	64,310
	固定資産	265,823
	資産合計	330,133
負純資産及び債のび部	流動負債	36,126
	固定負債	162,976
	株主資本	131,031
	資本金	20,000
	利益剰余金	111,031
	その他利益剰余金	111,031
	（うち当期純利益）	(8,416)
	負債・純資産合計	330,133

第 45 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
愛媛県松山市三津ふ頭１番地２
株式会社マツスイ
代表取締役　楠田　勲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(万円)
資の産部	流動資産	20,475
	固定資産	15,606
	合計	36,081
負純資産及び債のび部	流動負債	17,376
	固定負債	7,371
	株主資本	11,334
	資本金	5,000
	利益剰余金	8,424
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	7,174
	（うち当期純損失）	(13,956)
	自己株式	△2,090
	合計	36,081

第 3 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
福岡市中央区薬院一丁目14番５号ＭＧ薬院ビル
株式会社マチイロ
代表取締役　時津　孝康

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,473
	固定資産	27,940
	合計	37,413
負純資産及び債のび部	流動負債	105,968
	株主資本	△68,555
	資本金	1,000
	利益剰余金	△69,555
	その他利益剰余金	△69,555
	（うち当期純損失）	(44,289)
	合計	37,413

第５期決算公告

令和８年６月26日
福岡市中央区薬院一丁目14番５号ＭＧ薬院ビル
株式会社ジチタイワークス
代表取締役　森　新平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	528,391
	固定資産	16,535
	合計	544,926
負純資産及び債のび部	流動負債	436,758
	株主資本	108,168
	資本金	10,000
	利益剰余金	98,168
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	95,668
	（うち当期純利益）	(95,668)
	合計	544,926

第５期決算公告

令和８年６月26日
福岡市中央区薬院一丁目14番５号ＭＧ薬院ビル
株式会社ジチタイアド
代表取締役　時津　孝康

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	847,150
	固定資産	20,295
	合計	867,445
負純資産及び債のび部	流動負債	777,764
	株主資本	89,681
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	77,181
	その他利益剰余金	77,181
	（うち当期純利益）	(87,181)
	合計	867,445

第 4 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
佐賀県多久市北多久町大字小侍51番地２
株式会社タニグチ産業
代表取締役　副島　浩次

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	653,316
	固定資産	1,016,412
	合計	1,669,728
負純資産及び債のび部	流動負債	934,949
	固定負債	272,882
	株主資本	448,103
	資本金	10,000
	利益剰余金	438,103
	その他利益剰余金	438,103
	（うち当期純利益）	(△52,157)
	評価・換算差額等	13,794
	合計	1,669,728

第１期決算公告

令和８年６月26日
福岡市中央区天神二丁目３番36号ｉｂｂｆｕｋｕｏｋａビル
株式会社ジチタイキャリア
代表取締役　髙尾　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,406
	合計	19,406
負純資産及び債のび部	流動負債	873
	株主資本	18,533
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△1,467
	その他利益剰余金	△1,467
	（うち当期純損失）	(1,467)
	合計	19,406

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
福岡市中央区薬院一丁目14番５号ＭＧ薬院ビル
株式会社ジチタイリンク
代表取締役　松本銀士朗

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	184,469
	固定資産	1,685
	合計	186,154
負純資産及び債のび部	流動負債	169,063
	株主資本	17,091
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,091
	その他利益剰余金	7,091
	（うち当期純利益）	(7,091)
	合計	186,154

第53期決算公告

令和８年６月19日
熊本県球磨郡錦町一武狩政下2605番地７
九州武蔵精密株式会社
代表取締役社長　朝倉　英明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,568,315
	固定資産	2,473,925
	合計	8,042,240
負純資産及び債のび部	流動負債	1,936,508
	固定負債	30,043
	株主資本	5,930,609
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	5,730,609
	利益準備金	50,000
	その他利益剰余金	5,680,609
	（うち当期純利益）	(248,507)
	評価・換算差額等	145,078
	合計	8,042,240

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
佐賀市駅前中央１丁目９―41
株式会社ワーク
代表取締役　西村　学

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	100,648
	固定資産	132
	合計	100,780
負純資産及び債のび部	流動負債	9,586
	株主資本	91,194
	資本金	10,000
	利益剰余金	81,194
	（うち当期純利益）	(10,120)
	合計	100,780

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目９番41号
株式会社インフォメディア
代表取締役　山崎　心

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	125,335
	固定資産	2,017
	合計	127,353
負純資産及び債のび部	流動負債	24,669
	固定負債	18,028
	株主資本	84,656
	資本金	30,000
	利益剰余金	54,656
	その他利益剰余金	54,656
	（うち当期純利益）	(8,429)
	合計	127,353

第35期決算公告　令和８年７月17日
鹿児島市東千石町14番10号
南国テレホン株式会社
代表取締役社長　津田　洋介
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,599,569
	固定資産	607,373
	合計	2,206,942
負純資産及のび部	流動負債	468,536
	（賞与引当金）	(59,056)
	固定負債	27,355
	（退職給付引当金）	(668)
	株主資本	1,711,051
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,708,051
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,698,051
	（当期純利益）	(133,288)
	合計	2,206,942

第15期決算公告
令和８年７月17日
宮崎県都城市上長飯町5427番地１
グリーンパーク都城株式会社
代表取締役　吉崎　昌宏
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	422,735
	固定資産	25
	合計	422,760
負純資産及のび部	流動負債	361,347
	株主資本	61,413
	資本金	30,000
	利益剰余金	31,413
	その他利益剰余金	31,413
	（うち当期純利益）	(2,147)
	合計	422,760

第70期決算公告　令和８年６月26日
大分県中津市大字是則700番地
ＴＯＴＯサニテクノ株式会社
代表取締役社長　松井　実
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	9,942
	固定資産	10,339
	資産合計	20,281
負純資産及のび部	流動負債	7,577
	固定負債	306
	株主資本	12,398
	資本金	100
	資本剰余金	9,031
	資本準備金	9,031
	利益剰余金	3,267
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	3,242
	（うち当期純利益）	(757)
	負債・純資産合計	20,281

第７期決算公告　令和８年６月26日
沖縄県沖縄市久保田三丁目11番１号
プラザハウスフェアモール２階
沖縄アリーナ株式会社
代表取締役社長　安永　淳一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	783,982,602
	固定資産	25,990,462
	資産合計	809,973,064
負純資産及のび部	流動負債	415,381,710
	固定負債	29,640,000
	株主資本	364,951,354
	資本金	30,000,000
	資本剰余金	20,000,000
	利益剰余金	314,951,354
	その他利益剰余金	314,951,354
	（うち当期純利益）	(44,917,685)
	負債・純資産合計	809,973,064

第54期決算公告
令和８年７月17日
鹿児島市松原町12番32号
鹿児島森田ポンプ株式会社
代表取締役　尾曲　昭二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,080,318
	固定資産	123,936
	合計	1,204,254
負純資産及のび部	流動負債	535,177
	固定負債	21,884
	株主資本	647,193
	資本金	10,000
	利益剰余金	637,193
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	634,693
	（うち当期純利益）	(66,363)
	合計	1,204,254

第23期決算公告
令和８年７月17日
鹿児島市鴨池一丁目55番10号
株式会社
キューデン・グッドライフ鹿児島
代表取締役　新　恒一郎
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	273,522
	固定資産	1,936,366
	合計	2,209,888
負純資産及のび部	流動負債	177,179
	固定負債	1,960,286
	株主資本	72,422
	資本金	100,000
	利益剰余金	△27,577
	その他利益剰余金	△27,577
	（うち当期純損失）	(17,684)
	合計	2,209,888

第２期決算公告
令和８年６月25日
大阪市西区新町一丁目２番13号
新町ビル801号
一般財団法人大阪府バレーボール協会
代表理事　中村　光男
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	169,455
	固定資産	3,652
	合計	173,107
負味債財及産びの正部	流動負債	1,358
	負債合計	1,358
	一般正味財産	171,749
	（基本財産充当額）	(3,000)
	正味財産合計	171,749
	合計	173,107

令和７年度決算公告
令和８年６月22日
大阪市中央区伏見町３丁目６番地３号
一般社団法人関西イノベーションセンター
理事長　堀　　直樹
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	57,266
	固定資産	202,870
	合計	260,136
負味債財及産びの正部	流動負債	40,314
	負債合計	40,314
	指定正味財産	219,821
	正味財産合計	219,821
	合計	260,136

令和７年度決算公告
令和８年６月26日
三重県四日市市桜町3684番地の11
公益財団法人国際環境技術移転センター
理事長　一見　勝之
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	118
	固定資産	6,916
	合計	7,034
負味債財及産びの正部	流動負債	37
	固定負債	51
	負債合計	88
	指定正味財産	3,587
	一般正味財産	3,359
	正味財産合計	6,946
	合計	7,034

第50期決算公告
令和８年６月20日
神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目18－９
日本連続端子株式会社
代表取締役　川副　　聡
貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	7,129
	固定資産	2,746
	合計	9,875
負純資産及のび部	流動負債	1,158
	固定負債	886
	株主資本	7,831
	資本金	268
	資本剰余金	228
	利益剰余金	7,335
	利益準備金	16
	その他利益剰余金	7,319
	（うち当期純利益）	(493)
	合計	9,875

令和７年度決算公告
令和８年７月17日
香川県高松市番町二丁目１番12号
公益財団法人中條文化振興財団
代表理事　藤川　正博
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,494,442
	固定資産	1,428,049,197
	合計	1,454,543,639
負味債財及産びの正部	流動負債	490,529
	負債合計	490,529
	指定正味財産	551,529,468
	一般正味財産	902,523,642
	正味財産合計	1,454,053,110
	合計	1,454,543,639

第47期決算公告
令和８年７月17日
奈良県吉野郡大淀町増口525番地
公益財団法人杉本教育財団
代表理事　杉本　智志
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,668
	固定資産	908,249
	合計	916,917
負味債財及産びの正部	流動負債	113
	固定負債	—
	負債合計	113
	指定正味財産	—
	一般正味財産	916,804
	正味財産合計	916,804
	合計	916,917

第81期決算公告　2026年６月19日
茨城県筑西市向上野1500―７
株式会社カクダイ製作所
代表取締役　原田　俊史
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	410,686
	固定資産	150,300
	資産合計	560,986
負純資債及産のび部	流動負債	172,119
	固定負債	39,402
	株主資本	349,464
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	309,464
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	304,464
	（うち当期純利益）	(5,126)
	負債・純資産合計	560,986

第76期決算公告　令和８年６月22日
茨城県日立市鹿島町一丁目５番10号
臼木証券株式会社
代表取締役　臼木　誉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,126,304
	固定資産	13,679
	資産合計	1,139,983
負純資債及産のび部	流動負債	1,014,264
	特別法上の準備金	700
	株主資本	124,981
	資本金	175,000
	資本剰余金	109,293
	利益剰余金	△159,311
	その他利益剰余金	△159,311
	（うち当期純損失）	(41,530)
	評価・換算差額等	37
	負債・純資産合計	1,139,983

第６期決算公告　令和８年６月29日
山形県西村山郡河北町谷地甲1083番地
寒河江工業ＰＦＩ株式会社
代表取締役　升川　大和
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,031,232
	資産合計	1,031,232
負純資債及産のび部	流動負債	75,117
	固定負債	905,951
	負債合計	981,068
	株主資本	50,164
	資本金	40,000
	利益剰余金	10,164
	その他利益剰余金	10,164
	（うち当期純利益）	(914)
	純資産合計	50,164
	負債・純資産合計	1,031,232

第40期決算公告
2026年６月19日
群馬県佐波郡玉村町上福島63番地２
北関東加工センター株式会社
代表取締役　鎌田　憲介
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	107,509
	固定資産	1,353
	資産合計	108,864
負純資債及産のび部	流動負債	20,452
	株主資本	88,411
	資本金	10,000
	利益剰余金	78,411
	その他利益剰余金	78,411
	（うち当期純利益）	(807)
	負債・純資産合計	108,864

第38期決算公告
2026年６月19日
栃木県小山市萱橋1232番地１
株式会社小山コイルセンター
代表取締役　野中　高志
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	431,785
	固定資産	80,399
	資産合計	512,184
負純資債及産のび部	流動負債	53,624
	固定負債	31,344
	株主資本	427,217
	資本金	25,000
	利益剰余金	402,216
	その他利益剰余金	402,216
	（うち当期純利益）	(4,877)
	負債・純資産合計	512,184

第８期決算公告　令和８年６月24日
栃木県佐野市小中町234番地１
ゼオンオプトバイオラボ株式会社
代表取締役　西岡　寛哉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	118,573
	固定資産	16,467
	資産合計	135,040
負純資債及産のび部	流動負債	48,829
	賞与引当金	17,061
	その他	31,768
	固定負債	58,773
	退職給付引当金	58,773
	株主資本	27,438
	資本金	10,000
	利益剰余金	17,438
	その他利益剰余金	17,438
	（うち当期純損失）	(1,119)
	負債・純資産合計	135,040

第59期決算公告
令和８年７月17日
千葉県木更津市東中央一丁目１番13号
ルームデータ株式会社
代表取締役　切替　尊弘
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	252
	固定資産	468
	繰延資産	0
	合計	721
負純資債及産のび部	流動負債	84
	固定負債	172
	株主資本	463
	資本金	10
	利益剰余金	453
	その他利益剰余金	453
	（うち当期純利益）	(31)
	合計	721

第57期決算公告
2026年６月19日
千葉県東金市山田1228番地５
新生ビルド株式会社
代表取締役　佐々木淳一
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	571,767
	固定資産	49,955
	資産合計	621,723
負純資債及産のび部	流動負債	71,663
	固定負債	55,000
	株主資本	495,059
	資本金	20,000
	利益剰余金	475,059
	利益準備金	5,294
	その他利益剰余金	469,765
	（うち当期純損失）	(23,735)
	負債・純資産合計	621,723

第13期決算公告　令和８年７月17日
埼玉県久喜市河原井町42番地
久喜ロール工業株式会社
代表取締役　鈴木　浩一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,175
	固定資産	15
	繰延資産	53
	資産合計	2,243
負純資債及産のび部	流動負債	1,263
	賞与引当金	84
	固定負債	34
	退職給付引当金	23
	株主資本	946
	資本金	9
	利益剰余金	936
	その他利益剰余金	936
	（うち当期純利益）	(279)
	負債・純資産合計	2,243

第21期決算公告　令和８年６月11日
東京都千代田区飯田橋１丁目８―10
株式会社ドリームホップ
代表取締役　中村　英俊
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,210
	固定資産	2,005
	資産合計	113,215
負純資債及産のび部	流動負債	36,114
	固定負債	106,375
	株主資本	△29,274
	資本金	131,500
	資本剰余金	115,000
	利益準備金	115,000
	利益剰余金	△275,774
	その他利益剰余金	△275,774
	（うち当期純損失）	(20,633)
	負債・純資産合計	113,215

第46期決算公告　令和８年６月22日
東京都千代田区神田錦町三丁目５番地１
株式会社電力計算センター
代表取締役　小島　健二
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,217,290
	固定資産	52,578
	資産合計	1,269,868
負純資債及産のび部	流動負債	225,279
	固定負債	53,887
	役員退職給付引当金	4,762
	退職給付引当金	49,124
	株主資本	990,702
	資本金	30,000
	利益剰余金	960,702
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	953,202
	（うち当期純利益）	(78,295)
	負債・純資産合計	1,269,868

第49期決算公告　2026年７月17日
東京都新宿区新宿一丁目３番７号
トシン・グループ株式会社
代表取締役　加藤　光昭
貸借対照表の要旨（2026年５月20日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	23,493
	固定資産	14,117
	合計	37,611
負純資債及産のび部	流動負債	4,470
	固定負債	1,415
	役員退職慰労引当金	1,229
	退職給付引当金	130
	株主資本	31,725
	資本金	80
	利益剰余金	31,645
	利益準備金	124
	その他利益剰余金	31,520
	（うち当期純利益）	(1,630)
	合計	37,611

第４期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区丸の内二丁目３番１号
ＤＧＳ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　安藤　悠二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	60,362
	資産合計	60,362
負債及び純資産の部	流動負債	14,518
	固定負債	637
	株主資本	45,206
	資本金	15
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	45,176
	その他利益剰余金	45,176
	（うち当期純利益）	(33,890)
	負債・純資産合計	60,362

第29期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
株式会社マルニックス
代表取締役社長　大川　達哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,480,725
	固定資産	319,840
	資産合計	1,800,565
負債及び純資産の部	流動負債	549,329
	固定負債	3,307
	株主資本	1,247,929
	資本金	31,300
	資本剰余金	275
	資本準備金	275
	利益剰余金	1,216,354
	利益準備金	7,569
	その他利益剰余金	1,208,785
	（うち当期純利益）	(1,535,654)
	負債・純資産合計	1,800,565

第41期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区大手町１丁目４番２号
株式会社新正
代表取締役　遠藤　智広

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	16,302
	固定資産	185
	合計	16,487
負債及び純資産の部	流動負債	162
	固定負債	—
	負債合計	162
	株主資本	16,325
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,325
	その他利益剰余金	6,325
	（うち当期純損失）	(123)
	純資産合計	16,325
	合計	16,487

第20期決算公告

令和８年６月30日
東京都中央区新川二丁目27番１号
株式会社シーポック
代表取締役社長　小宮　寛明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	140,393
	固定資産	9,262
	資産合計	149,655
負債及び純資産の部	流動負債	48,735
	賞与引当金	21,394
	その他	27,340
	株主資本	100,920
	資本金	37,000
	利益剰余金	63,920
	利益準備金	9,250
	その他利益剰余金	54,670
	（うち当期純損失）	(65,215)
	負債・純資産合計	149,655

第19期決算公告

令和８年６月30日
東京都中央区新川二丁目27番１号
プラネットファーマソリューションズ株式会社
代表取締役　上野　政之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	373,293
	固定資産	95,389
	資産合計	468,682
負債及び純資産の部	流動負債	116,722
	賞与引当金	6,248
	その他	110,474
	株主資本	351,960
	資本金	5,000
	利益剰余金	346,960
	その他利益剰余金	346,960
	（うち当期純利益）	(69,959)
	負債・純資産合計	468,682

第20期決算公告

令和８年６月24日
東京都千代田区平河町二丁目４番12号
カシオマーケティングアドバンス株式会社
代表取締役社長　奥田　晃一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,814,563
	固定資産	393,232
	合計	3,207,795
負債及び純資産の部	流動負債	1,436,939
	固定負債	162,031
	株主資本	1,608,825
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	1,308,825
	利益準備金	37,874
	その他利益剰余金	1,270,951
	（うち当期純利益）	(734,623)
	合計	3,207,795

第16期決算公告

令和８年６月22日
東京都千代田区神田錦町３―15
株式会社ＷＨＩＳＴＬＥＲ
代表取締役　由良　浩明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	371,070
	固定資産	7,001
	資産合計	378,072
負債及び純資産の部	流動負債	508,297
	固定負債	11,029
	退職給付引当金	2,189
	役員退職引当金	8,840
	株主資本	△141,254
	資本金	1,100
	利益剰余金	△142,354
	その他利益剰余金	△142,354
	（うち当期純損失）	(30,653)
	負債・純資産合計	378,072

第８期決算公告

令和８年６月22日
東京都千代田区神田錦町３―15
株式会社ＳＡＦＥＨＯＵＳＥ
代表取締役　由良　浩明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	772,476
	固定資産	45,419
	資産合計	817,896
負債及び純資産の部	流動負債	744,806
	賞与引当金	660
	固定負債	70,791
	退職給付引当金	13,421
	役員退職引当金	31,653
	株主資本	2,298
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,298
	その他利益剰余金	1,298
	（うち当期純利益）	(20,348)
	負債・純資産合計	817,896

第10期決算公告

令和８年６月22日
東京都千代田区神田錦町３―15
株式会社ＡＲＥＡ35
代表取締役　由良　浩明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	719,021
	固定資産	6,773
	資産合計	725,794
負債及び純資産の部	流動負債	569,410
	固定負債	90,237
	退職給付引当金	14,602
	役員退職引当金	37,333
	株主資本	66,146
	資本金	1,000
	利益剰余金	65,146
	その他利益剰余金	65,146
	（うち当期純損失）	(98,873)
	負債・純資産合計	725,794

第５期決算公告

令和８年６月23日
東京都港区虎ノ門一丁目10番５号
ＭＦＡ株式会社
代表取締役　石井光太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	339,024
	固定資産	5,183
	資産合計	344,207
負債及び純資産の部	流動負債	231,876
	株主資本	112,331
	資本金	60,000
	資本剰余金	40,000
	（資本準備金）	(40,000)
	利益剰余金	12,331
	（その他利益剰余金）	(12,331)
	（うち当期純利益）	(7,443)
	負債・純資産合計	344,207

第４期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
株式会社ＭＴベンチャーズ
代表取締役　宇土　直樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	11,458
	固定資産	1,573,567
	資産合計	1,585,025
負債及び純資産の部	流動負債	85,318
	固定負債	1,404,144
	株主資本	△67,117
	資本金	27,600
	利益剰余金	△94,717
	その他利益剰余金	△94,717
	（うち当期純損失）	(24,146)
	評価・換算差額等	162,680
	その他有価証券評価差額金	162,680
	負債・純資産合計	1,585,025

第２期決算公告

令和８年６月23日
東京都千代田区大手町一丁目５番５号
株式会社みずほポシェット
代表取締役　小原　綾子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	33,562
	固定資産	217,522
	資産合計	251,084
負債及び純資産の部	流動負債	6,274
	負債合計	6,274
	株主資本	244,810
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	△155,189
	その他利益剰余金	△155,189
	（うち当期純損失）	(136,170)
	純資産合計	244,810
	負債・純資産合計	251,084

第５期決算公告

2026年７月17日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
株式会社Ｎｏ　Ｃｏｍｐａｎｙ
代表取締役　秋山　真
貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	402,655
	固定資産	5,450
	繰延資産	304
	合計	408,409
負純資債及産のび部	流動負債	289,979
	（うち賞与引当金）	(20,100)
	株主資本	118,430
	資本金	20,000
	利益剰余金	98,430
	その他利益剰余金	98,430
	（うち当期純利益）	(18,860)
	合計	408,409

第20期決算公告

令和８年６月23日
東京都江東区豊洲１丁目１番１号
コンティチャックニエムヒユーハン・ウーソルベトナム
代表取締役社長　内野　浩一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	700,580
	固定資産	50,344
	資産合計	750,924
負純資債及産のび部	流動負債	953,773
	固定負債	6,622
	退職給付引当金	6,622
	株主資本	△209,471
	資本金	197,657
	利益剰余金	△411,955
	（うち当期純損失）	(103,603)
	評価換算差額	4,827
	為替換算調整額	4,827
	負債・純資産合計	750,924

第10期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区大手町一丁目３番１号
農林中金ビジネスアシスト株式会社
代表取締役社長　市川　聰
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	80,737
	固定資産	12,021
	資産合計	92,759
負純資債及産のび部	流動負債	23,158
	賞与引当金	13,536
	固定負債	21,282
	役員退職慰労引当金	12,900
	退職給付引当金	8,382
	株主資本	48,319
	資本金	30,000
	利益剰余金	18,319
	その他利益剰余金	18,319
	（うち当期純利益）	(1,421)
	負債・純資産合計	92,759

第30期決算公告

令和８年６月26日
東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
トランスマート株式会社
代表取締役　工藤　智昭
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,745
	固定資産	13,325
	資産合計	51,070
負純資債及産のび部	流動負債	27,854
	固定負債	10,000
	株主資本	13,216
	資本金	10,000
	資本剰余金	14,640
	その他資本剰余金	14,640
	利益剰余金	△4,291
	その他利益剰余金	△4,291
	（うち当期純損失）	(4,092)
	自己株式	△7,132
	負債・純資産合計	51,070

第20期決算公告

令和８年６月22日
東京都墨田区押上二丁目18番12号
東武ビジネスソリューション株式会社
代表取締役　社長執行役員　鈴木　熊野
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	939,220
	固定資産	28,598
	資産合計	967,818
負純資債及産のび部	流動負債	337,234
	賞与引当金	23,575
	その他	313,659
	負債合計	337,234
	株主資本	630,584
	資本金	60,000
	利益剰余金	570,584
	その他利益剰余金	570,584
	（うち当期純利益）	(38,312)
	純資産合計	630,584
	負債・純資産合計	967,818

第22期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区神田駿河台４丁目２番地５
三井物産フォレスト株式会社
代表取締役　神野　泰典
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	685,675
	固定資産	278,760
	資産合計	964,436
負純資債及産のび部	流動負債	628,362
	固定負債	124,907
	株主資本	211,166
	資本金	100,000
	利益剰余金	111,166
	利益準備金	20,200
	その他利益剰余金	90,966
	（うち当期純利益）	(24,195)
	負債・純資産合計	964,436

第８期決算公告

令和８年７月17日
東京都中央区日本橋三丁目３番２号
アイ・ストリングス・アビエーション・キャピタル株式会社
代表取締役　片岡　康弘
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,555,367
	固定資産	49,145
	資産合計	1,604,512
負純資債及産のび部	流動負債	687,952
	固定負債	68,396
	株主資本	848,164
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	648,164
	その他利益剰余金	648,164
	（うち当期純利益）	(648,164)
	負債・純資産合計	1,604,512

第８期決算公告

令和８年６月24日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩノンバンクホールディングス株式会社
代表取締役　椎野　充昭
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	36
	固定資産	55,428
	資産合計	55,465
負純資債及産のび部	流動負債	7,851
	株主資本	47,613
	資本金	100
	資本剰余金	44,100
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	44,075
	利益剰余金	3,413
	その他利益剰余金	3,413
	（うち当期純利益）	(2,097)
	負債・純資産合計	55,465

第６期決算公告

令和８年７月17日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
ＪＩＣキャピタル株式会社
代表取締役　池内　省五
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	950
	固定資産	792
	合計	1,742
負純資債及産のび部	流動負債	655
	賞与引当金	142
	役員賞与引当金	8
	固定負債	753
	退職給付引当金	10
	株主資本	334
	資本金	20
	利益剰余金	314
	その他利益剰余金	314
	（うち当期純利益）	(95)
	合計	1,742

第32期決算公告

令和８年６月26日
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
株式会社インサイトテクノロジー
代表取締役　森田　俊哉
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,501,780
	固定資産	725,105
	資産合計	3,226,885
負純資債及産のび部	流動負債	2,878,287
	固定負債	66,660
	株主資本	281,938
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,800
	その他資本剰余金	1,800
	利益剰余金	180,138
	その他利益剰余金	180,138
	（うち当期純利益）	(100,124)
	負債・純資産合計	3,226,885

第17期決算公告

2026年７月17日
東京都渋谷区代々木五丁目40番13号
株式会社共立ライティング
代表取締役　市川　一弘
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	785,380
	固定資産	18,724
	合計	804,104
負純資債及産のび部	流動負債	224,607
	固定負債	1,292
	役員退職慰労引当金	1,292
	株主資本	578,205
	資本金	9,600
	利益剰余金	568,605
	利益準備金	2,400
	その他利益剰余金	566,205
	（うち当期純利益）	(40,083)
	合計	804,104

第42期決算公告

令和８年７月17日
東京都港区港南二丁目13番31号
株式会社ジャパンテクニカルソフトウェア
代表取締役社長　大浦　貴博
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,594,285
	固定資産	2,791,490
	資産合計	7,385,775
負純資債及産のび部	流動負債	1,129,360
	固定負債	990,081
	退職給付引当金	989,824
	株主資本	5,266,334
	資本金	80,000
	利益剰余金	5,186,334
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	5,166,334
	（うち当期純利益）	(336,389)
	負債・純資産合計	7,385,775

第９期決算公告

2026年７月17日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
豊畑西部風力開発株式会社
代表取締役　松本　　智

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,636,764
	固定資産	344,018
	合計	1,980,782
負純資債産及のび部	流動負債	1,795,822
	固定負債	193,655
	株主資本	△6,040
	資本金	1,000
	利益剰余金	△7,040
	その他利益剰余金	△7,040
	（うち当期純損失）	(1,951)
	評価・換算差額等	△2,655
	繰延ヘッジ損益	△2,655
	合計	1,980,782

第10期決算公告

令和８年７月17日
東京都中央区日本橋一丁目13番１号
サファイア・キャピタル株式会社
代表取締役　山田　泰生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	175,388
	固定資産	19,027
	資産合計	194,415
負純資債産及のび部	流動負債	47,941
	株主資本	146,016
	資本金	11,250
	資本剰余金	1,250
	資本準備金	1,250
	利益剰余金	133,516
	その他利益剰余金	133,516
	（うち当期純利益）	(7,352)
	評価・換算差額等	457
	負債・純資産合計	194,415

第49期決算公告

令和８年６月29日
東京都文京区千石一丁目15番５号
パリノ・サーヴェイ株式会社
代表取締役　吉田　洋憲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	296,764
	固定資産	15,615
	資産合計	312,379
負純資債産及のび部	流動負債	140,308
	固定負債	—
	負債合計	140,308
	株主資本	172,071
	資本金	50,000
	利益剰余金	122,070
	利益準備金	6,141
	その他利益剰余金	115,930
	（うち当期純利益）	(37,921)
	純資産合計	172,071
	負債・純資産合計	312,379

第８期決算公告

2026年７月17日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
野辺地向田風力開発株式会社
代表取締役　松本　　智

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,631,161
	固定資産	369,967
	合計	2,001,128
負純資債産及のび部	流動負債	1,997,772
	固定負債	39,056
	株主資本	△31,644
	資本金	1,000
	利益剰余金	△32,644
	その他利益剰余金	△32,644
	（うち当期純損失）	(2,027)
	評価・換算差額等	△4,056
	繰延ヘッジ損益	△4,056
	合計	2,001,128

第９期決算公告

2026年７月17日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
八森風力開発株式会社
代表取締役　松本　　智

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,576,608
	固定資産	302,456
	合計	1,879,065
負純資債産及のび部	流動負債	1,714,025
	固定負債	171,794
	株主資本	△4,960
	資本金	1,000
	利益剰余金	△5,960
	その他利益剰余金	△5,960
	（うち当期純損失）	(1,043)
	評価・換算差額等	△1,794
	繰延ヘッジ損益	△1,794
	合計	1,879,065

第９期決算公告

2026年７月17日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
野辺地町北部風力開発株式会社
代表取締役　松本　　智

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,512,906
	固定資産	292,163
	合計	1,805,069
負純資債産及のび部	流動負債	1,638,384
	固定負債	175,306
	株主資本	△5,315
	資本金	1,000
	利益剰余金	△6,315
	その他利益剰余金	△6,315
	（うち当期純損失）	(1,402)
	評価・換算差額等	△3,306
	繰延ヘッジ損益	△3,306
	合計	1,805,069

第61期決算公告

令和８年６月22日
東京都豊島区高松１－１－11
東京都ファーストシティービル５階
株式会社東京フーズシステムズ
代表取締役　清水　正敏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	298,705
	固定資産	31,785
	無形固定資産	828
	投資その他の資産	30,957
	資産合計	330,491
負純資債産及のび部	流動負債	238,704
	株主資本	91,786
	資本金	16,000
	利益剰余金	75,786
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	71,786
	（うち当期純利益）	(26,468)
	負債・純資産合計	330,491

第７期決算公告

令和８年６月29日
東京都品川区上大崎二丁目25番５号
株式会社アイリティー
代表取締役社長　川田　良樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	36,452,033
	固定資産	11,231,780
	資産合計	47,683,813
負純資債産及のび部	流動負債	52,504,180
	（賞与引当金）	(5,649,347)
	株主資本	△4,820,367
	資本金	9,500,000
	資本剰余金	9,500,000
	資本準備金	9,500,000
	利益剰余金	△23,820,367
	その他利益剰余金	△23,820,367
	（うち当期純損失）	(59,995,604)
	負債・純資産合計	47,683,813

第23期決算公告

令和８年６月22日
東京都千代田区神田神保町一丁目30番地13
ダイナエアー株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	397,624
	固定資産	29,528
	繰延資産	169,753
	資産合計	596,907
負純資債産及のび部	流動負債	92,954
	固定負債	595,346
	株主資本	△91,394
	資本金	263,000
	資本剰余金	366,020
	資本準備金	266,020
	その他資本剰余金	100,000
	利益剰余金	△720,414
	その他利益剰余金	△720,414
	（うち当期純損失）	(272,321)
	負債・純資産合計	596,907

第７期決算公告

令和８年６月30日
東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
丸の内中央ビル10階
関東デーバースチール株式会社
代表取締役社長　藤田　倫之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	206,175,665
	固定資産	21,119,901
	資産合計	227,295,566
負純資債産及のび部	流動負債	109,059,930
	賞与引当金	55,297,000
	株主資本	118,235,636
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	108,235,636
	その他利益剰余金	108,235,636
	（うち当期純利益）	(30,829,443)
	負債・純資産合計	227,295,566

第６期決算公告

令和８年６月30日
東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
株式会社ニッセイ・ライフサポート
代表取締役社長　増山　尚志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	491,165
	固定資産	13,027,725
	資産合計	13,518,891
負純資債産及のび部	流動負債	2,491,655
	固定負債	6,302,104
	株主資本	4,725,131
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,575,050
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	3,550,050
	利益剰余金	1,050,081
	その他利益剰余金	1,050,081
	（うち当期純損失）	(94,394)
	負債・純資産合計	13,518,891

第２期決算公告

令和８年７月17日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー23階
ＴＭＩコンサルティング株式会社
代表取締役　菊地　　聡

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,538,628
	固定資産	2,700,994
	資産合計	4,239,622
負純資債産及のび部	流動負債	1,767,909
	株主資本	2,471,713
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△528,287
	その他利益剰余金	△528,287
	（うち当期純利益）	(524,407)
	負債・純資産合計	4,239,622

決算公告　令和８年７月17日

東京都墨田区横網一丁目６番１号

株式会社第一ホテル両国

代表取締役　吉田　幸夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	984,127
	固定資産	444,637
	合計	1,428,764
負純資産及のび部	流動負債	208,218
	固定負債	788,904
	株主資本	431,642
	資本金	50,000
	利益剰余金	381,642
	その他利益剰余金	381,642
	（うち当期純利益）	(306,289)
	合計	1,428,764

第８期決算公告　令和８年６月26日

東京都港区南麻布五丁目２番地37号

株式会社ＬＩＦＥＳＣＡＰＥＳ

代表取締役　林　正彬

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	449,419
	固定資産	62,817
	資産合計	512,237
負純資産及のび部	流動負債	52,043
	株主資本	430,189
	資本金	250,110
	資本剰余金	1,069,354
	資本準備金	1,055,066
	その他資本剰余金	14,287
	利益剰余金	△889,274
	その他利益剰余金	△889,274
	（うち当期純損失）	(203,939)
	新株予約権	30,004
	負債・純資産合計	512,237

第６期決算公告　令和８年７月17日

東京都品川区荏原一丁目20番10号

株式会社ミラテクドローン

代表取締役　佐々木康之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	130,113
	固定資産	20,083
	資産合計	150,197
負純資産及のび部	流動負債	119,466
	固定負債	4,048
	株主資本	26,682
	資本金	100,000
	資本剰余金	28,518
	その他資本剰余金	28,518
	利益剰余金	△101,835
	その他利益剰余金	△101,835
	（うち当期純損失）	(33,776)
	負債・純資産合計	150,197

第２期決算公告　令和８年６月16日

東京都港区新橋二丁目12番11号

クリアルホテルズ株式会社

代表取締役　横田　大造

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	120,539
	固定資産	98,640
	資産合計	219,179
負純資産及のび部	流動負債	106,784
	固定負債	60,000
	株主資本	52,395
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△47,604
	その他利益剰余金	△47,604
	（うち当期純損失）	(18,182)
	負債・純資産合計	219,179

第１期決算公告　令和８年６月18日

東京都港区虎ノ門三丁目８番８号

クリアルアセットマネジメント株式会社

代表取締役　牧野　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	99,810
	固定資産	1,152
	資産合計	100,962
負純資産及のび部	流動負債	6,898
	株主資本	94,063
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△5,936
	その他利益剰余金	△5,936
	（うち当期純損失）	(5,936)
	負債・純資産合計	100,962

第５期決算公告　令和８年６月24日

東京都港区南青山二丁目５番17号

ジーアイクラウド株式会社

代表取締役　鳥内　將希

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	842
	固定資産	9
	資産合計	851
負純資産及のび部	流動負債	732
	株主資本	119
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	19
	その他利益剰余金	19
	（うち当期純利益）	(12)
	負債・純資産合計	851

第２期決算公告　令和８年６月22日

東京都港区港南２―15―３
品川インターシティＣ棟21Ｆ

ジャイナミクス株式会社

代表取締役社長　古山　浩之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	411,767
	固定資産	27,435
	資産合計	439,202
負純資産及のび部	流動負債	104,695
	固定負債	600,000
	株主資本	△265,493
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△465,493
	その他利益剰余金	△465,493
	（うち当期純損失）	(293,943)
	負債・純資産合計	439,202

第17期決算公告　令和８年７月17日

東京都杉並区今川三丁目28番17号

東京ガスイズミエナジー株式会社

代表取締役　森田　智大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	2,656,302,081
	固定資産	686,305,959
	資産合計	3,342,608,040
負純資産及のび部	流動負債	1,280,559,004
	株主資本	2,062,049,036
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	336,134,806
	資本準備金	336,134,806
	利益剰余金	1,675,914,230
	利益準備金	27,500,000
	その他利益剰余金	1,648,414,230
	（うち当期純利益）	(102,208,392)
	負債・純資産合計	3,342,608,040

第13期決算公告　令和８年６月15日

東京都港区新橋二丁目12番11号

クリアルパートナーズ株式会社

代表取締役　澁谷　賢一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	992,542
	固定資産	10,016
	資産合計	1,002,559
負純資産及のび部	流動負債	808,105
	賞与引当金	12,000
	固定負債	3,000
	株主資本	191,453
	資本金	14,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	172,453
	その他利益剰余金	172,453
	（うち当期純利益）	(48,492)
	負債・純資産合計	1,002,559

第79期決算公告　令和８年６月16日

東京都千代田区三番町８番１号

株式会社リケンＮＰＲ商事

代表取締役　松本　茂

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,940,420
	固定資産	58,992
	資産合計	1,999,412
負純資産及のび部	流動負債	623,179
	固定負債	7,991
	株主資本	1,368,242
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,318,242
	利益準備金	12,954
	その他利益剰余金	1,305,288
	（うち当期純利益）	(124,091)
	負債・純資産合計	1,999,412

第８期決算公告　令和８年６月26日

東京都港区南青山二丁目５番17号
ポーラ青山ビルディング

株式会社アクティブライフサポート

代表取締役　鷹取　祥之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,438
	資産合計	23,438
負純資産及のび部	流動負債	9,377
	賞与引当金	1,823
	株主資本	14,061
	資本金	5,000
	資本剰余金	3,000
	資本準備金	3,000
	利益剰余金	6,061
	その他利益剰余金	6,061
	（うち当期純損失）	(3,601)
	負債・純資産合計	23,438

第15期決算公告　令和８年６月25日

東京都港区芝四丁目２番３号

Ｋ＆Ｉフィルム株式会社

代表取締役　紙村　和忠

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	148
	固定資産	58
	資産合計	206
負純資産及のび部	流動負債	6
	株主資本	200
	資本金	100
	資本剰余金	100
	その他資本剰余金	100
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	206

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目13番６号
株式会社エフエネ
代表取締役　齋藤　昌義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,939,939
	固定資産	2,859,751
	資産合計	8,799,690
負純資債及産のび部	流動負債	1,876,285
	固定負債	1,640,437
	株主資本	5,282,967
	資本金	30,000
	利益剰余金	5,252,967
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	5,245,467
	（うち当期純利益）	(2,120,506)
	負債・純資産合計	8,799,690

第 13 期決算公告

令和８年５月26日
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目13番６号
株式会社ＦＲＯＮＴＩＥＲ
代表取締役　風間　芳樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,884
	固定資産	488
	資産合計	24,372
負純資債及産のび部	流動負債	356
	株主資本	24,016
	資本金	9,000
	資本剰余金	3,847
	その他資本剰余金	3,847
	利益剰余金	11,168
	利益準備金	2,250
	その他利益剰余金	8,918
	（うち当期純損失）	(296)
	負債・純資産合計	24,372

第 50 期決算公告

令和８年６月29日
東京都千代田区三番町８番１号
八重洲貿易株式会社
代表取締役　菊地多計美

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	385,841
	固定資産	13,936
	資産合計	399,777
負純資債及産のび部	流動負債	269,876
	固定負債	36,104
	株主資本	93,797
	資本金	20,000
	資本剰余金	5,000
	利益剰余金	70,797
	その他利益剰余金	70,797
	（うち当期純利益）	(5,874)
	自己株式	△2,000
	負債・純資産合計	399,777

第８期決算公告

令和８年７月17日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩネオファイナンシャルサービシーズ株式会社
代表取締役社長　吉木　直道

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	523,673
	固定資産	20,494
	資産合計	544,168
負純資債及産のび部	流動負債	23,987
	株主資本	520,181
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,350,000
	資本準備金	1,225,000
	その他資本剰余金	1,125,000
	利益剰余金	△1,929,818
	その他利益剰余金	△1,929,818
	（うち当期純利益）	(58,863)
	負債・純資産合計	544,168

第 30 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番１号
渋谷熱供給株式会社
代表取締役社長　中嶋　良平

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	833,117
	固定資産	880,876
	資産合計	1,713,993
負純資債及産のび部	流動負債	130,456
	固定負債	103,363
	株主資本	1,480,174
	資本金	400,000
	利益剰余金	1,080,174
	設備更新積立金	915,000
	繰越利益剰余金	165,174
	（うち当期純利益）	(111,665)
	負債・純資産合計	1,713,993

第 9 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目13番６号
株式会社ウォーターセレクト
代表取締役　風間　芳樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,352
	固定資産	10,959
	資産合計	16,312
負純資債及産のび部	流動負債	102,743
	株主資本	△86,431
	資本金	10,000
	利益剰余金	△96,431
	その他利益剰余金	△96,431
	（うち当期純利益）	(19,899)
	負債・純資産合計	16,312

第 19 期決算公告

令和８年６月25日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番７号
東急アセットマネジメント株式会社
代表取締役　大神田将重

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	996,074
	固定資産	54,327
	合計	1,050,402
負純資債及産のび部	流動負債	236,818
	株主資本	813,583
	資本金	100,000
	利益剰余金	713,583
	その他利益剰余金	713,583
	（うち当期純利益）	(349,535)
	合計	1,050,402

第 27 期決算公告

令和８年６月12日
東京都港区港南一丁目２番70号
株式会社カサレアル
代表取締役社長　窪　伸一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	500,648
	固定資産	31,579
	資産合計	532,227
負純資債及産のび部	流動負債	83,842
	賞与引当金	31,560
	固定負債	11,790
	株主資本	436,595
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	336,595
	その他利益剰余金	336,595
	（うち当期純利益）	(9,877)
	負債・純資産合計	532,227

第 20 期決算公告

令和８年６月24日
東京都港区新橋一丁目18番１号
ＳＢＩリートアドバイザーズ株式会社
代表取締役　岩佐　泰志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,890,087
	固定資産	134,810
	資産合計	2,024,898
負純資債及産のび部	流動負債	511,154
	賞与引当金	75,930
	固定負債	19,608
	退職給付引当金	19,608
	株主資本	1,494,135
	資本金	150,000
	利益剰余金	1,344,135
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	1,306,635
	（うち当期純利益）	(943,876)
	負債・純資産合計	2,024,898

第 16 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
Triland Metals Tokyo株式会社
代表取締役　長光優美子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	189,371
	固定資産	30,182
	合計	219,553
負純資債及産のび部	流動負債	44,348
	固定負債	46,712
	退職給付引当金	12,920
	株主資本	128,493
	資本金	99,000
	利益剰余金	29,493
	利益準備金	13,520
	その他利益剰余金	15,973
	（うち当期純利益）	(15,973)
	合計	219,553

第 77 期決算公告

令和８年６月５日
東京都港区芝公園２丁目６番15号
株式会社　黒龍堂
代表取締役　宮崎　修平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,203,427
	固定資産	4,222,431
	資産合計	7,425,858
負純資債及産のび部	流動負債	649,119
	固定負債	1,243,965
	株主資本	5,532,773
	資本金	31,500
	資本剰余金	143,335
	利益剰余金	5,363,238
	利益準備金	7,875
	（うち当期純利益）	(91,614)
	自己株式	△5,300
	負債・純資産合計	7,425,858

第 46 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
東京都中央区日本橋大伝馬町14番17号
イワタニ・プリムス株式会社
代表取締役　松尾　哲夫

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,521
	固定資産	44
	合計	1,565
負純資債及産のび部	流動負債	118
	固定負債	50
	株主資本	1,397
	資本金	20
	利益剰余金	1,377
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,372
	（うち当期純損失）	(180)
	合計	1,565

第13期決算公告

2026年７月17日
東京都港区赤坂二丁目11番２号
ＨＪアセット・マネージメント株式会社
代表取締役　チャン・スコット・ヤン

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	712,572
	固定資産	84,478
	資産合計	797,051
負債及び純資産の部	流動負債	64,696
	株主資本	732,354
	資本金	70,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	652,354
	その他利益剰余金	652,354
	（うち当期純利益）	（105,405）
	負債・純資産合計	797,051

第14期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区九段北一丁目４番１号
株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ Ｋプラス
代表取締役社長　関　丙浩
代表取締役　徐　賢東

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	378,489
	固定資産	77,726
	資産合計	456,215
負債及び純資産の部	流動負債	615,352
	固定負債	77,948
	株主資本	△237,085
	資本金	100,000
	資本準備金	25,000
	資本剰余金	125,000
	利益剰余金	△487,085
	（うち当期純損失）	（230,128）
	負債・純資産合計	456,215

第１期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
ＣＳＲＩ４号株式会社
代表取締役　前田　拓

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1
	固定資産	10,182
	合計	10,184
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	2,991
	株主資本	7,191
	資本金	0
	資本剰余金	7,300
	その他資本剰余金	7,300
	利益剰余金	△108
	その他利益剰余金	△108
	（うち当期純損失）	（108）
	合計	10,184

第29期決算公告

令和８年６月30日
東京都荒川区町屋一丁目38番16号
東京エレベーター株式会社
代表取締役　関根　忍

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	275,791
	固定資産	9,710
	資産合計	285,502
負債及び純資産の部	流動負債	43,386
	負債合計	43,386
	株主資本	242,115
	資本金	21,000
	利益剰余金	221,115
	その他利益剰余金	221,115
	（うち当期純利益）	（39,829）
	純資産合計	242,115
	負債・純資産合計	285,502

第10期決算公告

令和８年６月26日
東京都中央区銀座五丁目12番８号
Ｏ＆Ｃペーパーバッグホールディングス株式会社
代表取締役社長　新藤　恵悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,746
	固定資産	5,890
	資産合計	8,636
負債及び純資産の部	流動負債	2,680
	固定負債	6
	株主資本	5,950
	資本金	100
	資本剰余金	5,787
	その他資本剰余金	5,787
	利益剰余金	63
	その他利益剰余金	63
	（うち当期純損失）	（1）
	負債・純資産合計	8,636

第14期決算公告

令和８年６月25日
東京都千代田区麹町六丁目１番地１
あおぞらＨＲラボ＆コンサルティング株式会社
代表取締役　川畠　慎也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	111,273
	固定資産	2,253
	合計	113,527
負債及び純資産の部	流動負債	11,066
	固定負債	—
	株主資本	102,460
	資本金	10,000
	利益剰余金	92,460
	その他利益剰余金	92,460
	（うち当期純利益）	（7,018）
	合計	113,527

第８期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
渋谷ヒカリエ
TikTok株式会社
代表取締役　佐藤　陽一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	455
	合計	455
負債及び純資産の部	流動負債	10,070
	株主資本	△9,614
	資本金	100
	利益剰余金	△9,714
	その他利益剰余金	△9,714
	（うち当期純損失）	（1,182）
	合計	455

第71期決算公告

2026年７月17日
東京都江東区亀戸１丁目11番12号
株式会社オチアイ
代表取締役　落合　孝之

貸借対照表の要旨（2026年４月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,916
	固定資産	16,913
	合計	25,829
負債及び純資産の部	流動負債	718
	株主資本	25,111
	資本金	135
	利益剰余金	24,976
	利益準備金	33
	その他利益剰余金	24,943
	（うち当期純利益）	（745）
	合計	25,829

第79期決算公告

令和８年５月28日
東京都中央区日本橋大伝馬町２番７号
小菱商事株式会社
代表取締役社長　寺内　宇郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,693,788
	固定資産	741,426
	合計	2,435,214
負債及び純資産の部	流動負債	1,089,811
	固定負債	16,102
	株主資本	1,329,301
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,229,301
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,204,301
	（当期純利益）	（39,332）
	合計	2,435,214

第25期決算公告

2026年６月24日
秋田県秋田市八橋字下八橋191番地の42
株式会社秋田県分析化学センター
代表取締役社長　佐藤　秀治

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	953,151	流動負債	128,035
固定資産	327,762	賞与引当金	18,464
有形固定資産	315,063	その他	109,571
無形固定資産	4,402	固定負債	63,915
投資その他の資産	8,297	負債合計	191,950
		株主資本	1,088,963
		資本金	450,000
		利益剰余金	638,963
		（うち当期純利益）	（30,698）
		純資産合計	1,088,963
資産合計	1,280,913	負債・純資産合計	1,280,913

第20期決算公告

令和８年７月17日
仙台市青葉区花京院二丁目１番65号
株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北
代表取締役　堀　圭一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,290	流動負債	2,444
固定資産	2,673	固定負債	2,860
有形固定資産	1,290	負債合計	5,304
無形固定資産	89	株主資本	1,659
投資その他の資産	1,294	資本金	90
		利益剰余金	1,569
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	1,547
		（うち当期純利益）	（199）
		純資産合計	1,659
資産合計	6,964	負債・純資産合計	6,964

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月22日

栃木県小山市間々田759番地６
株式会社船田土木
代表取締役　中野渡昭治

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	589,117,016	流動負債	274,043,611
固定資産	175,690,419	（うち賞与引当金）	(4,040,640)
有形固定資産	172,894,055	固定負債	12,164,302
無形固定資産	446,364	株式給付引当金	12,164,302
投資その他の資産	2,350,000	株主資本	478,657,523
繰延資産	58,001	資本金	20,000,000
		利益剰余金	458,657,523
		利益準備金	2,165,000
		その他利益剰余金	456,492,523
		（うち当期純利益）	(47,257,340)
資産合計	764,865,436	負債・純資産合計	764,865,436

第 46 期 決 算 公 告

2026年７月17日　山形県東根市大字東根甲5600番地の１
株式会社東根新電元
代表取締役社長　髙坂　誠一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,499	流動負債	5,753
固定資産	3,840	固定負債	331
		負債合計	6,083
		株主資本	256
		資本金	400
		その他資本剰余金	15
		利益剰余金	△159
		その他利益剰余金	△159
		（うち当期純損失）	(63)
		純資産合計	256
資産合計	6,340	負債・純資産合計	6,340

第 51 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀110番地
東武レジャー企画株式会社
代表取締役　石附　栄一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,866,754	流動負債	9,999,168
固定資産	8,559,001	（うち賞与引当金）	(41,575)
		固定負債	293,976
		退職給付引当金	293,976
		負債合計	10,293,144
		株主資本	1,132,611
		資本金	30,000
		資本剰余金	7,500
		資本準備金	7,500
		利益剰余金	1,095,111
		その他利益剰余金	1,095,111
		（うち当期純利益）	(554,529)
		純資産合計	1,132,611
資産合計	11,425,755	負債・純資産合計	11,425,755

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
埼玉県川越市脇田町17番地８アトランタビル弐号館４階
ＭＣプロデュース株式会社
代表取締役　籔田　洋平

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,223	流動負債	737
固定資産	99	（うち賞与引当金）	(22)
		固定負債	332
		（うち退職給付引当金）	(110)
		株主資本	253
		資本金	95
		利益剰余金	158
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	134
		（うち当期純利益）	(134)
資産合計	1,322	負債・純資産合計	1,322

第 26 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　千葉県千葉市美浜区新港70番地３
株式会社ジェイエイライフ・千葉
代表取締役　谷　　静男

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,185,218	流動負債	204,591
固定資産	457,722	（うち賞与引当金）	(23,788)
		固定負債	189,118
		（うち退職給付引当金）	(110,783)
		株主資本	1,249,231
		資本金	175,000
		利益剰余金	1,074,231
		利益準備金	7,525
		その他利益剰余金	1,066,706
		（うち当期純利益）	(56,486)
資産合計	1,642,940	負債・純資産合計	1,642,940

第 54 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　千葉県千葉市美浜区新港70番地３
株式会社ＪＡエネルギー千葉
代表取締役　鈴木　聖一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,158,560	流動負債	279,766
固定資産	55,850	（うち賞与引当金）	(16,600)
		固定負債	65,535
		（うち退職給付引当金）	(61,110)
		株主資本	869,110
		資本金	120,000
		利益剰余金	749,110
		利益準備金	4,960
		その他利益剰余金	744,150
		（うち当期純利益）	(42,561)
資産合計	1,214,411	負債・純資産合計	1,214,411

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　千葉県四街道市物井598番地１
サツキ機材株式会社
代表取締役　廣瀬　卓哉

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	765,766	流動負債	100,077
固定資産	286,459	（賞与引当金）	(31,265)
		固定負債	55,581
		（退職給付引当金）	(29,724)
		株主資本	896,567
		資本金	10,000
		資本剰余金	13,000
		その他資本剰余金	13,000
		利益剰余金	873,567
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	866,067
		（うち当期純利益）	(54,112)
資産合計	1,052,225	負債・純資産合計	1,052,225

第 51 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　千葉県市原市上高根1683番地１
株式会社南総カントリークラブ
代表取締役　渡邊　毅晴

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	758,576	流動負債	123,529
固定資産	2,422,361	賞与引当金	8,282
		その他	115,245
		固定負債	2,592,873
		災害損失等引当金	30,000
		退職給付引当金	13,237
		その他	2,549,636
		株主資本	464,534
		資本金	10,000
		利益剰余金	454,534
		その他利益剰余金	454,534
		（うち当期純利益）	(4,517)
資産合計	3,180,937	負債・純資産合計	3,180,937

第 77 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号

一新時計株式会社

代表取締役　長谷川　亨

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,720	流動負債	1,823
固定資産	328	賞与引当金	92
		固定負債	117
		退職給付引当金	117
		株主資本	4,108
		資本金	100
		利益剰余金	4,008
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	3,983
		（うち当期純利益）	（512）
資産合計	6,048	負債・純資産合計	6,048

第 2 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　愛知県知多市北浜町24番12

Ｂフードサイエンス株式会社

代表取締役社長　一ノ瀬　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,146	流動負債	619
固定資産	26,970	固定負債	18,092
繰延資産	1	株主資本	11,406
		資本金	250
		資本剰余金	12,750
		資本準備金	35
		その他資本剰余金	12,715
		利益剰余金	△1,593
		その他利益剰余金	△1,593
		（うち当期純損失）	（892）
資産合計	30,118	負債・純資産合計	30,118

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

株式会社ウォーターホールディングス

代表取締役　石川　好美

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,733	流動負債	802
固定資産	6,396	固定負債	49
		（うち退職給付引当金）	（49）
		株主資本	13,278
		資本金	200
		資本剰余金	4,843
		その他資本剰余金	4,843
		利益剰余金	8,235
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	8,210
		（うち当期純利益）	（790）
資産合計	14,129	負債・純資産合計	14,129

第 4 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ

株式会社エアドア

代表取締役　鬼頭　史到

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	57,295	流動負債	12,292
固定資産	5,736	固定負債	53,372
繰延資産	832	株主資本	△196,799
		資本金	1,500
		資本剰余金	1,500
		資本準備金	1,500
		利益剰余金	△199,799
		その他利益剰余金	△199,799
		（うち当期純損失）	（39,406）
		新株予約権	195,000
資産合計	63,864	負債・純資産合計	63,864

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都港区南青山６丁目３番９号

株式会社フレームワークス

代表取締役社長　藁科　譲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,821,496	流動負債	642,562
固定資産	474,593	（うち賞与引当金）	（41,287）
		（うち役員賞与引当金）	（17,474）
		固定負債	422,501
		（うち退職給付引当金）	（137,247）
		株主資本	1,231,026
		資本金	100,000
		資本剰余金	442,278
		資本準備金	442,278
		利益剰余金	688,747
		その他利益剰余金	688,747
		（うち当期純利益）	（688,747）
資産合計	2,296,090	負債・純資産合計	2,296,090

第 36 期 決 算 公 告

2026年７月17日

東京都港区赤坂七丁目１番１号

株式会社エッジ・インターナショナル

代表取締役　麻生　佳孝

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,303,302	流動負債	152,024
固定資産	330,670	固定負債	14,138
		株主資本	1,464,530
		資本金	20,100
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	1,448,835
		利益準備金	3,380
		その他利益剰余金	1,445,455
		（うち当期純利益）	（205,873）
		自己株式	△14,405
		評価・換算差額等	3,279
資産合計	1,633,972	負債・純資産合計	1,633,972

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　東京都中央区日本橋室町一丁目13番５号

株式会社北商コーポレーション

取締役社長　齋藤　順

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,799	流動負債	2,077
固定資産	1,236	固定負債	267
有形固定資産	777	引当金	0
無形固定資産	7	株主資本	691
投資その他の資産	452	資本金	100
		資本剰余金	363
		利益剰余金	755
		利益準備金	38
		その他利益剰余金	717
		（うち当期純利益）	（0）
		自己株式	△527
合計	3,035	合計	3,035

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都港区南青山６丁目３番９号

株式会社ダイワロジテック

代表取締役社長　更科　雅俊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	305,712	流動負債	335
固定資産	2,570,482	株主資本	2,876,030
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,709,519
		資本準備金	2,709,519
		利益剰余金	114,135
		利益準備金	6,688
		その他利益剰余金	107,447
		（うち当期純利益）	（107,447）
		自己株式	△47,625
		評価・換算差額等	△171
		その他有価証券評価差額金	△171
資産合計	2,876,195	負債・純資産合計	2,876,195

第 89 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　横浜市中区桜木町一丁目１番地
花月園観光株式会社
代表取締役　松尾嘉之輔

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	120,588	流動負債	364,776
固定資産	611,217	固定負債	287,640
		（退職給付引当金）	(3,360)
		株主資本	55,753
		資本金	100,000
		資本剰余金	235,590
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	210,590
		利益剰余金	△279,836
		（うち当期純損失）	(57,101)
		評価・換算差額等	23,636
		その他有価証券評価差額金	23,636
合計	731,806	合計	731,806

第 26 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　東京都品川区西五反田二丁目27番３号
日本自然エネルギー株式会社
代表取締役社長　黒澤　達夫

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,277,810	流動負債	199,758
固定資産	188,897	（うち賞与引当金）	(0)
		固定負債	0
		株主資本	2,266,950
		資本金	395,000
		資本剰余金	95,000
		（資本準備金）	(95,000)
		利益剰余金	1,776,950
		（利益準備金）	(3,750)
		（その他利益剰余金）	(1,773,200)
		（うち当期純利益）	(150,403)
資産合計	2,466,708	負債・純資産合計	2,466,708

第 64 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　岐阜県飛騨市古川町是重一丁目１番27号
ニプロファーマ飛騨工場株式会社
代表取締役社長　畑中　秀典

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,070	流動負債	449
固定資産	544	固定負債	74
		株主資本	2,090
		資本金	100
		資本剰余金	380
		資本準備金	80
		その他資本剰余金	300
		利益剰余金	1,610
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	1,588
		（うち当期純利益）	(327)
資産合計	2,615	負債・純資産合計	2,615

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　富山県魚津市東山800番地
アットフィールズテクノロジー株式会社
代表取締役社長　顔　懋祥

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,405,452	流動負債	585,497
固定資産	38,015	（うち賞与引当金）	(175,227)
有形固定資産	11,989	負債合計	585,497
無形固定資産	26,025	株主資本	1,977,694
繰延資産	119,723	資本金	200,000
		利益剰余金	1,777,694
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	1,727,694
		（うち当期純利益）	(268,367)
		純資産合計	1,977,694
資産合計	2,563,191	負債・純資産合計	2,563,191

第 72 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　静岡県湖西市山口630番地の18
株式会社ベルソニカ
代表取締役社長　鈴木　浩

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,314,656	流動負債	11,026,975
固定資産	20,976,989	固定負債	5,702,736
		負債合計	16,729,712
		株主資本	8,177,087
		資本金	156,008
		資本剰余金	83,602
		資本準備金	83,602
		利益剰余金	7,937,476
		利益準備金	39,002
		その他利益剰余金	7,898,474
		（うち当期純利益）	(107,057)
		評価・換算差額等	384,845
		純資産合計	8,561,933
資産合計	25,291,645	負債・純資産合計	25,291,645

第 34 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　岐阜県可児市広見七丁目90番地
株式会社ケーブルテレビ可児
代表取締役　伊神　和浩

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	986,685	流動負債	223,137
固定資産	1,075,230	賞与引当金	25,606
		固定負債	89,271
		退職給付引当金	52,620
		役員退任慰労引当金	36,572
		株主資本	1,749,506
		資本金	400,000
		資本剰余金	431,000
		その他資本剰余金	431,000
		利益剰余金	918,506
		利益準備金	81,625
		その他利益剰余金	836,881
		（うち当期純利益）	(54,676)
資産合計	2,061,915	負債・純資産合計	2,061,915

第 55 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　静岡県静岡市葵区千代512番地の３
株式会社タケエイメタル
代表取締役　戎谷　義孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	321	流動負債	97
固定資産	504	賞与引当金	5
		固定負債	100
		役員株式給付引当金	7
		株主資本	628
		資本金	10
		資本剰余金	20
		資本準備金	4
		その他資本剰余金	16
		利益剰余金	598
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	595
		（うち当期純利益）	(28)
資産合計	826	負債・純資産合計	826

第 78 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　静岡県駿東郡長泉町下長窪1032
コータキ精機株式会社
代表取締役社長　小黒　二郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,071	流動負債	1,350
固定資産	597	固定負債	166
		負債合計	1,517
		株主資本	1,140
		資本金	252
		資本剰余金	56
		資本準備金	56
		利益剰余金	832
		利益準備金	58
		その他利益剰余金	774
		（うち当期純利益）	(199)
		評価・換算差額等	11
		純資産合計	1,152
資産合計	2,669	負債・純資産合計	2,669

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　愛知県刈谷市昭和町二丁目３番地
シーホース三河株式会社
取締役社長　佐古　賢一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	595,448	流動負債	468,913
固定資産	157,078	うち賞与引当金	40,680
有形固定資産	7,626	固定負債	21,611
無形固定資産	1,485	うち退職給付引当金	15,402
投資その他の資産	147,965	うち役員退職慰労引当金	6,209
		株主資本	262,002
		資本金	70,000
		資本剰余金	70,000
		資本準備金	70,000
		利益剰余金	122,002
		その他利益剰余金	122,002
		（うち当期純利益）	(126,233)
資産合計	752,527	負債・純資産合計	752,527

第 121 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
名古屋市南区滝春町９番地
大同マシナリー株式会社
代表取締役社長　川西　邦仁

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,592,598	流動負債	3,712,926
固定資産	2,644,372	固定負債	324,290
有形固定資産	1,349,435	株主資本	5,171,034
無形固定資産	1,189,392	資本金	310,000
投資その他の資産	105,544	資本剰余金	7,917
		利益剰余金	4,853,116
		利益準備金	75,382
		その他利益剰余金	4,777,734
		（うち当期純利益）	(898,954)
		評価・換算差額等	28,719
		その他有価証券評価差額金	28,719
資産合計	9,236,970	負債・純資産合計	9,236,970

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
愛知県岡崎市日名北町４番地１
ＮＢセーレン株式会社
代表取締役社長　結川　孝一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,702	流動負債	5,294
固定資産	7,880	（うち賞与引当金）	(166)
有形固定資産	7,857	固定負債	1,981
無形固定資産	22	株主資本	8,307
投資その他の資産	0	資本金	100
		資本剰余金	5,669
		その他資本剰余金	5,669
		利益剰余金	2,538
		その他利益剰余金	2,538
		（うち当期純利益）	(2,538)
資産合計	15,583	負債・純資産合計	15,583

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月12日　愛知県半田市川崎町１丁目１番地
ＪＦＥチュービック株式会社
代表取締役社長　島本　健

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,528,614	流動負債	528,742
固定資産	1,396,036	固定負債	195,139
有形固定資産	1,138,762	負債合計	723,882
無形固定資産	57,643	株主資本	2,200,769
投資その他の資産	199,630	資本金	150,000
		利益剰余金	2,050,769
		利益準備金	53,372
		その他利益剰余金	1,997,397
		（うち当期純利益）	(182,085)
		純資産合計	2,200,769
資産合計	2,924,651	負債・純資産合計	2,924,651

第 74 期 決 算 公 告

2026年７月17日　京都市南区吉祥院石原京道町１番地の１
光伝導機株式会社
代表取締役社長　中尾　俊博

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,193,632	流動負債	4,679,978
固定資産	5,676,106	固定負債	1,821,868
有形固定資産	2,017,505	株主資本	4,779,681
無形固定資産	118,722	資本金	307,250
投資その他の資産	3,539,879	資本剰余金	112,250
		資本準備金	107,250
		その他資本剰余金	5,000
		利益剰余金	5,412,667
		利益準備金	76,813
		その他利益剰余金	5,335,854
		（うち当期純利益）	(131,094)
		自己株式	△1,052,486
		評価・換算差額等	1,588,211
資産合計	12,869,738	負債・純資産合計	12,869,738

第 91 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　滋賀県大津市大江一丁目１－40
東レ・プレシジョン株式会社
代表取締役　柴田　和彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,539	流動負債	1,127
固定資産	2,773	固定負債	419
有形固定資産	2,165	負債合計	1,547
無形固定資産	33	株主資本	4,665
投資その他の資産	574	資本金	200
		利益剰余金	4,465
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	4,415
		（うち当期純利益）	(621)
		評価・換算差額等	100
		その他有価証券評価差額金	100
		純資産合計	4,765
資産合計	6,312	負債・純資産合計	6,312

第 85 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　大阪市東住吉区今川三丁目６番15号
小川精機株式会社
代表取締役　村上　和正

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,878,822	流動負債	141,534
固定資産	433,989	（賞与引当金）	(34,942)
		（役員賞与引当金）	(6,000)
		固定負債	55,021
		（役員退職金引当金）	(22,000)
		（退職給付引当金）	(25,820)
		株主資本	2,116,257
		資本金	90,000
		利益剰余金	2,026,257
		利益準備金	46,664
		その他利益剰余金	1,979,593
		（うち当期純利益）	(152,006)
資産合計	2,312,811	負債・純資産合計	2,312,811

第 84 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
京都府向日市森本町野田１番地１
株式会社築柴
代表取締役　見上　斉

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	523,757	流動負債	119,634
固定資産	701,790	固定負債	34,373
		株主資本	1,071,540
		資本金	27,000
		資本剰余金	208
		資本準備金	208
		利益剰余金	1,159,856
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	1,151,856
		（うち当期純利益）	(53,640)
		自己株式	△115,525
資産合計	1,225,547	負債・純資産合計	1,225,547

第 76 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

大阪市淀川区宮原四丁目５番36号
株式会社護光商會
代表取締役　瀧口　真一

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,858,610	流動負債	1,601,358
固定資産	72,309	固定負債	63,591
		株主資本	1,265,970
		資本金	95,760
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	1,200,190
		利益準備金	23,920
		その他利益剰余金	1,176,270
		（うち当期純利益）	（75,896）
		自己株式	△ 30,000
資産合計	2,930,919	負債・純資産合計	2,930,919

第 5 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　大阪市北区堂島二丁目４番27号
ＮＥＸＣＯ西日本情報テクノロジー株式会社
代表取締役社長　松村　宜弥

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,626,043	流動負債	3,364,787
固定資産	7,284,784	固定負債	6,178,164
		負債合計	9,542,951
		株主資本	367,876
		資本金	30,000
		資本剰余金	160,000
		資本準備金	7,500
		その他資本剰余金	152,500
		利益剰余金	177,876
		その他利益剰余金	177,876
		（うち当期純利益）	（106,218）
		純資産合計	367,876
資産合計	9,910,827	負債・純資産合計	9,910,827

第 27 期 決 算 公 告

2026年７月17日　大阪府枚方市春日北町二丁目28番１号
関西リサイクルシステムズ株式会社
代表取締役社長　岡田　充弘

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,665	流動負債	1,199
固定資産	2,128	（内賞与引当金）	（102）
		固定負債	105
		（内退職給付引当金）	（100）
		負債合計	1,305
		株主資本	10,488
		資本金	300
		利益剰余金	10,218
		利益準備金	91
		その他利益剰余金	10,126
		（内当期純利益）	（1,841）
		自己株式	△ 30
		純資産合計	10,488
資産合計	11,793	負債・純資産合計	11,793

第 169 期 決 算 公 告

2026年６月25日　大阪市中央区安土町３丁目５番６号
株式会社島田商会
代表取締役社長　吉田　昌泰

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	21,787,358	流動負債	11,148,969
固定資産	1,582,025	固定負債	695,211
有形固定資産	56,006	負債合計	11,844,180
無形固定資産	8,318	株主資本	11,525,203
投資その他の資産	1,517,701	資本金	150,000
		資本剰余金	948
		資本準備金	948
		利益剰余金	11,374,255
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	11,336,755
		（うち当期純利益）	（750,553）
		純資産合計	11,525,203
資産合計	23,369,383	負債・純資産合計	23,369,383

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

大阪市淀川区西宮原一丁目８番29号
ＮＥＸＣＯ西日本コミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長　車　　義政

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	902,093	流動負債	490,730
固定資産	74,500	賞与引当金	13,366
		その他	477,364
		固定負債	38,379
		退職給付引当金	38,379
		株主資本	447,484
		資本金	35,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	377,484
		その他利益剰余金	377,484
		（うち当期純利益）	（82,979）
資産合計	976,593	負債・純資産合計	976,593

第 79 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

大阪府大阪市西淀川区姫島３丁目２番23号
住電ファインコンダクタ株式会社
代表取締役　太田　　肇

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,471	流動負債	1,628
固定資産	1,639	（うち賞与引当金）	（178）
		固定負債	506
		（うち退職給付引当金）	（131）
		株主資本	976
		資本金	160
		利益剰余金	816
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	776
		（うち当期純利益）	（46）
資産合計	3,110	負債・純資産合計	3,110

第 58 期 決 算 公 告

令和８年６月30日

和歌山県海南市冷水192番地５
脇浜電業株式会社
代表取締役　宮川　　治

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,755,399	流動負債	264,240
固定資産	306,589	固定負債	38,781
		株主資本	1,712,412
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,692,412
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,689,912
		（うち当期純利益）	（275,999）
		評価・換算差額等	46,554
		その他有価証券評価差額金	46,554
資産合計	2,061,989	負債・純資産合計	2,061,989

第 15 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　大阪市住之江区南港南２丁目５番８号
阪和メタルズ株式会社
代表取締役　竹内　政博

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	657,228	流動負債	111,086
固定資産	105,651	賞与引当金	4,610
		その他	106,476
		固定負債	89,064
		その他	86,064
		負債合計	200,150
		株主資本	562,729
		資本金	10,000
		利益剰余金	552,729
		その他利益剰余金	552,729
		（うち当期純利益）	（91,904）
		純資産合計	562,729
資産合計	762,879	負債・純資産合計	762,879

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月25日　広島市南区松原町９番１号
西日本高速道路サービス中国株式会社
代表取締役社長　松本　浩志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	679	流動負債	400
固定資産	106	賞与引当金	149
		固定負債	220
		退職給付引当金	211
		役員退職慰労引当金	5
		株主資本	165
		資本金	50
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	105
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	103
		（うち当期純利益）	(29)
資産合計	786	負債・純資産合計	786

第 5 期 決 算 公 告

2026年７月17日
広島市中区紙屋町一丁目３番８号
ひろぎんエリアデザイン株式会社
代表取締役　越智　大輔

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	504,007	流動負債	102,911
固定資産	1,763	賞与引当金	20,731
		固定負債	7,044
		役員退職慰労引当金	6,442
		株主資本	395,815
		資本金	150,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	195,815
		その他利益剰余金	195,815
		（うち当期純利益）	(77,565)
資産合計	505,770	負債・純資産合計	505,770

第 78 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
山口県周南市入舟町７―26
共栄石油株式会社
代表取締役　藤本　浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	687	流動負債	133
固定資産	556	賞与引当金	5
		固定負債	124
		退職給付引当金	31
		役員退職慰労引当金	13
		株主資本	975
		資本金	20
		利益剰余金	955
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	954
		（うち当期純利益）	(100)
		評価・換算差額等	10
資産合計	1,243	負債・純資産合計	1,243

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
山口県周南市江口１―１―26
株式会社周南スイミングクラブ
代表取締役社長　尾前　俊吉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	141,934	流動負債	48,814
固定資産	163,888	（うち賞与引当金）	(5,012)
有形固定資産	145,854	固定負債	32,754
投資その他の資産	18,035	（うち退職給付引当金）	(32,754)
		株主資本	224,254
		資本金	50,000
		利益剰余金	174,254
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	161,754
		（うち当期純利益）	(6,507)
資産合計	305,822	負債・純資産合計	305,822

第 8 期 決 算 公 告

2026年６月９日　大分県大分市豊海一丁目７番４号
株式会社大分宇部
代表取締役　浅井　修

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	549	流動負債	570
固定資産	773	（うち賞与引当金）	(8)
有形固定資産	679	固定負債	161
無形固定資産	15	（うち退職給付引当金）	(19)
投資その他の資産	79	株主資本	591
		資本金	50
		資本剰余金	450
		資本準備金	450
		利益剰余金	91
		その他利益剰余金	91
		（うち当期純利益）	(91)
資産合計	1,322	負債・純資産合計	1,322

第 47 期 決 算 公 告

令和８年６月29日
佐賀県佐賀市大財北町３番35号
佐銀信用保証株式会社
代表取締役　城野　吉章

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,351,215	流動負債	2,845,484
固定資産	21,072	固定負債	1,238,382
有形固定資産	252	（引当金）	(1,202,173)
無形固定資産	9,283	負債合計	4,083,866
投資その他の資産	11,537	株主資本	2,288,695
繰延資産	274	資本金	50,000
		利益剰余金	2,238,695
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,226,195
		（うち当期純利益）	(234,271)
		純資産合計	2,288,695
資産合計	6,372,561	負債・純資産合計	6,372,561

第 45 期 決 算 公 告

令和８年６月17日
東京都港区港南１―８―27
株式会社しんきん情報サービス
代表取締役社長　飯吉　真

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,781,405	流動負債	5,510,043
固定資産	2,369,088	固定負債	452,432
有形固定資産	311,281	負債合計	5,962,476
無形固定資産	973,877	株主資本	4,188,017
投資その他の資産	1,083,929	資本金	200,000
		利益剰余金	3,988,017
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	3,938,017
		（うち当期純利益）	(242,403)
		純資産合計	4,188,017
資産合計	10,150,494	負債・純資産合計	10,150,494

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　宮崎県宮崎市大字富吉1223番地
株式会社エーコープみやざき
代表取締役社長　安川雄一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び資本の部	
流動資産	2,049,212	流動負債	2,008,195
固定資産	1,611,025	固定負債	1,028,821
有形固定資産	1,396,721	負債合計	3,037,016
無形固定資産	21,038	株主資本	623,221
投資その他の資産	193,266	資本金	50,000
		資本剰余金	380,000
		資本準備金	380,000
		利益剰余金	193,222
		利益準備金	6,560
		その他利益剰余金	186,662
		（うち当期純利益）	(69,621)
		純資産合計	623,221
資産合計	3,660,237	負債・純資産合計	3,660,237

2026年３月期決算公告

令和８年７月17日

東京都渋谷区笹塚１丁目50番１号

オスフェリオンバイオマテリアル株式会社

代表取締役　石川　　学

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,477	流動負債	1,031
固定資産	5,491	固定負債	3,323
繰延資産	7	株主資本	4,621
		資本金	100
		資本剰余金	5,218
		（資本準備金）	(2,659)
		利益剰余金	△697
		その他利益剰余金	△697
		（うち当期純損失）	(550)
資産合計	8,976	負債・純資産合計	8,976

第40期決算公告

令和８年７月17日　東京都千代田区内幸町二丁目１番１号

双日ロジスティクス株式会社

代表取締役　蕪木　洋子

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,393,635	流動負債	209,757
固定資産	83,119	賞与引当金	76,350
		固定負債	92,421
		退職給付引当金	64,447
		株主資本	1,174,576
		資本金	100,000
		資本剰余金	873,606
		資本準備金	873,606
		利益剰余金	200,970
		その他利益剰余金	200,970
		（うち当期純利益）	(96,401)
		評価・換算差額等	△0
		繰延ヘッジ損益	△0
資産合計	1,476,755	負債・純資産合計	1,476,755

第89期決算公告

令和８年６月25日　東京都千代田区有楽町一丁目７番１号

共栄商事株式会社

代表取締役社長　矢吹　克明

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,807,921	流動負債	1,772,918
固定資産	3,531,109	固定負債	1,811,564
		株主資本	1,345,656
		資本金	100,000
		資本剰余金	534
		資本準備金	534
		利益剰余金	3,116,376
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,091,376
		（うち当期純利益）	(284,033)
		自己株式	△1,871,255
		評価・換算差額等	408,891
		有価証券評価差額金	408,891
資産合計	5,339,030	負債・純資産合計	5,339,030

第46期決算公告

令和８年７月17日　東京都千代田区大手町１丁目４番２号

ＭＭＳＬジャパン株式会社

代表取締役　長谷　隆行

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,957	流動負債	403
固定資産	133	固定負債	42
		負債合計	445
		株主資本	1,644
		資本金	294
		資本剰余金	243
		資本準備金	243
		利益剰余金	1,107
		利益準備金	64
		その他利益剰余金	1,043
		（うち当期純利益）	(157)
		純資産合計	1,644
資産合計	2,090	負債・純資産合計	2,090

第12期決算公告

令和８年７月17日　東京都荒川区南千住三丁目13番１号

東京ガスＮｅｘｔ　ｏｎｅ株式会社

代表取締役社長　川岸　　誠

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,648,379	流動負債	877,498
固定資産	414,885	固定負債	406
		株主資本	1,185,360
		資本金	80,000
		資本剰余金	248,786
		資本準備金	20,000
		その他資本剰余金	228,786
		利益剰余金	898,804
		その他利益剰余金	898,804
		（うち当期純利益）	(101,544)
		自己株式	△42,230
資産合計	2,063,264	負債・純資産合計	2,063,264

第１期決算公告

令和８年６月22日　東京都千代田区神田錦町３－15

株式会社ＴＨＥ　ＣＯＲＥ

代表取締役　由良　浩明

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,950,797	流動負債	14,376
固定資産	118,936	固定負債	130,984
		役員退職引当金	2,333
		株主資本	1,924,373
		資本金	9,000
		資本剰余金	2,100,099
		資本準備金	1,007,420
		その他資本剰余金	1,092,679
		利益剰余金	△184,725
		利益準備金	△128,651
		その他利益剰余金	△56,074
		（うち当期純損失）	(56,074)
資産合計	2,069,734	負債・純資産合計	2,069,734

第９期決算公告

令和８年７月17日

東京都世田谷区太子堂２丁目17－５佐藤ビル３階

株式会社フィノバレー

代表取締役　川田　修平

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,129	流動負債	1,766
固定資産	216	賞与引当金	13
繰延資産	0	株主資本	580
		資本金	100
		資本剰余金	120
		資本準備金	107
		その他資本剰余金	12
		利益剰余金	360
		その他利益剰余金	360
		（うち当期純利益）	(27)
資産合計	2,346	負債・純資産合計	2,346

第２期決算公告

令和８年３月31日

東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ

Risu Energy Development Holdings株式会社

代表取締役　チュア・ライアン・イー・ティン

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,839,471,448	流動負債	2,867,490,597
固定資産	442,870	株主資本	△27,576,279
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	△27,576,479
		その他利益剰余金	△27,576,479
		（うち当期純損失）	(8,204,720)
資産合計	2,839,914,318	負債・純資産合計	2,839,914,318

第３期決算公告

令和８年６月26日　東京都新宿区西新宿六丁目８番１号
ＪＡＰＡＮ　ＡＩ株式会社
代表取締役　工藤　智昭

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,697,678	流動負債	1,774,535
固定資産	220,548	賞与引当金	69,822
繰延資産	1,757	固定負債	4,532
		従業員株式給付引当金	4,532
		株主資本	138,331
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,946,987
		その他資本剰余金	2,946,987
		利益剰余金	△2,908,655
		その他利益剰余金	△2,908,655
		（うち当期純損失）	（1,810,781）
		新株予約権	2,584
資産合計	1,919,984	負債・純資産合計	1,919,984

第15期決算公告

令和８年６月５日
東京都千代田区大手町１－２－１
Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅタワー11階
Point72 Japan Limited
日本における代表者　小川　眞治

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,114,210	流動負債	4,190,906
固定資産	1,981,499	固定負債	3,389,202
		株主資本	8,515,601
		資本金	196,681
		資本剰余金	6,739,820
		その他資本剰余金	6,739,820
		利益剰余金	1,579,100
		その他利益剰余金	1,579,100
		（うち当期純利益）	（1,515,116）
資産合計	16,095,709	負債・純資産合計	16,095,709

第５期決算公告

令和８年６月23日
東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
しんきん地域創生ネットワーク株式会社
代表取締役社長　清田　直人

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	509,109	流動負債	89,361
固定資産	50,760	賞与引当金	18,086
		役員賞与引当金	5,897
		固定負債	4,831
		退職給付引当金	4,831
		株主資本	465,676
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	265,676
		その他利益剰余金	265,676
		（うち当期純利益）	（77,160）
資産合計	559,869	負債・純資産合計	559,869

第59期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目19番18号
株式会社大京アステージ
代表取締役社長　真島　吉丸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,182	流動負債	7,710
固定資産	5,759	賞与引当金	1,400
		固定負債	2,586
		退職給付引当金	2,212
		株主資本	6,644
		資本金	200
		資本剰余金	2,402
		その他資本剰余金	2,402
		利益剰余金	4,042
		利益準備金	166
		その他利益剰余金	3,875
		（うち当期純利益）	（3,874）
資産合計	16,942	負債・純資産合計	16,942

第12期決算公告

令和８年６月25日　東京都千代田区麹町六丁目１番地１
あおぞら不動産投資顧問株式会社
代表取締役　杉多　隆志

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,436,317	流動負債	169,465
固定資産	42,842	固定負債	7,362
		株主資本	1,302,128
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	1,002,128
		その他利益剰余金	1,002,128
		（うち当期純利益）	（246,840）
		評価・換算差額等	204
		その他有価証券評価差額金	204
資産合計	1,479,160	負債・純資産合計	1,479,160

第25期決算公告

令和８年６月25日　東京都中央区銀座一丁目13番15号
株式会社ニュートリション・アクト
代表取締役　石川　雅仁

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,861	流動負債	370
固定資産	466	固定負債	319
		株主資本	1,603
		資本金	100
		資本剰余金	60
		その他資本剰余金	60
		利益剰余金	1,540
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	1,500
		（うち当期純利益）	（140）
		自己株式	△96
		評価・換算差額等	33
資産合計	2,327	負債・純資産合計	2,327

第19期決算公告

2026年７月17日　東京都渋谷区代々木五丁目40番13号
株式会社共立映像
代表取締役　村上　晃

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	906,248	流動負債	179,813
固定資産	58,085	固定負債	33,579
		役員退職慰労引当金	8,567
		修繕引当金	25,000
		その他	12
		株主資本	750,942
		資本金	9,600
		資本剰余金	30,000
		その他資本剰余金	30,000
		利益剰余金	711,342
		利益準備金	3,120
		その他利益剰余金	708,222
		（うち当期純利益）	（51,396）
資産合計	964,334	負債・純資産合計	964,334

第67期決算公告

2026年７月17日　東京都渋谷区代々木五丁目40番13号
株式会社共立
代表取締役　大田　芳男

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,049,729	流動負債	2,140,001
固定資産	1,947,931	固定負債	880,096
		退職給付引当金	88,421
		役員退職慰労引当金	65,361
		修繕引当金	88,000
		その他	638,313
		株主資本	3,977,563
		資本金	96,000
		利益剰余金	3,883,323
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	3,858,323
		（うち当期純利益）	（403,569）
		自己株式	△1,760
資産合計	6,997,661	負債・純資産合計	6,997,661

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月３日　　東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩベネフィット・システムズ株式会社
代表取締役　松井　真治

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,167,175	流動負債	1,249,298
固定資産	3,823,513	固定負債	18,494
		株主資本	4,722,896
		資本金	450,000
		資本剰余金	300,000
		資本準備金	300,000
		利益剰余金	5,509,296
		利益準備金	20,002
		その他利益剰余金	5,489,293
		（うち当期純利益）	（898,768）
		自己株式	△1,536,400
資産合計	5,990,689	負債・純資産合計	5,990,689

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月22日
東京都豊島区高松１－１－11
東京都ファーストシティービル５階
ジャパンウェルネス株式会社
代表取締役　清水　正敏

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,087,610	流動負債	912,637
固定資産	92,564	固定負債	63,641
有形固定資産	19,610	株主資本	203,895
無形固定資産	1,305	資本金	30,000
投資その他の資産	71,649	資本剰余金	22,109
		利益剰余金	151,785
		利益準備金	6,945
		その他利益剰余金	144,840
		（うち当期純利益）	（53,174）
資産合計	1,180,174	負債・純資産合計	1,180,174

第 75 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都中央区勝どき６丁目５番３号山九第二ビル１階
株式会社スリーエス・サンキュウ
代表取締役社長　中原敬一郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,136,532	流動負債	1,194,699
固定資産	1,957,244	固定負債	740,694
繰延資産	100,398	退職給付引当金	239,248
		その他	501,446
		株主資本	2,233,117
		資本金	97,500
		利益剰余金	2,135,617
		利益準備金	24,375
		その他利益剰余金	2,111,242
		（うち当期純利益）	（157,694）
		評価・換算差額等	25,664
		有価証券評価差額金	25,664
資産合計	4,194,174	負債・純資産合計	4,194,174

第 6 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　　東京都港区虎ノ門五丁目１番４号
株式会社ディジタルグロースアカデミア
代表取締役　全　　詠九

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,860,248	流動負債	133,671
固定資産	2,874,559	賞与引当金	11,556
		その他	122,115
		固定負債	3,636
		株主資本	4,597,499
		資本金	10,000
		資本剰余金	3,829,840
		資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	3,819,840
		利益剰余金	757,659
		その他利益剰余金	757,659
		（うち当期純利益）	（49,301）
資産合計	4,734,807	負債・純資産合計	4,734,807

第 19 期 決 算 公 告

2026年７月17日　　東京都中央区八重洲二丁目１番４号
株式会社エムシー・ビジネスサポート
代表取締役社長　飯田　正信

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,003,331	流動負債	485,915
固定資産	280,017	固定負債	126,312
		株主資本	671,121
		資本金	50,000
		資本剰余金	40,000
		（その他資本剰余金）	（40,000）
		利益剰余金	581,121
		（利益準備金）	（12,500）
		（その他利益剰余金）	（568,621）
		評価・換算差額等	0
資産合計	1,283,348	負債・純資産合計	1,283,348

㈱　当期純利益　　214,001千円

第 43 期 決 算 公 告

令和８年６月23日　　東京都品川区大崎二丁目８番１号
明電ファシリティサービス株式会社
代表取締役　取締役社長　村嶋　久裕

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,087,326	流動負債	1,627,135
固定資産	639,623	賞与引当金	415,000
		その他	1,212,135
		固定負債	688,888
		退職給付引当金	688,888
		株主資本	1,410,926
		資本金	100,000
		資本剰余金	42,643
		その他資本剰余金	42,643
		利益剰余金	1,268,282
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,243,282
		（うち当期純利益）	（598,792）
資産合計	3,726,950	負債・純資産合計	3,726,950

第 10 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
東京都新宿区西新宿八丁目14番24号西新宿ＫＦビル４階
株式会社HANDICAP CLOUD
代表取締役　森木　恭平

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	393,774	流動負債	285,788
固定資産	430,479	賞与引当金	21,669
		固定負債	114,987
		株主資本	423,477
		資本金	100,000
		資本剰余金	173,050
		資本準備金	126,525
		その他資本剰余金	46,525
		利益剰余金	150,427
		その他利益剰余金	150,427
		（うち当期純利益）	（53,367）
資産合計	824,253	負債・純資産合計	824,253

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
東京都渋谷区南平台町５番６号
株式会社東急キッズベースキャンプ
代表取締役　島根　太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	534,529	流動負債	528,851
固定資産	368,632	賞与引当金	143,124
繰延資産	1	固定負債	175,451
		退職給付引当金	41,732
		株主資本	198,859
		資本金	100,000
		資本剰余金	45,204
		資本準備金	45,204
		利益剰余金	53,655
		繰越利益剰余金	53,655
		（うち当期純利益）	（41,753）
資産合計	903,162	負債・純資産合計	903,162

第 20 期 決 算 公 告

2026年７月17日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
東京貿易マテリアル株式会社
代表取締役　板羽　伸

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,691	流動負債	5,328
固定資産	3,456	(賞与引当金)	(58)
有形固定資産	14	固定負債	940
無形固定資産	12	株主資本	2,828
投資その他の資産	3,430	資本金	400
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	2,328
		その他利益剰余金	2,328
		(うち当期純利益)	(841)
		評価・換算差額等	49
		繰延ヘッジ損益	49
資産合計	9,147	負債・純資産合計	9,147

第 36 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　東京都西東京市田無町二丁目１番１号
株式会社アスタ西東京
代表取締役　飯島　亨

貸借対照表の要旨
(令和８年３月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,419	流動負債	334
固定資産	1,762	(賞与引当金)	(13)
有形固定資産	929	固定負債	1,022
無形固定資産	1	(退職給付引当金)	(55)
投資その他の資産	831	株主資本	1,824
		資本金	499
		利益剰余金	1,326
		(利益準備金)	(6)
		(その他利益剰余金)	(1,319)
		自己株式	△0
合計	3,182	合計	3,182

(注)　当期純利益　67百万円

第 20 期 決 算 公 告

2026年７月17日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
ＴＢグローバルテクノロジーズ株式会社
代表取締役　髙橋　政希

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	14,204	流動負債	4,948
固定資産	2,962	負債合計	4,948
		株主資本	12,395
		資本金	400
		資本剰余金	1,000
		資本準備金	100
		その他資本剰余金	900
		利益剰余金	10,995
		その他利益剰余金	10,995
		(うち当期純利益)	(2,244)
		評価・換算差額等	△176
		純資産合計	12,218
資産合計	17,167	負債・純資産合計	17,167

第 25 期 決 算 公 告

2026年７月17日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
東京貿易メカニクス株式会社
代表取締役　山廣　充孝

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,006	流動負債	527
固定資産	76	(うち製品保証引当金)	(3)
		(うち賞与引当金)	(66)
		(うちその他引当金)	(2)
		株主資本	551
		資本金	100
		利益剰余金	451
		利益準備金	27
		その他利益剰余金	424
		(うち当期純利益)	(178)
		評価・換算差額等	3
		繰延ヘッジ損益	3
資産合計	1,083	負債・純資産合計	1,083

第 24 期 決 算 公 告

2026年６月24日　東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社ライフプラザパートナーズ
代表取締役社長　松田健太郎

貸借対照表の要旨　(2026年３月31日現在)　(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,429	流動負債	7,755
固定資産	2,580	賞与引当金	144
		固定負債	129
		株主資本	3,125
		資本金	100
		資本剰余金	355
		資本準備金	84
		その他資本剰余金	271
		利益剰余金	2,670
		繰越利益剰余金	2,670
		(うち当期純利益)	(438)
資産合計	11,009	負債・純資産合計	11,009

第 47 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

東京都港区東新橋１－５－２
ＡＮＡフーズ株式会社
代表取締役社長　田中　久敬

貸借対照表の要旨　(令和８年３月31日現在)　(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,797,679	流動負債	4,582,471
固定資産	4,869,530	固定負債	519,735
		株主資本	8,277,446
		資本金	323,000
		利益剰余金	7,954,446
		利益準備金	80,750
		その他利益剰余金	7,873,696
		(うち当期純利益)	(396,475)
		評価・換算差額等	287,556
		その他有価証券評価差額金	69,068
		繰延ヘッジ損益	218,487
資産合計	13,667,210	負債・純資産合計	13,667,210

第 9 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　東京都千代田区内神田一丁目３番３号
ナインシグマ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　諏訪　暁彦

貸借対照表の要旨　(令和７年12月31日現在)　(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	439	流動負債	322
固定資産	264	賞与引当金	51
		ポイント引当金	5
		その他	265
		固定負債	274
		株主資本	107
		資本金	98
		資本剰余金	584
		資本準備金	416
		その他資本剰余金	167
		利益剰余金	△576
		その他利益剰余金	△576
		(うち当期純損失)	(69)
資産合計	704	負債・純資産合計	704

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社ライフサロン
代表取締役　岡本　豪

貸借対照表の要旨
(令和８年３月31日現在)　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,009,270	流動負債	152,315
固定資産	203,198	固定負債	11,434
		株主資本	1,048,718
		資本金	100,000
		資本剰余金	853,937
		資本準備金	850,000
		その他資本剰余金	3,937
		利益剰余金	94,781
		その他利益剰余金	94,781
		(うち当期純利益)	(32,901)
資産合計	1,212,468	負債・純資産合計	1,212,468

第 5 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　東京都杉並区今川一丁目10番15号
さくら株式会社
代表取締役　飯田　美桜

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	475	流動負債	9
固定資産	4,046	固定負債	630
繰延資産	2	株主資本	3,884
		資本金	7
		資本剰余金	4,003
		資本準備金	3
		その他資本剰余金	4,000
		利益剰余金	△125
		その他利益剰余金	△125
		（うち当期純損失）	（47）
資産合計	4,524	負債・純資産合計	4,524

第 18 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　東京都墨田区江東橋二丁目19番７号
ファインテクノロジー株式会社
代表取締役　森井　成人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	323	流動負債	103
固定資産	62	賞与引当金	8
		固定負債	86
		退職給付引当金	32
		役員退職慰労引当金	4
		株主資本	194
		資本金	65
		資本剰余金	55
		利益剰余金	74
		その他利益剰余金	74
		（うち当期純利益）	（7）
資産合計	385	負債・純資産合計	385

第 40 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　神奈川県横浜市都筑区大丸23番６号
株式会社秀建
代表取締役社長　麓　　敏文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	454	流動負債	105
固定資産	262	賞与引当金	6
		役員賞与引当金	2
		固定負債	55
		退職給付引当金	12
		役員退職慰労引当金	3
		株主資本	555
		資本金	52
		利益剰余金	503
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	499
		（うち当期純利益）	（62）
資産合計	717	負債・純資産合計	717

第 27 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都品川区東品川２丁目２番８号
株式会社電縁
代表取締役社長　小中　帝宣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	908,462	流動負債	362,367
固定資産	66,791	（賞与引当金）	（60,263）
		（役員賞与引当金）	（6,681）
		固定負債	4,155
		株主資本	609,354
		資本金	35,000
		資本剰余金	25,923
		資本準備金	25,923
		利益剰余金	548,430
		その他利益剰余金	548,430
		評価・換算差額等	△623
		その他有価証券評価差額金	△623
資産合計	975,253	負債・純資産合計	975,253

（注）当期純利益　189,636千円

第 38 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　大阪市北区堂島浜一丁目１番27号
パーソルエクセルＨＲパートナーズ株式会社
代表取締役　伊藤　卓郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	36,124,413	流動負債	8,887,496
固定資産	1,488,018	賞与引当金	911,492
		固定負債	105,192
		株式役員給付引当金	4,305
		株式給付引当金	24,006
		株主資本	28,619,743
		資本金	90,000
		資本剰余金	80,000
		その他資本剰余金	80,000
		利益剰余金	28,449,743
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	28,427,243
		（うち当期純利益）	（3,283,532）
資産合計	37,612,432	負債・純資産合計	37,612,432

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　京都府京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地
オリックス・ファシリティーズ株式会社
代表取締役社長　稲葉　　康

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,144	流動負債	8,090
固定資産	2,171	賞与引当金	858
		固定負債	1,490
		退職給付引当金	710
		株主資本	5,734
		資本金	200
		資本剰余金	1,577
		その他資本剰余金	1,577
		利益剰余金	3,956
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	3,881
		（うち当期純利益）	（2,022）
資産合計	15,315	負債・純資産合計	15,315

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　香川県高松市藤塚町１丁目11番22号
株式会社穴吹コミュニティ
代表取締役社長　真島　吉丸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,667	流動負債	2,850
固定資産	2,142	賞与引当金	556
		固定負債	940
		退職給付引当金	899
		株主資本	3,019
		資本金	200
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	2,719
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	2,669
		（うち当期純利益）	（1,668）
資産合計	6,810	負債・純資産合計	6,810

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　鳥取県鳥取市寺町50番地
株式会社鳥取県情報センター
代表取締役社長　吉村　文宏

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,868,770	流動負債	1,157,345
固定資産	3,006,212	固定負債	1,343,055
		負債合計	2,500,400
		株主資本	5,374,582
		資本金	80,000
		資本剰余金	1,230,312
		その他資本剰余金	1,230,312
		利益剰余金	4,242,127
		利益準備金	6,504
		その他利益剰余金	4,235,623
		（うち当期純利益）	（467,846）
		自己株式	△177,857
		純資産合計	5,374,582
資産合計	7,874,982	負債・純資産合計	7,874,982

第 66 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
北海道北広島市大曲工業団地二丁目７番地３
北海道車体株式会社
代表取締役社長　村松　寛明

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,178,964	流動負債	1,780,212
固定資産	2,432,745	固定負債	42,497
		株主資本	2,642,406
		資本金	45,000
		資本剰余金	41,178
		その他資本剰余金	41,178
		利益剰余金	2,562,222
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	2,550,972
		（うち当期純利益）	(238,894)
		自己株式	△5,993
		評価・換算差額等	146,594
資産合計	4,611,710	負債・純資産合計	4,611,710

第 13 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　香川県高松市藤塚町１丁目11番22号
株式会社大京穴吹建設
代表取締役社長　大平　幸司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,564	流動負債	10,761
固定資産	1,291	賞与引当金	486
		固定負債	744
		退職給付引当金	692
		株主資本	14,350
		資本金	200
		資本剰余金	200
		資本準備金	200
		利益剰余金	13,950
		その他利益剰余金	13,950
		（うち当期純利益）	(3,599)
資産合計	25,855	負債・純資産合計	25,855

第 7 期 決 算 公 告

2026年７月17日　東京都港区赤坂五丁目３番１号
株式会社博報堂ＤＹベンチャーズ
代表取締役　秋本　義朗

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	565,890	流動負債	140,632
固定資産	95,553	賞与引当金	12,239
		役員賞与引当金	2,726
		株主資本	514,966
		資本金	200,000
		資本剰余金	200,000
		資本準備金	200,000
		利益剰余金	114,966
		その他利益剰余金	114,966
		（うち当期純利益）	(15,086)
		評価・換算差額等	5,845
		その他有価証券評価差額金	5,845
合計	661,444	合計	661,444

第 2 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　山形県山形市本町一丁目５番19号
株式会社モンテディオフットボールパーク
代表取締役　相田健太郎

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	83,714	流動負債	172,701
固定資産	2,380,123	固定負債	310,785
繰延資産	38,540	資産合計	483,486
		株主資本	2,018,892
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,945,000
		資本準備金	1,000,000
		その他資本剰余金	945,000
		利益剰余金	△ 26,107
		その他利益剰余金	△ 26,107
		（うち当期純損失）	(25,763)
		純資産合計	2,018,892
資産合計	2,502,378	負債・純資産合計	2,502,378

第 52 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　神奈川県川崎市川崎区宮前町８―15
ユニオン測量株式会社
代表取締役　大口　隆弘

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	234,137	流動負債	24,108
固定資産	97,037	賞与引当金	9,044
		固定負債	43,095
		退職給付引当金	2,717
		株主資本	262,493
		資本金	10,000
		利益剰余金	252,493
		利益準備金	800
		その他利益剰余金	251,693
		（うち当期純利益）	(13,271)
		評価・換算差額等	1,478
資産合計	331,174	負債・純資産合計	331,174

第 152 期 決 算 公 告

令和８年６月19日　東京都千代田区神田司町二丁目２番５号
株式会社エム・エム・ケイ
代表取締役　塩見　維隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	385	流動負債	1,912
固定資産	1,416	固定負債	117
有形固定資産	774	株主資本	△228
無形固定資産	18	資本金	10
投資その他の資産	623	資本剰余金	440
		その他資本剰余金	440
		利益剰余金	△678
		その他利益剰余金	△678
		（うち当期純損失）	(331)
資産合計	1,801	負債・純資産合計	1,801

第 19 期 決 算 公 告

2026年７月17日　神戸市中央区雲井通４丁目２番２号
阪神高速トール神戸株式会社
代表取締役社長　近藤　和博

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	525,487	流動負債	275,830
固定資産	155,323	賞与引当金	87,920
		固定負債	110,223
		退職給付引当金	103,218
		役員退職慰労引当金	7,005
		株主資本	294,755
		資本金	50,000
		利益剰余金	244,755
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	232,255
		（うち当期純利益）	(49,313)
資産合計	680,810	負債・純資産合計	680,810

第 91 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　大阪市北区長柄西１丁目２番25号
日本精工硝子株式会社
代表取締役　三野　親慶

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,226,925	流動負債	412,752
固定資産	5,995,863	固定負債	2,367,696
		株主資本	5,541,314
		資本金	50,000
		資本剰余金	6,335
		資本準備金	2,220
		その他資本剰余金	4,115
		利益剰余金	5,495,265
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	5,470,265
		（うち当期純損失）	(94,869)
		自己株式	△10,286
		評価・換算差額等	△98,974
資産合計	8,222,788	負債・純資産合計	8,222,788

第 37 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
広島市安佐北区安佐町大字後山570番地の１
大町興業株式会社
代表取締役　三上　正彦

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	69,519	流動負債	15,522
固定資産	1,391,010	（賞与引当金）	(4,036)
		固定負債	1,080,000
		株主資本	365,006
		資本金	10,000
		資本剰余金	4,055
		資本準備金	4,055
		利益剰余金	350,951
		その他利益剰余金	350,951
		（うち当期純損失）	(74,196)
資産合計	1,460,529	負債・純資産合計	1,460,529

第 68 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　兵庫県姫路市花田町一本松90番地の１
トヨタカローラ姫路株式会社
代表取締役社長　瀧川　祥也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,624	流動負債	5,685
固定資産	7,822	固定負債	2,635
		株主資本	3,336
		資本金	50
		資本剰余金	58
		資本準備金	58
		利益剰余金	3,228
		利益準備金	27
		その他利益剰余金	3,201
		（うち当期純利益）	(376)
		評価・換算差額等	790
		その他有価証券評価差額金	790
資産合計	12,446	負債・純資産合計	12,446

第 20 期 決 算 公 告

2026年６月24日
愛媛県松山市南吉田町2731番地
株式会社ＡＮＡエアサービス松山
代表取締役社長　秋田　秀幸

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	591,640	流動負債	364,809
固定資産	194,880	（賞与引当金）	(235,754)
		固定負債	196,672
		（退職給付引当金）	(194,759)
		（役員退職慰労引当金）	(340)
		株主資本	225,038
		資本金	10,000
		利益剰余金	215,038
		その他利益剰余金	215,038
		（当期純損失）	(41,430)
資産合計	786,521	負債・純資産合計	786,521

第 36 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
広島市南区段原南一丁目３番53号
株式会社中国シッピングエージェンシィズ
代表取締役　杉本　亮介

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	867,029	流動負債	354,025
固定資産	120,793	賞与引当金	19,140
		固定負債	215,272
		退職給付引当金	135,537
		役員退職給与引当金	9,400
		株主資本	418,526
		資本金	10,000
		利益剰余金	408,526
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	406,026
		（うち当期純利益）	(171,619)
資産合計	987,823	負債・純資産合計	987,823

2025 年 度 決 算 公 告

2026年６月29日　福岡市博多区博多駅前１丁目４番１号
三井倉庫九州株式会社
代表取締役社長　杉井　充

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,793	流動負債	786
固定資産	3,349	賞与引当金	61
		その他	725
		固定負債	147
		退職給付引当金	113
		その他	34
		株主資本	4,209
		資本金	200
		資本剰余金	800
		利益剰余金	3,209
		利益準備金	153
		その他利益剰余金	3,056
		（うち当期純利益）	(216)
資産合計	5,142	負債・純資産合計	5,142

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　福岡市中央区舞鶴１丁目２番22号
西日本高速道路メンテナンス九州株式会社
代表取締役社長　赤松　邦康

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,718	流動負債	3,467
固定資産	1,861	固定負債	644
		株主資本	2,468
		資本金	90
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	2,278
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	2,274
		（うち当期純利益）	(195)
資産合計	6,579	負債・純資産合計	6,579

第 53 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
福岡市中央区舞鶴一丁目２番22号
西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社
代表取締役　廣畑　浩司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,219	流動負債	2,379
固定資産	5,039	（うち賞与引当金）	(281)
		固定負債	1,984
		（うち退職給付引当金）	(395)
		（うち役員退職慰労引当金）	(17)
		株主資本	4,895
		資本金	80
		利益剰余金	4,815
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	4,795
		（うち当期純利益）	(148)
資産合計	9,258	負債・純資産合計	9,258

第 25 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　福岡県北九州市戸畑区大字中原46番地の59
日鉄ロールズ株式会社
代表取締役社長　若狭　和式

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,990,739	流動負債	5,328,046
固定資産	3,205,461	（製品保証引当金）	(140,042)
		固定負債	657,877
		（退職給付引当金）	(550,462)
		株主資本	4,236,140
		資本金	400,000
		資本剰余金	107,633
		資本準備金	107,633
		利益剰余金	3,728,507
		その他利益剰余金	3,728,507
		（うち当期純利益）	(354,738)
		評価・換算差額等	△25,864
		繰延ヘッジ損益	△25,864
資産合計	10,196,200	負債・純資産合計	10,196,200

第４期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
渋谷ヒカリエ
Lark Japan株式会社
代表取締役　謝　欣

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	508,726
	固定資産	100
	合計	508,826
負純資産及のび部	流動負債	431,560
	株主資本	77,265
	資本金	80,000
	利益剰余金	△2,734
	その他利益剰余金	△2,734
	（うち当期純利益）	（15,454）
	合計	508,826

令和７年度（第14期）決算公告

令和８年７月17日
東京都台東区東上野二丁目23番16号
公益財団法人ライフ・エクステンション研究所
代表理事　湯浅　祐二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,714,732	流動負債	2,480,886
固定資産	4,711,113	固定負債	6,493,686
基本財産	150,000	負債合計	8,974,572
特定資産	443,816	指定正味財産	200,613
その他固定資産	4,117,297	（基本財産充当額）	（—）
		（特定資産充当額）	（200,613）
		一般正味財産	250,660
		（基本財産充当額）	（150,000）
		（特定資産充当額）	（243,203）
		正味財産合計	451,273
合計	9,425,845	合計	9,425,845

正味財産増減計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
経常収益	14,243,092
経常費用	14,423,069
うち事業費	14,143,015
うち管理費	280,054
経常外収益	285,490
経常外費用	—
当期一般正味財産増減額	105,513
当期指定正味財産増減額	21,228

第10期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
渋谷ヒカリエ
BytePlus株式会社
代表取締役　張　永亮

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	158,245
	合計	158,245
負純資産及のび部	流動負債	146,302
	固定負債	128,385
	株主資本	△116,443
	資本金	5,000
	利益剰余金	△121,443
	その他利益剰余金	△121,443
	（うち当期純損失）	（2,718）
	合計	158,245

第51期決算公告

令和８年７月17日　北海道登別市鷲別町２丁目32番１
社会医療法人友愛会
理事長　村下十志文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,478	流動負債	551
固定資産	1,400	賞与引当金	107
有形固定資産	905	その他	444
無形固定資産	4	固定負債	497
投資その他の資産	490	退職給付引当金	175
		その他	322
		負債合計	1,048
		積立金	1,831
		（繰越利益積立金）	（108）
		純資産合計	1,831
資産合計	2,878	負債・純資産合計	2,878

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	1,998
（本来業務）	（1,886）
（附帯業務）	（112）
事業費用	1,979
（本来業務）	（1,860）
（附帯業務）	（119）
事業利益	19
事業外収益	14
事業外費用	10
経常利益	22
特別利益	37
法人税等調整額	0
当期純利益	60

第６期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
渋谷ヒカリエ
C４Connect株式会社
代表取締役　李　海毅

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,277,623
	固定資産	87,842
	合計	6,365,465
負純資産及のび部	流動負債	4,046,794
	株主資本	2,318,671
	資本金	5,000
	利益剰余金	2,313,671
	その他利益剰余金	2,313,671
	（うち当期純利益）	（261,606）
	合計	6,365,465

第19期決算公告

令和８年６月26日　北海道千歳市泉沢1007番地195
株式会社デンソー北海道
代表取締役社長　奥石　将次

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,724	流動負債	12,516
固定資産	22,344	（賞与引当金）	（545）
有形固定資産	19,529	（役員賞与引当金）	（9）
無形固定資産	153	固定負債	1,270
投資その他の資産	2,661	（退職給付引当金）	（1,125）
		（役員退職慰労引当金）	（9）
		株主資本	23,282
		資本金	2,600
		資本剰余金	2,600
		資本準備金	2,600
		利益剰余金	18,082
		その他利益剰余金	18,082
資産合計	37,069	負債・純資産合計	37,069

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	25,062
売上原価	19,204
売上総利益	5,857
販売費及び一般管理費	869
営業利益	4,987
営業外収益	215
営業外費用	125
経常利益	5,077
税引前当期純利益	5,077
法人税、住民税及び事業税	1,651
法人税等調整額	△162
当期純利益	3,588

第４期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
渋谷ヒカリエ
Nuverse株式会社
代表取締役　林　揚

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	704,424
	固定資産	24,377
	合計	728,802
負純資産及のび部	流動負債	600,799
	株主資本	128,002
	資本金	9,000
	利益剰余金	119,002
	その他利益剰余金	119,002
	（うち当期純損失）	（1,629）
	合計	728,802

第21期決算公告

2026年７月17日
青森県むつ市大字関根字水川目596番地１
リサイクル燃料貯蔵株式会社
代表取締役社長　高橋　泰成

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,495	流動負債	10,442
固定資産	105,389	固定負債	93,314
有形固定資産	105,252	（退職給付引当金）	（13）
無形固定資産	94	負債合計	103,755
投資その他の資産	43	株主資本	5,129
		資本金	3,000
		資本剰余金	3,000
		資本準備金	3,000
		利益剰余金	△871
		その他利益剰余金	△871
		純資産合計	5,129
資産合計	108,884	負債・純資産合計	108,884

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,871
売上原価	11,433
売上総利益	3,438
販売費及び一般管理費	1,106
営業利益	2,332
営業外収益	43
営業外費用	843
経常利益	1,531
税引前当期純利益	1,531
法人税、住民税及び事業税	1,142
法人税等調整額	△231
当期純利益	620

第 48 期 決 算 公 告

令和８年６月29日

秋田県秋田市河辺神内字堂坂２番地１

株式会社秋田県食肉流通公社

代表取締役社長　土田　正広

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,161	流動負債	413
固定資産	829	固定負債	122
有形固定資産	751	負債合計	536
無形固定資産	1	株主資本	1,454
投資その他の資産	77	資本金	1,319
		利益剰余金	134
		純資産合計	1,454
資産合計	1,991	負債・純資産合計	1,991

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	11,548
売上原価	10,995
売上総利益	553
販売費及び一般管理費	531
営業利益	21
営業外損益	10
経常利益	32
特別損益	0
税引前当期純利益	32
法人税、住民税及び事業税	16
法人税等調整額	△1
当期純利益	16

決　算　公　告

令和８年７月17日

東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号

渋谷ヒカリエ

Pico Technology Japan株式会社

代表取締役　周　宏偉

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	237,669
	固定資産	100
	合計	237,769
負債及び純資産の部	流動負債	241,934
	商品保証引当金	7,194
	株主資本	△4,164
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,164
	その他利益剰余金	△14,164
	（うち当期純利益）	（21,627）
	合計	237,769

第 44 期 決 算 公 告

2026年６月30日

山形県酒田市大浜一丁目４番16号

東北東ソー化学株式会社

代表取締役社長　松村光三良

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,202	流動負債	8,613
固定資産	4,262	固定負債	5,436
有形固定資産	3,996	負債合計	14,049
無形固定資産	1	株主資本	△5,609
投資その他の資産	264	資本金	2,000
		利益剰余金	△7,609
		その他利益剰余金	△7,609
		評価・換算差額等	25
		その他有価証券評価差額金	25
		純資産合計	△5,584
資産合計	8,465	負債・純資産合計	8,465

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,530
売上原価	6,876
売上総利益	1,654
販売費及び一般管理費	1,681
営業損失	27
営業外収益	60
営業外費用	256
経常損失	223
税引前当期純損失	223
法人税、住民税及び事業税	4
法人税等調整額	△50
当期純損失	177

第 5 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号

渋谷ヒカリエ

PIPO JP株式会社

代表取締役　陳　知知

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	19,101,849
	固定資産	100
	合計	19,101,949
負債及び純資産の部	流動負債	18,494,044
	固定負債	525,000
	株主資本	82,905
	資本金	100,000
	利益剰余金	△17,094
	その他利益剰余金	△17,094
	（うち当期純損失）	（16,930）
	合計	19,101,949

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月29日

福島県田村市船引町光陽台26番地

株式会社デンソー福島

代表取締役社長　川島　俊哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,760	流動負債	8,411
固定資産	14,671	（賞与引当金）	（293）
有形固定資産	13,050	固定負債	388
無形固定資産	5	（退職給付引当金）	（377）
投資その他の資産	1,615	（役員退職慰労引当金）	（10）
		株主資本	16,632
		資本金	1,600
		資本剰余金	1,600
		資本準備金	1,600
		利益剰余金	13,432
		その他利益剰余金	13,432
資産合計	25,432	負債・純資産合計	25,432

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,447
売上原価	9,896
売上総利益	4,550
販売費及び一般管理費	1,590
営業利益	2,960
営業外収益	114
営業外費用	29
経常利益	3,045
税引前当期純利益	3,045
法人税、住民税及び事業税	662
法人税等調整額	△136
当期純利益	2,519

第 25 期 決 算 公 告

2026年６月５日

神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目19番１号

株式会社新江ノ島水族館

代表取締役社長　堀　一久

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	885
	固定資産	2,070
	資産合計	2,955
負債及び純資産の部	流動負債	1,494
	固定負債	1,390
	株主資本	71
	資本金	10
	利益剰余金	61
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	59
	（うち当期純利益）	（5）
	負債・純資産合計	2,955

第 63 期 決 算 公 告

令和８年６月23日

東京都中央区明石町８番１号聖路加タワー36階

大原薬品工業株式会社

代表取締役社長ＣＥＯ　大原　誠司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,089	流動負債	18,038
固定資産	21,118	固定負債	13,332
		株主資本	20,277
		資本金	7,770
		資本剰余金	7,720
		資本準備金	7,720
		利益剰余金	4,786
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	4,771
		評価・換算差額等	560
		その他有価証券評価差額金	560
資産合計	52,208	負債・純資産合計	52,208

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,869
売上原価	15,457
売上総利益	6,411
販売費及び一般管理費	8,841
営業損失	2,430
営業外収益	1,242
営業外費用	502
経常損失	1,690
特別利益	840
特別損失	356
税引前当期純損失	1,206
法人税、住民税及び事業税	△ 40
法人税等調整額	482
当期純損失	1,649

第９期決算公告　　令和８年６月９日

新潟県佐渡市市野沢33―２

佐渡明電サービス株式会社

代表取締役　取締役社長　本間　隆久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	176,887
	固定資産	30,799
	資産合計	207,687
負債及び純資産の部	流動負債	91,419
	賞与引当金	34,500
	固定負債	23,240
	退職給付引当金	23,240
	株主資本	93,027
	資本金	10,000
	利益剰余金	83,027
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	80,527
	（うち当期純利益）	（56,292）
	負債・純資産合計	207,687

第45期決算公告

2026年6月30日
新潟県糸魚川市寺町２丁目６番35号
黒電興業株式会社
代表取締役社長　沼田　典明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	174,828
	固定資産	128,971
	合計	303,800
負債及び純資産の部	流動負債	34,781
	固定負債	373
	株主資本	268,645
	資本金	20,000
	資本剰余金	130,000
	その他資本剰余金	130,000
	利益剰余金	118,645
	その他利益剰余金	118,645
	（うち当期純利益）	(36,357)
	合計	303,800

第４期決算公告

令和８年７月17日
東京都中央区東日本橋１－１－７
岩崎電気株式会社
代表取締役社長　伊藤　義剛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	48,205	流動負債	20,645
固定資産	16,784	固定負債	22,769
有形固定資産	7,532	株主資本	21,236
無形固定資産	2,531	資本金	6,959
投資その他の資産	6,720	資本剰余金	6,959
		資本準備金	6,959
		利益剰余金	7,317
		その他利益剰余金	7,317
		評価・換算差額等	325
		その他有価証券評価差額金	325
		新株予約権	13
資産合計	64,990	負債・純資産合計	64,990

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	56,970
売上原価	38,285
売上総利益	18,684
販売費及び一般管理費	12,644
営業利益	6,040
営業外収益	886
営業外費用	302
経常利益	6,623
特別利益	1,295
特別損失	333
税引前当期純利益	7,585
法人税、住民税及び事業税	1,222
法人税等調整額	197
当期純利益	6,165

第30期決算公告

令和８年６月26日
新潟県魚沼市清本583番地
株式会社神湯温泉倶楽部
代表取締役　田原　直之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,373
	固定資産	7,585
	合計	21,959
負債及び純資産の部	流動負債	17,418
	固定負債	25,421
	株主資本	△ 20,880
	資本金	95,000
	利益剰余金	△ 115,880
	その他利益剰余金	△ 115,880
	（うち当期純利益）	(13,518)
	合計	21,959

第43期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区一ツ橋一丁目２番２号
住商グローバル・ロジスティクス株式会社
代表取締役　古澤　秀公

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,081	流動負債	3,218
固定資産	5,751	固定負債	2,218
有形固定資産	1,991	負債合計	5,436
無形固定資産	257	株主資本	5,396
投資その他の資産	3,502	資本金	1,356
		資本剰余金	1,301
		資本準備金	1,301
		利益剰余金	2,739
		利益準備金	149
		その他利益剰余金	2,589
		純資産合計	5,396
資産合計	10,832	負債・純資産合計	10,832

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	17,673
売上原価	10,065
売上総利益	7,608
販売費及び一般管理費	6,228
営業利益	1,379
営業外収益	1,330
営業外費用	66
経常利益	2,643
特別損失	46
税引前当期純利益	2,596
法人税、住民税及び事業税	525
法人税等調整額	25
当期純利益	2,044

第31期決算公告

令和８年６月25日
石川県金沢市新保本３丁目21番地
株式会社ロジック
代表取締役　山添　勢矢

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,116
	固定資産	285
	資産合計	1,401
負債及び純資産の部	流動負債	350
	固定負債	12
	株主資本	1,039
	資本金	100
	資本剰余金	87
	資本準備金	87
	利益剰余金	852
	その他利益剰余金	852
	（うち当期純利益）	(371)
	負債・純資産合計	1,401

第24期決算公告

2026年６月29日
東京都江東区東陽二丁目４番２号
日鉄溶接工業株式会社
代表取締役社長　妙中　隆之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,107	流動負債	6,762
固定資産	7,598	固定負債	420
		（うち役員退職引当金）	(161)
		株主資本	13,396
		資本金	2,100
		資本剰余金	2,619
		資本準備金	2,619
		利益剰余金	8,677
		その他利益剰余金	8,677
		評価・換算差額等	127
		土地再評価差額金	127
資産合計	20,705	負債・純資産合計	20,705

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	25,186
売上原価	19,518
売上総利益	5,668
販売費及び一般管理費	3,700
営業利益	1,968
営業外収益	74
営業外費用	62
経常利益	1,979
特別利益	—
特別損失	41
税引前当期純利益	1,938
法人税、住民税及び事業税	561
法人税等調整額	△55
当期純利益	1,432

第32期決算公告

令和８年７月17日
大阪府吹田市豊津町27番12号
クロスウェイ株式会社
代表取締役　久松　俊昭

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	68,817
	固定資産	111,710
	資産合計	180,528
負債及び純資産の部	流動負債	14,401
	固定負債	84,577
	株主資本	81,550
	資本金	20,000
	利益剰余金	61,550
	その他利益剰余金	61,550
	（うち当期純利益）	(4,154)
	負債・純資産合計	180,528

第26期決算公告

令和８年７月17日　東京都千代田区神田錦町１－４－３
神田スクエアフロント４階
住商マテリアル株式会社
代表取締役社長　伊藤　慶一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	188,242	流動負債	184,048
固定資産	175	固定負債	60
有形固定資産	16	負債合計	184,109
無形固定資産	3	株主資本	4,308
投資その他の資産	155	資本金	800
		資本剰余金	200
		資本準備金	200
		利益剰余金	3,308
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	3,258
		純資産合計	4,308
資産合計	188,417	負債・純資産合計	188,417

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,684
売上原価	3,895
売上総利益	3,788
販売費及び一般管理費	617
営業利益	3,171
営業外収益	434
営業外費用	8
経常利益	3,597
税引前当期純利益	3,597
法人税、住民税及び事業税	1,050
法人税等調整額	△73
当期純利益	2,620

第　２　期　決　算　公　告

令和８年７月17日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
アイエーホールディングス株式会社
代表取締役　屋城　勇仁

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	958,940	流動負債	2,240,738
固定資産	44,008,432	固定負債	23,607,500
		株主資本	19,113,841
		資本金	300,500
		資本剰余金	20,858,100
		資本準備金	500
		その他資本剰余金	20,857,600
		利益剰余金	△2,044,758
		その他利益剰余金	△2,044,758
		新株予約権	5,293
資産合計	44,967,373	負債・純資産合計	44,967,373

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	349,435
売上総利益	349,435
販売費及び一般管理費	633,212
営業損失	283,777
営業外収益	197,424
営業外費用	1,845,485
経常損失	1,931,838
税引前当期純損失	1,931,838
法人税、住民税及び事業税	232
当期純損失	1,932,070

第 27 期 決 算 公 告

2026年６月19日
大阪府大阪市此花区桜島三丁目10番44号
月星テック株式会社
代表取締役　河田　誠

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	338,010
	固定資産	78,930
	資産合計	416,940
負債及び純資産の部	流動負債	83,571
	固定負債	26,541
	株主資本	306,828
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	286,828
	その他利益剰余金	286,828
	（うち当期純利益）	（1,300）
	負債・純資産合計	416,940

第　41　期　決　算　公　告

令和８年６月26日
神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
東芝トレーディング株式会社
代表取締役　佐野　治子（鎌田治子）

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	37,402	流動負債	34,615
固定資産	102	固定負債	34
		退職給付引当金	19
		役員退職慰労引当金	15
		負債合計	34,649
		株主資本	2,855
		資本金	310
		利益剰余金	2,545
		利益準備金	77
		その他利益剰余金	2,468
		純資産合計	2,855
資産合計	37,504	負債・純資産合計	37,504

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	116,887
売上原価	113,012
売上総利益	3,875
販売費及び一般管理費	2,635
営業利益	1,240
営業外収益	619
営業外費用	342
経常利益	1,517
税引前当期純利益	1,517
法人税、住民税及び事業税	467
法人税等調整額	△15
当期純利益	1,065

第　４　期　決　算　公　告

2026年６月19日
鳥取県米子市和田町1359番１
キヤマ株式会社
代表取締役　田野　広幸

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	337,426
	固定資産	36,465
	資産合計	373,891
負債及び純資産の部	流動負債	149,732
	固定負債	112,863
	株主資本	111,294
	資本金	10,000
	利益剰余金	101,294
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	101,294
	（うち当期純利益）	（19,390）
	負債・純資産合計	373,891

第　84　期　決　算　公　告

2026年６月12日　新潟市中央区八千代一丁目７番20号
藤田金屬株式会社
代表取締役社長　今井　幹太

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,283	流動負債	13,474
固定資産	13,360	固定負債	8,257
有形固定資産	9,808	株主資本	6,411
無形固定資産	46	資本金	80
投資その他の資産	3,505	資本剰余金	8
		利益剰余金	6,804
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	6,784
		自己株式	△　481
		評価・換算差額等	1,501
		その他有価証券評価差額金	930
		土地再評価差額金	570
資産合計	29,644	負債・純資産合計	29,644

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	35,178
売上原価	30,834
売上総利益	4,344
販売費及び一般管理費	3,413
営業利益	931
営業外収益	271
営業外費用	138
経常利益	1,065
特別利益	5
特別損失	23
税引前当期純利益	1,046
法人税、住民税及び事業税	331
法人税等調整額	△　7
当期純利益	722

第 88 期決算公告　2026年７月17日

山口県岩国市装束町一丁目５番19号
ユニオン石油工業株式会社
代表取締役社長　二武　将彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	5,910,752
	固定資産	2,140,803
	合計	8,051,555
負債及び純資産の部	流動負債	6,078,616
	固定負債	193,969
	株主資本	1,750,376
	資本金	64,000
	利益剰余金	1,686,376
	利益準備金	16,000
	その他利益剰余金	1,670,376
	（うち当期純利益）	（228,710）
	評価・換算差額等	28,593
	合計	8,051,555

第　38　期　決　算　公　告

2026年７月17日
静岡市清水区清開２丁目２番９号
トライ産業株式会社
代表取締役　上田　学

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,295,116	流動負債	21,123,184
固定資産	4,383,684	（賞与引当金）	（226,325）
		固定負債	513,996
		（役員退職慰労引当金）	（39,000）
		株主資本	17,041,619
		資本金	110,000
		資本剰余金	18,000
		資本準備金	18,000
		利益剰余金	16,913,619
		利益準備金	110,081
		その他利益剰余金	16,803,537
資産合計	38,678,800	負債・純資産合計	38,678,800

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	46,091,826
売上原価	40,168,812
売上総利益	5,923,014
販売費及び一般管理費	4,263,299
営業利益	1,659,714
営業外収益	192,776
営業外費用	91,852
経常利益	1,760,639
特別利益	3,109
特別損失	669
税引前当期純利益	1,763,079
法人税、住民税及び事業税	451,388
当期純利益	1,311,691

第 25 期決算公告　2026年７月17日

愛媛県松山市湊町４丁目４番地１
株式会社いよてつ友の会
代表取締役　大政　憲司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,407
	固定資産	237
	合計	4,645
負債及び純資産の部	流動負債	4,566
	（お買物券回収引当金）	（601）
	株主資本	78
	資本金	20
	利益剰余金	58
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	53
	（うち当期純利益）	（5）
	合計	4,645

第77期決算公告

令和８年６月13日
東京都新宿区上落合１丁目12番12号
公益財団法人日本心霊科学協会
理事長　瀬尾　育弐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,113
	固定資産	230,558
	合計	258,671
負味債財及産びの正部	流動負債	1,069
	固定負債	1,232
	負債合計	2,302
	指定正味財産	114,867
	（基本財産充当額）	(114,867)
	一般正味財産	141,501
	（基本財産充当額）	(92,712)
	（特定資産充当額）	(16,461)
	正味財産合計	256,369
	合計	258,671

第32期決算公告

2026年６月26日
愛知県小牧市大字下末字五反田434番地の３
エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社
代表取締役　杉浦　由佳

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,323	流動負債	10,139
固定資産	24,242	（うち賞与引当金）	(1,101)
		固定負債	11,827
		（うち退職給付引当金）	(1,975)
		株主資本	17,599
		資本金	90
		資本剰余金	90
		その他資本剰余金	90
		利益剰余金	17,419
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	17,397
資産合計	39,565	負債・純資産合計	39,565

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	43,731
売上原価	39,497
売上総利益	4,234
販売費及び一般管理費	1,306
営業利益	2,928
営業外収益	23
営業外費用	260
経常利益	2,690
特別利益	1
特別損失	35
税引前当期純利益	2,656
法人税、住民税及び事業税	834
法人税等調整額	△66
当期純利益	1,888

第14期決算公告

令和８年６月25日
東京都渋谷区南平台町５番６号
一般社団法人キッズコーチ協会
代表理事　島根　太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,617
	資産合計	24,617
負純債資産及のび部	流動負債	17,201
	負債合計	17,201
	正味財産	7,416
	基金	1,000
	一般正味財産	6,416
	純資産合計	7,416
	負債・純資産合計	24,617

第57期決算公告

令和８年６月29日
愛知県日進市米野木町南山500番地20
株式会社ＳＯＫＥＮ
代表取締役社長　武内　裕嗣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,107	流動負債	1,453
固定資産	1,991	（賞与引当金）	(558)
有形固定資産	1,505	固定負債	40
無形固定資産	42	（退職給付引当金）	(12)
投資その他の資産	443	（役員退職慰労引当金）	(27)
		株主資本	3,605
		資本金	2,700
		資本剰余金	700
		資本準備金	700
		利益剰余金	205
		その他利益剰余金	205
資産合計	5,099	負債・純資産合計	5,099

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,286
売上原価	7,545
売上総利益	741
販売費及び一般管理費	625
営業利益	115
営業外収益	32
営業外費用	2
経常利益	146
税引前当期純利益	146
法人税、住民税及び事業税	16
法人税等調整額	21
当期純利益	108

第９期決算公告

令和８年７月17日
茨城県小美玉市高崎1824番地２
ヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社
取締役社長　中鉢　一浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	484,556
	固定資産	383
	合計	484,939
負純債資産及のび部	流動負債	112,745
	株主資本	372,194
	資本金	150,000
	資本剰余金	150,000
	利益剰余金	72,194
	その他利益剰余金	72,194
	（うち当期純利益）	(14,678)
	合計	484,939

第７期決算公告

令和８年６月25日
愛知県安城市三河安城南町一丁目３番地２
株式会社ＢｌｕＥ　Ｎｅｘｕｓ
代表取締役　内山　秀俊

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,919	流動負債	28,273
固定資産	827	（製品保証引当金）	(298)
有形固定資産	102	負債合計	28,273
無形固定資産	16	株主資本	△526
投資その他の資産	708	資本金	50
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		利益剰余金	△626
		その他利益剰余金	△626
		純資産合計	△526
資産合計	27,747	負債・純資産合計	27,747

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	170,673
売上原価	164,186
売上総利益	6,486
販売費及び一般管理費	1,126
営業利益	5,360
営業外収益	346
営業外費用	66
経常利益	5,640
税引前当期純利益	5,640
法人税、住民税及び事業税	34
法人税等調整額	540
当期純利益	5,066

第９期決算公告

令和８年７月17日
東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号
三井不動産リゾートマネジメント株式会社
代表取締役社長　洲戸　渉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,567,431
	固定資産	345,636
	合計	9,913,067
負純債資産及のび部	流動負債	8,904,588
	賞与引当金	610,593
	役員賞与引当金	0
	固定負債	168,077
	退職給付引当金	64,239
	株主資本	840,401
	資本金	100,000
	利益剰余金	740,401
	その他利益剰余金	740,401
	（うち当期純利益）	(1,072,205)
	合計	9,913,067

第20期決算公告

令和８年６月24日
京都市上京区堀川通寺之内上る四丁目天神北町１番地の１
株式会社ＳＣＲＥＥＮセミコンダクターソリューションズ
代表取締役　社長執行役員　岡本　昭彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	309,151	流動負債	173,679
固定資産	47,338	固定負債	445
		負債合計	174,125
		株主資本	182,364
		資本金	310
		資本剰余金	25,912
		その他資本剰余金	25,912
		利益剰余金	156,142
		利益準備金	77
		その他利益剰余金	156,065
		純資産合計	182,364
資産合計	356,489	負債・純資産合計	356,489

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	448,468
売上原価	276,570
売上総利益	171,897
販売費及び一般管理費	69,559
営業利益	102,338
営業外損益	8,049
経常利益	110,387
税引前当期純利益	110,387
法人税、住民税及び事業税	28,541
法人税等調整額	△　39
当期純利益	81,884

第 57 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　　大阪府池田市空港一丁目12番10号
株式会社ベルコ
代表取締役　齋藤　　斎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	73,161	流動負債	24,188
固定資産	260,211	固定負債	223,345
有形固定資産	132,513	**負債合計**	**247,533**
無形固定資産	2,846	株主資本	81,963
投資その他の資産	124,851	資本金	100
		利益剰余金	82,363
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	82,338
		自己株式	△ 500
		評価・換算差額等	3,876
		その他有価証券評価差額金	3,876
		純資産合計	**85,839**
資産合計	**333,373**	**負債・純資産合計**	**333,373**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	55,434
売上原価	43,298
売上総利益	12,135
販売費及び一般管理費	11,995
営業利益	139
営業外収益	4,544
営業外費用	1,236
経常利益	3,447
特別利益	39
特別損失	925
税引前当期純利益	2,561
法人税、住民税及び事業税	1,286
法人税等調整額	△ 83
当期純利益	1,357

第 4 期 決 算 公 告

2026年７月17日
東京都港区芝大門２丁目11番16号
一般社団法人小規模飲食店環境整備協会
代表理事　鈴木　　亘

貸借対照表の要旨
（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,138
	繰延資産	314
	資産合計	**1,452**
負債及び純資産の部	流動負債	1,024
	負債合計	**1,024**
	利益剰余金	428
	その他利益剰余金	428
	（うち当期純損失）	（635）
	純資産合計	**428**
	負債・純資産合計	**1,452**

第 22 期 決 算 公 告

2026年６月24日　　愛媛県松山市南高井町1828番地
四国薬業株式会社
代表取締役社長　中澤光二郎

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	39,490	流動負債	37,638
固定資産	14,235	賞与引当金	2
有形固定資産	1	その他	37,636
無形固定資産	10	固定負債	—
投資その他の資産	14,223	**負債合計**	**37,638**
		株主資本	16,087
		資本金	831
		資本剰余金	14,663
		資本準備金	14,663
		利益剰余金	592
		その他利益剰余金	592
		純資産合計	**16,087**
資産合計	**53,726**	**負債・純資産合計**	**53,726**

損益計算書の要旨
（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	183
売上原価	—
売上総利益	183
販売費及び一般管理費	136
営業利益	**47**
営業外収益	56
営業外費用	—
経常利益	**103**
特別損益	—
税引前当期純利益	**103**
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	△0
当期純利益	**88**

第１期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区桜丘町26番１号
ＭＵＦＧ　ＧＭＯセキュリティ株式会社
代表取締役社長　浜根　吉男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	988,122
	固定資産	—
	合計	**988,122**
負債及び純資産の部	流動負債	34,190
	固定負債	—
	株主資本	953,932
	資本金	100,000
	資本剰余金	900,000
	資本準備金	100,000
	その他資本剰余金	800,000
	利益剰余金	△46,067
	その他利益剰余金	△46,067
	（うち当期純損失）	（46,067）
	合計	**988,122**

令 和 ７ 年 度 決 算 公 告

令和８年７月17日
愛媛県大洲市東大洲５番地
社会医療法人北斗会
理事長　大久保啓二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	867,010	流動負債	697,356
固定資産	1,096,761	賞与引当金	50,055
有形固定資産	853,640	固定負債	1,785,794
無形固定資産	9,967	退職給付引当金	372,265
投資その他の資産	233,153	役員退職慰労引当金	414,169
		負債合計	**2,483,150**
		積立金	△519,378
		設立等積立金	496,112
		繰越利益積立金	△1,015,490
		純資産合計	**△519,378**
資産合計	**1,963,772**	**負債・純資産合計**	**1,963,772**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	2,538,361
事業費用	367,279
一般管理費	2,169,532
事業利益	1,550
事業外収益	9,588
事業外費用	16,551
経常損失	5,412
特別利益	381
特別損失	0
税引前当期純損失	5,030
法人税、住民税及び事業税	81
当期純損失	5,111

第 53 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
兵庫県尼崎市神崎町12番１号
ダイセルバリューコーティング株式会社
代表取締役　**廣**田　秀児

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,980,326
	固定資産	456,897
	合計	**2,437,224**
負債及び純資産の部	流動負債	1,175,578
	株主資本	1,261,645
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,221,645
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,211,645
	（うち当期純利益）	（10,275）
	合計	**2,437,224**

第 34 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
福岡市博多区中呉服町６番10号グランスクエア呉服町５階
株式会社しんわ
代表取締役　田中　　力

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,331	流動負債	3,732
固定資産	4,546	固定負債	3,893
		負債合計	**7,625**
		株主資本	7,252
		資本金	3,859
		資本剰余金	3,383
		資本準備金	3,383
		利益剰余金	9
		その他利益剰余金	9
		純資産合計	**7,252**
資産合計	**14,877**	**負債・純資産合計**	**14,877**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,741
営業費用	1,680
営業利益	60
営業外収益	6
営業外費用	33
経常利益	33
税引前当期純利益	33
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等調整額	20
当期純利益	8

第４期決算公告

2026年７月17日
東京都千代田区神田錦町２－５－16
名古路ビル新館２階
株式会社ＧＤＢＬ
代表取締役　柳瀬　　徹

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,683,159
	固定資産	77,626
	繰延資産	4,375
	合計	**1,765,160**
負債及び純資産の部	流動負債	1,053,635
	株主資本	711,525
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,000,000
	その他資本剰余金	3,000,000
	利益剰余金	△2,388,474
	その他利益剰余金	△2,388,474
	（うち当期純損失）	（82,475）
	合計	**1,765,160**

第25期決算公告

2026年７月17日
東京都港区北青山一丁目３番６号
ＳＩビル青山３階
株式会社ランドマネジメント
代表取締役　岡田　耕治

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,152
	固定資産	9,763
	合計	78,916
負債及び純資産の部	流動負債	4,457
	株主資本	74,458
	資本金	10,000
	利益剰余金	64,458
	その他利益剰余金	64,458
	（うち当期純利益）	(177)
	合計	78,916

第29期決算公告

2026年７月17日
熊本県熊本市西区春日三丁目15番45号
豊肥本線高速鉄道保有株式会社
代表取締役社長　海老原　毅

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	118	流動負債	16
固定資産	1,385	負債合計	16
有形固定資産	465	株主資本	1,487
無形固定資産	1	資本金	2,136
投資その他の資産	917	利益剰余金	△648
		その他利益剰余金	△648
		純資産合計	1,487
資産合計	1,504	負債・純資産合計	1,504

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	106
売上原価	48
売上総利益	57
販売費及び一般管理費	18
営業利益	39
営業外収益	4
経常利益	43
税引前当期純利益	43
法人税、住民税及び事業税	14
当期純利益	29

第30期決算公告

令和８年７月17日
東京都板橋区南町29番２号
エクシオ・テクニカルサービス株式会社
代表取締役　渡辺　光政

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	137,004
	固定資産	58,564
	合計	195,568
負債及び純資産の部	流動負債	52,398
	固定負債	315
	役員退職慰労引当金	315
	株主資本	142,855
	資本金	20,000
	利益剰余金	122,855
	その他利益剰余金	122,855
	（うち当期純利益）	(18,635)
	合計	195,568

第37期決算公告

令和８年７月17日
北海道天塩郡豊富町字温泉
株式会社ニュー温泉閣ホテル
代表取締役　上坂　仁哉

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	37,217
	固定資産	182,628
	合計	219,845
負債及び純資産の部	流動負債	8,330
	固定負債	200,396
	株主資本	11,117
	資本金	20,300
	利益剰余金	△9,182
	その他利益剰余金	△9,182
	（うち当期純損失）	(2,364)
	合計	219,845

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日
北海道天塩郡豊富町字温泉
株式会社ニュー温泉閣ホテル
代表取締役　上坂　仁哉

第13期決算公告

令和８年７月17日
東京都中央区築地３丁目11番６号
築地スクエアビル７階
株式会社ｚｅｎｐｌｕｓ
代表取締役　福田浩一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,073,386
	固定資産	71,820
	合計	1,145,206
負債及び純資産の部	流動負債	932,315
	賞与引当金	32,685
	固定負債	2,299
	株主資本	210,592
	資本金	50,000
	利益剰余金	176,027
	その他利益剰余金	176,027
	（うち当期純利益）	(40,318)
	自己株式	△15,435
	合計	1,145,206

第７期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区岩本町一丁目９番１号
アイアンビルヂング３階
タイムリープ株式会社
代表取締役　望月　亮輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	213,297,513
	固定資産	6,223,886
	資産合計	219,521,399
負債及び純資産の部	流動負債	58,516,667
	固定負債	76,264,000
	株主資本	84,740,732
	資本金	478,114,000
	資本剰余金	477,614,000
	資本準備金	477,614,000
	利益剰余金	△870,987,268
	その他利益剰余金	△870,987,268
	（うち当期純損失）	(142,570,492)
	負債・純資産合計	219,521,399

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六八一一万四千円、資本準備金の額を四億二八七万三二六八円減少し、それぞれ一千万円、七四七四万七三二円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日
東京都千代田区岩本町一丁目九番一号
アイアンビルヂング三階
タイムリープ株式会社
代表取締役　望月　亮輔

第５期決算公告

令和８年６月23日
山梨県甲府市下向山町3216番地
株式会社
やまなしハイドロジェンカンパニー
代表取締役　中澤　宏樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,386
	固定資産	14
	繰延資産	0
	資産合計	1,400
負債及び純資産の部	流動負債	1,105
	固定負債	0
	株主資本	296
	資本金	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	96
	その他利益剰余金	96
	（うち当期純利益）	(49)
	負債・純資産合計	1,400

第６期決算公告

令和８年７月17日
東京都台東区上野６丁目１番６号
御徒町グリーンハイツ1005号
東京ニーズネットワーク株式会社
代表取締役　加藤　晋立

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,979
	固定資産	8
	資産合計	27,988
負債及び純資産の部	流動負債	16,571
	株主資本	11,416
	資本金	11,000
	利益剰余金	416
	繰越利益剰余金	416
	（うち当期純利益）	(98)
	負債・純資産合計	27,988

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記の通りです。

令和八年七月十七日
東京都台東区東上野三丁目三六番一上野第二ビル三〇二室
（甲）合同会社法雨社
代表社員　趙　達熙
東京都台東区上野六丁目一番六号御徒町グリーンハイツ一〇〇五号
（乙）東京ニーズネットワーク株式会社
代表取締役　加藤　晋立

第 22 期決算公告　令和８年７月17日
東京都港区赤坂二丁目10番７―705号
株式会社エスプレ
代表取締役　倉田　泰輔
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	664,647
	資産合計	**664,647**
負純資産及び債の部	流動負債	624,696
	負債合計	**624,696**
	株主資本	39,950
	資本金	95,000
	資本剰余金	152,000
	資本準備金	152,000
	利益剰余金	△207,049
	その他利益剰余金	△207,049
	（うち当期純利益）	(55,456)
	純資産合計	**39,950**
	負債・純資産合計	**664,647**

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九千万円、資本準備金の額を一億一千万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年七月十七日
東京都港区赤坂二丁目一〇番七―七〇五号
株式会社エスプレ
代表取締役　倉田　泰輔

第 49 期決算公告　2026年６月12日
三重県鈴鹿市飯野寺家町234番地の１
株式会社ホンダ四輪販売三重北
代表取締役　向井　俊樹
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,100,776
	固定資産	7,789,241
	資産合計	**13,890,017**
負純資産及び債の部	流動負債	5,256,430
	固定負債	1,571,840
	株主資本	6,853,835
	資本金	210,000
	資本準備金	270
	利益剰余金	6,643,565
	利益準備金	52,500
	その他利益剰余金	6,591,065
	（うち当期純利益）	(909,401)
	評価・換算差額等	207,912
	負債・純資産合計	**13,890,017**

第６期決算公告　令和８年７月17日
東京都中央区八丁堀四丁目３番５号
株式会社パソナ知財信託
代表取締役　豊田　秀夫
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	72,210
	固定資産	10,000
	資産合計	**82,210**
負純資産及び債の部	流動負債	4,411
	負債合計	**4,411**
	株主資本	77,799
	資本金	75,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	△32,201
	その他利益剰余金	△32,201
	（うち当期純損失）	(31,501)
	純資産合計	**77,799**
	負債・純資産合計	**82,210**

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千五百万円、資本準備金の額を一千五百万円減少し、それぞれ六千万円、二千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年七月十七日
東京都中央区八丁堀四丁目三番五号
株式会社パソナ知財信託
代表取締役　豊田　秀夫

第 54 期決算公告　2026年６月12日
三重県鈴鹿市飯野寺家町234番地の１
株式会社オートモール
代表取締役　向井　弘光
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,048,937
	固定資産	3,447,237
	資産合計	**6,496,174**
負純資産及び債の部	流動負債	3,677,946
	固定負債	839,427
	株主資本	1,978,800
	資本金	160,000
	利益剰余金	1,818,800
	利益準備金	40,000
	繰越利益剰余金	1,778,800
	（うち当期純利益）	(270,591)
	負債・純資産合計	**6,496,174**

令和７年度決算公告
令和８年７月17日
横浜市港北区菊名四丁目９番６号
株式会社エコール・ヨコハマ
代表取締役　近藤　茂人
貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,075,735
	固定資産	338,863,714
	合計	**342,939,449**
負純資産及び債の部	流動負債	9,617,132
	固定負債	174,436,730
	株主資本	158,885,587
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	128,885,587
	その他利益剰余金	128,885,587
	（うち当期純利益）	(1,154,548)
	合計	**342,939,449**

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二千四百万円減少し六百万円とし、減少する資本金の額を全額資本準備金とすることにいたしました。
効力発生日は令和八年九月一日であり、株主総会の決議は令和八年七月一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年七月十七日
横浜市港北区菊名四丁目九番六号
株式会社エコール・ヨコハマ
代表取締役　近藤　茂人

第 22 期決算公告　2026年６月19日
三重県鈴鹿市伊船町字鈴木田531番地の１
株式会社マーク・コーポレーション
代表取締役　向井　弘光
貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,112,005
	固定資産	294,826
	資産合計	**1,406,831**
負純資産及び債の部	流動負債	105,855
	固定負債	101,472
	株主資本	1,199,504
	資本金	190,000
	資本準備金	39,125
	利益剰余金	970,379
	利益準備金	8,375
	繰越利益剰余金	962,004
	（うち当期純利益）	(100,857)
	負債・純資産合計	**1,406,831**

第 21 期決算公告
令和８年７月17日
愛知県大府市横根町平子45番地
株式会社ケイジェイ
代表取締役　大嶋　健仁
貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,425
	固定資産	19,523
	合計	**47,948**
負純資産及び債の部	流動負債	16,637
	固定負債	31,977
	株主資本	△ 666
	資本金	11,000
	利益剰余金	△ 11,666
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	△ 13,666
	（うち当期純利益）	(10,356)
	合計	**47,948**

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一百万円減少することにいたしました。
臨時株主総会の決議は、令和八年六月十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年七月十七日
愛知県大府市横根町平子四五番地
株式会社ケイジェイ
代表取締役　大嶋　健仁

第 14 期決算公告
令和８年７月17日
大阪市中央区本町四丁目１番13号
株式会社大阪メディカルサポートＰＦＩ
代表取締役　黒川　賢一
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	556,540
	固定資産	213
	合計	**556,753**
負純資産及び債の部	流動負債	198,226
	固定負債	100,000
	株主資本	258,526
	資本金	150,000
	利益剰余金	108,526
	その他利益剰余金	108,526
	（うち当期純利益）	(7,290)
	合計	**556,753**

第１期決算公告

令和８年７月17日
愛知県春日井市美濃町二丁目230番地
株式会社ＴＴホールディングス
代表取締役　松尾　明展

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	15,252
	固定資産	161,867
	繰延資産	371
	資産合計	177,491
負純資産の債及び部	流動負債	62
	固定負債	177,102
	株主資本	327
	資本金	1,000
	利益剰余金	△672
	その他利益剰余金	△672
	（うち当期純損失）	(672)
	負債・純資産合計	177,491

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加した資本準備金の額を五億七千三百三十三万千三百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日
愛知県春日井市美濃町二丁目二三〇番地
株式会社ＴＴホールディングス
代表取締役　松尾　明展

第17期決算公告

令和８年６月29日
大阪市北区長柄西１丁目２番25号
ＯＳＧハイツ株式会社
代表取締役　織田　智香

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	145,535
	固定資産	2,015,941
	資産合計	2,161,476
負純資産の債及び部	流動負債	42,858
	固定負債	1,212,446
	株主資本	906,172
	資本金	3,000
	利益剰余金	903,172
	その他利益剰余金	903,172
	（うち当期純利益）	(56,579)
	負債・純資産合計	2,161,476

第19期決算公告

令和８年７月17日
大阪市中央区難波千日前11番６号
株式会社よしもとアドミニストレーション

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,087,424
	固定資産	8,006,995
	資産合計	16,094,420
負純資産の債及び部	流動負債	2,133,681
	（うち賞与引当金）	(210,219)
	固定負債	2,035,135
	株主資本	11,925,604
	資本金	10,000
	資本剰余金	19,409,485
	資本準備金	18,615,023
	その他資本剰余金	794,462
	利益剰余金	△7,493,881
	その他利益剰余金	△7,493,881
	（うち当期純利益）	(81,159)
	負債・純資産合計	16,094,420

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百八十六億五百二万三千百四十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日
大阪市中央区難波千日前一一番六号
株式会社よしもとアドミニストレーション　代表取締役　山中　和貴

第33期決算公告

令和８年６月19日
大阪府泉佐野市泉州空港北１番地
エアポートホテル運営企画株式会社
代表取締役社長　近藤　高

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	203,871
	固定資産	252,255
	合計	456,127
負純資産の債及び部	流動負債	161,968
	賞与引当金	59,196
	固定負債	63,241
	退職給付引当金	63,241
	株主資本	230,916
	資本金	25,000
	利益剰余金	205,916
	その他利益剰余金	205,916
	（うち当期純利益）	(7,268)
	合計	456,127

第65期決算公告

令和８年７月17日
大阪府岸和田市藤井町二丁目６番26号
藪吉倉庫株式会社
代表取締役　藪　謙

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	211,653
	固定資産	404,538
	合計	616,192
負純資産の債及び部	流動負債	56,671
	（うち賞与引当金）	(1,950)
	固定負債	282,452
	株主資本	277,067
	資本金	16,000
	利益剰余金	261,067
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	257,067
	（うち当期純利益）	(1,186)
	合計	616,192

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日
大阪府岸和田市藤井町二丁目六番二六号
藪吉倉庫株式会社
代表取締役　藪　謙

第71期決算公告

令和８年６月25日
広島県呉市音戸町渡子２丁目24番１号
三ツ子島埠頭株式会社
代表取締役　西谷　貴彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,261
	固定資産	7,901
	合計	9,162
負純資産の債及び部	流動負債	629
	固定負債	7,405
	株主資本	1,128
	資本金	80
	利益剰余金	1,048
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	1,028
	（うち当期純損失）	(77)
	合計	9,162

第86期決算公告

令和８年７月17日
長崎県佐世保市相浦町1563番地
佐世保魚市場株式会社
代表取締役　森　雅彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	869,876
	固定資産	363,568
	合計	1,233,444
負純資産の債及び部	流動負債	870,008
	固定負債	314,113
	株主資本	48,221
	資本金	90,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	△70,128
	その他利益剰余金	△70,128
	（うち当期純利益）	(17,190)
	自己株式	△1,651
	評価・換算差額等	1,102
	合計	1,233,444

第８期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区永田町二丁目14番２号
ＭＦＡ株式会社
代表取締役社長　三田　隆嗣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,911,220	流動負債	1,115,886
固定資産	303,589	ボーナス引当金（販売員）	3,614
		固定負債	501,748
		退職給付引当金	354,032
		株主資本	597,174
		資本金	798,700
		資本剰余金	1,766,623
		資本準備金	698,700
		その他資本剰余金	1,067,923
		利益剰余金	△1,968,149
		その他利益剰余金	△1,968,149
資産合計	2,214,808	負債・純資産合計	2,214,808

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	5,035,195
売上原価	4,854,458
売上総利益	180,737
販売費及び一般管理費	1,169,362
営業損失	988,624
営業外損益	388,825
特別損益	△174,857
税引前当期純損失	774,657
法人税、住民税及び事業税	10,326
当期純損失	784,983

第 102 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目24番13号
株式会社大京
代表取締役社長　細川　展久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	166,815	流動負債	16,875
固定資産	69,887	賞与引当金	611
		固定負債	140,412
		退職給付引当金	3,278
		株主資本	79,415
		資本金	100
		資本剰余金	63,583
		その他資本剰余金	63,583
		利益剰余金	15,731
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	15,706
資産合計	236,703	負債・純資産合計	236,703

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収入	62,453
営業原価	45,408
売上総利益	17,045
販売費及び一般管理費	9,114
営業利益	7,930
営業外収益	11,526
営業外費用	1,228
経常利益	18,229
特別損失	101
税引前当期純利益	18,128
法人税、住民税及び事業税	2,125
法人税等調整額	296
当期純利益	15,706

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都新宿区新宿２丁目３番15号
一般社団法人バス共通ＩＣカード協会
代表理事　理事長　伊藤　隆二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	900
	固定資産	1,046
	合計	1,946
負債及び純資産の部	流動負債	951
	固定負債	915
	基金	4
	利益剰余金	76
	その他利益剰余金	76
	（うち当期純損失）	(18)
	合計	1,946

第 62 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目19番18号
株式会社大京穴吹不動産
代表取締役社長　森本　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	62,231	流動負債	20,391
固定資産	4,287	賞与引当金	962
		固定負債	31,254
		退職給付引当金	1,536
		株主資本	14,873
		資本金	100
		資本剰余金	2,401
		その他資本剰余金	2,401
		利益剰余金	12,372
		利益準備金	49
		その他利益剰余金	12,322
資産合計	66,518	負債・純資産合計	66,518

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収入	83,244
営業原価	71,144
売上総利益	12,099
販売費及び一般管理費	8,364
営業利益	3,735
営業外収益	28
営業外費用	452
経常利益	3,311
特別利益	0
特別損失	42
税引前当期純利益	3,268
法人税、住民税及び事業税	1,112
法人税等調整額	32
当期純利益	2,124

第 6 期 決 算 公 告

令和８年７月17日
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目21番14号
公益財団法人
バリューＨＲ健康寿命延伸財団
代表理事　藤田美智雄

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	419
	固定資産	321,093
	合計	321,512
負債及び正味財産の部	流動負債	129
	負債合計	129
	指定正味財産	321,013
	一般正味財産	370
	正味財産合計	321,383
	合計	321,512

第 147 期 決 算 公 告

2026年６月30日　東京都千代田区霞が関３丁目２番１号
黒部川電力株式会社
代表取締役社長　沼田　典明

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,932	流動負債	3,064
固定資産	31,014	固定負債	19,375
有形固定資産	28,454	株主資本	9,952
無形固定資産	66	資本金	3,000
投資その他の資産	2,493	資本剰余金	917
		資本準備金	917
		利益剰余金	6,035
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	6,032
		評価・換算差額等	1,555
		その他有価証券評価差額金	1
		繰延ヘッジ損益	1,553
合計	33,947	合計	33,947

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,028
売上原価、販売費及び一般管理費	4,162
営業利益	2,866
営業外収益	32
営業外費用	477
経常利益	2,420
特別利益	—
特別損失	54
税引前当期純利益	2,365
法人税、住民税及び事業税	777
法人税調整額	△118
当期純利益	1,706

第 37 期決算公告　令和８年６月17日

札幌市中央区北四条東一丁目２番地３
株式会社ジェイマックシステム
代表取締役　古瀬　　司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,370,836
	固定資産	418,510
	合計	1,789,346
負債及び純資産の部	流動負債	415,509
	固定負債	189,740
	株主資本	1,184,097
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,154,097
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,146,597
	（うち当期純利益）	(174,011)
	合計	1,789,346

第 67 期 決 算 公 告

2026年６月24日　東京都中央区八丁堀四丁目４番２号
月星商事株式会社
代表取締役社長　原　　茂樹

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	25,105	流動負債	19,015
固定資産	7,738	固定負債	393
		負債合計	19,409
		株主資本	12,802
		資本金	436
		利益剰余金	12,365
		利益準備金	109
		その他利益剰余金	12,256
		評価・換算差額等	632
		その他有価証券評価差額金	632
		純資産合計	13,434
資産合計	32,844	負債・純資産合計	32,844

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	59,632
売上原価	53,924
売上総利益	5,708
販売費及び一般管理費	5,443
営業利益	264
営業外収益	311
営業外費用	8
経常利益	567
特別利益	1
特別損失	12
税引前当期純利益	557
法人税、住民税及び事業税	125
法人税等調整額	46
当期純利益	385

第 35 期決算公告　2026年６月29日

北海道室蘭市絵鞆町四丁目地先
株式会社エンルムマリーナ室蘭
代表取締役社長　奈良　信一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	114,261
	固定資産	12,210
	合計	126,471
負債及び純資産の部	流動負債	29,580
	固定負債	25,249
	（うち退職給付引当金）	(3,029)
	株主資本	71,642
	資本金	82,221
	利益剰余金	5,077
	その他利益剰余金	5,077
	（うち当期純利益）	(5,077)
	自己株式	△15,656
	合計	126,471

第 39 期決算公告　令和８年７月３日

北海道標津郡中標津町北中16番地９
根室中標津空港ビル株式会社
代表取締役社長　西村　穣

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	681,439
	固定資産	440,623
	合計	1,122,062
負純資債及産のび部	流動負債	64,433
	固定負債	82,337
	株主資本	975,292
	資本金	498,000
	利益剰余金	488,292
	利益準備金	11,500
	その他利益剰余金	476,792
	（うち当期純利益）	(37,280)
	自己株式	△11,000
	合計	1,122,062

第 40 期決算公告

2026年６月29日　東京都新宿区北新宿二丁目21番１号
株式会社フロム・ソフトウェア
代表取締役社長　宮崎　英高

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	76,154	流動負債	5,327
固定資産	2,964	賞与引当金	1,814
		役員株式給付引当金	792
		固定負債	1,184
		退職給付金引当金	925
		株主資本	69,593
		資本金	18,468
		資本剰余金	18,447
		資本準備金	18,447
		利益剰余金	32,677
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	32,672
		新株予約権	3,013
資産合計	79,119	負債・純資産合計	79,119

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	20,714
売上原価	5,829
売上総利益	14,885
販売費及び一般管理費	5,932
営業利益	8,952
営業外収益	320
営業外費用	9
経常利益	9,263
税引前当期純利益	9,263
法人税、住民税及び事業税	2,712
法人税等調整額	57
当期純利益	6,494

第 31 期決算公告　令和８年６月26日

山形市松波四丁目１番15号　自治会館４階
株式会社東北バンキングシステムズ
取締役社長　佐藤　明則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	527,912
	固定資産	26,736
	資産合計	554,648
負純資債及産のび部	流動負債	45,908
	固定負債	59,270
	株主資本	449,396
	資本金	25,900
	利益剰余金	423,496
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	408,496
	（うち当期純利益）	(18,444)
	評価・換算差額等	72
	負債・純資産合計	554,648

第 10 期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区渋谷二丁目21番１号
渋谷ヒカリエ
Bytedance株式会社
代表取締役　佐藤　陽一

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	72,525	流動負債	76,213
固定資産	11,508	賞与引当金	858
		固定負債	1,177
		負債合計	77,390
		株主資本	6,643
		資本金	100
		利益剰余金	6,543
		その他利益剰余金	6,543
		純資産合計	6,643
資産合計	84,033	負債・純資産合計	84,033

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	125,180
売上原価	99,242
売上総利益	25,938
販売費及び一般管理費	21,863
営業利益	4,074
営業外収益	138
営業外費用	695
特別損失	0
経常利益	3,517
税引前当期純利益	3,518
法人税、住民税及び事業税	1,890
法人税等調整額	△311
当期純利益	1,940

第 37 期決算公告

令和８年７月17日
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西二丁目４番地４
株式会社ＮＡＴ
代表取締役社長　山口　誠哉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,783,802
	固定資産	477,336
	資産合計	4,261,138
負純資債及産のび部	流動負債	2,215,226
	固定負債	90,800
	株主資本	1,955,112
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,905,112
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,892,612
	（うち当期純利益）	(503,246)
	負債・純資産合計	4,261,138

第 67 期決算公告

令和８年７月17日　香川県高松市藤塚町１丁目11番22号
株式会社穴吹工務店
代表取締役社長　竹本　勝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	56,965	流動負債	23,693
固定資産	3,878	賞与引当金	419
		固定負債	21,176
		退職給付引当金	981
		保証工事引当金	80
		株主資本	15,973
		資本金	2,500
		資本剰余金	2,500
		資本準備金	2,500
		利益剰余金	10,973
		その他利益剰余金	10,973
資産合計	60,843	負債・純資産合計	60,843

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収入	42,641
営業原価	35,347
売上総利益	7,294
販売費及び一般管理費	6,208
営業利益	1,086
営業外収益	73
営業外費用	428
経常利益	731
特別利益	0
特別損失	1
税引前当期純利益	729
法人税、住民税及び事業税	287
法人税等調整額	△49
当期純利益	491

第 12 期決算公告　令和８年６月29日

長野県長野市市場２番地１
株式会社長野県Ａ・コープ
代表取締役社長　山﨑　進

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,233,782
	固定資産	3,881,618
	合計	8,115,400
負純資債及産のび部	流動負債	4,657,254
	固定負債	1,132,000
	株主資本	2,326,146
	資本金	50,000
	資本剰余金	411,000
	資本準備金	411,000
	利益剰余金	1,865,146
	その他利益剰余金	1,865,146
	（うち当期純利益）	(73,175)
	合計	8,115,400

第 81 期決算公告

令和８年７月17日
東京都港区西新橋二丁目４番２号
日本パツキング工業株式会社
代表取締役　坂内　昌行

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,766,479
	固定資産	1,707,855
	資産合計	3,474,335
負純資債及産のび部	流動負債	1,832,922
	固定負債	368,120
	株主資本	1,273,293
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,233,293
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,223,293
	（うち当期純利益）	(78,995)
	負債・純資産合計	3,474,335

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＮＰＫ（住所東京都港区西新橋二丁目四番二号）に対して当社の土地・建物管理事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年七月十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月十七日
東京都港区西新橋二丁目四番二号
日本パツキング工業株式会社
代表取締役　坂内　昌行

第４期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号
株式会社グッドフードデザイン
代表取締役　山﨑厚四郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,521
	繰延資産	237
	資産合計	3,758
負純資産の債及び部	流動負債	911
	固定負債	5,969
	株主資本	△3,122
	資本金	6,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△14,122
	その他利益剰余金	△14,122
	（うち当期純損失）	(7,182)
	負債・純資産合計	3,758

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日
東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号
株式会社グッドフードデザイン
代表取締役　山﨑厚四郎

第５期決算公告

令和８年６月25日
福岡市博多区博多駅前２丁目８番12号
ＪＲ九州アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　黒木　俊彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	422,171
	固定資産	28,294
	資産合計	450,466
負純資産の債及び部	流動負債	74,375
	株主資本	376,090
	資本金	100,000
	利益剰余金	276,090
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	251,090
	（うち当期純利益）	(87,541)
	負債・純資産合計	450,466

第８期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区道玄坂１丁目16―６
二葉ビル２Ｆ
株式会社ｕｋｋａ
代表取締役　谷川　佳

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	303,183
	固定資産	2,825
	合計	306,008
負純資産の債及び部	流動負債	84,778
	固定負債	46,586
	株主資本	174,644
	資本金	10,000
	資本剰余金	315,077
	資本準備金	315,077
	利益剰余金	△150,433
	その他利益剰余金	△150,433
	（うち当期純損失）	(150,433)
	合計	306,008

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九百九十九万八千五十円、資本準備金の額を五千四十三万五千三十二円減少し、それぞれ一千万円、三億六千四百六十四万八百七十二円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日
東京都渋谷区道玄坂一丁目一六―六
二葉ビル二Ｆ　株式会社ｕｋｋａ
代表取締役　谷川　佳

第12期決算公告

2026年６月26日
福岡県三潴郡大木町八町牟田986番地
株式会社ＮＪアグリサポート
代表取締役　穴田　勝美

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,562
	固定資産	950
	合計	43,512
負純資産の債及び部	流動負債	127,439
	固定負債	4,950
	株主資本	△88,877
	資本金	100,000
	利益剰余金	△188,877
	その他利益剰余金	△188,877
	（うち当期純損失）	(11,984)
	合計	43,512

第43期決算公告

令和８年７月17日
東京都豊島区千早二丁目33番４号
株式会社エレコ
代表取締役　鈴木　義人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	252,485,292
	固定資産	739,964,248
	繰延資産	285,834
	資産合計	992,735,374
負純資産の債及び部	流動負債	257,805,396
	固定負債	342,459,000
	株主資本	392,470,978
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	372,470,978
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	367,470,978
	（うち当期純利益）	(83,808,616)
	負債・純資産合計	992,735,374

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の保有、賃貸および売買の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和八年七月十七日
東京都豊島区千早二丁目三三番四号
（甲）株式会社ＹＳホールディングス
代表取締役　鈴木　義人
東京都豊島区千早二丁目三三番四号
（乙）株式会社エレコ
代表取締役　鈴木　義人

第22期決算公告

令和８年６月26日
福岡市早良区百道浜二丁目１番22号
福岡ＳＲＰセンタービル５階
株式会社Ｑ―ＣＡＰ
代表取締役社長執行役員　秋吉　俊輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	244,133
	固定資産	63,152
	資産合計	307,286
負純資産の債及び部	流動負債	79,939
	固定負債	2,366
	株主資本	224,980
	資本金	60,000
	利益剰余金	164,980
	その他利益剰余金	164,980
	（うち当期純利益）	(40,985)
	負債・純資産合計	307,286

第106期決算公告

令和８年６月23日　　神奈川県川崎市川崎区扇町９番１号
三井埠頭株式会社
代表取締役　奥村　豊彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,000	流動負債	3,682
固定資産	18,411	固定負債	1,237
有形固定資産	16,842	負債合計	4,920
無形固定資産	27	株主資本	16,208
その他資産	1,541	資本金	3,500
		利益剰余金	12,708
		利益準備金	752
		その他利益剰余金	11,955
		（繰越利益剰余金）	(11,955)
		評価・換算差額等	283
		その他有価証券評価差額金	283
		純資産合計	16,491
資産合計	21,411	負債・純資産合計	21,411

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	13,756
売上原価	8,969
売上総利益	4,787
販売費及び一般管理費	2,106
営業利益	2,681
営業外収益	54
営業外費用	20
経常利益	2,714
特別利益	45
特別損失	122
税引前当期純利益	2,637
法人税、住民税及び事業税	823
法人税等調整額	△20
当期純利益	1,835

第１期決算公告

令和８年７月17日
福岡市中央区薬院三丁目２番23号
ＫＭＧビル
株式会社キューデン・インターナショナル・インディア
代表取締役　齊藤　友二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,629
	資産合計	6,629
負純資産の債及び部	流動負債	376
	株主資本	6,252
	資本金	2,000
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	2,252
	その他利益剰余金	2,252
	（うち当期純利益）	(2,252)
	負債・純資産合計	6,629

第20期決算公告

令和８年６月24日
福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
株式会社九電ビジネスパートナー
代表取締役　郷田　正

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,286,964
	固定資産	234,899
	資産合計	1,521,864
負債及び純資産の部	流動負債	474,531
	株主資本	1,047,333
	資本金	30,000
	資本剰余金	80,000
	その他資本剰余金	80,000
	利益剰余金	937,333
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	929,833
	（うち当期純利益）	(132,549)
	負債・純資産合計	1,521,864

第27期決算公告

令和８年７月17日　神奈川県横須賀市小川町26－９
株式会社建新
代表取締役　大口　隆弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,522,413	流動負債	16,703,845
固定資産	1,328,067	賞与引当金	24,191
		固定負債	5,304,654
		株主資本	4,842,560
		資本金	90,000
		資本剰余金	370,000
		その他資本剰余金	370,000
		利益剰余金	4,382,560
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	4,360,060
		評価・換算差額等	△578
		その他有価証券評価差額金	△578
資産合計	26,850,481	負債・純資産合計	26,850,481

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	38,551,528
売上原価	33,588,443
売上総利益	4,963,084
販売費及び一般管理費	2,453,651
営業利益	2,509,434
営業外収益	162,701
営業外費用	504,896
経常利益	2,167,238
特別利益	636
特別損失	7,107
税引前当期純利益	2,160,768
法人税、住民税及び事業税	938,528
法人税等調整額	△24,541
当期純利益	1,246,780

第27期決算公告

令和８年６月26日
北九州市門司区中町３番17号
九州電気コンサルタント株式会社
代表取締役　東鶴　友太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	411,520
	固定資産	320,703
	資産合計	732,223
負債及び純資産の部	流動負債	56,472
	固定負債	11,046
	株主資本	664,704
	資本金	10,000
	利益剰余金	654,704
	利益準備金	2,600
	その他利益剰余金	652,104
	（うち当期純利益）	(41,721)
	負債・純資産合計	732,223

第81期決算公告

令和８年７月17日
新潟市中央区西湊町通三ノ町3300番地３
株式会社本間組
代表取締役　奥村　雄二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	32,650	流動負債	21,778
固定資産	23,237	（うち引当金）	(377)
		固定負債	4,073
		（うち引当金）	(2,182)
		株主資本	28,453
		資本金	1,000
		資本剰余金	57
		利益剰余金	27,520
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	27,270
		自己株式	△124
		評価・換算差額等	1,582
資産合計	55,887	負債・純資産合計	55,887

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	46,032
売上原価	41,033
売上総利益	4,998
販売費及び一般管理費	3,273
営業利益	1,725
営業外収益	465
営業外費用	76
経常利益	2,114
特別利益	14
特別損失	71
税引前当期純利益	2,056
法人税、住民税及び事業税	494
法人税等調整額	5
当期純利益	1,556

第38期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区神田美土代町１番地
住商インテリアインターナショナル株式会社
代表取締役　関根　伸哉

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,040,563
	固定資産	203,546
	資産合計	3,244,109
負債及び純資産の部	流動負債	1,929,077
	賞与引当金	87,850
	その他引当金	2,264
	その他	1,838,963
	固定負債	150,078
	退職給付引当金	132,336
	役員退職慰労引当金	17,742
	負債合計	2,079,155
	株主資本	1,164,954
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	1,034,954
	利益準備金	18,920
	その他利益剰余金	1,016,034
	（うち当期純利益）	(399,389)
	純資産合計	1,164,954
	負債・純資産合計	3,244,109

第７期決算公告

令和８年７月17日

大阪府守口市金田町４丁目５番16号
地域医療連携推進法人弘道会ヘルスネットワーク
代表理事　木村　記子

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,812,710	流動負債	520,291
固定資産	61,143	負債合計	520,291
		積立金	2,353,562
		純資産合計	2,353,562
資産合計	2,873,853	負債・純資産合計	2,873,853

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：円）

科目	金額
経常収益	5,084,208
経常費用	4,282,998
経常利益	801,210
税引前当期純利益	801,210
当期純利益	801,210

第64期決算公告

令和８年７月17日
兵庫県姫路市仁豊野650
社会医療法人財団聖フランシスコ会
理事長　古川　正子

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,309	流動負債	1,709
固定資産	3,045	賞与引当金	297
有形固定資産	2,540	固定負債	3,213
無形固定資産	200	退職給付引当金	1,174
投資その他の資産	305	負債合計	4,922
		積立金	2,432
		設立等積立金	30
		繰越利益積立金	2,402
		純資産合計	2,432
資産合計	7,355	負債・純資産合計	7,355

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	10,762
（うち本来業務）	(10,202)
（うち附帯業務）	(559)
事業費用	10,975
（うち本来業務）	(10,524)
（うち附帯業務）	(451)
事業損失	212
事業外費用	11
経常損失	223
特別損失	3
税引前当期純損失	227
当期純損失	227

第 54 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

山形市大字中里字北田93番地の１

寿虎屋酒造株式会社

代表取締役　佐藤　淳平

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	115,918
	固定資産	77,851
	合計	193,769
負債及び純資産の部	流動負債	171,929
	固定負債	6,270
	株主資本	15,570
	資本金	50,000
	資本準備金	0
	利益剰余金	△34,430
	（うち当期純損失）	(56,173)
	合計	193,769

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

山形市大字中里字北田九三番地の一

寿虎屋酒造株式会社

代表取締役　佐藤　淳平

第 60 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目２番13号

株式会社ＪＲ東日本テクノサービス

代表取締役社長　酒井　昌一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,132,615
	固定資産	635,269
	資産合計	3,767,885
負債及び純資産の部	流動負債	1,039,256
	賞与引当金	409,855
	その他	629,400
	固定負債	137,190
	退職給付引当金	90,232
	その他	46,958
	負債合計	1,176,447
	株主資本	2,591,438
	資本金	25,000
	資本剰余金	59,100
	資本準備金	59,100
	利益剰余金	2,507,338
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	2,484,838
	（うち当期純利益）	(6,668)
	純資産合計	2,591,438
	負債・純資産合計	3,767,885

第 15 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

東京都江東区有明三丁目７番26号

有明フロンティアビルＢ棟９階

ジャパン・ドライアイス株式会社

代表取締役　久保　勝博

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	886,230
	固定資産	1,059,578
	合計	1,945,809
負債及び純資産の部	流動負債	819,838
	固定負債	373,517
	株主資本	752,454
	資本金	10,000
	利益剰余金	742,454
	その他利益剰余金	742,454
	（うち当期純利益）	(150,321)
	合計	1,945,809

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＪＤホールディングス株式会社（住所東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルＢ棟九階）に対して当社の不動産事業及び投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

東京都江東区有明三丁目七番二六号

有明フロンティアビルＢ棟九階

ジャパン・ドライアイス株式会社

代表取締役　久保　勝博

第 20 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

仙台市青葉区中央四丁目２番16号

株式会社ネクスコ・トール東北

代表取締役　永作　正浩

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,230,910
	固定資産	380,321
	資産合計	1,611,232
負債及び純資産の部	流動負債	917,291
	賞与引当金	370,806
	その他	546,485
	固定負債	219,998
	退職給付引当金	114,671
	役員退職慰労引当金	2,223
	その他	103,103
	負債合計	1,137,290
	株主資本	473,941
	資本金	90,000
	利益剰余金	383,941
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	361,441
	（うち当期純利益）	(46,517)
	純資産合計	473,941
	負債・純資産合計	1,611,232

第４期決算公告　　令和８年７月17日

東京都武蔵野市境二丁目２番18号402

株式会社多磨バイオホールディングス

代表取締役　長尾　哲哉

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	398,187
	固定資産	1,437,165
	合計	1,835,352
負債及び純資産の部	流動負債	715
	固定負債	537,165
	株主資本	1,297,472
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,200,100
	資本準備金	650,000
	その他資本剰余金	550,100
	利益剰余金	△2,627
	その他利益剰余金	△2,627
	（うち当期純利益）	(836)
	合計	1,835,352

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千二百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

東京都武蔵野市境二丁目二番一八号四〇二

株式会社多磨バイオホールディングス

代表取締役　長尾　哲哉

第 40 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

石川県金沢市有松四丁目３番10号

株式会社日本エル・ディ・アイ

代表取締役　柳生　好春

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	54,196
	固定資産	161,433
	合計	215,629
負債及び純資産の部	流動負債	44,034
	固定負債	463,370
	株主資本	△291,775
	資本金	30,000
	利益剰余金	△321,775
	その他利益剰余金	△321,775
	（うち当期純損失）	(24,668)
	合計	215,629

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社日本エル・ディ・アイ（乙、住所石川県金沢市有松四丁目三番一〇号）の学習塾、予備校の経営に関する事業についての権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年七月十七日

金沢市有松五丁目八番二八号

株式会社ティエラ石川

代表取締役　髙橋　康之

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

栃木県宇都宮市白沢町592番地

宇都宮王子紙業株式会社

代表取締役社長　宮本健太郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	432,603
	固定資産	158,967
	資産合計	591,570
負債及び純資産の部	流動負債	281,480
	賞与引当金	54,109
	その他	227,371
	固定負債	162,952
	退職給与引当金	153,952
	その他	9,000
	負債合計	444,432
	株主資本	147,138
	資本金	20,000
	資本剰余金	72,001
	資本準備金	16,001
	その他資本剰余金	56,000
	利益剰余金	55,137
	その他利益剰余金	55,137
	（うち当期純利益）	(7,231)
	純資産合計	147,138
	負債・純資産合計	591,570

第 70 期 決 算 公 告

令和８年６月12日

福島県いわき市平谷川瀬三丁目１番地の４

山木工業株式会社

代表取締役　片桐　剛寿

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,351
	固定資産	1,905
	資産合計	5,262
負債及び純資産の部	流動負債	983
	（うち賞与引当金）	(16)
	固定負債	1,107
	（うち退職給付引当金）	(19)
	（うち特別修繕引当金）	(6)
	負債合計	2,090
	株主資本	3,150
	資本金	60
	利益剰余金	3,090
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	3,075
	（うち当期純利益）	(330)
	評価・換算差額等	21
	その他有価証券評価差額金	21
	純資産合計	3,171
	負債・純資産合計	5,262

第 66 期 決 算 公 告

2026年６月25日

秋田県秋田市中通七丁目１番２号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長　鈴木万寿夫

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,203
	固定資産	2,097
	資産合計	3,301
負債及び純資産の部	流動負債	2,804
	固定負債	1,043
	負債合計	3,848
	株主資本	△546
	資本金	450
	資本剰余金	151
	利益剰余金	△1,148
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	△1,168
	（うち当期純利益）	(34)
	純資産合計	△546
	負債・純資産合計	3,301

第64期決算公告

令和８年７月17日

香川県高松市鶴市町2025番地３

株式会社トーカイ

代表取締役　松尾　隆之

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,882
	固定資産	4,431
	資産合計	12,314
負債及び純資産の部	流動負債	1,395
	（うち賞与引当金）	(197)
	（うち役員賞与引当金）	(8)
	固定負債	551
	（うち退職給付引当金）	(488)
	（うち役員退職慰労引当金）	(25)
	負債合計	1,946
	株主資本	10,300
	資本金	56
	資本剰余金	1,988
	資本準備金	86
	その他資本剰余金	1,902
	利益剰余金	8,255
	利益準備金	14
	その他利益剰余金	8,241
	（うち当期純利益）	(978)
	評価・換算差額等	67
	その他有価証券評価差額金	67
	純資産合計	10,367
	負債・純資産合計	12,314

第 48 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

千葉県千葉市花見川区犢橋町1614番27号

北川グレステック株式会社

代表取締役　北川　慶祐

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,622,955
	固定資産	1,128,328
	資産合計	2,751,284
負債及び純資産の部	流動負債	470,944
	賞与引当金	28,920
	製品保証引当金	4,926
	固定負債	216,743
	退職給付引当金	81,752
	役員退職慰労引当金	35,180
	負債合計	687,688
	株主資本	2,063,595
	資本金	90,000
	資本剰余金	114,131
	資本準備金	37,679
	その他資本剰余金	76,452
	利益剰余金	1,859,464
	利益準備金	11,900
	その他利益剰余金	1,847,564
	（うち当期純利益）	(223,679)
	純資産合計	2,063,595
	負債・純資産合計	2,751,284

第 74 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

埼玉県川口市弥平四丁目14番14号

株式会社サンフレッセ

代表取締役　富澤愼太郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,346,889
	固定資産	6,384,793
	繰延資産	658
	資産合計	9,732,341
負債及び純資産の部	流動負債	4,137,465
	賞与引当金	129,376
	その他	4,008,088
	固定負債	3,430,612
	退職給付引当金	149,272
	役員退職慰労引当金	99,317
	その他	3,182,022
	負債合計	7,568,077
	株主資本	2,143,367
	資本金	37,000
	資本剰余金	176,418
	その他資本剰余金	176,418
	利益剰余金	2,300,632
	利益準備金	9,250
	その他利益剰余金	2,291,382
	（うち当期純利益）	(308,884)
	自己株式	△370,682
	評価・換算差額等	20,895
	その他有価証券評価差額金	20,895
	純資産合計	2,164,263
	負債・純資産合計	9,732,341

第 71 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

京都市右京区西京極豆田町19番地

株式会社麗光

代表取締役　岩井　順一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,439,404
	固定資産	5,457,039
	資産合計	**9,896,444**
負債及び純資産の部	流動負債	4,688,912
	（うち賞与引当金）	（107,500）
	固定負債	2,793,050
	（うち役員退職慰労引当金）	（146,255）
	負債合計	**7,481,963**
	株主資本	2,390,021
	資本金	100,000
	資本剰余金	245,550
	資本準備金	45,550
	その他資本剰余金	200,000
	利益剰余金	2,066,155
	利益準備金	53,321
	その他利益剰余金	2,012,833
	（うち当期純利益）	（96,445）
	自己株式	△21,684
	評価・換算差額等	24,459
	その他有価証券評価差額金	24,459
	純資産合計	**2,414,480**
	負債・純資産合計	**9,896,444**

（法人番号　4130001002235）

2025年度決算公告

2026年７月17日

滋賀県大津市月輪一丁目８番１号

島津産機システムズ株式会社

代表取締役社長　小西　昭士

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,224,009
	固定資産	2,139,567
	資産合計	**16,363,576**
負債及び純資産の部	流動負債	2,988,759
	（うち賞与引当金）	（419,676）
	（うち役員賞与引当金）	（4,080）
	固定負債	318,094
	（うち退職給付引当金）	（282,547）
	（うち役員退職慰労引当金）	（18,480）
	負債合計	**3,306,853**
	株主資本	12,695,364
	資本金	100,000
	資本剰余金	40,000
	その他資本剰余金	40,000
	利益剰余金	12,555,364
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	12,530,364
	（うち当期純利益）	（1,544,095）
	評価・換算差額等	361,359
	その他有価証券評価差額金	361,359
	純資産合計	**13,056,723**
	負債・純資産合計	**16,363,576**

第 35 期 決 算 公 告

令和８年６月24日

東京都千代田区神田練塀町85番地

ＪＲ東日本レンタリース株式会社

代表取締役　堀江　和王

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,704,485
	固定資産	1,117,981
	資産合計	**8,822,466**
負債及び純資産の部	流動負債	2,981,694
	賞与引当金	94,815
	その他	2,886,879
	固定負債	3,643,828
	退職給付引当金	170,892
	その他	3,472,936
	負債合計	**6,625,523**
	株主資本	2,196,943
	資本金	165,000
	資本剰余金	100,082
	資本準備金	100,082
	利益剰余金	1,931,860
	利益準備金	21,850
	その他利益剰余金	1,910,010
	（うち当期純利益）	（400,019）
	純資産合計	**2,196,943**
	負債・純資産合計	**8,822,466**

第 76 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

山口県周南市築港町２―18

トクヤマ海陸運送株式会社

代表取締役社長　藤本　　浩

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,526
	固定資産	10,100
	資産合計	**14,627**
負債及び純資産の部	流動負債	3,971
	賞与引当金	208
	修繕引当金	218
	その他	3,544
	固定負債	2,576
	退職給付引当金	728
	役員退職給付引当金	17
	その他	1,830
	負債合計	**6,547**
	株主資本	7,820
	資本金	63
	資本剰余金	123
	その他資本剰余金	123
	利益剰余金	7,633
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	7,617
	（うち当期純利益）	（1,175）
	評価・換算差額等	260
	その他有価証券評価差額金	260
	純資産合計	**8,080**
	負債・純資産合計	**14,627**

第44期決算公告

令和８年７月17日

広島市西区商工センター六丁目１番11号

株式会社エスマイル

代表取締役　大下　訓生

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,061,982
	固定資産	1,309,712
	資産合計	**8,371,694**
負債及び純資産の部	流動負債	2,492,240
	（うち賞与引当金）	（245,011）
	固定負債	8,057
	負債合計	**2,500,297**
	株主資本	5,863,555
	資本金	90,000
	資本剰余金	448,868
	資本準備金	87,885
	その他資本剰余金	360,983
	利益剰余金	5,412,572
	利益準備金	5,985
	その他利益剰余金	5,406,587
	（うち当期純利益）	（182,334）
	自己株式	△ 87,885
	評価・換算差額等	7,841
	その他有価証券評価差額金	7,841
	純資産合計	**5,871,396**
	負債・純資産合計	**8,371,694**

第 6 期決算公告

令和８年７月17日

大阪市中央区本町二丁目３番８号

株式会社キノシタ

代表取締役　髙園　真樹

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,042,659
	固定資産	840,205
	資産合計	**1,882,865**
負債及び純資産の部	流動負債	291,366
	（うち賞与引当金）	（26,411）
	固定負債	761,056
	（うち退職給付引当金）	（25,545）
	（うち役員退職慰労引当金）	（410）
	株主資本	830,421
	資本金	10,000
	資本剰余金	690,000
	資本準備金	690,000
	利益剰余金	130,421
	その他利益剰余金	130,421
	（うち当期純利益）	（167,449）
	評価・換算差額等	21
	その他有価証券評価差額金	21
	負債・純資産合計	**1,882,865**

第 65 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

千葉県柏市高田1116番地47

武田紙器株式会社

代表取締役　郡　　信行

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,320,201
	固定資産	1,243,555
	資産合計	**2,563,757**
負債及び純資産の部	流動負債	567,956
	役員賞与引当金	5,000
	賞与引当金	30,513
	固定負債	57,864
	退職給与引当金	48,053
	役員退職慰労引当金	9,789
	株主資本	1,900,152
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,880,152
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,875,152
	（うち当期純利益）	（116,347）
	評価・換算差額等	37,784
	その他有価証券評価差額金	37,784
	負債・純資産合計	**2,563,757**

第 73 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

埼玉県桶川市泉二丁目２番18号

三共理化学株式会社

代表取締役社長　藤谷　京子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,886,311
	固定資産	5,801,802
	資産合計	**14,688,114**
負債及び純資産の部	流動負債	4,893,628
	賞与引当金	97,251
	固定負債	1,758,197
	退職給付引当金	259,357
	負債合計	**6,651,825**
	株主資本	8,032,838
	資本金	110,000
	資本剰余金	3,190,000
	資本準備金	27,500
	その他資本剰余金	3,162,500
	利益剰余金	4,732,838
	利益準備金	143,320
	その他利益剰余金	4,589,518
	（うち当期純損失）	（366,960）
	新株予約権	3,450
	純資産合計	**8,036,288**
	負債・純資産合計	**14,688,114**

第59期決算公告

令和８年７月17日

香川県高松市一宮町1431番地１

株式会社ＪＡ香川県オートエナジー

代表取締役社長　寺島　啓二

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,728,497
	固定資産	1,065,374
	合計	**6,793,871**
負債及び純資産の部	流動負債	2,020,119
	賞与引当金	104,658
	ポイント引当金	49,087
	その他	1,866,373
	固定負債	308,093
	退職給付引当金	293,574
	役員退職慰労引当金	7,573
	その他	6,947
	負債合計	**2,328,212**
	株主資本	4,465,659
	資本金	95,000
	資本剰余金	660,000
	資本準備金	660,000
	利益剰余金	3,710,659
	その他利益剰余金	3,710,659
	（うち当期純利益）	（225,693）
	純資産合計	**4,465,659**
	合計	**6,793,871**

第 67 期 決 算 公 告

2026年６月24日

東京都文京区音羽２丁目10番２号

ニッセイ保険エージェンシー株式会社

代表取締役社長　田畑順二朗

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,143,010
	固定資産	1,817,842
	資産合計	**3,960,853**
負債及び純資産の部	流動負債	720,916
	賞与引当金	44,246
	固定負債	92,427
	退職給付引当金	74,553
	役員退職慰労引当金	17,288
	負債合計	**813,343**
	株主資本	3,264,330
	資本金	10,000
	利益剰余金	3,254,330
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	3,251,830
	（うち当期純利益）	（236,555）
	評価・換算差額等	△116,821
	その他有価証券評価差額金	△116,821
	純資産合計	**3,147,510**
	負債・純資産合計	**3,960,853**

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月30日

東京都中央区新川二丁目27番１号

株式会社メディサイエンスプラニング

代表取締役社長　梅田　友彦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,028,953
	固定資産	2,093,842
	資産合計	**7,122,796**
負債及び純資産の部	流動負債	1,403,475
	賞与引当金	752,276
	その他	651,198
	固定負債	1,096,982
	退職給付引当金	931,164
	役員退職慰労引当金	21,567
	その他	144,250
	負債合計	**2,500,458**
	株主資本	4,622,337
	資本金	100,000
	資本剰余金	261,081
	資本準備金	261,081
	利益剰余金	4,261,256
	利益準備金	4,329
	その他利益剰余金	4,256,927
	（うち当期純利益）	（735,103）
	純資産合計	**4,622,337**
	負債・純資産合計	**7,122,796**

第137期決算公告

2026年７月17日

東京都中野区東中野五丁目23番14号

関東バス株式会社

代表取締役　阿部　末広

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,643,405
	固定資産	12,506,067
	有形固定資産	10,460,038
	無形固定資産	89,535
	投資その他の資産	1,956,493
	資産合計	**17,149,473**
負債及び純資産の部	流動負債	3,399,798
	賞与引当金	467,000
	その他	2,932,798
	固定負債	3,176,364
	退職給付引当金	794,373
	その他	2,381,991
	負債合計	**6,576,162**
	株主資本	10,403,957
	資本金	100,000
	資本剰余金	283,608
	資本準備金	8,608
	その他資本剰余金	275,000
	利益剰余金	10,020,349
	利益準備金	93,750
	その他利益剰余金	9,926,599
	（うち当期純利益）	（538,379）
	評価・換算差額等	169,352
	その他有価証券評価差額金	169,352
	純資産合計	**10,573,310**
	負債・純資産合計	**17,149,473**

第 87 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

神奈川県川崎市川崎区東田町６番地１

多摩化学工業株式会社

代表取締役社長　長　　俊連

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	38,310
	固定資産	20,303
	資産合計	**58,613**
負債及び純資産の部	流動負債	10,131
	賞与引当金	223
	その他	9,908
	固定負債	1,356
	退職給付引当金	281
	役員退職慰労引当金	1,075
	負債合計	**11,488**
	株主資本	47,094
	資本金	304
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	46,788
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	46,712
	（うち当期純利益）	(3,652)
	評価・換算差額等	31
	その他有価証券評価差額金	31
	純資産合計	**47,125**
	負債・純資産合計	**58,613**

第 66 期 決 算 公 告

令和８年６月25日

東京都青梅市今井三丁目７番地８

株式会社ワイエイシイデンコー

代表取締役社長　青木　康浩

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,541
	固定資産	1,000
	有形固定資産	756
	無形固定資産	173
	投資その他の資産	69
	資産合計	**7,541**
負債及び純資産の部	流動負債	5,715
	賞与引当金	54
	製品保証引当金	29
	受注損失引当金	81
	その他	5,549
	固定負債	396
	退職給付引当金	180
	その他	215
	負債合計	**6,111**
	株主資本	1,430
	資本金	398
	資本剰余金	1,683
	資本準備金	298
	その他資本剰余金	1,385
	利益剰余金	△650
	利益準備金	34
	その他利益剰余金	△685
	（うち当期純損失）	(266)
	純資産合計	**1,430**
	負債・純資産合計	**7,541**

第 31 期 決 算 公 告

2026年７月17日

東京都中央区京橋二丁目２番１号

株式会社ティービーアイ

代表取締役　宮牧　秀宇

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,548
	固定資産	919
	資産合計	**10,468**
負債及び純資産の部	流動負債	3,113
	賞与引当金	245
	製品保証引当金	85
	その他	2,783
	固定負債	303
	退職給付引当金	271
	その他	32
	負債合計	**3,417**
	株主資本	7,022
	資本金	450
	利益剰余金	6,572
	利益準備金	112
	その他利益剰余金	6,460
	（うち当期純利益）	(1,007)
	評価・換算差額等	28
	その他有価証券評価差額金	2
	繰延ヘッジ損益	25
	純資産合計	**7,051**
	負債・純資産合計	**10,468**

第 50 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

福岡市中央区渡辺通一丁目１番２号

株式会社ニューオータニ九州

代表取締役　山本　圭介

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,501,605
	固定資産	8,503,744
	有形固定資産	7,057,064
	無形固定資産	9,467
	投資その他の資産	1,437,212
	資産合計	**10,005,350**
負債及び純資産の部	流動負債	1,992,458
	賞与引当金	92,033
	固定負債	5,397,780
	退職給付引当金	558,458
	役員退職慰労引当金	59,370
	負債合計	**7,390,239**
	株主資本	2,603,814
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,767,096
	その他資本剰余金	1,767,096
	利益剰余金	736,717
	利益準備金	4,200
	その他利益剰余金	732,517
	（うち当期純利益）	(555,715)
	評価・換算差額等	11,296
	その他有価証券評価差額金	11,296
	純資産合計	**2,615,110**
	負債・純資産合計	**10,005,350**

第 25 期 決 算 公 告

2026年７月17日

東京都港区北青山一丁目３番６号

ＳＩビル青山３階

ランドソリューション株式会社

代表取締役社長　岡田　耕治

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,531,286
	固定資産	225,045
	合計	**8,756,331**
負債及び純資産の部	流動負債	1,954,972
	賞与引当金	87,294
	役員賞与引当金	8,606
	役員株式給付引当金	6,713
	固定負債	75,852
	退職給付引当金	75,852
	株主資本	6,725,506
	資本金	450,000
	資本剰余金	450,000
	資本準備金	450,000
	利益剰余金	5,825,506
	その他利益剰余金	5,825,506
	（うち当期純利益）	(846,053)
	合計	**8,756,331**

第 38 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

大阪市大正区三軒家東三丁目11番31号

すばるスチール株式会社

代表取締役　小林　秀雄

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,877
	固定資産	2,330
	合計	**4,208**
負債及び純資産の部	流動負債	1,648
	賞与引当金	54
	その他	1,594
	固定負債	1,018
	退職給付引当金	76
	その他	941
	株主資本	1,541
	資本金	57
	資本剰余金	47
	資本準備金	47
	利益剰余金	1,435
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,433
	（うち当期純利益）	(117)
	合計	**4,208**

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年八月三十一日を効力発生日とする日本報知機株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

三重県松阪市高町六二番地三

日本報知機三重株式会社

代表取締役　峯　哲雄

第23期決算公告　令和８年７月17日

三重県松阪市高町62番地３

日本報知機三重株式会社

代表取締役　峯　哲雄

貸借対照表の要旨（令和７年９月20日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	26,706,323
	固定資産	3,000,000
	資産合計	**29,706,323**
負純資産の債及び部	流動負債	247,780
	固定負債	0
	負債合計	**247,780**
	株主資本	29,458,543
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	19,458,543
	繰越利益剰余金	19,458,543
	（うち当期純損失）	(66,915)
	純資産合計	**29,458,543**
	負債・純資産合計	**29,706,323**

第57期決算公告

令和８年７月17日

福岡県福岡市中央区天神４丁目１番37号

西日本長瀬株式会社

代表取締役　田中　健吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,701,963
	固定資産	106,489
	資産合計	**5,808,452**
負純資産の債及び部	流動負債	2,971,946
	固定負債	53,974
	株主資本	2,782,532
	資本金	110,000
	利益剰余金	2,672,532
	利益準備金	27,500
	その他利益剰余金	2,645,032
	（うち当期純利益）	(271,763)
	負債・純資産合計	**5,808,452**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

大阪市住之江区南港東八丁目一番八号

株式会社ＮＢＳコーポレーション

代表取締役　寺下　敏之

決　算　公　告

令和８年７月17日

大阪市住之江区南港東八丁目１番８号

株式会社ＮＢＳコーポレーション

代表取締役　寺下　敏之

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	378,207
	固定資産	226,605
	繰延資産	14,995
	合計	**619,808**
負純資産の債及び部	流動負債	83,892
	固定負債	504,053
	株主資本	31,863
	資本金	20,000
	利益剰余金	11,863
	その他利益剰余金	11,863
	（うち当期純利益）	(152)
	合計	**619,808**

第11期決算公告

令和８年６月26日

北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号

株式会社北九州ウォーターサービス

代表取締役社長　山本　浩二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,134,430
	固定資産	93,522
	資産合計	**1,227,952**
負純資産の債及び部	流動負債	416,020
	（賞与引当金）	(83,868)
	固定負債	10,914
	（退職給付引当金）	(10,914)
	株主資本	801,018
	資本金	100,000
	利益剰余金	701,018
	その他利益剰余金	701,018
	（うち当期純利益）	(67,100)
	負債・純資産合計	**1,227,952**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千五百万円減少し千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十日であり、株主総会の決議は令和八年七月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

大阪府四條畷市田原台一丁目一三番四〇号プレミールＡ棟一〇一号室

株式会社ユヤマ

代表取締役　木村　巧

第47期決算公告　令和８年７月17日

大阪府四條畷市田原台１丁目13番40号プレミールＡ棟101号室

株式会社ユヤマ

代表取締役　木村　巧

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	21,690
	固定資産	687
	合計	**22,378**
負純資産の債及び部	流動負債	6,016
	固定負債	25,537
	株主資本	△9,175
	資本金	25,000
	利益剰余金	△34,175
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△35,175
	（うち当期純損失）	(9,458)
	合計	**22,378**

第43期決算公告

令和８年６月24日

長崎市五島町３番25号

公益財団法人松藤奨学育成基金

理事長　松藤　章喜

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,704
	固定資産	1,913,333
	合計	**1,917,037**
負純資産の債及び部	流動負債	13
	固定負債	—
	負債合計	**13**
	指定正味財産	1,673,308
	一般正味財産	243,716
	正味財産合計	**1,917,024**
	合計	**1,917,037**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千三百三十七万五千円、資本準備金の額を三億四千三百三十七万五千円減少し、また、令和八年六月二十三日から令和八年八月二十七日までの日を払込期日（給付期日）又は払込期間（給付期間）の末日とする募集株式の発行があった場合には、資本金及び資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し、さらに、当社が発行している新株予約権が令和八年六月二十三日から令和八年八月二十七日までの日に行使された場合には、資本金及び資本準備金の額を当該新株予約権の行使に伴う株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分減少し、それぞれ資本金の額を零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

京都市下京区東塩小路町六〇七番地辰巳ビル一階

株式会社マイファーム

代表取締役　西辻　一真

第19期決算公告　令和８年７月17日

京都市下京区東塩小路町607番地辰巳ビル１階

株式会社マイファーム

代表取締役　西辻　一真

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,428,542
	固定資産	666,362
	繰延資産	5,182
	資産合計	**2,100,087**
負純資産の債及び部	流動負債	1,503,800
	固定負債	533,239
	株主資本	63,048
	資本金	100,000
	利益剰余金	△36,951
	その他利益剰余金	△36,951
	（うち当期純利益）	(44,456)
	負債・純資産合計	**2,100,087**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十四日
掲載頁　二〇〇頁（号外第一三九号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年七月十七日
大阪府大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号ナミコービル三階
（甲）トラオム株式会社
代表取締役　堀江　新一
大阪府大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号ナミコービル三階
（乙）ゲミュート株式会社
代表取締役　堀江　新一

第19期決算公告

令和８年７月17日
大阪府大阪市浪速区立葉一丁目２番12号ナミコービル３階
ゲミュート株式会社
代表取締役　堀江　新一

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,528
	固定資産	779,359
	資産合計	**827,886**
負債及び純資産の部	流動負債	1,411
	固定負債	442,002
	株主資本	384,474
	資本金	5,000
	利益剰余金	379,474
	その他利益剰余金	379,474
	（うち当期純利益）	(43,218)
	負債・純資産合計	**827,886**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十四日
掲載頁　二〇〇頁（号外第一三九号）

（乙）左記のとおりです。
令和八年七月十七日
大阪府大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号ナミコービル三階
（甲）トラオム株式会社
代表取締役　堀江　新一
兵庫県宝塚市中山台一丁目五番一五号
（乙）株式会社キャン
代表取締役　西村　透

第28期決算公告

令和８年７月17日
兵庫県宝塚市中山台一丁目５番15号
株式会社キャン
代表取締役　西村　　透

貸借対照表の要旨
（令和８年３月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	98,223
	固定資産	64,550
	資産合計	**162,772**
負債及び純資産の部	流動負債	13,184
	固定負債	205,827
	株主資本	△56,239
	資本金	10,000
	利益剰余金	△66,239
	その他利益剰余金	△66,239
	（うち当期純利益）	(19,232)
	負債・純資産合計	**162,772**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十七日
掲載頁　一一五頁（号外第二五九号）

（乙）左記の通りです。
令和八年七月十七日
東京都港区海岸二丁目一番一六号
（甲）鈴与三和建物株式会社
代表取締役　岡部　正治
東京都渋谷区渋谷三丁目一番六号
（乙）帝都メンテナンス株式会社
代表取締役　岡部　正治

第55期決算公告

令和８年７月17日
東京都渋谷区渋谷三丁目１番６号
帝都メンテナンス株式会社
代表取締役　岡部　正治

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	135,454
	固定資産	10,021
	資産合計	**145,476**
負債及び純資産の部	流動負債	190,132
	株主資本	△44,656
	資本金	10,000
	利益剰余金	△54,656
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△57,156
	（うち当期純損失）	(82,475)
	負債・純資産合計	**145,476**

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により有限会社インテック（乙、住所札幌市東区北九条東六丁目二番三二号）の不動産賃貸管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和八年七月十七日
大阪市中央区備後町二丁目四番一〇号
株式会社第一住建
代表取締役　松尾　武

第50期決算公告

令和８年７月17日
大阪市中央区備後町二丁目４番10号
株式会社第一住建
代表取締役　松尾　　武

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,101,419	流動負債	1,025,776
固定資産	17,615,460	固定負債	15,996,616
繰延資産	214,283	株主資本	3,908,770
		資本金	50,000
		資本剰余金	1,918,408
		その他資本剰余金	1,918,408
		利益剰余金	1,940,361
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	1,937,861
		（うち当期純利益）	(28,153)
資産合計	**20,931,163**	**負債・純資産合計**	**20,931,163**

第19期決算公告

令和８年７月17日
東京都千代田区二番町３－４
株式会社ＮＥＸＣＯ保険サービス
代表取締役社長　横山　亮介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	994
	固定資産	99
	合計	1,094
負債及び純資産の部	流動負債	233
	固定負債	53
	株主資本	807
	資本金	15
	資本剰余金	15
	利益剰余金	777
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	766
	（うち当期純利益）	(100)
	合計	1,094

第54期決算公告

令和８年７月16日
岩手県北上市北工業団地６番６号
株式会社ジャパンセミコンダクター
取締役社長　菅原　毅

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	28,195	流動負債	31,746
固定資産	35,427	固定負債	8,285
有形固定資産	28,825	負債合計	40,031
無形固定資産	496	株主資本	23,591
投資その他の資産	6,105	資本金	15,000
		資本剰余金	4,800
		利益剰余金	3,790
		利益準備金	2,610
		その他利益剰余金	1,180
		純資産合計	23,591
資産合計	63,622	負債・純資産合計	63,622

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

売上高	53,538
売上原価	48,756
売上総利益	4,782
販売費及び一般管理費	2,931
営業利益	1,850
営業外収益	809
営業外費用	1,457
経常利益	1,203
税引前当期純利益	1,203
法人税、住民税及び事業税	123
法人税等調整額	△100
当期純利益	1,179

第１期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区大手町一丁目９番６号
ＤＢＪコーポレートアドバイザリー株式会社
代表取締役　大久保敏之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	504,238
	固定資産	4,765
	資産合計	509,003
負債及び純資産の部	流動負債	8,805
	株主資本	500,197
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	197
	その他利益剰余金	197
	（うち当期純利益）	(197)
	負債・純資産合計	509,003

第48期決算公告

令和８年６月24日
埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目36番４号
株式会社テレビ埼玉
代表取締役社長　川原　泰博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,871	流動負債	365
固定資産	2,369	（うち賞与引当金）	(40)
有形固定資産	1,911	固定負債	334
無形固定資産	52	（うち退職給付引当金）	(330)
投資その他の資産	404	株主資本	3,539
		資本金	1,500
		利益剰余金	2,039
		利益準備金	66
		その他利益剰余金	1,973
資産合計	4,240	負債・純資産合計	4,240

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,727
売上原価	2,158
売上総利益	1,569
販売費及び一般管理費	1,562
営業利益	6
営業外収益	38
営業外費用	21
経常利益	23
税引前当期純利益	23
法人税、住民税及び事業税	11
当期純利益	13

第37期決算公告

令和８年７月17日
栃木県小山市駅東通り２丁目４番１号
ニップンスポーツ株式会社
代表取締役社長　新妻延一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	106,292
	固定資産	132,389
	合計	238,682
負債及び純資産の部	流動負債	31,959
	固定負債	15,506
	株主資本	191,215
	資本金	50,000
	利益剰余金	141,215
	利益準備金	650
	その他利益剰余金	140,565
	（うち当期純利益）	(7,218)
	合計	238,682

第53期決算公告

令和８年７月17日
長野県長野市中御所１丁目25番１号
株式会社長野県協同電算
代表取締役社長　眞島　実

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,282	流動負債	548
固定資産	5,205	固定負債	605
有形固定資産	4,259	負債合計	1,153
無形固定資産	793	株主資本	7,333
投資その他の資産	152	資本金	2,332
		利益剰余金	5,001
		利益準備金	18
		その他利益剰余金	4,982
		純資産合計	7,333
資産合計	8,487	負債・純資産合計	8,487

損益計算書の要旨
（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,330
売上原価	2,721
売上総利益	1,609
販売費及び一般管理費	1,542
営業利益	66
営業外収益	34
営業外費用	12
経常利益	88
税引前当期純利益	88
法人税、住民税及び事業税	25
法人税等調整額	7
当期純利益	55

第13期決算公告

令和８年７月17日
山形県鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地１
株式会社ネクスト・オペレーション
代表取締役　髙橋　達也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,614
	固定資産	23,622
	合計	44,236
負債及び純資産の部	流動負債	46
	固定負債	5,000
	株主資本	39,190
	資本金	1,000
	利益剰余金	38,190
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	38,190
	（うち当期純利益）	(967)
	合計	44,236

第19期決算公告

令和８年７月17日
山形県鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地１
株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト
代表取締役　髙橋　達也

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	200,726
	固定資産	179,526
	合計	380,253
負債及び純資産の部	流動負債	103,439
	固定負債	97,211
	株主資本	179,601
	資本金	20,000
	利益剰余金	159,601
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	159,601
	（うち当期純利益）	(29,578)
	合計	380,253

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和８年７月17日
（甲）山形県鶴岡市羽黒町細谷字北田一二八番地一
株式会社ヒューマン・ケア・プロジェクト
代表取締役　髙橋　達也
（乙）山形県鶴岡市羽黒町細谷字北田一二八番地一
株式会社ネクスト・オペレーション
代表取締役　髙橋　達也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月十七日

東京都足立区東綾瀬二丁目二番一号

（甲）株式会社ホーム地所

代表取締役　飛田　誠二

東京都品川区東大井二丁目一七番五―二〇二号

（乙）株式会社ＫＡＭＰＦＮＥＴ

代表取締役　飛田　誠二

第９期決算公告　令和８年７月17日

東京都足立区東綾瀬二丁目２番１号

株式会社ホーム地所

代表取締役　飛田　誠二

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,981
	固定資産	3,215
	資産合計	**59,196**
負純資産及び部	流動負債	2,997
	負債合計	**2,997**
	株主資本	56,199
	資本金	3,000
	利益剰余金	53,199
	その他利益剰余金	53,199
	（うち当期純利益）	(4,900)
	純資産合計	**56,199**
	負債・純資産合計	**59,196**

第12期決算公告　令和８年７月17日

東京都品川区東大井二丁目17番５―202号

株式会社ＫＡＭＰＦＮＥＴ

代表取締役　飛田　誠二

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	124,669
	固定資産	468
	資産合計	**125,137**
負純資産及び部	流動負債	33,710
	負債合計	**33,710**
	株主資本	91,426
	資本金	3,000
	資本剰余金	300
	利益剰余金	41,480
	繰越利益剰余金	46,646
	（うち当期純利益）	(4,243)
	純資産合計	**91,426**
	負債・純資産合計	**125,137**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

川崎市川崎区中瀬三丁目一六番一七号

（甲）ＳＡＫＡＥ株式会社

代表取締役　髙橋　朋也

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一一―

二川崎フロンティアビル四階

（乙）株式会社ＪＡＳＴＡＰ

代表取締役　鬼窪　航也

第49期決算公告

令和８年７月17日

川崎市川崎区中瀬三丁目16番17号

ＳＡＫＡＥ株式会社

代表取締役　髙橋　朋也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	378,234
	固定資産	239,156
	繰延資産	20,007
	資産合計	**637,398**
負純資産及び部	流動負債	186,718
	固定負債	425,676
	株主資本	25,003
	資本金	30,000
	利益剰余金	△4,996
	その他利益剰余金	△4,996
	（うち当期純利益）	(15,069)
	負債・純資産合計	**637,398**

第５期決算公告

令和８年７月17日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町11―２

川崎フロンティアビル４階

株式会社ＪＡＳＴＡＰ

代表取締役　鬼窪　航也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	20,710
	固定資産	1,349
	資産合計	**22,060**
負純資産及び部	流動負債	6,412
	固定負債	16,560
	株主資本	△911
	資本金	3,000
	利益剰余金	△3,911
	その他利益剰余金	△3,911
	（うち当期純損失）	(997)
	負債・純資産合計	**22,060**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は甲が令和八年七月三日に、乙は令和八年七月四日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年七月十七日

長野県上田市中之条五六六番地二〇

代表取締役　株式会社ライズ

春原　昌枝

富山市問屋町二丁目一〇番一九号

代表取締役　株式会社アディック

春原　太記

第３期決算公告

令和８年７月17日

長野県上田市中之条566番地20

株式会社ライズ

代表取締役　春原　昌枝

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	99,543
	固定資産	816,036
	合計	**915,579**
負純資産及び部	流動負債	266,167
	固定負債	660,997
	株主資本	△11,585
	資本金	1,000
	利益剰余金	△12,585
	その他利益剰余金	△12,585
	（うち当期純損失）	(38,292)
	合計	**915,579**

第38期決算公告　令和８年７月17日

富山市問屋町２丁目10番19号

株式会社アディック

代表取締役　春原　太記

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	32,013
	固定資産	16,097
	合計	**48,110**
負純資産及び部	流動負債	66,882
	固定負債	45,853
	株主資本	△64,625
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,763
	その他資本剰余金	5,763
	利益剰余金	△80,388
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	△80,538
	（うち当期純損失）	(14,905)
	合計	**48,110**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

静岡県浜松市中央区田町二二八番地の五

（甲）ＡＫＳアセットマネジメント株式会社

代表取締役　明石　真

愛知県豊橋市神野ふ頭町五番地三

（乙）明石吉田屋産業株式会社

代表取締役　明石　真

第１期決算公告　令和８年７月17日

静岡県浜松市中央区田町228番地の５

ＡＫＳアセットマネジメント株式会社

代表取締役　明石　真

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,593
	固定資産	347,550
	繰延資産	360
	資産合計	**350,504**
負純資産及び部	流動負債	14,858
	固定負債	346,447
	株主資本	△10,800
	資本金	1,000
	利益剰余金	△11,800
	その他利益剰余金	△11,800
	（うち当期純損失）	(11,800)
	負債・純資産合計	**350,504**

第80期決算公告　令和８年７月17日

愛知県豊橋市神野ふ頭町５番地３

明石吉田屋産業株式会社

代表取締役　明石　　真

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,312,502
	固定資産	2,877,324
	資産合計	**4,189,827**
負純資産及び部	流動負債	2,131,425
	（賞与引当金）	(50,000)
	固定負債	1,288,778
	（退職給付引当金）	(24,000)
	株主資本	769,624
	資本金	100,000
	剰余金	767,580
	その他利益剰余金	767,580
	（うち当期純利益）	(107,622)
	自己株式	△97,956
	負債・純資産合計	**4,189,827**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年八月十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

名古屋市中区栄四丁目一番一号

（甲）株式会社エイチ・オー・エス

代表取締役　浅野　博司

名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号

（乙）株式会社トラックス

代表取締役　木原　光章

第33期決算公告

令和８年７月17日

名古屋市中区丸の内一丁目17番19号

株式会社トラックス

代表取締役　木原　光章

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	109,199
	固定資産	11,008
	資産合計	120,208
負債及び純資産の部	流動負債	18,741
	（賞与引当金）	(4,726)
	固定負債	9,485
	株主資本	91,981
	資本金	12,000
	利益剰余金	79,981
	その他利益剰余金	79,981
	（うち当期純利益）	(4,135)
	負債・純資産合計	120,208

第38期決算公告　令和８年７月17日

名古屋市中区栄四丁目１番１号

株式会社エイチ・オー・エス

代表取締役　浅野　博司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	233,316
	固定資産	68,050
	資産合計	301,366
負債及び純資産の部	流動負債	44,649
	（賞与引当金）	(7,170)
	株主資本	256,717
	資本金	50,600
	資本剰余金	4,119
	その他資本剰余金	4,119
	利益剰余金	201,997
	利益準備金	1,660
	その他利益剰余金	200,337
	（うち当期純利益）	(75,125)
	負債・純資産合計	301,366

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

愛媛県西条市古川甲六一番地一

（甲）株式会社ネクスタ

代表取締役　安藤　和浩

愛媛県松山市余戸南三丁目三番四六号

（乙）株式会社パーツセンター愛媛

代表取締役　安藤　和浩

第44期決算公告

令和８年７月17日

愛媛県松山市余戸南三丁目３番46号

株式会社パーツセンター愛媛

代表取締役　安藤　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	151,279
	固定資産	31,807
	合計	183,086
負債及び純資産の部	流動負債	102,681
	固定負債	69,426
	株主資本	10,978
	資本金	20,400
	利益剰余金	△9,421
	その他利益剰余金	△9,421
	（うち当期純利益）	(5,579)
	合計	183,086

第45期決算公告

令和８年７月17日

愛媛県西条市古川甲61番地１

株式会社ネクスタ

代表取締役　安藤　和浩

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	292,267
	固定資産	356,773
	繰延資産	7,768
	合計	656,809
負債及び純資産の部	流動負債	220,826
	固定負債	385,873
	株主資本	50,109
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,109
	利益準備金	2,300
	その他利益剰余金	37,809
	（うち当期純利益）	(5,120)
	合計	656,809

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番一〇号

（甲）一般社団法人野遊びリーグ

代表理事　山井　太

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号神宮前タワービルディング二三階

（乙）一般社団法人ノアソビＳＤＧｓ協議会

代表理事　山井　太

第６期決算公告

令和８年７月17日

東京都渋谷区神宮前一丁目５番８号

神宮前タワービルディング23階

一般社団法人ノアソビＳＤＧｓ協議会

代表理事　山井　太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,985,064
	合計	2,985,064
負債及び純資産の部	流動負債	430,000
	負債合計	430,000
	一般正味財産	2,555,064
	正味財産合計	2,555,064
	合計	2,985,064

第８期決算公告

令和８年７月17日

東京都渋谷区神宮前一丁目５番10号

一般社団法人野遊びリーグ

代表理事　山井　太

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,265,186
	合計	7,265,186
負債及び純資産の部	流動負債	6,800,702
	負債合計	6,800,702
	一般正味財産	464,484
	正味財産合計	464,484
	合計	7,265,186

合併公告

左記会社は甲が商号変更により株式会社となることを条件に合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

東京都杉並区今川三丁目一二番三号

（甲）松下総業有限会社

（商号変更後の商号）松下総業株式会社

取締役　松下　守利

東京都杉並区上荻一丁目一七番三号

Ｋプラザビル一階

（乙）株式会社コントレール

代表取締役　松下　守利

決　算　公　告

令和８年７月17日

東京都杉並区上荻一丁目17番３号

Ｋプラザビル１階

株式会社コントレール

代表取締役　松下　守利

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,680
	固定資産	3,648
	合計	6,328
負債及び純資産の部	流動負債	25,961
	株主資本	△19,632
	資本金	3,000
	利益剰余金	△22,632
	その他利益剰余金	△22,632
	（うち当期純損失）	(3,517)
	合計	6,328

決　算　公　告

令和８年７月17日

東京都杉並区今川三丁目12番３号

松下総業有限会社

取締役　松下　守利

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	59,070
	固定資産	135,970
	合計	195,041
負債及び純資産の部	流動負債	50,820
	固定負債	73,780
	株主資本	70,440
	資本金	3,000
	利益剰余金	67,440
	利益準備金	20,090
	その他利益剰余金	47,350
	（うち当期純利益）	(1,114)
	合計	195,041

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

富山県南砺市福野七七五番地

（甲）中越産業株式会社

代表取締役　樋口　和博

富山県南砺市川除新一〇八番地

（乙）全となみガスセンター株式会社

代表取締役　日西　孝明

第46期決算公告

令和８年７月17日

富山県南砺市川除新108番地

全となみガスセンター株式会社

代表取締役　日西　孝明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,244
	固定資産	5,633
	合計	13,877
負純資債及産のび部	流動負債	1,233
	固定負債	—
	株主資本	12,643
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,643
	その他利益剰余金	2,643
	（うち当期純利益）	(391)
	合計	13,877

第94期決算公告

令和８年７月17日

富山県南砺市福野775番地

中越産業株式会社

代表取締役　樋口　和博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	296,004
	固定資産	541,892
	合計	837,896
負純資債及産のび部	流動負債	270,037
	固定負債	48,161
	株主資本	519,697
	資本金	67,000
	利益剰余金	462,128
	利益準備金	16,750
	その他利益剰余金	445,378
	（うち当期純利益）	(33,375)
	自己株式	△9,430
	合計	837,896

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

兵庫県尼崎市猪名寺一丁目二五番五二号

（甲）北浦地所株式会社

代表取締役　北浦　孝太

兵庫県尼崎市猪名寺一丁目二五番五二号

（乙）株式会社Ｕｐｄａｔｅ

代表取締役　北浦　孝太

第９期決算公告

令和８年７月17日

兵庫県尼崎市猪名寺一丁目25番52号

株式会社Update

代表取締役　北浦　孝太

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2
	固定資産	0
	繰延資産	1
	合計	3
負純資債及産のび部	流動負債	9
	固定負債	16
	株主資本	△22
	資本金	1
	利益剰余金	△24
	その他利益剰余金	△24
	（うち当期純損失）	(9)
	合計	3

第19期決算公告

令和８年７月17日

兵庫県尼崎市猪名寺一丁目25番52号

北浦地所株式会社

代表取締役　北浦　孝太

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	26
	固定資産	949
	繰延資産	11
	合計	987
負純資債及産のび部	流動負債	148
	固定負債	850
	株主資本	△10
	資本金	34
	資本剰余金	15
	資本準備金	15
	利益剰余金	△60
	その他利益剰余金	△60
	（うち当期純損失）	(136)
	合計	987

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

東京都港区南青山三丁目七番五号

（甲）株式会社ＡＳＫ

代表取締役　岡本明日香

東京都港区南青山三丁目七番五号

（乙）株式会社Ａ＆Ａ

代表取締役　岡本明日香

第２期決算公告

令和８年７月17日

東京都港区南青山三丁目７番５号

株式会社Ａ＆Ａ

代表取締役　岡本明日香

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,153
	固定資産	31,232
	合計	45,386
負純資債及産のび部	流動負債	18,483
	固定負債	40,500
	株主資本	△13,597
	資本金	1,000
	利益剰余金	△14,597
	その他利益剰余金	△14,597
	（うち当期純損失）	(273)
	合計	45,386

第11期決算公告

令和８年７月17日

東京都港区南青山三丁目７番５号

株式会社ＡＳＫ

代表取締役　岡本明日香

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	140,805
	固定資産	73,220
	合計	214,026
負純資債及産のび部	流動負債	160,261
	固定負債	16,460
	株主資本	37,304
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,304
	その他利益剰余金	27,304
	（うち当期純利益）	(334)
	合計	214,026

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年八月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

兵庫県姫路市南新在家七番八号

（甲）株式会社ＧＩ

代表取締役　濱　千鶴子

宮城県仙台市青葉区本町一丁目五番二八号カーニープレイス仙台駅前通六〇三号室

（乙）株式会社いのげん

代表取締役　岩佐　捷郎

第５期決算公告

令和８年７月17日

宮城県仙台市青葉区本町１丁目５番28号

カーニープレイス仙台駅前通603号室

株式会社いのげん

代表取締役　岩佐　捷郎

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,315
	固定資産	33,357
	合計	60,672
負純資債及産のび部	流動負債	12,217
	株主資本	48,455
	資本金	100
	利益剰余金	48,355
	その他利益剰余金	48,355
	（うち当期純利益）	(9,209)
	合計	60,672

第６期決算公告

令和８年７月17日

兵庫県姫路市南新在家７番８号

株式会社ＧＩ

代表取締役　濱　千鶴子

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,980
	固定資産	58,042
	合計	87,022
負純資債及産のび部	流動負債	7,426
	固定負債	17,730
	株主資本	61,866
	資本金	1,000
	利益剰余金	60,866
	その他利益剰余金	60,866
	（うち当期純利益）	(6,876)
	合計	87,022

第 27 期 決 算 公 告

2026年６月26日　福岡市博多区吉塚本町13番27号
ＪＲ九州ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長　古賀　大貴

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,730	流動負債	5,199
固定資産	19,740	（うち賞与引当金）	(134)
有形固定資産	12,829	固定負債	13,060
無形固定資産	52	（うち退職給付引当金）	(244)
投資その他の資産	6,858	株主資本	4,210
		資本金	100
		資本剰余金	1,753
		その他資本剰余金	1,753
		利益剰余金	2,357
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	2,332
		（うち当期純利益）	(344)
資産合計	22,471	負債・純資産合計	22,471

第 39 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　福岡県福岡市中央区西中洲８番３号
シティックスカード株式会社
代表取締役　田中　力

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,258	流動負債	1,926
固定資産	871	固定負債	4,891
有形固定資産	629	負債合計	6,817
無形固定資産	81	株主資本	312
投資その他の資産	161	資本金	200
		利益剰余金	112
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	63
		（うち当期純利益）	(15)
		純資産合計	312
資産合計	7,130	負債・純資産合計	7,130

第 40 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　東京都中央区八重洲１丁目３番７号
三井物産メタルズ株式会社
代表取締役　森山　理文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	61,964	流動負債	52,207
現金預金	12	電子記録債務	794
受取手形	121	買掛金	28,390
電子記録債権	7,840	短期借入金	20,586
売掛金	31,182	賞与引当金	346
商品	9,388	その他	2,088
未着商品	13,062	固定負債	5,501
その他	387	長期借入金	5,079
貸倒引当金	△ 30	その他	422
固定資産	7,001	負債合計	57,709
有形固定資産	15	株主資本	11,143
建物	7	資本金	1,500
その他	7	資本剰余金	6,693
無形固定資産	6	資本準備金	228
投資その他の資産	6,979	その他資本剰余金	6,465
投資有価証券	1,774	利益剰余金	2,949
関係会社株式	4,480	利益準備金	146
差入保証金	97	その他利益剰余金	2,803
その他	1,481	評価・換算差額等	113
貸倒引当金	△ 854	繰延ヘッジ損益	△ 367
		その他有価証券評価差額金	480
		純資産合計	11,256
資産合計	68,966	負債・純資産合計	68,966

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	188,915	営業外費用	693
売上原価	183,279	経常利益	2,183
売上総利益	5,635	税引前当期純利益	2,183
販売費及び一般管理費	3,084	法人税、住民税及び事業税	672
営業利益	2,551	法人税等調整額	△ 99
営業外収益	326	当期純利益	1,610

第 118 期 決 算 公 告

令和８年６月24日　静岡県富士市依田橋61番地の１
大昭和紙工産業株式会社
代表取締役　齊藤　了介

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	21,105	流動負債	26,499
固定資産	26,674	賞与引当金	272
有形固定資産	18,095	その他	26,227
無形固定資産	754	固定負債	11,824
投資その他の資産	7,824	退職給付引当金	2,243
		その他	9,581
		負債合計	38,323
		株主資本	6,161
		資本金	100
		資本剰余金	369
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	369
		利益剰余金	5,691
		利益準備金	117
		その他利益剰余金	5,574
		評価・換算差額等	3,294
		その他有価証券評価差額金	700
		土地再評価差額金	2,593
		純資産合計	9,455
資産合計	47,779	負債・純資産合計	47,779

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	45,335	経常利益	422
売上原価	41,511	特別利益	465
売上総利益	3,824	特別損失	21
販売費及び一般管理費	3,246	税引前当期純利益	866
営業利益	577	法人税、住民税及び事業税	310
営業外収益	327	法人税等調整額	△64
営業外費用	482	当期純利益	619

第 123 期 決 算 公 告

令和８年６月25日
大阪府大阪市中央区北浜３丁目５番29号
オザックス株式会社
代表取締役社長　海老沼英次

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	31,296	流動負債	15,070
固定資産	13,497	賞与引当金	208
		固定負債	1,939
		退職給付引当金	497
		役員退職慰労引当金	33
		負債合計	17,010
		株主資本	24,245
		資本金	502
		資本剰余金	44
		資本準備金	44
		利益剰余金	23,698
		利益準備金	58
		その他利益剰余金	23,640
		評価・換算差額等	3,538
		その他有価証券評価差額金	3,557
		繰延ヘッジ損益	△19
		純資産合計	27,783
資産合計	44,793	負債・純資産合計	44,793

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	76,309	経常利益	2,772
売上原価	63,438	特別利益	168
売上総利益	12,871	特別損失	0
販売費及び一般管理費	10,596	税引前当期純利益	2,940
営業利益	2,275	法人税、住民税及び事業税	884
営業外収益	523	法人税等調整額	33
営業外費用	26	当期純利益	2,022

令和８年度火薬類製造保安責任者試験の実施公告

火薬類取締法施行規則第72条の規定に基づき、令和８年度甲種火薬類製造保安責任者試験、乙種火薬類製造保安責任者試験の実施の期日、場所その他の試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので公告する。

令和８年７月17日

東京都中央区八丁堀４丁目13番５号幸ビル
経済産業大臣指定「指定試験機関」

公益社団法人　全国火薬類保安協会

会長　宮道　建臣

１．試験日時　令和８年11月４日（水）及び５日（木）
午前10時開始

２．試験会場　東京都千代田区一ツ橋２－６－２
日本教育会館（８階会議室）
ＴＥＬ　03―3230―2831

３．受験願書提出期限　令和８年８月17日(月)から８月24日(月)まで（郵送による場合は、簡易書留によることとし、締切日当日の消印のあるものまで有効。）

４．受験手数料　25,900円

５．受験願書及び受験に必要な書類は、公益社団法人全国火薬類保安協会において交付する。郵送により交付を求める場合は、郵送料として180円分の切手を同封して、申し込むこと。

６．受験願書の提出先
公益社団法人　全国火薬類保安協会
ＴＥＬ　03―3553―8762

７．提出すべき書類
⑴　火薬類取締法施行規則第78条に定める書類
⑵　試験課目の免除を申請しようとする者にあっては、同規則第77条第２項に定める書類

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月17日　東京都千代田区外神田四丁目14番１号

ＤＯＷＡエコシステム株式会社

代表取締役　矢内　康晴

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	22,514	流動負債	17,781
固定資産	37,617	（うち賞与引当金）	(213)
有形固定資産	7,820	固定負債	30,506
無形固定資産	99	（うち退職給付引当金）	(1,506)
投資その他の資産	29,697	**負債合計**	**48,287**
		株主資本	11,844
		資本金	1,000
		資本剰余金	5,117
		（資本準備金）	(250)
		（その他資本剰余金）	(4,867)
		利益剰余金	5,727
		（その他利益剰余金）	(5,727)
		評価・換算差額等	0
		（その他有価証券評価差額金）	(0)
		純資産合計	**11,844**
資産合計	**60,132**	**負債・純資産合計**	**60,132**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	82,115	経常利益	6,514
売上原価	73,293	特別利益	0
売上総利益	8,821	特別損失	190
販売費及び一般管理費	7,757	税引前当期純利益	6,324
営業利益	1,064	法人税・住民税及び事業税	756
営業外収益	6,186	法人税等調整額	15
営業外費用	735	当期純利益	5,553

第 52 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　　愛知県刈谷市昭和町１丁目１番地

株式会社デンソーソリューション

取締役社長　新竹　　敦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	27,267	流動負債	20,102
固定資産	11,318	（賞与引当金）	(2,093)
有形固定資産	7,761	（製品保証引当金）	(256)
無形固定資産	839	固定負債	1,134
投資その他の資産	2,717	（退職給付引当金）	(129)
		（役員退職慰労引当金）	(12)
		負債合計	**21,237**
		株主資本	17,349
		資本金	301
		資本剰余金	2,186
		資本準備金	75
		その他資本剰余金	2,111
		利益剰余金	14,861
		利益準備金	117
		その他利益剰余金	14,744
		純資産合計	**17,349**
資産合計	**38,586**	**負債・純資産合計**	**38,586**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	124,449	経常利益	5,312
売上原価	93,093	税引前当期純利益	5,312
売上総利益	31,355	法人税、住民税及び事業税	1,719
販売費及び一般管理費	26,364	法人税等調整額	△　174
営業利益	4,991	当期純利益	3,766
営業外収益	547		
営業外費用	227		

第 38 期 決 算 公 告

2026年７月17日　　静岡県富士市比奈1286番地の２

興亜工業株式会社

代表取締役社長　中野　敦史

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,369	流動負債	5,839
固定資産	16,804	賞与引当金	197
		その他	5,642
		固定負債	2,874
		役員退職慰労引当金	24
		その他	2,849
		負債合計	**8,713**
		株主資本	21,399
		資本金	2,342
		資本剰余金	1,465
		資本準備金	1,465
		利益剰余金	17,591
		利益準備金	40
		その他利益剰余金	17,551
		評価・換算差額等	60
		その他有価証券評価差額金	60
		純資産合計	**21,460**
資産合計	**30,173**	**負債・純資産合計**	**30,173**

損益計算書の要旨
（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	31,734	経常利益	3,911
売上原価	23,559	特別利益	0
売上総利益	8,174	特別損失	99
販売費及び一般管理費	4,353	税引前当期純利益	3,812
営業利益	3,820	法人税、住民税及び事業税	1,139
営業外収益	146	法人税等調整額	△　54
営業外費用	55	当期純利益	2,727

第109期決算公告

令和８年５月25日　愛知県一宮市せんい二丁目３番13号

モリリン株式会社

代表取締役社長　森　俊輔

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	42,571	流動負債	10,327
固定資産	26,716	固定負債	5,253
有形固定資産	7,408	**負債合計**	**15,580**
無形固定資産	552	株主資本	44,726
投資その他の資産	18,755	資本金	1,350
		資本剰余金	14
		利益剰余金	43,374
		利益準備金	337
		その他利益剰余金	43,036
		自己株式	△ 12
		評価・換算差額等	8,980
		その他有価証券評価差額金	8,870
		繰延ヘッジ損益	110
		純資産合計	**53,707**
資産合計	**69,287**	**負債・純資産合計**	**69,287**

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	87,434	経常利益	6,679
売上原価	71,411	特別利益	245
売上総利益	16,023	特別損失	41
販売費及び一般管理費	10,367	税引前当期純利益	6,883
営業利益	5,655	法人税、住民税及び事業税	2,135
営業外収益	1,086	法人税等調整額	△ 128
営業外費用	62	当期純利益	4,876

第62期決算公告

令和８年７月17日

札幌市中央区北三条西十八丁目２番地２

札幌臨床検査センター株式会社

代表取締役　伊達　忠應

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,635	流動負債	5,380
固定資産	9,373	（賞与引当金）	（96）
有形固定資産	8,064	固定負債	1,464
無形固定資産	107	（役員退職慰労引当金）	（84）
投資その他の資産	1,201	**負債合計**	**6,845**
		株主資本	7,947
		資本金	983
		資本剰余金	1,015
		資本準備金	1,015
		利益剰余金	9,032
		利益準備金	74
		その他利益剰余金	8,958
		自己株式	△ 3,084
		評価・換算差額等	216
		その他有価証券評価差額金	216
		純資産合計	**8,163**
資産合計	**15,009**	**負債・純資産合計**	**15,009**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	18,491	経常利益	774
売上原価	13,020	特別利益	0
売上総利益	5,470	特別損失	247
販売費及び一般管理費	4,893	税引前当期純利益	528
営業利益	577	法人税、住民税及び事業税	182
営業外収益	424	法人税等調整額	7
営業外費用	227	当期純利益	338

第７期決算公告

令和８年６月25日　大分県竹田市大字門田241番地

名水美人ファクトリー株式会社

代表取締役　四海　翔

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,235**	**流動負債**	**2,347**
固定資産	**25,182**	賞与引当金	56
		その他	2,291
		固定負債	**17,018**
		退職給付引当金	6
		役員退職慰労引当金	9
		その他	17,002
		負債合計	**19,365**
		株主資本	**10,051**
		資本金	30
		資本剰余金	12,050
		資本準備金	30
		その他資本剰余金	12,020
		利益剰余金	△ 2,028
		その他利益剰余金	△ 2,028
		評価・換算差額等	**1**
		その他有価証券評価差額金	1
		純資産合計	**10,052**
資産合計	**29,417**	**負債・純資産合計**	**29,417**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	10,485	経常損失	128
売上原価	6,962	特別利益	24
売上総利益	3,523	特別損失	173
販売費及び一般管理費	3,466	税引前当期純損失	276
営業利益	56	法人税、住民税及び事業税	304
営業外収益	21	法人税等調整額	△ 221
営業外費用	206	当期純損失	360

第77期決算公告

2026年６月24日　愛媛県松山市南高井町1828番地

株式会社よんやく

代表取締役社長　加賀山　誠

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	40,551	流動負債	25,200
固定資産	37,797	賞与引当金	214
有形固定資産	11,732	役員賞与引当金	15
無形固定資産	363	その他	24,970
投資その他の資産	25,700	固定負債	7,419
		退職給付引当金	458
		役員退職慰労引当金	34
		その他	6,926
		負債合計	**32,619**
		株主資本	30,406
		資本金	119
		資本剰余金	119
		資本準備金	119
		利益剰余金	30,168
		利益準備金	29
		その他利益剰余金	30,138
		評価・換算差額等	15,322
		その他有価証券評価差額金	15,322
		純資産合計	**45,729**
資産合計	**78,349**	**負債・純資産合計**	**78,349**

損益計算書の要旨　（2025年４月１日から　2026年３月31日まで）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	85,341	**経常利益**	**2,251**
売上原価	79,756	特別利益	92
売上総利益	5,585	特別損失	77
販売費及び一般管理費	4,277	**税引前当期純利益**	**2,265**
営業利益	**1,308**	法人税、住民税及び事業税	609
営業外収益	993	法人税等調整額	45
営業外費用	50	**当期純利益**	**1,611**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十七日

福岡市南区向野二丁目一一番一〇号

（甲）株式会社プロシス

代表取締役　草場　勝之

福岡市早良区百道浜二丁目三番二号

（乙）有限会社ファシリティメンテナンス共栄

代表取締役　草場　勝之

福岡市南区向野二丁目一一番一〇号

（丙）有限会社オフィスサービス共栄

代表取締役　草場　勝之

第19期決算公告

令和８年７月17日

福岡市南区向野二丁目11番10号

株式会社プロシス

代表取締役　草場　勝之

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80,706
	固定資産	0
	合計	80,706
負債及び純資産の部	流動負債	19,732
	固定負債	0
	株主資本	60,974
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,974
	その他利益剰余金	50,974
	（うち当期純利益）	(7,148)
	合計	80,706

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年八月二十五日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表等の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

（丁）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十七日

和歌山県新宮市浮島一番二五号

（甲）株式会社キナン

代表取締役　角口　孝幸

三重県松阪市和屋町二三一番地五

（乙）ススキ産機株式会社

代表取締役　吉村　津義

福島県いわき市小名浜住吉字飯塚五八番地の一

（丙）いわきオール株式会社

代表取締役　角口　孝幸

和歌山県新宮市下田二丁目三番二七号

（丁）有限会社新宮機販

代表取締役　南　陽一

決　算　公　告

令和８年７月17日

三重県松阪市和屋町231番地５

ススキ産機株式会社

代表取締役　吉村　津義

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	312,283
	固定資産	239,195
	繰延資産	515
	資産合計	551,994
負債及び純資産の部	流動負債	44,385
	株主資本	507,609
	資本金	24,000
	利益剰余金	483,609
	利益準備金	11,400
	その他利益剰余金	472,209
	（うち当期純利益）	(2,778)
	負債・純資産合計	551,994

決　算　公　告

令和８年７月17日

福島県いわき市小名浜住吉字飯塚58番地の１

いわきオール株式会社

代表取締役　角口　孝幸

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	167,231
	固定資産	85,914
	資産合計	253,146
負債及び純資産の部	流動負債	15,150
	株主資本	237,996
	資本金	10,000
	利益剰余金	227,996
	その他利益剰余金	227,996
	（うち当期純利益）	(9,285)
	負債・純資産合計	253,146

決　算　公　告

令和８年７月17日　　和歌山県新宮市浮島１番25号

株式会社キナン

代表取締役　角口　孝幸

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		12,429,113	流動負債	12,695,926
固定資産		68,610,616	固定負債	53,434,073
			退職給付引当金	421,534
			役員退職慰労引当金	113,355
			投資損失引当金	578,005
			株主資本	14,040,398
			資本金	330,750
			資本剰余金	251,650
			資本準備金	251,650
			利益剰余金	13,457,998
			利益準備金	24,600
			その他利益剰余金	13,433,398
			評価・換算差額等	869,331
			その他有価証券評価差額金	869,331
資産合計		81,039,729	負債・純資産合計	81,039,729

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	32,384,352	経常利益	3,542,375
売上原価	23,094,572	特別利益	5,112
売上総利益	9,289,779	特別損失	1,318,816
販売費及び一般管理費	5,409,779	税引前当期純利益	2,228,671
営業利益	3,880,000	法人税、住民税及び事業税	798,982
営業外収益	500,677	法人税等調整額	△62,937
営業外費用	838,302	当期純利益	1,492,626

第 92 期 決 算 公 告

2026年７月17日　大阪市北区茶屋町１番32号

ヤンマーパワーテクノロジー株式会社

代表取締役社長　野上　卓志

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	72,854	流動負債	90,159
固定資産	60,797	（賞与引当金）	(1,305)
有形固定資産	40,603	（製品保証引当金）	(3,631)
無形固定資産	538	固定負債	7,584
投資その他の資産	19,656	（退職給付引当金）	(4,970)
		負債合計	**97,743**
		株主資本	30,772
		資本金	90
		資本剰余金	2,530
		資本準備金	2,530
		利益剰余金	28,151
		利益準備金	600
		その他利益剰余金	27,551
		評価・換算差額等	5,135
		その他有価証券評価差額金	1,472
		土地再評価差額金	3,663
		純資産合計	**35,908**
資産合計	**133,652**	**負債・純資産合計**	**133,652**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	247,002	特別利益	1,741
売上原価	217,183	特別損失	3,503
売上総利益	29,819	税引前当期純利益	1,993
販売費及び一般管理費	28,768	法人税、住民税及び事業税	△ 666
営業利益	1,050	法人税等調整額	179
営業外収益	3,270	当期純利益	2,481
営業外費用	566		
経常利益	3,755		

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　栃木県宇都宮市大通り５丁目３番９号

アルファクラブ株式会社

代表取締役　神田　昌毅

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,991,817	流動負債	5,349,690
固定資産	36,718,944	賞与引当金	66,685
繰延資産	180	その他	5,283,005
		固定負債	27,986,833
		退職給付引当金	130,837
		雑収入復活引当金	49,755
		役員退職慰労引当金	258,153
		その他	27,548,088
		負債合計	**33,336,523**
		株主資本	8,133,517
		資本金	100,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	25,000
		利益剰余金	8,008,517
		その他利益剰余金	8,008,517
		評価・換算差額等	240,901
		その他有価証券評価差額金	240,901
		純資産合計	**8,374,418**
資産合計	**41,710,941**	**負債・純資産合計**	**41,710,941**

損益計算書の要旨

（自　令和７年５月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	12,077,541	経常利益	2,279,965
売上原価	3,266,148	特別利益	202,151
売上総利益	8,811,392	特別損失	96,666
販売費及び一般管理費	6,919,168	税引前当期純利益	2,385,450
営業利益	1,892,224	法人税、住民税及び事業税	653,354
営業外収益	533,117	法人税等調整額	△ 47,734
営業外費用	145,375	当期純利益	1,779,830

第 72 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

京都府久世郡久御山町佐山西ノ口100番地

社会医療法人岡本病院（財団）

理事長　髙木　敏貴

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,231	流動負債	3,121
固定資産	13,656	賞与引当金	363
有形固定資産	12,764	その他	2,759
無形固定資産	361	固定負債	15,041
投資その他の資産	531	退職給付引当金	1,371
		役員退職慰労引当金	4
		その他	13,666
		負債合計	**18,162**
		積立金	1,720
		繰越利益積立金	1,720
		評価・換算差額等	5
		その他有価証券評価差額金	5
		純資産合計	**1,724**
資産合計	**19,886**	**負債・純資産合計**	**19,886**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	18,585	事業外収益	4
（うち本来業務）	(18,340)	事業外費用	164
（うち附帯業務）	(232)	経常損失	1,364
（うち収益業務）	(13)	特別利益	251
事業費用	19,789	特別損失	232
（うち本来業務）	(19,497)	税引前当期純損失	1,344
（うち附帯業務）	(283)	法人税、住民税及び事業税	0
（うち収益業務）	(9)	当期純損失	1,345
事業損失	1,204		

第 1 期 決 算 公 告

2026年７月17日　兵庫県尼崎市長洲東通１丁目１番１号

ヤンマーパワーソリューション株式会社

代表取締役社長　廣瀬　勝

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	41,853	流動負債	58,697
固定資産	43,088	（賞与引当金）	(845)
有形固定資産	36,051	（製品保証引当金）	(1,807)
無形固定資産	1,085	（受注損失引当金）	(214)
投資その他の資産	5,950	固定負債	6,900
		（退職給付引当金）	(2,110)
		負債合計	**65,597**
		株主資本	10,390
		資本金	90
		利益剰余金	10,300
		その他利益剰余金	10,300
		評価・換算差額等	8,954
		その他有価証券評価差額金	588
		土地再評価差額金	8,365
		純資産合計	**19,344**
資産合計	**84,942**	**負債・純資産合計**	**84,942**

損益計算書の要旨

（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	75,017	特別損失	42
売上原価	56,315	税引前当期純利益	7,009
売上総利益	18,701	法人税、住民税及び事業税	2,861
販売費及び一般管理費	12,038	法人税等調整額	△ 687
営業利益	6,662	当期純利益	4,835
営業外収益	537		
営業外費用	148		
経常利益	7,051		

第 30 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　福岡市博多区下川端町２番１号

株 式 会 社 博 多 座

代表取締役社長　大坪　潔晴

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,322	流動負債	903
現金預金	2,974	（うち賞与引当金）	(52)
売掛金	221	固定負債	1,131
その他	126	**負債合計**	**2,034**
固定資産	572	株主資本	1,658
有形固定資産	59	資本金	1,125
無形固定資産	55	利益剰余金	533
投資その他の資産	457	その他利益剰余金	533
		評価・換算差額等	201
		その他有価証券評価差額金	201
		純資産合計	**1,860**
資産合計	**3,895**	**負債・純資産合計**	**3,895**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,270
売上原価	3,738
売上総利益	1,532
販売費及び一般管理費	1,135
営業利益	396
営業外収益	51
営業外費用	2
経常利益	445
税引前当期純利益	445
法人税、住民税及び事業税	133
法人税等調整額	△5
当期純利益	316

第 36 期 決 算 公 告

2026年６月26日

福岡県北九州市小倉南区空港北町６番

西鉄エアサービス株式会社

取締役社長　木津　勇治

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,324,767
	固定資産	2,046,959
	資産合計	**3,371,726**
負債及び純資産の部	流動負債	1,364,295
	賞与引当金	405,379
	その他	958,916
	固定負債	314,124
	退職給付引当金	300,495
	役員等退職慰労金引当金	13,200
	その他	429
	株主資本	1,693,307
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,653,307
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,643,307
	（うち当期純利益）	(500,940)
	負債・純資産合計	**3,371,726**

第 15 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

石川県金沢市直江北一丁目180番地

株 式 会 社 キ セ ン サ

代表取締役　中村　孝治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	766,116
	固定資産	86,838
	合計	**852,954**
負債及び純資産の部	流動負債	67,421
	固定負債	605,215
	株主資本	180,318
	資本金	1,000
	利益剰余金	179,318
	その他利益剰余金	179,318
	（うち当期純利益）	(75,523)
	合計	**852,954**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するスカイハイク株式会社（住所石川県金沢市直江北一丁目一八〇番地）に対して当社の営む有価証券の保有・投資事業の一部を除く全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月十七日

石川県金沢市直江北一丁目一八〇番地

株式会社キセンサ

代表取締役　中村　孝治

第 65 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

長野県須坂市墨坂南三丁目９番４号

セントラル自動車販売株式会社

代表取締役　川中　一豊

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	104,351
	固定資産	66,726
	合計	**171,077**
負債及び純資産の部	流動負債	48,561
	固定負債	113,667
	負債の部合計	**162,228**
	株主資本	8,694
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,306
	利益準備金	125
	その他利益剰余金	△1,431
	（うち当期純利益）	(12,190)
	評価・換算差額等	155
	その他有価証券評価差額金	155
	純資産の部合計	**8,849**
	合計	**171,077**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車整備事業（ただし、高山支店の事業を除き、付帯事業を含む）・中古車販売事業・レンタカー事業及び保険代理店事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記及び左記のとおりです。

令和八年七月十七日

長野県須坂市墨坂一丁目一番八号

（甲）須高車輌販売株式会社

代表取締役　伊藤　雅章

長野県須坂市墨坂南三丁目九番四号

（乙）セントラル自動車販売株式会社

代表取締役　川中　一豊

第 67 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

長野県須坂市墨坂一丁目１番８号

須高車輌販売株式会社

代表取締役　伊藤　雅章

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	49,405
	固定資産	220,546
	合計	**269,951**
負債及び純資産の部	流動負債	126,407
	固定負債	83,926
	株主資本	59,618
	資本金	20,000
	利益剰余金	39,618
	利益準備金	989
	その他利益剰余金	38,629
	（うち当期純損失）	(5,664)
	合計	**269,951**

第 45 期 決 算 公 告

令和８年７月17日

静岡県牧之原市坂部3272番地１

伊藤園ティーファクトリー株式会社

代表取締役　国枝　　保

貸借対照表の要旨

（令和８年４月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,510
	固定資産	7,660
	資産合計	**12,170**
負債及び純資産の部	流動負債	1,756
	（うち賞与引当金）	(136)
	固定負債	751
	（うち退職給付引当金）	(102)
	負債合計	**2,507**
	株主資本	9,650
	資本金	300
	資本剰余金	10
	資本準備金	10
	利益剰余金	9,340
	利益準備金	80
	その他利益剰余金	9,260
	（うち当期純利益）	(381)
	評価・換算差額等	13
	その他有価証券評価差額金	13
	純資産合計	**9,663**
	負債・純資産合計	**12,170**